

平成25年6月6日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	三浦義光	9番	横井昌明
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第6 議案第36号	弥富市税条例の一部改正について
日程第7 議案第37号	弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第38号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9 議案第39号	弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第40号	平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成25年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から26日までの21日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成24年度一般会計及び農業集落排水事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成24年度事業決算に関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（佐藤高清君） 日程第4、報告第1号を議題とします。  
地方自治法第180条第2項の規定による長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 同意第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（佐藤高清君） 日程第5、同意第2号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、服部英哉氏が平成25年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名六丁目67番地、伊藤種雄氏を選任いたしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について

日程第7 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第6、議案第36号から日程第10、議案第40号まで、以上5件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、同意第2号につきまして御承認賜りまして、ありがとうございます。

次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第36号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、寄附金税額控除、延滞金等の割合等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正により、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者世帯にかかわる世帯平等割額の減額措置を延長する規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例を定める規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,609万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、土地の移動を電子データで管理ができるようにするためのシステム構築業務委託料598万5,000円、農林水産業費におきましては、トラクターなどの購入に対する補助金348万9,000円、農地防災対策事業促進協議会負担金161万円、土木費におきましては、市道境114号の道路改良工事請負費1,500万円、市道錦通り線の交通安全施設整備工事請負費850万円、教育費におきましては、桜小学校が県教育委員会から委託を受けて行う道德教育総合推進事業の報償費6万円、需要費12万円であります。

これらに対して、まず主な歳入といたしましては、国から地域元気臨時交付金9,750万円、県からの農業振興対策事業補助金348万9,000円、緊急雇用創出事業基金事業費補助金598万5,000円、道德教育総合推進事業委託金18万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金7,169万円を減額するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第36号弥富市税条例の一部改正についてでございますが、11枚はねていただきまして条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1番目として、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行うものでございます。

第2番目として、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定があった場合における固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

第3番目として、国税の見直しに伴いまして、延滞金の割合を本則14.6%の部分は特例基準割合プラス7.3%と、納期限後1カ月以内の本則7.3%の部分は特例基準割合プラス1%とすることとし、及び還付加算金の割合を特例基準割合とするものでございます。

第4番目として、個人住民税における住宅ローン控除につきましては、その対象期間を平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長することとし、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに住宅を取得した場合の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円でございますが、それに拡充するものでございます。

第5番目として、災害備蓄倉庫に係る固定資産税につきましては、課税標準を3分の2とするものでございます。

第6番目として、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例の適用を受けることができる措置を講ずるものでございます。

第7番目として、この条例は公布の日から施行する。ただし、一部については平成26年1月1日、または平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正についてと、1つ飛びまして、議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、この2つにつきましては同じ内容でございますので、議案第37号のほうで説明し、第39号の説明は省略させていただきます。

議案第37号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について、これでございますが、3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

第1に、国税の見直しに伴い、延滞金の割合を本則14.6%の部分は特例基準割合プラス7.3%と、納期限後1カ月以内の本則7.3%の部分は特例基準割合プラス1%とするものがございます。

第2に、この条例は平成26年1月1日から施行し、改正後の規定は平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用するものがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

国民健康保険の加入者で75歳になられた方、一定の障害のある方は65歳以上というふうになりますが、後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その世帯が単身の世帯になる場合には、5年間は特定世帯として医療分と支援分に係る平等割が半額となっております。これは従来どおりでございました。

さらに、その後3年間は特定世帯が特定継続世帯ということで、この平等割額が4分の3の額になるものがございます。この軽減の取り扱いに該当する世帯が所得が少ないことにより、低所得者の方に対する軽減制度に該当する場合につきましては、平等割額の半額、または4分の3となる額にそれぞれの割合、7割、5割、2割の軽減がございましたが、さらに軽減されるということがございます。

3枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第5条の2でございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の従来特定世帯の平等割額、これが2万2,000円というふうになっておりますが、この現行の制度はそのまま、新たに特定継続世帯として引き続き3年間継続し、平等割額の4分の3という額になるものがございます。2万2,000円の4分の3、1万6,500円というふうになるものがございます。

以下、同様でございますので、個々の説明は省略させていただきたいと思いますが、簡潔に申し上げますと、それぞれの条文の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額は現行どおり、従来どおりでございまして、特定継続世帯を新たに設けまして、平等割額の4分の3の額になるというものがございます。

附則。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は平成26年1月1日から施行する。

適用区分、第2項、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に定めるものを除き、改正後の弥富市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、新条例附則第15項の規定は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案5件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明

平成25年6月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 10番 | 堀岡敏喜 | 11番 | 炭竈ふく代 |
|-----|------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○11番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして、1点目に期日前宣誓書の簡素化について質問をいたします。

昨年12月16日に衆議院選挙が行われました。また、本年7月には参議院選挙がございますが、投票日当日にさまざまな理由で投票に行けない方々の期日前投票の利用者がふえていると聞き及んでおります。

本市における期日前投票の方法については、期日前宣誓書に期日前投票の事由、氏名、住所などの必要事項を記入し、投票所の職員に記入済みの宣誓書を渡し、選挙人名簿の照合を受けて、投票用紙が交付され、投票が完了いたします。こうした様式について、どうも期日前投票に行きにくいという有権者の方々は、受け付けの手續に煩わしさを感じたり、中には、投票所の雰囲気や職員の前での書き込みに緊張するといった声をお聞きします。高齢者や障害を持つ方にとってはさらなる御負担を強いることになるのではないのでしょうか。

このような事態の解消を図るため、何点かお尋ねをいたします。

初めに、期日前投票を利用する方が増加の傾向にあるように思いますが、弥富市におきましての昨年12月の衆議院選挙を初め、ここ何年か、何回かの選挙におけるそれぞれの投票率をお示しいただき、またそれぞれの期日前投票者数とその利用率についてお聞かせいただき

たいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） おはようございます。

御質問いただきました期日前投票の動向につきまして、過去3年間に行われましたもろもろの選挙の投票率及び選挙の内訳として、期日前投票を利用された方の投票者数、投票率、期日前投票の利用率を御答弁させていただきます。

平成22年7月11日執行、参議院議員通常選挙におきましては、投票率59.63%、内訳として、期日前投票の利用者3,623人、投票率10.46%、利用率としては17.54%になります。

続きまして、平成23年2月6日執行、愛知県知事選挙におきましては、投票率51.67%、期日前投票の利用者は2,656人、この投票率は7.69%、利用率としては14.89%でございます。

23年4月10日執行、愛知県議会議員一般選挙におきましては、投票率49.54%、期日前投票の利用者としましては2,302人、この投票率は6.68%、利用率は13.48%でございます。

24年2月12日執行、弥富市議会議員一般選挙におきましては、投票率58.27%、内訳として、期日前投票の利用者は3,062人、投票率は8.89%、利用率15.26%でございます。

平成24年12月16日執行、衆議院議員総選挙におきましては、投票率59.85%、期日前投票利用者は3,463人、この投票率は9.95%、利用率16.63%でございます。最近の動向といたしましては、期日前投票の利用率は増加傾向にございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 期日前投票の利用率が増加傾向にあるということで御答弁をいただきました。

次に、より市民に利用されやすい期日前投票のあり方について質問いたします。

全国的にも期日前宣誓書をあらかじめ事前に記入ができるよう、入場券の裏面に期日前宣誓書を印刷し、事前に配付をしている自治体がふえていると報道もされております。

私は、以前より議会質問でこの様式の導入を要望してまいりました。宣誓書を事前に配付することにより、投票者においては、投票所で記入するという手間を省くことができ、さらには、住所確認などの職員の事務も軽減されるなど、効果も大きいと思います。

県内の幾つかの自治体でも導入をされていますし、名古屋市を初め、近隣市町では既に津島市や愛西市、また蟹江町もこの方法を取り入れており、有権者の皆様に大変喜ばれているとお聞きしております。

いよいよ選挙運動時におけるインターネットの使用も解禁される中、公職選挙法の改正など、選挙制度が変わる節目ともいべきこのときに、本市におきましても、住民サービスの向上を考慮し、投票入場券の裏面に宣誓書の様式を印刷する方法をぜひとも導入すべきと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員にお答えをさせていただきます。

期日前投票の宣誓書の様式の件についてでございますが、先ほど担当課長から、最近の選挙における期日前投票の進捗状況について御報告をさせていただきました。

最近になって、非常に選挙に対する関心等も深いわけでございますけれども、非常に期日前投票をされる方が多くなってまいりました。また、選挙管理委員会の考えといたしましても、各選挙の投票率を高めていくという目標があるわけでございます。こうした考え方において、私ども弥富市も期日前投票の受け付け手続の簡素化については従来から進めてきたわけでございますが、期日前投票が市役所1カ所というような状況もございまして、大変混み合う場合もあるわけでございます。

本市といたしましても、7月に行われる予定の参議院議員の通常選挙から期日前投票の宣誓書の様式を投票所入場券の裏側に印刷する方法を導入してまいります。有権者の利便性の向上に努めていきたいというふうに思っております。投票所におきましては、氏名と生年月日を記入していただき、宣誓書の該当項目についてチェックをしていただくという形で簡素化を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま市長より、この7月の参議院選挙から導入をされるという御答弁をいただきました。投票率アップにもつながると思いますし、また有権者の皆様にも大変喜んでいただけるものと思います。

続いて、その投票入場券の郵送方法についてお尋ねをいたします。

現在、有権者に対し、投票入場券を個々に郵送していただいておりますが、家族内でも到着日が違うケースがあり、例えば両親の入場券は届いたんだが、子供の入場券がまだ届いていないんですというように、同一世帯であっても到着日にばらつきがあることで、発送してもらっているだろうか、また投票日に間に合うだろうかなど心配になり、相談をお受けすることがあります。今後、こうしたことがないよう改善を図るべきと考えますが、市はどうお考えになりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 投票入場券の送付方法について御答弁をさせていただきます。

選挙管理委員会では、議員御指摘のように、今日まで投票所入場券はお1人ずつはがきでお送りをしていまして、地域、世帯ごとに順番に並んだ状態でまとめて郵便局に持ち込み、家族内が同日に到着するように発送をしておりました。郵便局におきましても、地域、世帯

ごとに同日に到着するように作業をされておったわけなんですけれども、郵便番号を機械で読み取り、区分けをされる際に、自動分類されない、はじかれてしまう入場券はがきがあるようでした。その方の入場券はがきは手作業によって区分けをされますので、別便となり、同一世帯でも到着日が異なることがございました。

今後、このような御心配、御迷惑をおかけすることがないように、世帯ごとに入場券はがきを一つの封筒にまとめて入れ、発送するよう方式を改めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 事前の宣誓書の配付の件や、ただいま御答弁をいただきました一つの封筒に入れるという郵送等、そうしたことに關することなどは、来月には選挙でございますので、どうか市民にわかりやすいように、選挙便りやホームページなどで内容を周知していただくことを要望し、次の質問に移ります。

2点目に、外国人への日本語教育について質問をいたします。

経済の国際化、グローバル化の進展に伴い、日本で生活する外国人が多くなっています。弥富市も多くの外国人の方の転出入や居住される方も多いかと思えます。それに伴い、就学前児童や小・中学校該当の児童・生徒数も多くなっていると思えます。

そこで最初に、弥富市内の外国人の状況についてお尋ねをいたします。

旧弥富町、旧十四山村が合併をした平成18年度と今年度、25年度の比較人数と、またゼロ歳から14歳までの就学前人口の比較についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 炭竈議員の御質問の弥富市の外国人の状況についてお答えさせていただきます。

平成18年4月の合併時には、弥富市の人口は4万3,663名で、そのうち外国人の方が1,204名で2.8%でした。平成25年4月末現在での人口は4万4,576名で、そのうち外国人の方が1,193名で2.7%です。

ゼロ歳から14歳の外国人人口は、平成18年の118名から平成25年には131名にふえ、そのうち、いわゆる就学該当者の6歳から14歳の人数は60名から74名へ14名の増となっています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきまして、ことしの4月末現在の外国人の人数が1,193人ということですが、弥富市が合併してから7年がたちます。その間、多少の増減はあったかもしれませんが、市内の外国人全体の人数はほとんど変化がないようです。この間の日本のデフレ経済状況を考える上で、外国人居住者が減少するとも言われておりました。しかし、経済状況にかかわらず、外国人居住者の変化が少ないということは、市内で

は外国人の定住化が進んでいるものと言えるのではないのでしょうか。

このような状況を考えますと、弥富市は、日本人と外国人が協働して地域を支え合う多文化共生社会を目指していくことが必要であると思います。

国籍や民族などの異なる人たちがお互いの文化的な違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支えながら、ともに生きる、安心・安全で活力ある社会を目指すという理念かと思っています。

そこで、実現に向けた弥富市の取り組みについてお尋ねをいたします。

1つ目は、市では行政案内、行政サービスの手続文書について、外国語表記や外国語表記の文書を用意されているものもありますが、まだまだ不十分かと思っています。特に成人の外国人の場合、言語が不自由なことで必要な行政手続がおくれる問題だけではなく、価値観や文化の違いから来る行動が地域でのコミュニケーション不足につながり、地域で誤解が生じる大きな原因となっているのではないのでしょうか。

これらの解決策としましては、案内文書の外国語表記を拡大していくとともに、外国人自身の情報収集やコミュニケーション能力を高めるため、日本語講座などのサポートが必要かと思っています。

そこで、こうした問題に対し、本市としましてはどのように対応していかれますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 外国人への日本語教育についてお答えさせていただきます。

庁舎内の外国語案内表記については、他市の庁舎の状況を参考に、新庁舎の建設時に反映されると思います。

文書の外国語表記については、市ホームページでは英語とポルトガル語の表記がありますが、他の文書でも徐々に改善されてきています。

児童・生徒は、学校生活の中で日本語の理解力は向上してきていますが、保護者の日本語への理解力は、収入が主目的で、日本での長期の滞在を考えていないなど、困難な事柄が多いのが現状です。

日本語講座の開設につきましては、個々の外国人の考え、国柄にもよりますので、慎重に対応しなければならないと考えています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 日本語講座が難しいということであれば、外国人もターゲットを絞るとかで現況を把握し、また調査とともに、今後も実現に向けて取り組んでいただきたいと思っています。

続いて、教育現場の支援も切実な問題だと思います。日本語指導が必要な外国人の児童・

生徒数は、文部科学省の2010年度の調査によりますと、全国の公立の小・中・高校などで2万8,500人を数え、10年前の1.5倍に増加とあります。

国際結婚の増加に伴って、家庭で使う言語が外国語などの理由から、日本国籍でも日本語がわからない子供もふえ、2010年度は5,500人と、10年前の3倍になっていると報道がされております。

外国人の居住者数の増加に伴い、日本語で日常生活が十分にできない、または日常会話ができて学習活動への参加に支障が生じるなど、日本語指導が必要な外国人児童・生徒は本市においても年々増加傾向にあるかと思えます。小・中学校においては、教員と児童・生徒、また教職員と保護者との言語の違いによるコミュニケーション不足により、授業などにおける教育活動や家庭への連絡が円滑にできないなど、課題のある学校も見られるのではないのでしょうか。

先日、新聞報道で、一宮市ではことしの春から国際交流協会のボランティアの皆さんが外国人の子供たちのために寺子屋いちみんといった教室を開設し、学力向上に向けた学習支援を行っているということがございます。

そこで、学校区により対象生徒数の違いなど、地域により実情はさまざまであると考えますが、本市において、外国人児童・生徒の日本語指導については、教育委員会はどのような対応を行っているのか。小・中学校の現況を含めて、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 教育現場における外国人児童・生徒への対応についてお答えさせていただきます。

外国籍の児童・生徒の転入の多い学区では、当初は日本語によるコミュニケーション能力が不十分な子供たちがいます。市内の14歳未満の児童・生徒は10カ国131名で、人数の多い順に、国別では、ブラジル国籍の方が67名、フィリピン国籍の方が19名、パキスタン国籍の方が11名、アフガニスタン国籍の方が11名、韓国国籍の方が8名、中国国籍の方が7名、ネパール国籍の方が3名、アルゼンチン国籍の方が2名、イタリア国籍の方が2名、ペルー国籍の方が1名です。

外国人の方は就学の義務はありませんが、毎年1月下旬ごろ、小学校新1年生に就学通知を出す際に、市内在住の外国籍の方には直接就学意思の有無について確認をしています。

日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は、小・中学校合わせて23名です。小学校では、弥生小学校が17名と最も多く、次に日の出小2名、桜小、白鳥小が各1名で、21名です。中学校では、弥富中、弥富北中が各1名で、2名でございます。

母国語別では、フィリピン語が11名と最も多く、次いでポルトガル語の9名とその他でございます。

対応方法は、学校により異なりますが、最も多い弥生小学校では、外国人語学指導のため教員の加配があり、教科により特別な指導をしています。また、県からの語学相談員による訪問指導や市の外国人英語指導助手を活用して対応しています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 日本語の土台ができていない外国人の子供たちを対象にした日本語指導について、文部科学省は2014年度から正式な授業に位置づけるとし、これまで各自治体や学校頼みであった日本語指導は内容も支援体制もばらつきがあることから、自治体や学校間の格差を縮める意味で、正式授業の位置づけということで示されています。

そこで、お尋ねをいたします。他の市町では外国人への日本語教室を開設し、地域とのコミュニケーションの向上に努力されているところもありますように、本市においては、今後、国際理解についてどのような方向で進まれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 学校につきましては、議員御指摘のように、文部科学省が日本語指導が必要な児童・生徒に対する特別の教育課程のあり方などについての審議結果がことしの5月末に出されました。今後はこの指導計画に対応していくことになります。

また、今後の学校以外での国際理解については、案内板や各種刊行物への外国語併記や市役所窓口での対応の充実に努めることが重要だと思います。

日本語教室開催につきましては、場所と講師の確保とともに、対象者のニーズに合った教室、例えばごみ処理ルールに関する資料を教材として使うなどして、開催していくことが重要と考えます。これらの問題点が解決できるよう努力していきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今後も市、そして教育委員会、ともに協力して、この問題に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に小坂井実議員、お願いします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震最終報告について、もう一つは、弥富市の地場産業についてお尋ねをいたします。

去る5月28日、内閣府より南海トラフ巨大地震対策の最終報告がありましたが、その中、南海トラフで起こる大地震を現在の手法で予知することは困難であると発表されました。予想はしていましたが、やはりそうだろうなというのが私の感想であります。

伊勢湾台風を思い起こすとき、また以後の地盤沈下を加えれば、弥富市はもとより、海部

西部ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下で、一度海水の浸入を防ぐことができないような災害が発生したならば、五十数年か前の伊勢湾台風の何倍もの被害が出るのが予想されます。

当地方で起こるであろう液状化現象が、海岸堤、あるいは木曾川堤防で起きないとは誰も言えないと思います。そこに津波が襲ってきたならば、防ぎようがないと思います。

10年以上以前だったと思いますが、北海道の石狩川の堤防が、液状化により長いひび割れができ、高さが半減したカラーの新聞報道を記憶している人もあると思います。想定外の東日本大震災、あの災害が発生する以前から、私は国道1号線、尾張大橋下流の木曾川堤の高さと断面積不足を指摘してまいりました。幸いにも内側に高い防潮壁が建設され改善されました。しかし、排水樋門、港、1号線、近鉄、JRなど、その部分の不安を残したままであります。

同報無線ができたとき、支柱に海拔ゼロメートルの表示を提案し、当時、答弁の中に、市民に不安を与えるといけないので公共施設内の支柱のみに表示をしていただきました。東日本大震災後には、皆に知ってもらい、自覚していただくとの考えから、全ての支柱に表示がされました。災害前と災害後では市側の思いが変わったと思えばよろしいのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今回、内閣府から最終報告という状況の中で、第3回目の南海トラフ大地震についての発表があったわけですが、それ以前に少しお話をさせていただきたいわけですが、復旧ができて、復旧・復興が行われているわけですが、なかなかその復旧・復興が進んでおりません。

私ども弥富市の職員も昨年の10月から宮城県仙台の郊外に職員を派遣し、現地の皆様方の応援をさせていただいているところでございます。工事等におきましても、その入札においては不調が多いという中で、いわゆる入札工事が進められていないというのが現状というふうに報告を受けております。

私たちは、東日本大震災から多くのことを教訓として学び、その課題を一つ一つ時間をかけ、丁寧にクリアをしていかなきゃならない、そんなことであろうかと思っております。市民、住民の皆様と一緒に防災・減災に取り組んでいく覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、内閣府の南海トラフの巨大地震という形の中で最終報告が出たわけですが、1回目は32万人の犠牲者が出るであろう。そして、2回目の報告では、その経済的な被害は220兆円にも及ぶ、いわゆる国家予算の2倍にもなるというような状況でございます。そし

て、第3回目における、この報告においては、いわゆるトリアージ、緊急避難度判定ということが述べられておるわけでございます。

こうした状況の中において、我々としては、市民の皆様にもそのさまざまな南海トラフの大地震における問題についてしっかりと意識をしていただかなきゃならないというふうにいるところでございますので、そのような形で市としても対応した次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この地域は、降った雨、田んぼに入れた水、また使用した水道水、全て排水機に頼らなくてはいけない。最終報告のポイント5項目のうち、4点について、あつてはいけないことですが、最悪の災害を想定し、質問をしたいと思います。

つまり地震、あるいは津波、高潮、そして集中豪雨なども考えられますが、水害にまで至ってしまった場合の想定をして質問をいたします。

1番に、避難者のトリアージについてお尋ねをいたします。

トリアージとは、本来、大規模災害時、けがの症状により、救急隊や医師等により治療の優先順位を決定し、治療に当たることを指すものですが、被災が軽い人には帰宅を促す。これも優先順位で選別すればトリアージということなのかと思います。地震の場合、余震が続く。たとえ倒壊を免れたとしても、その家の中で暮らせるものなのか。しかし、この当地に例えれば、水害のときは弥富市全員被災者であり、避難民となることが考えられますが、そのようなときの対応は市側はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今回、内閣府の第3回目の発表につきましては、トリアージということが報告されておるわけですが。そのほか、議員おっしゃるような4項目ほどあるわけでございますけれども、私は、避難をする前に、市民の皆様にもお考えをいただきたいわけでございますが、マグニチュード9、震度6ないし7というような状況においては、相当な地震のエネルギーでございます。とてもその地震がおさまるまでは避難をすることは不可能であろうというふうに思っております。よって、自助という状況の中で、自分の命は自分で守るという形の中で、まず自分の部屋を見ていただきたい。私は、いろんな形の中でこのお話をさせていただくわけでございますけれども、東日本大震災から部屋のレイアウトが変わった、あるいは家具にはしっかりと固定をするような、いわゆる転倒防止がされている。部屋の出入り口、あるいはドアの近く、そして玄関の出入り口というところにおいては大きなものを置かない。そうでないと、地震が続いている間に家具、あるいは大きなものにつきましては転倒してしまつて、外へ出ることができない。外へ出て初めて避難という形がとれるわけでございますので、そのようにぜひ努めていただきたいということをお願いしているわけでございます。耐震補

強、あるいは家具類の転倒防止、そういったことについてもお願いをしたい。

そして、避難所へ避難者の方が逃げ込むわけですが、いわゆる避難所の中において、私たち、例えば行政だとか、あるいは地域の区長さん等にもお手伝いをいただくわけですが、あなたは高齢者、障害者だから、避難所において受け入れることができますよ。あなたは健常者ですからお断りしなきゃならないというようなことについては到底言えるものではありません。そういう状況の中においては、全ての人に、それぞれ私どもの指定した、あるいは市民の皆様が自分でこういうところに避難しようというところについてはまずは避難をしていただきたい。

そして、少し落ちついた段階において、災害弱者と言われる高齢者であるとか、あるいは身体に障害をお持ちの方につきましては、市が指定をする総合福祉センター、あるいは十四山の福祉センター、輪中の郷、長寿の里等々にそれから移動していくというような状況をつくり上げるのが本意であろうというふうに思っております。

それと同時に、避難をする際にお願いをしたいのは、数日分のしっかりとした食糧を事前に自分で準備をしていただかなきゃならないということもお願いをしておきます。もちろん行政の仕事として、皆様方の最低の食糧等、あるいは水等におきましては用意をするものでありますけれども、これが今回の東日本大震災の大きな教訓の一つでもあろうというふうに思っておりますので、ぜひとも御協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 今、市長が言われました家具の転倒防止、市長は事あるたびに市民に向かって、「家具の転倒防止をやってみえますか」「防災対策してみえますか」という質問をされてみえます。しかし、30人、40人の中でも手が挙がるのは1人か2人、多くて3名ぐらいの手しか挙がらない。災害復興よりも防災にかかる費用は何分の1かで済むと。足りると言われています。一たび災害が起きる前に、防災に力を入れていただきたい。

例えば転倒防止には、突っ張り棒とかL型金具とか、ぜひ1組ぐらい市民に見本として配り、自治会にお願いをして、皆さんに取りそろえていただくような手だてを市長はするお考えはございませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

先ほど申されました国の最終報告の後に、愛知県から市町村別の被害想定が出ております。この想定でございますけれども、いわゆる南海トラフの巨大地震の被害想定に基づいておりまして、昨年8月29日に内閣府が発表したものを各市町村別にどのぐらいの被害が出るかといった形で出た数字でございます。

この前提となりますのは、堤防を津波が超えた場合において堤防が破壊されるという前提になっております。堤防の沈下につきましては約50センチといった形になっております。

その結果を見ますと、弥富市において、居住地への津波被害というのはほとんどないという形になっております。死者について申し上げますと、屋内の落下物等も含めまして、建物崩壊による死者が200名という形になっております。また、そのほかのものについてはごく少数ということで、数として上がっていないというのが現状でございます。この想定からいたしましても、耐震補強をして、家具固定ができていれば、死者は大幅に減少するというのが容易に推測できるところでございます。

PRの方法でございますけれども、先ほど見本を配ってという話もございましたけど、なかなかたくさんのものであるというのは難しいところもあると思いますので、自主防災会などで見本として使っていただけるように何組かを用意させていただいて、それを貸し出して見ていただきたいと思っております。ちょっと器具の取りまとめというところまでは考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

また、家庭内備蓄というのは大変必要なことだと思っております。さまざまな機会を捉えまして市民の皆様方に備蓄の重要性についてお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自主防災組織を通じて、あるいは自治会を通じて、ぜひPR、あるいは見本を見てもらうなり、ぜひ力を入れていただきたい。

それから3番目に、公共施設の計画的移転というものがありませんでした。6月2日の中日新聞には、田原市では小学校3校を高台に移転統合する記事が掲載されました。

しかし、弥富市には高台はどこにもなく、望むことはできませんが、1点だけ、新庁舎の敷地は海拔プラス・マイナス・ゼロとの報告を受けています。ただし、免震機能保護のため防水壁を設けるとのことが報告されていますが、なぜプラス・マイナス・ゼロにこだわるのか。弥富中学校、あるいは日の出小の運動場がプラス・マイナス・ゼロ、海拔ゼロメートルということになっておりますが、高台がないのだから、思い切り敷地をかさ上げるより道はないのではないかと思います。市側の答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎の敷地のかさ上げと、それから防水壁、防潮板についての御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

本市新庁舎の1階フロアの高さは、浸水対策としまして、海拔ゼロメートル、東京湾平均の海面でございますけれども、これより150ミリでありまして、庁舎前の歩道面よりはプラス1.2メートル高くなるように設定をさせていただきます。

議員御指摘のように、1階フロアの床レベルを本市の地形の特性から思い切り高くできるとよいのですが、玄関に通じるスロープの勾配が、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例で15分の1以下にするように基準が定まっております、高低差1メートルに設置するスロープは、中間に1.5メートル以上の踊り場スペースが必要となってまいりますので、最低でもこのスロープが16.5メートル以上の長さとなります。

このように、周辺道路の高さと1階フロアの高さの差を大きくすると、バリアフリーの観点から、その高低差を解消するために長大なスロープの設定、またはつづら折りのスロープの計画が必要になってしまいまして、アプローチがしにくい庁舎となってしまいます。

新庁舎1階フロアの高さは、スロープの構造基準から現在の計画高が来庁者に優しいアプローチとなり、防災上や低層部の平面を最大限に生かした床の高さになると考えております。

次に、各玄関の出入り口部分に設置する防水壁、防潮壁でございますけれども、これにつきましては、免震構造保護のためではなく、1階フロアの高さの設定、庁舎前の歩道面よりプラス1.2メートルの高さを超える浸水時に庁舎内への浸水を防ぐ目的として防潮壁を設置する計画でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 私の勘違いの部分も一部あったかと思いますが、その前に、例えば前の道路自体から上げてくるとか、周りの住宅地に問題がなければ、前に面した道路自体からかさ上げして、スロープの角度に合わせて、少しでも高くなることを考えてみてください。

じゃあ次に移ります。

4番目に、ハードアンドソフト両面の防災対策ということで、ハード面は国・県・市の管轄で、防災道路の完成を早急に実現していただきますよう要望しておきます。

ソフト面で、自主防災組織の全地区立ち上げと防災組織での備蓄に本腰を入れていただきたい。最終報告では1週間分の備蓄をとのことでありますが、各家庭で備蓄場所、すなわち災害に遭わない、受けない安全な場所というのはなかなか見つけがたいし、更新に限界があるように思います。防災組織単位で高さのある堅牢な防災倉庫ができるなど、心強い防災に力を入れていただきたいのですが、現在、防災倉庫の新設はできるんですが、高さのある、しっかりした、災害に遭わないような防災倉庫ができたらいと思いますが、市のほうはどのようなお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、自主防災会につきましては、全地区で50地区で結成されております。ことしに入りましても、数地区でございますけれども、相談を受けておりますので、まず防災会の設立と

いったことがまず一つの課題かと思っております。

また、防災組織での備蓄に関しましては、資器材については、御存じのように自主防災会に対して年間50万円を限度とした補助制度の活用をお願いしてまいります。

議員御指摘の防災倉庫に関してでございますけれども、これはなかなか難しい問題かと思えます。市のほうで現在、津波高潮緊急避難場所という形で、そういったものに耐えられるというものになりますと、鉄筋コンクリートですとか、鉄筋・鉄骨コンクリート造といった形でかなり高価なものになってしまうということで、各自主防災会に対して、そのようなものをお願いしていく、ないしは市の補助金でそれを賄っていくというのはなかなか難しい面もあるのかなというふうに感じております。

今回発表されました1週間分の備蓄という点でございますけれども、これは従来の災害予想よりもかなり大きなものになっているといったことで、公的なものが機能するまでの時間がこれまでの想定よりも長くかかる。3日から1週間程度になったということによって、なったものだと思っております。

食糧などにつきまして市で行うことは、まず備蓄する場所の問題もでございます。7日分という形になりますと21食分ですか、それだけのものを置く場所というのがまず一つ問題になってまいります。それから、更新による多額な費用の負担もでございます。現在、市としまして、1人1食分程度の備蓄しかないわけでございますけれども、それでも年間に200万円以上の更新のお金がかかっており、これの21倍のお金がかかってくるという形になってまいります。また、それ以上に、実際に発災した段階で、必要とする人に災害直後に適切にお配りすることができるかといったことも問題になってまいります。

そういったことも総合的に考えまして、今回の報告にありますように、自助というものが非常に大切になっております。個人としての備蓄といったことをお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 個人で1週間分の備蓄をというのもかなり難しいことであって、また例えば更新に関して、非常に手間暇、あるいは費用がかかるのではないかと。しかし、復興よりも防災、ぜひ市のほうも、もちろん一般の家庭でも心がけていただきたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長、追加答弁。

○市長（服部彰文君） 申しわけございません。追加答弁させていただきます。

先ほど私どもの防災安全課長のほうが、自主防災組織の今現在設立されている団体は50という報告をさせていただきました。弥富市には72の自治会があるわけでございますけれども、そのうちの50ということで、まだまだ100%にはほど遠いわけでございます。今年度中に私

どもが地域の自治会の皆様に区長さんを通じて御相談をさせていただきたいということを思っております。ぜひ自主防災会を設立していただきたいという中で、市のほうとしても応援をさせていただきながら、設立されていない段階における自治会に対して御相談を申し上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ自助という部分をお考えいただきまして、皆さんに防災組織を立ち上げていただきたい。私からもお願いをいたします。

それでは、2番目の弥富市の地場産業について伺いをいたします。

弥富といえば金魚。長い伝統と卓越した養殖技術、産卵から稚魚、選別を繰り返し、優美な姿・形の成魚の泳ぎは夏の暑さを忘れさせてくれます。新しい品種もふえ、展示会場も年々増加し、金魚養殖のますますの発展を願っております。

定着した弥富の金魚ですが、目を転じ、金魚以外、何が弥富にはあるのかと。まず1番に、弥富市の誇れる工業製品、工業技術があれば教えていただきたい。航空産業は別にして、木曾岬町には、注文しても1年以上待たないと手に入れることがかなわぬフライパンの製造メーカーがあると聞きました。消費者に直接弥富市の催しで販売できる工業製品メーカー等はないものですか。東日本大震災の陸前高田市奇跡の一本松、幹の防腐処理の依頼を受けた弥富市の弥富製材、製材技術、木材のプロとして依頼が来たと思われます。ぜひとも催しの中にビデオ紹介等のコーナーを設けていただきたいと思います。ほかにも我が社こそと手の挙がる会社があるかと思っておりますので、呼びかけていただきたい。そのような会社が弥富市にありますか。ぜひ教えていただきたい。御答弁をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

弥富市の地場産業についてということで、弥富市の誇れる工業製品、工業技術についてということで、陸前高田市の奇跡の一本松保存プロジェクトに参加されました事業所の記録ビデオを、ビデオ紹介コーナー等を設けて紹介していただきたい。また、他の事業者にもこのような呼びかけをしていただきたいとの御質問でございますので、お答えさせていただきます。

本市の地場産業といえば、金魚養殖でございますが、この特産であります弥富金魚にスポットを当て、観光というキーワードで情報発信及びPR活動により地場産業の振興を図っているところでございます。

先ほどの御質問のように、奇跡の一本松保存プロジェクトのビデオ紹介コーナー等につきましても、観光というキーワードで情報発信してまいりたいというふうに考えております。弥富市の観光協会主催の春まつり等で紹介ブースができればというふうに考えております。

この奇跡の一本松保存プロジェクトに参加されました本市に事業所があります事業所の方、またこのプロジェクトを担当してみえます陸前高田市の都市計画の担当者の方にお電話で伺わせていただきましたが、この保存プロジェクトは奇跡の一本松保存事業として委託をしており、まだ事業期間中とのことでございました。ビデオの貸し出しについては、細かい制約等がございますので、その辺がクリアできれば、貸し出しをしていきたいというふうに御先方さんは申されておりました。

お借りすることができれば、弥富市観光協会及び春まつり実行委員会主催のイベントでありますやとみ春まつりの事業計画に提案してまいりたいというふうに考えております。

また、他の事業者呼びかけてということですが、弥富市観光協会を組織する関係団体には、弥富市商工会、弥富金魚漁業協同組合、あいち海部農業協同組合を初め、10団体で構成しておりますので、他の事業者にも周知はできるものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ弥富にすばらしい産業があるということのPRに努めていただきまして、商工観光課もますますお骨折りを願いたいと思います。

同じ内容ではございますが、職人、たくみと呼ばれるような技術を伝承した人について伺いをいたします。

毎年、尾張名古屋の職人展と銘打って、24年度はオアシス21銀河の広場にて3日間開催され、昨年で29回を数える催し。そこへ機械一式を持ち込み、参加されている木地師、以前はろくろ師と言われておりました職人が弥富に見えます。機会あるならば、実演参加してよい旨を伺っておりますが、ぜひ参加ブースを確保していただきたいのですが、いかがでしょうか。例えば春まつり、あるいは健康祭り、ぜひお考えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えさせていただきます。

職人、たくみの紹介についてということで、尾張名古屋の職人展に参加されました弥富市在住の木地師さん、少し聞きなれない言葉でございますが、先ほども言っておられましたろくろ師、ろくろを用いて、わんや盆などの木工品を加工する職人さんのことだそうでございます。この職人さんの実演参加ブースを確保していただきたいとの御質問でございますが、職人のわざを広く紹介することにより、市民生活との結びつきを深め、技能についての理解と尊重機運の醸成が図ればというように思っております。

私たちの生活の中にはあらゆる分野に職人のわざが生きております。職人のわざには、機械では代替できない創造力があるというふうに考えております。素材に命を与え、手づくり

の温かさがあり、それがまた魅力でもあるというふうに思っております。

弥富市在住の木地師さんに会って、手づくりの作品といたしますか、商品を何点か、バットだとか、ペン立て、靴べら、椅子、一輪挿し等を見せていただきまして、話を伺ってまいりました。弥富春まつりで職人のわざとしての実演を見ていただければというふうに木地師さんが言ってみえましたので、弥富市観光協会及び春まつり実行委員会の春まつりの事業計画に提案させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ弥富の市民の皆様にも、こういうたくみというか、職人さんが見えますということを紹介していただきますと同時に、商品、あるいは製品の展示もぜひ一緒をお願いして、職人のわざを見ていただきたい。どうぞよろしく願いをいたします。

3番目に、農業分野の特産品についてお伺いいたします。

飛島のネギ、ハウレンソウ、愛西市、立田のレンコン、市として推薦するものは何でしょうか。旧十四山の特産品は何ですかという問いには、米であると。あいちのかおりであると、そのような答えしか出てまいりませんでした。

弥富市は今後、何の生産を拡大すべきか。また、推薦する特産品があれば、市としてお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富の農産物、今後何の生産を拡大すべきかという御質問でございますけれども、まず弥富市の現状でございますが、弥富市の主な農産物といたしましては、米、麦、大豆、トマト、ナス等で、これらの収穫量につきましては、米が5,960トン、県下9位でございます。小麦が1,340トン、同じく県下5位でございます。大豆が622トン、県下4位、トマトにつきましては3,270トン、県下4位、ナス697トン、これも県下4位でございます。米、麦につきましては23年産、大豆、トマト、ナスについては22年産でございます。

この中で、特にトマトにつきましては、平成21年度にJAがトマトの選果機を導入いたしまして、出荷作業の省力化や産地体制の強化など、力強い産地形成を目指されております。

また、今年度、国の施策といたしまして、新たに戦略作物であります大豆、麦の生産拡大を図るために、大豆・麦等生産体制緊急整備事業が始まっておりまして、こうした現状を踏まえまして、市といたしましては、今後も国の経営所得安定対策の推進や市内で生産されます各農産物の品質向上、生産拡大により農家の経営が安定するよう、関係機関とともに指導、助言ができればと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁させていただきますけれども、今、担当課長から、弥富市の農産物についての出荷の量につきまして、また県下における位置づけについてお話をさせていただきましたけれども、麦、大豆というのは、転作奨励金という中で、10アール当たり7,000円の転作奨励金を市独自の補助事業という形で奨励をしているわけでございますけれども、私は、トマトというのが、この愛知県下で4位という位置づけは非常に意義があるなあというふうに思っております。

そして、私なりに調べさせていただきましたら、たくさんトマト農家があるわけですが、後継者が見えるということです。約70%以上のトマト農家の方がいわゆる後継者が見えて、長男の方、次男の方というような状況の中で生産をさせていただいているということだと思います。これは、やはりこれからトマトを栽培して、反当たりの収穫を上げていく、あるいは面積をふやしていくというようなことが希望として大いにあるというふうに思っております。その売上高は8億円を超えるという状況になってまいりました。そういう状況の中で、私どもとしては、このトマト部会だとか、いろんな組織があるわけでございますけれども、しっかりと注視をしていきたい。また、市としても、いろんな補助政策というものについて考えていきたいというふうに思っております。やはり後継者が見える産業というか、そういった農産物については確固たる地位が築けるのではないかとということで、今後のトマトの生産量についてもしっかりと注視していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 市長の言われたように、米、麦、大豆はオペレーターの代表的な作物でございますが、トマト、ナスとか、他の農産物はそのように結構順位的に高くて、後継者が見えると。これは本当に心強い部分でございます。

それに関しまして、一般の農家というのは、規模が小さく、後継者はほとんどいないと。高齢者ばかりでやっておるといふ今の米農家でございますが、自民党の農家所得倍増計画、現在、10アール1万円にも利益がならないという現実を倍増していただいても、なかなか力は入らないということも含めまして、今の米農家、先では後継者がいないと。皆、オペレーターにお願いする時期が参っております。なくなりはいませんが、農家としての数は非常に減ると。そのときにはオペレーターが逆に言ったら足りなくなるような現実が出てまいると思いますので、その点も市のほうでぜひつくっていただいて、オペレーターの不足ということのないように、草が生えて、ほかってしまうような田んぼとして残さないように、どうか御努力いただきたいと思っております。その点、農政課のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高次君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 現在、農業オペレーターが弥富地区、十四山地区で約20名ほど見

えます。先週、政府の成長戦略が閣議決定されまして、その中でも、担い手に農地を集積していこうと。今後、10年後には、今現在48%ほどだと思いますけれども、それを80%まで伸ばしていこうということが決定といたしますか、そんな方針になっておるところでございます。

市といたしましても、今後、オペレーター中心に、後継者の問題もしかりですけれども、拡大していくよう、市としても推進したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自分も含めて、今現在は農作業委託のみでございますが、先では全面委託と。利用増進、あるいは利用権設定ということでお願いする時期が参ると思います。そのときにオペレーターの不足がないように、どうか御尽力いただきますようによろしくお願ひして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1点目でございますが、新庁舎についてお尋ねいたします。

昨年、新庁舎の基本構想が全市民に配布され、パブリックコメントも募集し、新庁舎の設計は順調に進んでいると思っております。ところが、その後、中期財政計画が出され、今後の弥富市の財政が厳しいというところで、現行の福祉の引き下げや保育料の値上げなどもお願いしなければならないとも発表しております。それに加えて、さきの3月議会では都市計画税の導入も検討したいということでもございました。

中期財政計画自体、きちんとした試算を行って、つくりかえていただきたいというのが私の立場でございますが、ただ1点、そんなに財政が苦しいと言うのであれば、まずは市民の皆さんの福祉を削ったり、増税する、そういった前に、新庁舎のコスト削減を考えるべきだと私は思っておりますが、そのあたりについて、市及び、もしくは市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

庁舎のコスト削減ということでもございますが、これも今まで全員協議会、あるいは庁舎に

おける議会での検討委員会、特別委員会の中で御議論をいただいているところでございます。

私どもは、そういう状況の中で、第1次総合計画に位置づけられておる庁舎建設について、一番必要なのは財源の確保でございます。財源の確保なくして前に進むことはできない、そういうことでございます。

そして、私どもは昨年の12月に、いわゆる中期財政計画の中で、平成25年、今年度から29年までの5カ年における市の財政状況について、議員の皆様方にお示しをさせていただきました。税収の中で一番大きいのは基幹税である個人市民税、そして企業のほうからお預かりする法人税、あるいは固定資産税について、これから5年間、しばらくの間の伸びは大きく期待できないという状況にあるわけでございます。そしてまた、いわゆる合併という形の中で、平成18年に合併したわけでございますが、国のほうから、合併するに際して、やはりいろいろとお金が要るでしょうという中で、特例の普通地方交付税をいただいているわけでございます。これが平成27年度で満額になり、28年度以降5年間でゼロになるわけでございます。そういう財政の厳しさというようなことがあるわけでございます。

今の状況、合併算定がえの特例の地方交付税がなくなったらどうするんだということについて、財政の健全化を求めて、議員の皆様、そして市民の皆様にこれからしっかりとお話をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん庁舎の建設につきましても、華美なものとはせず、後世にさまざまな負担がかからないような形でこれからもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

庁舎建設につきましては、再三私もお話をさせていただいておりますけれども、東日本大震災からの防災・減災という状況の中で、弥富市の最重要課題という形で位置づけさせていただいておりますので、那須議員ほか各議員の皆様方の御理解をいただきたいと思います。庁舎におけるコストはしっかりと見きわめていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど那須さんのほうからお話がございました福祉の削減であるとか、そういうことについては基本的には考えておりません。現在の市の役割をしっかりと果たしていく。そういうことが私自身の考え方でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長よりはっきりと福祉の削減は考えていないというお言葉をいただきまして、心強い限りでございます。

それで、今後、コストの削減のほうもやっぱり考えていきたいということでございます。お隣の愛西市では、新庁舎建設に当たって、4月に行われた市長選挙の争点ともなって、コスト削減のために計画をおくらせて、コスト引き下げに当たったという経緯もございます。我が弥富市ではもう基本設計も行われて、つくられておりますが、これを今、この段階で見直すことは可能でしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、私ども、庁舎の問題につきましては、基本構想、そしてそれに基づく基本計画まで皆様方にお示しをさせていただいております。この議会の中で、できましたら皆さんの賛同をいただきまして、しっかりとその基本計画から実施計画に移っていきたいというふうに思っております。実施計画の中においては、またさまざまな形で御意見をいただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、今の状況のまま、実施計画に移るということであれば、現在想定されている53億1,800万円ほどだと記憶しておりますが、そういったコストの部分においては削減しない方向ということによろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど那須議員もおっしゃいました今回の新庁舎における概算の総事業費は、おっしゃるように53億1,800万でございます。これは、庁舎の建設事業費、あるいは仮庁舎の整備費、あるいは用地取得費、あるいは現庁舎の解体費等が込められておるわけでございます。そういう状況から、皆様方にはこの資金計画を少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、私ども、この庁舎に対する基本的な資金計画は、いわゆる公共施設の建設等に蓄えております公共施設整備基金というものをまず導入していきたい。そして、市の貯金とも言われる財政調整基金を投入していきたい。そしてもう一つ大きくは、いわゆる合併推進債と言われる起債の対象となる事業費の90%が借り入れられるということの資金を考えておるわけでございます。

そうした形の中で、その合併算定がえの事業費は全体の9割ということでございますので、53億に対して44億4,000万円になるわけでございます。これを充当させていただき、先ほど言いました公共施設の整備基金、あるいは財政調整基金との組み合わせでございますけれども、市の残りの負担は8億7,000万の財源が必要となるわけでございます。そうした中で、しっかりとこの計画を前に進めていきたいということでございます。今からこの計画についてどうのこうのということについては、実施計画に移った段階での考え方になりますので、この総事業費というのは変えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長のほうから、合併推進債で9割ほど財源を確保するというところでございますが、実際、合併推進債というのは、簡単に言うと借金といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、返ってくる率は、今後、将来を見通しても結構厳しいものがあると思うんです。だから、やはりそうした中で、総事業費全体を減らしていくことが必要に

なってくると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどの答弁の中で間違いがございましたので、字句の訂正をお願いいたします。

私は、「合併算定がえ」と言ったわけですが、これは「合併推進債」の間違いでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

そして、今の那須議員の御質問について、新庁舎建設の将来に対する償還計画についてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど話をしたように、合併推進債で借りられる金額は44億4,700万になるわけでございます。この借り入れが、利率2%で30年間の償還期間という状況を考えていただきますと、元金と利子の返済額の合計は約59億5,000万になるわけでございます。そして、先ほども説明いたしました合併推進債の特色といたしましては、借入金元金と利子の返済額の4割を想定し、その総額23億8,000万は国が返済時に普通交付税として措置をしていただける金額でございます。よって、これを年に置きかえますと、返済額の合計59億5,000万を30年で割りますと、年間の返済額は約2億円となります。このうち、返済額の交付税措置額40%でございますので、年間約8,000万の交付税措置をしていただくわけでございます。このような状況から、弥富市が向こう30年間に実質返済する金額は1億2,000万というような状況になるわけでございます。そういう形での庁舎の建設計画を考えていきたいというふうに思っております。喫緊の課題でございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、年間で市の実質の負担は1億2,000万ということでございます。ただ、中期財政計画の中ではマイナス2億円というところから、どんどんどんどんふえていくというところで示されておりました。その部分において、やはり1億2,000万円という負担は決して軽いものではないと私は思っております。だからこそ、もう少しコスト削減にも努めていただきたいと思っておりますが、繰り返しの答弁になると思いますので、答弁は結構です。

ただ、この庁舎の問題は、本当に将来も含めた大きな問題でございます。この先30年間で償還していくということでしたが、そうした長年の将来負担はやっぱり少なくなるような方向でぜひとも検討していただいて、先ほど市長も力強いお言葉をいただきましたけれども、福祉は後退させないという、そういった立場をぜひとも今後も貫いて、安心して暮らせる弥富市をつくっていただけたらと要望して、次の質問に移らせていただきます。

2点目になります。保育所の臨時職員、派遣職員についてでございます。

最近、当市では、保育士確保のため、臨時職員や派遣職員を多く雇用しております。雇用環境が悪化し、生活のために小さなお子さんを預けてでも、やむを得なく共働きをしなければならない親にとって保育所の存在というのは大変大きいものとなっていると思います。

ところが、昨今の日本全体の保育状況を見ると、保育の環境というのは、かなりの部分で規制緩和がどんどんされて、待機児童をなくせと。なくせばよいという考え方に終始し、詰め込み保育と言われるような部分が問題になったり、幼い命が奪われるというような、あってはならない事故も各所で起こっております。

そして、この規制緩和の流れの中で起こってきたものが、保育の派遣労働も認められてきたという状況でございます。こうした中で、多くの自治体は保育現場に派遣職員を導入し、我が弥富市でも例外なく派遣職員を使っております。

私、先日、南部保育所に伺って、どのような仕組みで今の保育の現場が回されているのか聞いてまいりました。臨時職員も派遣職員も社保加入の方と、それ以外の社保未加入の方がパターンとしてございまして、勤務体制が普通の正規の職員の方と同様に毎日来られる方と、2人ペアになって1週間なり1カ月なりの勤務を埋めていくという方があるということでした。

小さなお子さんにとって、まさに保育士は親がわりの役目を果たすものと私は思っております。もちろん派遣職員の方でも臨時職員の方でも仕事に関してはすごく一生懸命やっただけということでは伺っておりますので、安心はしておりますけれども、ただ、子供の愛情形成の過程の中で、日によって保育士がかわっていくというのは、やはり環境として余り望ましい形ではないと思っておりますが、そのあたりについて、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在、ただいま御指摘にありましたようにペアを組んで、1週間、週に二、三日程度の勤務の臨時保育士も雇用しております。ただし、そういった方につきましても、年度を通してクラスを変えないようシフトを組んでおりますので、日がわりで保育士がかわるというようなことはございません。

また、各クラスにつきましても正規保育士が担任として配置されておりますので、問題はないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、正規職員のほうを各クラスに配置しておるということでしたが、私、細かく話を聞いてきたところによると、各クラス正規職員1人ずつを配置し、もう一人の方として、派遣職員や臨時職員を使って子供たちを見ているということござい

ました。

私自身、今の保育士の現場を見ている限りでは、必ずしも正規職員が各クラス1人だけじゃなきゃいけないということはないと思うんですよね。というのは、別に正規職員がそこに2人おっても、殊さら問題ないかと思っておりますけれども、そういった考えがこの市にはあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 正規職員の数をもっとふやしていきなさいという御質問だと理解しております。

今日、少子・高齢化社会の急速な進展、環境問題への対応、厳しさを増す財政状況や雇用状況の悪化、社会経済情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。

加えて、本市におきましては、平成25年度から弥富市中期財政計画がスタートしたことから、計画に必要な財源の確保にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

財政状況が厳しい中、持続可能な行政運営、市民サービスの水準を維持しながら事業を継続していくためには、職員数の削減、総人件費の削減を図ることが求められておまして、平成18年度の合併から今日までに22人の正規職員数の削減をしておりますけれども、保育所の正規保育士の数は減らさず、増員に努めております。

このように、財源と定数が定められている中、保育士だけ無造作にふやすことはできない状況を御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、削減の中で、市の職員の方、大変苦勞して仕事をやっているという現状は私自身感じておりますし、3月議会のほうでも残業をたくさんやられている方もおるといふことですので、本当に仕事の過密な現状も周知しているところでございます。その中で、保育士は減らさず行っているということでございます。

ただ、本当に今求められているのは、安心した保育、安心した子育ての環境だと思っております。そうした中で、これは市の問題だけではないと思うんです。本当に国のほうがしっかりと支援体制を行って、職員の増員やさらなる子育ての環境を整えていくことが望ましいと思っておりますので、ぜひともそういった部分において、市長会等でも御意見を上げていただきたいと思っております。

そして、今、財源の確保ということで、大変厳しいということではございましたが、今、派遣職員を使われておりますよね。派遣のコストについて、今度伺いたいと思うんですけれども、派遣の契約では、実際1時間当たりどれぐらい支払っているのでしょうか。また、今現状、臨時職員の1年間当たりの時給はどのようになっていますのか、比較がわかるように

お答えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず派遣保育士の委託料でございます。派遣会社によってさまざまでございますけれども、1時間1,365円から1,669円でございます。ただし、社会保険加入者の場合、社会保険は派遣会社のほうで加入されますので、事業者負担は派遣会社のほうが負担することになっております。そういったものも含まれた金額でございます。

続きまして、臨時保育士のほうでございますけれども、臨時保育士につきましては、社会保険に加入している者とそうでない者と分かれてございます。社会保険に加入していない保育士につきましては、1時間当たり970円でございます。次に、社会保険に加入している保育士につきましては、1,100円をベースといたしまして、任用1年につき30円を加算するというところでございます。ただし、加算上限は6年180円ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、派遣会社のほうには、1時間当たり最低でも1,365円というところで、一方、臨時職員に対しては、マックスでも1,100円ベースの180円上限ということは1,280円というところでございます。社保未加入に関しては970円というような時給で働いていただいておりますが、こうした状況の中で、やはり高い派遣職員の契約で行うよりも、臨時職員の待遇を改善して、もっと安心して長く続けていただけるような仕組みにしたり、また先ほどの繰り返しですけれども、正規職員を保育士として確保して回せるようにしていただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 派遣職員を雇うよりも臨時職員の待遇を改善したほうがよいのではないかと御質問でございます。

私ども、臨時職員の処遇につきましては、日々改善をしております。前回議員から御指摘もいただきました正規職員との格差を埋めるための特別休暇の制度を改正し、環境改善にも努めております。

派遣会社におきましては、派遣を、例えば2名するならば、必ず2名を派遣するためにどうしてもコストは高くなってまいります。私どもの臨時職員ですと、急に休むことがある場合ですけれども、そういうことがないようにするためにどうしても高くなってきます。今後、私ども、定年退職者の方々を、職務経験を生かして有効に活用し、業務効率を上げてまいり所存でございます。再任用職員との配置の兼ね合いを十分に配慮した長期的な視点に立った方向性を持って、職員の採用計画を進めてまいります。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今後、再任用等も含めて、コスト削減と、やはり経験を積んだ方の採用増ということでございました。そういった形で、さまざまに御考慮、御苦慮されていると思います。そのあたりに関しては、本当に頑張っていらっしゃるなどいったら私のほうがちょっとあれですけども、そういった部分は本当に理解するものとなっておりますが、ただ、やはり安心した保育に関してしっかりと体制を整えた上で行っていただきたいなと思います。ただ、派遣職員が全て悪いかと言われるとそうではないと思いますけれども、なるべく少ない形で、財政として負担のないような形で行っていければベストな形だと私は思っておりますので、今後ともそういった配慮に努めていただきたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目、桜小学校の児童館についてでございます。

今年度、日の出小学校が開校し、マンモス校の解消が行われ、より学校の環境がよくなったということは大変喜ばしいことだと思っております。我が弥富市では、子育て支援に対するものは手厚く、子育てするなら弥富でという評判が近隣市町に比べても圧倒的に子供の減少が少ないという状況をつくり出し、この少子・高齢化社会の中でほとんど子供の数を減らさないということで、本当にすぐれた子育て政策が行われているのは実感できております。

その一環で、これまで弥富市が各小学校区において児童館をつくってきたこともその支援の一つでございます。

そこで、質問させていただきますが、現在、桜小学校と日の出小学校の対応の児童館はどこになりますでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の桜小学校、日の出小学校に対応する児童館につきましては、さくら児童館でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 日の出小学校と桜小学校、2校あるうちで、さくら児童館一つというところが今現状でございます。そうした中で、今後、桜小学校対応の児童館をつくっていくということが望ましいのではないかと考えております。現在、日の出小学校区にさくら児童館がございますので、桜小学校用の児童館をつくる計画とございますか、そうした市の方針が今あるのであれば、教えていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

桜小学校のマンモス校につきましては、この4月、住民の皆様の御理解をいただきまして、

日の出小学校という分離校を建設させていただきました。しかし、今までは桜小学校の中で一体的に授業を受けていただいた児童でございますので、児童館につきましても、基本的には1カ所をお願いをしている状況でございます。

現在の利用状況、あるいは今後の利用状況ということを決めていかなければなりませんけれども、私どもといたしましては、これから策定いたします子ども・子育て支援事業計画ということがあるわけですが、その中で基本的な方向が定められたらなあというふうに思っております。利用状況に応じて考えていきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、子ども・子育て支援事業ですか、そういった計画を作成する際にということでしたが、その時期というのはいつになりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て会議というものをまず設置いたしまして、その中で御議論いただくわけですが、本年度の秋ごろからその会議のほうの設置をお願いいたしまして、その中で来年度の夏ごろまでにその計画を定める予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その会議の構成メンバーと申しますか、構成するメンバーはどのような計画でいらっしゃいますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） 子ども・子育て会議につきましては条例事項になっておりますので、次回の議会のほうで御議論いただきたいと思っておりますけれども、次世代の支援行動計画、以前に策定をいたしました。その中の委員を参考に定めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 次回の議会で詳細がわかるということでございます。次世代の育成にかかわっている方々が担当されるということでございますが、ぜひともたくさんの方の意見を取り入れた上で、今後の弥富市の子育てのあり方というのをしっかりと検討して、よりよい方向に持っていけるようにと私自身も感じております。

そして、今、この少子化の時代に、この弥富市が本当によその市町と比べても希望を持てるような市になっておると。私は誇れることだと思っておりますので、そういった弥富市の長所をぜひとも今後とも伸ばしていただきたいと思っております。

そういった意味でも、なるべく桜小学校対応の児童館に対しても早急に対応していただい

て、今後も子育てのまちとしてしっかりと、他市に負けない、他市からモデルとされるような活気あるまちということで発展できるようにお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、その前に連絡事項があります。

伊藤正信議員につきましては、少し遅刻するという連絡がありましたので、報告をいたします。

また、各位のお手元に、この後、一般質問の予定があります平野広行議員から関係資料の配付ということでありますので、それを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） では、質問をさせていただきます。

グループホーム、介護全般についてお尋ねいたします。

グループホーム、介護保険について、介護保険の経営者から公費の不正の請求はありませんでしたか。この点。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

介護保険のうちのグループホームにつきましては、地域密着型の共同生活介護ということで、一連の要介護1から要介護5までの費用は定められております。不正な請求はなかったと考えております。

○議長（佐藤高清君） 追加答弁、大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 申しわけありません。基本的なことについて、最初にちょっと述べさせていただきます。

平成18年4月から地域密着型については弥富市のほうで行うということになっております。それで、御質問のグループホームでございますけれども、運営基準につきましては、平成18年3月14日に厚生労働省が第34号、そして36号という形で、それぞれ指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準ということで出しております。一つは介護、もう一つは介護予防ということで出しておりますが、34号の中で、同様の内容でございますので

説明をちょっとさせていただきますと、まず96条、これはグループホームのような形の施設を言いますけれども、利用料の受領等について規定をしております。同条第3項で、利用者から支払いを受けることのできる費用として何があるかということで羅列されておりますけれども、1号で食料費、それから2号で理髪代、3号でおむつ代、4号に日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものということで、4つ上げております。この1号から4号までの費用の額にかかるサービスの提供につきましては、同条第4項で、あらかじめ利用者、またはその家族にサービスの内容と費用の説明を行い、利用者の同意を得なければならないという規定をしております。

また、102条では運営規定について規定がされておまして、第1号の事業の目的及び運営の方針を初め、第7号までの項目についての重要事項に関する規定を定めておきなさいということになっております。その第4号に、指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料、そして、その他の費用の額という項目がございます。代行料等につきましては、運営規定にその他の費用の額として規定しておかなければならないということになります。

また、105条で、事業者はあらかじめ協力医療機関を定めておかなければならないということも規定されております。したがって、協力医療機関への代行につきましては、事業所の本来の業務でありますので費用が発生することはありません。しかしながら、協力医療機関以外についての代行につきましては、本来の業務ではありませんので別途費用が発生するということになります。ただし、運営規定に内容、費用の額を規定するとともに、あらかじめサービスの内容及び費用の説明をして、利用者の同意を得ておかなければならないということになっております。

今回の事例について言いますと、利用者の同意は得ておりますけれども、運営規定に代行料等の規定がございませんでした。代行料等の費用を利用者に負担させることはできないというふうに今回のケースでは考えております。したがって、代行料等についての返金をするように指導したところでございます。

また、3月議会におきまして、弥富市指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例ということで3月29日施行しておりますけれども、これは法に基づいて施行しました。ここの中でも、先ほど言いました厚生労働省の第34号とか、厚生労働省省令の第36号についての基準が入っておりますので、これに従ってきちんとやっていきたいということで、これに基づいてしっかりと指導を行っていくという考えでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

また、個々の御質問については、それぞれ担当から説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

- 18番(大原 功君) それと、経営者ね、また業者というんか、請求額。この中には、例えば1カ月を30日と計算しますと、金額が28万2,835円で、内訳が介護保険利用者負担、これが1割負担で2万8,284円。そのうちの9割に当たる公費、これが25万4,551円。これを合すると今の28万2,835円という請求書が事業者から出ておるわけですね。これに間違いありませんか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 市のほうへ請求される費用は、介護保険で定められた9割相当分が市のほうに請求されます。
- 18番(大原 功君) そう長く言わなくていいから、ここに書いてある、あなたに見せたでしょう。このとおりですかということでもいいです。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 25万4,531円で請求されます。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そうすると、同意書についてもありますけれども、送迎、無料実施ということで、往復10キロ以内は無料とありますが、これほどまでのことをあらわしておくことですか、場所的に。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 基本的にこのグループホームの同意書の往復10キロ以内という明記について、明確な記載はありませんので、その分については不明であると思います。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そうすると、運転日報なんかありますか。ただ、同意書だけに無料と書くだけで、運転日報なんかがあると思うんだけど、これありますか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 2月のたしか1日だったと思いますが、監査で現地指導させていただきました。そこで確認させていただきましたが、自動車の運転日報はございました。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) あるということは、まあ見せていただくということですね。そうすると、代行料については、一体1回幾ら往復で払っているわけなのか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 代行料につきましては、1時間当たり1,000円であったり、1,500円であったりということになっておりますので、運転日報とか、それから個人さんの記録簿なんかを確認しまして、その時間で請求はされておりました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の市町村ね、銀行、郵便局、社会福祉事務所などの手続については1回500円と書いてあるんですけども、あなたが言う今の1時間当たり1,000円ということとこれとは大きく違うんですけども、この辺はどうですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 付き添い料は、同意書では1,000円とか1,500円、郵便局、社会保険庁、役場、銀行については1回500円という記載がありました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今あなたが言う、例えばK病院まで行くのに、往復にしても6.2キロとか7.8キロしかないんですね。今の2ルート、森津の里、これからいくと、今の藤の棚から森津橋に行くコース、このコースがいわゆる片道で3.1キロ。それから、日の出橋を通っていくのが3.7キロというふうであって、往復にしても10キロ以内ですけども、この10キロ以内を往復で1時間もかかりますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 往復のみでは1時間はかからないと思います。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、あなたの言う1時間当たり1,000円とか1,500円というのはどういう意味になりますか。どこまで行っておるんですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書によりますと、スタッフが付き添う場合というふうになっておりますので、付き添う場合1,000円、医療機関の窓口、それから診療までの付き添い区間を含めて1時間を超える。それから、運転記録、個人記録からいきまして、その医療機関の滞在時間ということからして、そういう形になると考えております。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は、さっき代行料というふうで、あなたが1時間当たり1,000円とか1,500円というふうに言われたと思うのね。付き添いというふうにあなたは言っていないはずで、さっき。どっちなんですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書の中ではスタッフが付き添う場合という形になっておりますが、請求書のほうでは代行料となっております。同意書と違う名目でありましたので、これは全く不適切だと思っております。

それから、もう一つつけ加えますと、K病院でございますけれども、仮にK病院が協力医療機関であったとするならば、この部分については1,000円を取るべきものではないと……。

- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、あなたに聞いておいてあれですけども、スタッフね、付き添いとあるんですけども、スタッフというのは介護グループの中の職員なのか、従業員なのか、あるいは新たに雇用した方なのか、どちらなんですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） スタッフというのは、介護職員であったり、事務の職員であったりということであって、新たに雇用した者ではないと説明を受けました。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） スタッフの職員が付き添うときに1時間1,000円、これは朝9時から夜7時までと。それからもう一つは、1時間当たり1,500円が夜7時から朝7時までとありますが、これは間違いないですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書ではそのような記載になっております。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、付き添いの介護、患者さんの時間、日報というのはありますか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 全て確認したわけではございませんが、日報はございます。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 一番初めに聞きました公費の不正請求はなかったということで答弁がありました。1カ月を30日として計算をしますと720時間です。1日は24時間ですから、これを30掛けると720時間になります。患者さんが24時間介護をして保険料を払ってみえると思いますが、これは本当ですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 施設介護というのは、24時間連続して介護が行われるものと考えております。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、森津の里、この請求金額は、例えば1カ月を30日という計算をしますと、公費の負担金額、これは9割ですから25万4,551円、こうなっております。そうすると、1日当たりの介護の公費の負担は8,485円ですが、これで間違いありませんか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護度によって変更がございます。要介護1から要介護5までにそれぞれありますので、8,485円というのは、ちょっと私、きょうは資料を持っておりませんが、その金額でない場合もございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほど言ったように、この金額を1日当たりで計算して割ってくると、1カ月30日という計算だとこの金額になるんですね、計算しますと。あなたには、この間、全協でも申し上げたように、私の質問でわからんことがあったら尋ねてくださいというふうに私言っておきました。市長も聞いていますね。だけど、あなた、一遍も私にその後お尋ねもなかったから、確かにこれは全部あなたがクリアしておるといふふうに思って、今、聞いておるわけなんですね。そうすると、1日当たりの金額がこの金額になりますから、もしあれだったら、ほかの方がおりますから、計算をして割り出せば、この金額がここにうたってありますからね。その金額を割り出してくると、1日当たりの金額は8,485円というふうになるわけですね。いいですか、もう一遍。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 今、ちょっとその資料を持ち合わせておりませんが、全体が28万2,835円とするならば、これを1日当たりに換算するとそういう形になるかと思えます。

○議長（佐藤高君） 大木副市長の補足答弁。

○副市長（大木博雄君） 調べてみないと定かではありませんけれども、要介護につきましては月額幾らというふうに介護度によって支給額が決まっておるはずなんです、それで……。

○18番（大原 功君） あなたたちがくれたし、向こうから来たやつをうたっておることを言っておるんだから、ほかのことはいいんですわ、別に。

○副市長（大木博雄君） それで、一応月額で幾らと決めておりますので、ひょっとしたら途中で退所されるとか、途中で入られるときには日割り計算をするかと思いますが、これ一遍確認しますが、全てが日割りではないような気がしますので、一遍確認はさせていただきます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 医療なんかを見ると、薬なんかは何点で幾らとか、何点で何円とかとなっておるね。なっておるわけね。私が先ほど一番初めに聞いたのは、この金額は24時間介護施設で見た金額がこの金額ですかと言ったら、あなたは、これはそうですよという話だったね。先ほど副市長の言う、見方によっては値段が違うということとは、これは違うと思います。これ、文書に書いてありますからね。これ、1カ月という計算にしてあります。そうすると、公費の介護保険負担、これは1日を24時間としますと、1時間当たりで公費の支

払われておる金額は353円54銭になります、1時間当たり。こういうことで間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1時間当たり353円になります。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 本人の負担につきましては1日当たり942円8銭ということで、1時間当たりになりますと39円28銭というのが本人負担ですけれども、これ間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1時間当たり39円です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 患者さんの場合で介護保険利用負担というのは、1カ月30日という計算だと、先ほど言ったように2万8,284円ということになっておりますから、これは先ほど言ったようにわかります。そうすると、ここに代行料1万3,000円と書いてありますけれども、この1万3,000円というのは、代行料が、あなたが言う1時間当たり1,500円とか1,000円と言っておると、この1万3,000円というのはどこから出てくるんですか。K病院には4回しか行っておりません。4回行って、代行料1万3,000円となっておりますから、この金額はどこから出ますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1万3,000円については、それぞれの運行記録等を確認して確認できるものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほども言ったように、私の質問はわかっているから、あれから、たしか6月6日でしたか、あのときから見ると10日近くたっておるわけですね。この間に、私はあなたがいつ聞きに来るかなあとということを思っておったんですけれども、全くクリアしてみえるということを思ったから、私から言うこともなかったんですけど、請求書の中には内訳は載っておらんわけやね。そうすると、この代行運賃というのは、スタッフの付き添いの金額が幾らで、代行運賃が幾らで1万3,000円になってますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） この請求書の1万3,000円につきましては明確な記載がされておられませんので、そういった意味ではまことに不明確なものだと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先回、一般質問したときには、ここに一般質問のあれがありますけ

れども、このときには記載がないから違法にはなりませんということですが、ここに記載が1万3,000円ときちっと出ておるわけやね。この点についてはどうですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 運営規程に記載のない徴収金については、まことに記載すべき基準、運営規程は基準から成っておりますので、不適切なものだと考えております。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 経営者から患者、または家族に請求書を出す中に、請求書の欄に付き添い料、あるいは代行料。代行料は書いてありますけれども、付き添い料が幾らであったということは、あなたに渡した173ページ、ここの中のものを見るのに私は半年かかりました。だから、これを調べた中で見ると、一回も付き添いの欄の中に記入がしてないんですけども、あなたが言う、分けて計算をするというのはどこにありますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書の欄にある付き添い料と請求書の代行料は、想像はできるものの、同じ名目を使っておるものではありませんので、これはこの間、実施指導したときに、あくまでも同意した項目と同じような名目にしなければいけないという指導はさせていただきました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この同意書の中にはきちっと明細が書いてあるわけやね、分けて分けて書いてあるんですけども、なぜこれが今の1万3,000円とか、4回で1万3,000円ですよ、代行料が。そうすると、例えば代行料が、市のほうへ来る距離とK病院まで来る距離は恐らく一緒ぐらいの距離なんですね。片方のほうの市町村へ来る、それから銀行、郵便局、社会福祉事務所、これは500円となっていますね。500円となるということは、私の計算でいくと、K病院まで来ると、500円で計算すると、1万3,000円払っている方は付き添い料が1万1,000円という計算になるんですけども、こういうふうになりませんか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書においては、付き添い料と郵便局、銀行、その他の諸手続500円と分けて書いてあります。この部分については全て運営規定に記述してありませんでしたので、これは返還という形を指示させていただきました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 代行料、事業を営むには特定取引法という定めがあって、会社の場合だと定款に事業目的をうたわないかんというふうになっておると思いますが、これについてはどうなっていますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 今、定款を手元には持っておりません。しかしながら、会社というものは定款に基づいて事業展開されるものでありますし、法務局にも登録されるものであります。介護保険のサービス以外のものも事業に入っているかもしれませんが、介護保険のサービスが定款には入ってなければなりません。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ということは、代行料というのは全く無許可の営業。こうなると、これ会社ですから、当然事業をやっておれば利益があるんですから、法人税というのは国に払ったりしますね。所得税もそうですね。それに消費税とか、いろいろなことがありますけれども、国に払う金額等あるわけね。国に払った金額ね。私も会社をやっておりますから、法人税とか所得税、この場合は国ですね。消費税もそうです。そして、その中で、国が47都道府県の中で地域によって案分されて、いろいろなものについて、特別交付金とか交付金、先ほど市長も言われたように合併特例債のそういうのを借りるとか、そういうのも全部含めて国からくれるわけね。一応貸してくれたり、もらうやつもあるんですけれども、これについては、全く法人税に、税金に対しても弥富市がもらう金額が全く入っていないというふうになるんですけれども、この点については、あなた、どう思いますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護保険で運営されるこれらの施設というのは、議員がおっしゃるとおりほとんどが税金で行われるものであります。こういったものは正しく申告されるものでなければなりません。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 代行料というのは、もともと認知症の方をK病院とか、S病院とか、M病院に搬送したりなんかするわけですね。そういうことは、全く無許可営業ということで、本当に市長が言う市民が大事とか、安全・安心ということに欠けておると思うんですけれども、この辺について、あなた、どう思いますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 安全・安心という部分では、3月議会でも市長が申し上げました。あくまでも安全・安心を確保するのであれば、公共的なタクシーであったり、バスであったり、そういったものを推奨していくのが本来一番安全な方法ではないかということは3月議会のときに市長が答弁したとおりでございます。

○議長（佐藤高君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） そもそも森津のグループホームは株式会社でございます。当然定款等もございます。それで、無許可営業ではないかという御質問ござい

ますが、介護保険法による指定をしておりますので、無許可の営業ではないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 無許可の営業ではないということは間違いないですか。中部運輸局とか、陸運局の道路交通法によって、運賃を取る人は許可、あるいは認可を受けなきゃいかんということになっています。これは、あなたが言う介護法によって、平成18年からは届け出、介護、移送するについては認可や許可をしましょうとなっておりますね。そうすると、これは、あなたが言う認可を取っておるということで間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど私が申し上げましたのは、株式会社という観点から申し上げたことであります。道路運送法上の許可、もしくは登録が必要であるかないかということにつきましては、代行料、いわゆる付き添い料が、この中に運賃が当てはまるかどうかということでございます。これが中に運賃が当てはまるということであるとするなら、当然許可、登録は必要となっておりますが、この代行料につきましては、この中に運賃は入っていないということを中部運輸局で確認をいたしましたので、許可、登録は必要ないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 運賃に入っていないって、さっき、この1万3,000円代行料と書いてある。これは運賃じゃないんですか。これ、何の1万3,000円ですか。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど申し上げました1万3,000円の中につきましては、名目は代行料ですが、その中の詳細を調べてみますと、付き添い料ということでございましたので、その中に運賃は入っていないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、請求書に代行料と書いて、1万3,000円と書いてありますね。この請求書というのは全くにせものの請求書。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） その1万3,000円につきましては、例えばその施設に入ってみえる方がK病院というところに行かれたとしますと、先ほど議員がおっしゃられたように、昼間ですと1時間当たり1,000円、夜間ですと1,500円ということになるわけですが、そういった中でも、1時間で帰ってこれないことも十分に考えられますし、当然待ち時間もあると思いますので、そういったものを積み重ねてきた職員の人件費と申しましょうか、そういったものでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の1万3,000円ということは、付き添いの分も含めてなのか、代  
行料として、市役所まで来る。K病院は近くにあります。物の距離からいったら向こうのほ  
うが近いぐらいですね。それが500円であって、あなたの言う時間とか、こういうことにな  
ると、この同意書というのは全く悪質のような気がするんだけど、そう思いませんか。  
1万3,000円というのはどこから出てきたんですか。内訳をちょっと教えてください。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 手元にありますのは、ちょっと違う件で、前に議  
員がおっしゃられた8,500円があるのではないかとということで調べたんですが、それと同等  
だというふうに私は思っておるんですが、この1万3,000円につきましては、先ほどから何  
回も申し上げますが、職員が付き添って病院等に行かれた場合の時間によって1,000円だっ  
たり1,500円だったりするということで、職員の人件費だということで思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、グループホームからK病院におった時間は一体何時間  
ですか。1カ月のトータルでいいです。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 申しわけございませんが、1万3,000円の明細に  
ついては今ここに持ち合わせておりませんが、前に議員が8,500円ということで申されたも  
んですから、それを調べますと、この方は、職員が付き添ってK病院に行かれて、例えば夕  
方の6時から7時まで1時間ですが、これは7時前でしたので1時間当たり1,000円という  
ことのでございました。それから、この場合ですと、ちょっと救急で病院に運ばれたというこ  
とで、引き続き夜の7時から9時まで、これが2時間になりますので、これが1,500円で2  
時間ですので3,000円ということですよ。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 違う違う。それを聞いておるんじゃない。私が聞いておるのは、介  
護ホームから病院に何時間おりましたかと。トータルで1カ月ね。1万3,000円という金額  
が出ておるんだから、付き添い料が1,500円とか1,000円になっていますから、何時間K病院  
におりましたかということ。K病院に4日間おったということが書いてあるんです、1万  
3,000円は。だから、K病院に行ったときの介護を見た金額が、代行料と別に付き添い料と  
いうことで計算を分けてすると、施設から患者さんが離れた。この施設にいないんだから、  
離れて、K病院には何時間おったという計算になりますかということ。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 代行料、いわゆる付き添い料ですが、あくまでも

これは病院におった時間ではなくて、介護の施設から病院へ行かれて、それからまた本人さんを連れて施設まで戻ってきた時間だというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうじゃなくて、ここに1,500円とか1,000円と書いてあるから、その中で4日間、4回行った中で1万3,000円になっているから、ここの施設から離れて、K病院におったのは何時間ですかと。介護料、付き添い料を取っているんだから、取った分は何時間ですかということをお願いしておるわけ。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 同じ答えになってしまうかも知れませんが、あくまでも施設から病院へ行かれて、病院から施設に帰られる時間だというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 以前、私どもが3月議会の前に、1万3,000円の内訳ということで、その費用の内訳という中の1万3,000円という用紙ですね。今、議員がお持ちでしょうですけども、その内訳については、今、こちらのほうで調べることはできません。なぜならば、その事業所に行って、運行記録と付き添い記録を確認して、何時間その施設を離れたか。病院だけではなくて、その施設から病院へ行き、病院から帰ってくるまでの記録が運行記録、あるいは職員の勤務記録、それから当然残業とかが発生すれば、残業等の届け出といったものをもう一度確認しなければなりません。先般というか、春先に資料を提供させていただいたのは、請求額だけで確認をさせていただきました。中身の分までについては改めて確認する必要があると思いますので、時間をもらいたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あのね、課長、この間聞いたときは、あなたはこの1万3,000円の中に代行料と向こうのスタッフ代を含めた金額ですということをお前は私に言ったがね。あなた、2階で私が聞いたときに、テーブルに座ったときに、この1万3,000円はどういうふうですかと言ったら、あなたは、ここには代行料というふうに書いてありますけれども、代行料の中に介護スタッフの金額も含んでおりますということをお前さんに言われたでしょう。違いますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） これは付き添い料を代行料という名目、名目が違うんですが、代行料という名目で請求したもので、これは100%付き添い料だと私は考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番(大原 功君) そうすると、先ほど聞いたように……。

○議長(佐藤高君) 答弁漏れ、課長。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 代行料の中に500円とかいうのも入っております。

○議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) そうすると、今の残った1万3,000円の中ですけれども、1カ月は720時間ですから、1時間当たりになると353円が公費で払われておるわけやね。その中で、例えば10時間、この方が介護施設から離れたんですから、離れたということは、この請求額の28万幾らじゃなくて、10時間引いた、三千幾らを引いたものが介護施設から公費に請求をする。違いますか。

○議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 介護保険の施設では人員基準という配置基準が定められておまして、仮にその施設を離れたときに、その者が介護保険で指定されたスタッフ、介護者だとすると、その介護者がその施設から離れた段階で、その方はその施設にいないものですから、いないものとして計算をしなければなりません。いないものとして計算したものが基準に沿っていれば、それは合法的なものと考えております。

○議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) そういうことは、今聞くように1時間当たりの353円というのは実際には公費でね。私も介護保険を払っております。うちの女房に聞いたら、2カ月で1万9,100円と言いましたから、1カ月だと9,550円か払っています。これは、誰しも健康であっても、40歳以上の方は介護保険に入らなきゃいかんわけね。弥富なんかでも、恐らく2万5,000人ぐらいの方が40以上の方だとおおむね思うんですけれども、この方はまじめに払ってみえるわけね。払ってみえるんだけど、市のチェックが全然なかったから、請求どおりこれを払っておるといことは、公費の不正を請求されておるといことを知らなかったということになるんじゃないですか。この辺どうですか。

○議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 3月議会、あるいはことしの……。

○18番(大原 功君) 余分なことはいいで、今のこの金額のことだけ。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) はい。給付については、実地指導と監査は弥富市がしなければなりません。しばらくの間、18年から実地指導、監査の業務がこちらへ来ていました。それについて、今まで行われていなかったことについてはまことに遺憾と考えております。

○議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) そういうことは、先ほど言ったように、私も少しは介護の恩恵を受けておると思いますけれども、やっぱり先になってから、1割負担で見ていただけるということで、安心してみんなが払って見えるわけやね。市長の言う平成19年の2月5日の日には、市民税を一円も税金の無駄遣いをしないということをするとかかなりのエラーね。あなたたちが見損なつたと、こういうことになるわけやね。だから、今の介護にしてもそうです。例えばデイサービスだって、迎えに行きますね。迎えに行つて、お風呂へ入れたり、介護して、うちに帰る。ベッドに相手を寝させるまでの金額が8,000円とか1万2,000円とかいうふうになるわけやね。5時で終われば、5時1分からはデイサービス、市には責任がないわけやね。そうすると、私が言うのは、一番初め、28万幾らという金額が時間で1カ月にすると720時間。720時間をあなたは見ているということで計算すると、介護施設からこの方は出られたんだから、出られた分の分は10時間なり何時間なりというのが今まで何回あると思います。これはただ1件だけのことで、これだけの分を調べた中で、これだけの金額が公金として不正に請求されておつて、この点については刑事告発をするのか、被害届を出すのか、この辺についてはどうですか。

○議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 2月の当初だと思いますが、私ども、実地指導を行った上で、このように介護従事者が付き添いをした場合、その分をいないものとして計算するという事は重々わかっておりましたので、その施設の職員の方のタイムカード、それから運行規定により、その方々がいつ離れたかということもチェックして、その方がいないものとして、その施設の給付が法に合っているのかどうかを確認させていただきました。今の状況の中では、全部ではないですよ。私どもが調べた月においては、適正にその基準を満たしていたということを報告させていただきます。

○議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 先ほど一番初めに言ったように、銀行とか郵便局ね。こういうのなんかは、前にも、当時弥富町ね、このときにはたしか1,500万ぐらいだったと思ったが、当時は痴呆症と言いましたけれども、今は認知症。寄附をしていただいたことがある、たしかね。認知症の方に。これ、三宮議員に聞いたら、ちょっと記憶がないと言うんだけど、当時はたしか加藤恒夫君のときだと思ったんですけど、もらうもらわんということで、お金があれば寄附したらいいんじゃないと言ったら、それが本当になって、息子さんも出て、たしか社会福祉協議会かそういうところへ寄附をされたというのが私は記憶がありますし、前の古い課長や部長ぐらいだったら多分よく知っておると思いますけれども、今、認知症の方、ファンドとか、証券会社とか、いろんなことをやられて、お金をおろされておるということもあるわけね。

ここの請求書の中に、銀行、郵便局に一遍もこの7年間に行っていない。これは私は、臆測というか、自分の思っている考え方ですけれども、本当に患者さん自体が銀行に行っていないのかなというふうに不審に思うんですけれども、もし行っていたなら、介護の中で必要な金であれば、当然おろしてその中で使われておると思うんですけども、ここのところにおむつ代のゼロとか、レクリエーションゼロというのが書いてあります、ここにきちっと。そうしたら、同意書の中に、スタッフとか、それから代行料、こういうのが普通は書くべきじゃないの。この辺のところ、どうですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 議員のおっしゃるとおり、運営規程、運営基準に、重要事項説明書において、内容的なものが請求書に全て、第三者、あるいは他の方に見ていただいて、ほかの思いが想像できるような状況の請求書はまことに不適切だと考えております。あくまでも運営規程と運営基準と、それから同意書というのは同じ表現、同一の表現が最も望ましいと考えておりますし、請求書の中に書き切れないのであれば、別添の明細という形で正しい項目を設けて、きちんと説明すべきものだと考えております。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この請求書の中には、下に備考欄というふうで病院と書いてあるわね。だから、書ける金額が幾らでもあるんですね。

それともう一つは、不適切な処理ということであなたはよく言われるけれども、普通、市が肩を押しておる方がこれだけの不祥事があって、経営者としてこの問題が適切であるか。認知症だから、わからなくていいというふうで、私が調べたから、これだけの公費でも余分に払っておるわけなんです。先ほど言ったように、弥富市も40以上の方が2万5,000人ぐらい見れば、その方は、いわゆる正社員じゃなくてもお金を払ってみえるわけやね。雇用がどんどん続きましたというふうに言われるけれども、3人に1人は正社員じゃないんですね。その方でも、所得が少なくても保険料を払って、それには市が努力していただいて、そして、安全で守っていただける。そういう思いで皆しておるわけね。これが全部、今言ったように3つも4つもエラーがあったら、市として一遍どういう考え方なのと。処罰をするとか、それぞれのあれがあると思う。これだけ違反しておった人が許可申請されてやられたら、弥富市の高齢者の人間、あるいは認知症の方は食いつぶされちゃうというふうに思う。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

大原議員から、グループホーム、介護全般について、3月議会に続きまして、今6月議会におきましてもさまざまな観点から御質問をいただいているところでございます。

当該事業所のグループホームの運営に当たり、的確な指導をいただいているというふうに

思っているところでございます。私は、特別養護老人ホーム、あるいは有料の老人ホーム、あるいは当該のグループホーム等におきましての事業の運営に当たりましては、先ほど来話をさせていただいておりますように、運営規程、そして最重要事項の説明書、あるいは同意書ということについて、利用者、あるいはその利用者の家族に対して徹底をされなければならないというふうに思っておるところでございます。

冒頭のところで、大木副市長のほうから、介護保険法の第74条第4項の規定に基づきまして、このことが明確に定められているわけでございます。いわゆる運営規程と最重要説明書ということをしきつうたいなさいということとされておるわけでございます。

そうした中において、介護保険給付の対象外のサービスにつきまして、記載があれば何も問題ないわけでございますが、今回、該当の事業所についてはその記載がないから、このような形で、大原議員の御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、このところにつきましての運用の中で、この料金について、利用者、もしくはその利用者の家族にお返しをしなきゃならないということにつきましては、今、徹底的に調べておるところでございます。今、そういった形の中では、お返ししなさいという形で指導をさせていただきました。

そして、今月、もしくは来月のところで監査に入りたいと思っております。そして、それでも改善されない場合においては勧告書を出させていただきます。

ごめんなさい。監査に入り、そして勧告に入り、また命令書という形でしっかりと利用者に対して不正に請求されたものにつきましては返還するように進めてまいりたいと思っております。

今回の3月議会に続き、大原議員からはこのような点について、不明確である。もしくは同意書という内容の書類について、いわゆる重要事項の説明を本来書かなきゃならない問題、あるいは運用規定について、しっかりと書かなきゃならない問題が、同意書一枚において書いてあるもんですから、それが私は徹底されていないというふうに思っているところでございます。

この説明書につきまして、私ども市側のチェックも少しミスがあったかもしれませんが、今後は他の事業所同様にしっかりとチェックをしながら、この当該事業者等のグループホームの運営について、しっかりやっただくように指導していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、市長が言われたように、経営者というのは、その目的をして経営しておるわけね。それには、安全で安心で円滑な事業、こういうことが目的なんですね。それを思って、皆さんが所得の少ない中でも、介護、あるいは保険料、いろんなものを、税金等も含めてですけれども払ってみえるわけです。私が調べたからこの金額が出たわけなん

ですけれども、まだようけありますから、これだけのことで1時間済んでしまったから、また9月議会も続きをやりますから、ええかね。まだいっぱいあるんです。私は半年かかってこれだけ調べたんですから、今言ったことはたった1時間しかないんですから、またこれだけいっぱいありますから、こういうのも含めてきちっとしていただかないと、なぜかという、市長も言われるように高齢者が1万人からいると。ある人が守ってあげなきゃいかんの。ない人については、ある人が守って、ない人もある人もやっぱり守っていただかなきゃいかん。努力をしてもらう。こういうふうがやっぱりこれからの社会保障、いろんなものがあります。そういうのを含めて、時間がないからこれで終わりますけれども、また9月議会にもう一遍聞きますから、それまで答弁をきちっとやってください。今の答弁では全く納得いかないということで、終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君）　ここで暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分　休憩

午後2時10分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君）　7番　平野広行。通告に従いまして、質問いたします。

今回は弥富市のまちづくりについて、第1次弥富市総合計画の中にあります環境先進のまちづくり構想の中で、ごみの不法投棄対策の推進について質問いたします。

いわゆるごみのポイ捨て行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、または軽犯罪等で禁止されていると考えられますが、一般市民のポイ捨て行為は實際上法執行の対象となっていないことが各市町における条例制定の背景となっていると思います。

本市でも、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例が平成8年に制定されていますが、余りうまく機能していないのではないかと思い、条例の改正も視野に入れながら質問いたします。

私がフィクションで文章をつくりましたので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

株式会社弥富商事の社員A君とその上司である課長の2人が弥富市の楠にある川崎重工へ出張に来たと想定し、2人の会話の中から弥富市のごみ問題を質問いたします。

昼12時に近鉄弥富駅に着いた2人は、川崎重工へ向かうのに駅から川崎重工まで約10キロあり、途中弥富市内の様子を何か所か見たいので別々に行こうということで、課長はタクシーで、A君は南部ルートのコミュニティーバスで向かうことになり、近鉄弥富駅南口発12時10分のコミュニティーバスで出発しました。

一方、課長はきれいに整備された中央幹線を走り、途中、三稲の堤防から西尾張中央道に

入り、3月30日に開通したばかりの鍋田ふ頭への進入道路を通過して、川崎重工へ着きました。

一方、コミュニティーバスで出発したA君は、海南病院、日の出小学校、弥富中学校、海南こどもの国、鍋田支所、潮見台霊園、いこいの里を通過して、川崎重工へ到着したのは1時5分、約1時間かかりました。

仕事を終えた2人は、川崎重工前4時23分発のコミュニティーバスに乗って、野鳥園、潮見台霊園、いこいの里を通り、来たときと全く逆のコースを通過して、5時30分に弥富駅南口に到着しました。

帰りのコミュニティーバスの中で、2人は弥富市内の感想を話し合っていました。その会話の内容であります。

まず課長が、「僕はタクシーに乗って、25分で川崎重工まで来たけど、君はコミュニティーバスに乗って、いろんなところを回ってきたから1時間もかかったねえ。ちょっと長いなあ」「しかし、課長、朝7時30分発のコミュニティーバスは途中弥富中学校と寛延にとまるだけで、直行バスになっていますから、約30分で到着しますよ」「そうか。通勤の人のことを考えて直行にしてあるんだな。なかなか考えて運行しているなあ。僕はタクシーに乗って、駅前から平島地区の住宅街を通過して、中央幹線を走ってきたけど、道路は広くて、よく整備されていたよ。住宅街もきれいに区画整理されており、弥富市は都市計画税も取っていないし、中学生までは医療費は無料だから、子育てするなら弥富と言われているんだよ。さすが名古屋市のベッドタウンとして一番便利で住みやすいところだと思ったよ。しかし、中部地区から南部地区へ入ると、まだ中央幹線道路が整備されていないところもあり、また田んぼのあぜには空き缶のポイ捨てや家庭ごみのポイ捨てがたくさん見られたよ。特に三稲の堤防を通過したときには、堤防の下、そしてのり面はもちろん、道路上にも家庭ごみの入ったビニール袋が幾つも散乱していてびっくりしたよ。堤防下は雑木林になっていたり、草むらがたくさんあり、そこに空き缶や家庭ごみがたくさん捨てられてあったねえ。また、地元鍋田地区に住んでいる親戚の人に聞いた話だけど、排水路にはテレビ、古タイヤ、冷蔵庫等の粗大ごみが不法投棄されているようだ」「へえ、やっぱり駅前や平島の住宅街のようにきれいにしているところにはごみはポイ捨てしないけど、南部地区のように田んぼが多いところ、草むら、雑木林がある、人目につきにくいところにはごみは捨てられるんだね。特に三稲の堤防下は、飛島村の企業、弥富市の企業へ働きに行く三重県方面からの通勤者の車からのポイ捨てが多いと言っていたよ。やっぱりきれいなところで生活したいし、弥富市内はきれいでなくてはいけないよ。ごみのポイ捨てをなくすよい方法はないかなあ。基本的には個々のモラルの問題だけど、それだけでは済まされないような状態になってきているようだ。弥富市でも職員の方がいろいろ対策を考えているんじゃないかなあ」というのが、川崎重工へ出張に来たA君と課長の会話であります。

2人は、弥富市南部地区のごみの現状について話していました。しかし、弥富市には東名阪、155号も通っておりまして、北部地域におきましてこういったポイ捨ては多いと思います。弥富の全域について、ごみのポイ捨ての問題について、まず市長の認識を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

大変ユニークな、フィクションとはいえストーリーをつくっていただき、御質問をいただいているわけでございます。弥富へ出張された方にいろんな弥富を見ていただきました。いい面での弥富、そしてごみのポイ捨てが非常に多いというような状況での弥富を見ていただいて、私どもといたしましてはうれし恥ずかしというようなところでございます。

また、川崎重工さんに出張ということでございますが、私ども、川崎重工さんも大変重要な位置づけの企業であるということも含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私も、ほとんどの朝、今、弥富インター周辺を歩いているわけでございますが、ごみのポイ捨てであるとか、空き缶のポイ捨てが非常に多いわけでございます。そうした意味でも心を痛めているところでございます。そしてまた、東名阪の南側ののり面のところにつきましても、そういったような状況があるわけでございます。草むらの中にポイポイ捨てるというような状況が後を絶ちません。県のほうにお願いをいたしまして、草を刈っていただき、あるいはグリーンシートをしっかりと敷いていただいて、草が伸びてこないような状況をつくっていただいております。また、シルバーさんにおきましては、新しい回収のポイントという形でふやさせていただきました。

そしてまた、問題の南部地区におきましては、テレビであるとか、古いタイヤであるとか、あるいは産業廃棄物といったような大量の不法投棄があることも十分私は認識しているところでございます。

そういうような状況の中で、いろんな形で御質問をいただいたり、地域の皆様から監視カメラの設置をしたらどうだということをお伺いし、その方向で定めさせていただきました。また、現在は3人の方に環境衛生の指導委員という形で委嘱をしているところでございます。そういった形の中で、鍋田地区の皆さんの御協力をいただきながら、ごみのポイ捨てをなくしていこうということに努めさせていただいているところでございます。

また、市民の皆様も多くのボランティア活動の中で、市内全域において、ごみということに対して積極的に取り組んでいただいているというふうに思っております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げますところでございます。

いずれにいたしましても、ごみのポイ捨てということにつきましては十分認識しているところでございますので、今後しっかりした対応をしていかなきゃならないというふうに思っ

ているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から、ごみの現状認識はあるということで、市長も朝歩いてみえるそうなので、そういったところも特に目をつけて歩いてみえるんだなあということで感心をいたしました。

総論につきましては市長のほうから伺いましたので、次は各論について質問いたします。

弥富市内のごみのポイ捨てについては、現在、シルバー人材センターを中心にして対応していると聞いておりますが、その内容について説明を求めます。回収ルート、あるいは回収の日数とか、どれぐらいのごみの量があるか、回収の処理の費用はどれくらいかということの説明を求めます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

回収ルート及び日数についてでございますが、散乱ごみ拠点及びその周辺、月1回回収が62カ所、散乱ごみ広範囲回収、月1回回収が5カ所、月1.5回回収が1カ所、月2回回収が5カ所、計11カ所と仕様書には明記しておりますが、委託業者シルバー人材センター独自のルート17コースを作成し、回数についてはまちまちでございますが、不法投棄の多いルートを優先的に回っていただいております。

次に、回収量ですが、シルバー人材センターの24年度回収量が8,120キログラム、ごみ収集業者不法投棄回収量が7,290キログラムとなっております。

次に、回収処理費についてでございますが、シルバー人材センターごみ回収作業費、これは草刈りとごみ分別作業費を含んでおりますが、422万1,000円でございます。ごみ収集業者による不法投棄ごみの回収142万4,850円、不法投棄家電運搬処理費30万2,686円、廃タイヤ処理費9万300円、合計603万8,836円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ただいまの説明の資料を私もいただいております。これを見ますと、マニュアルは作成されておりますが、ある程度シルバーの方に任せて、特に不法投棄の多い地区を重点に回収業務を行っている聞いております。

この中から、特に3カ所が回収頻度が高い地区となっているのがわかります。つまり不法投棄が多いというところでもあります。これ、ただいま私の手元にあるルートの資料であります。AからQまでルートがあります。この中で、特に多い地区が3地区ありまして、Iルート、これが東名阪の南側道路予定地、水資源道路から五明の交差点間は両側、西中地の北交差点は高架下空き地分も含めるというIルート。それからEルート、これは大藤団地から森津公園、中川鉄工団地、大谷公園、ずっと鍋田地区、鍋田干拓のほうへ行きまして、鍋田支

所、間崎公園となっているEルートであります。最後がLルート、弥富港から境港に至る県道であります。というふうになっております。

また、今も説明がありました。不法投棄、散乱ごみの回収及び資源ごみ運搬等も含めた費用ですね。私の資料では平成23年度が668万、24年度が600万円とかなりの額になっております。今後はこの費用をいかにして減らすかを考えていかなければなりません、その減らす方法を次に質問させていただきます。

平成22年の12月議会におきまして、私の先輩であります立松議員から提案がありました不法投棄監視カメラの件ですが、現在、鍋田地区に2台設置されていると聞いておりますが、まずその効果について説明を求めます。ちなみに、弥富総合計画の実施計画の中での自己評価ではBランク、つまり達成度75%に位置づけられております。この件につきまして説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

鍋田町の不法投棄の多かった場所に、議員言われるとおりカメラ2台を、中央幹線等にもカメラを設置したところ、不法投棄がなくなり、カメラを設置した効果が大いにあったと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ごみはかなり減ったということでありましたが、これは、先ほど説明がありましたが、定期的に行うポイ捨て・不法投棄処理とは別に、突発的に発生する回収費用ですが、私に届いている資料によりますと、21年度が251万6,000円、22年度が241万8,000円、23年度が245万9,000円、24年度が181万7,000円となっております。平成21年度から23年度は約240万から250万であったのが24年度には約180万円となっており、60万円から70万円、率にすると約30%の減となっております。特に廃タイヤについては54%、半分近くに減っております。これらは、全てがカメラによる効果とは言えませんが、かなり効果があったと思われれます。

空き缶等ごみ散乱防止推進員の方が毎日見回って、不法投棄があれば、すぐに環境課に電話し、また環境課の対応も素早く、すぐに片づけられるようになったと聞いております。ここで言うごみ散乱防止推進員の方ですが、どういう方かといいますと、条例にございますので、ちょっと読ませていただきます。

弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例の第10条、市長は、地域によるごみの散乱の防止のためにごみ散乱防止推進員を選任し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。1から3まで項目がありまして、1番が、市民に対する指導及び助言に関する事項、2番が、市民に対する啓発に関する事項、3番が、第2項に掲げるもののほか、ごみの散乱防止のため

に必要な事項と、こんなような規定になっております。

現在、本市内には鍋田地区の3名の方がこのごみ散乱防止推進員になっていると聞いております。そして、大変活躍をされているというふうに伺っております。

ごみが置いてないから、ごみをその場に置きにくいということで、やはりカメラとごみの散乱防止員の方の巡回、そして環境課の素早い対応、この三者の相乗効果によるものだと思います。今後もこのような体制で臨んでいただき、不法投棄ゼロを目指して、頑張ってくださいと思います。

続いて、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例、今説明しました条例について質問させていただきます。

ごみのポイ捨てに関しては、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例が平成8年に設置されております。しかし、これには罰則規定がありません。他の自治体でも、例えばたばこのポイ捨て禁止条例がありますが、罰則がないので、一向に効果が上がらないという話をよく聞きます。

そこで、弥富市において罰則を設けてはどうかと思います。他の自治体の例ですが、日光市、札幌市、千葉市、さいたま市、川崎市、多くの自治体で大体2万円から3万円の罰金を設けております。これらの過料を科すことで、これが抑止力となって不法投棄が減少すれば、先ほどの説明にもありましたように、処理費用約600万円の費用が減ってくるわけでありませう。罰金は重過ぎるというような考えであれば、例えばポイ捨てした人、不法投棄した人の氏名の公表とか、各種講習会に出席の義務、そういった方法もとれます。

そこで、今申し上げました罰金ですね。ちょっと資料がありますのでお見せしますが、5万円の都市はほとんど兵庫県なんですね、三田市、それから明石市。3万円のところが加古川市、西脇市、2万円のところが神戸市、姫路市というふうになっております。

罰則を盛り込むことはより一層の抑止力を高める効果があると思いますが、この件に関しまして、市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

平成8年に防止条例という形で、空き缶等、あるいはごみの散乱の防止条例ができたわけでございます。それから時代も大きく流れているかなというふうに思うわけでございます。

弥富市は、御承知のように名古屋に非常に近い、あるいは非常に高速道路等の東西に走る道路網が発達しているというような状況で、その中間地点というような中でごみが捨てやすい環境もあろうかなというふうに思っているわけでございます。

先ほども話をしましたけれども、特に私ども弥富市全体の中では栄南学区の鍋田地区が非常にごみの散乱が多いというふうに思っております。

まず一つ、現状の問題について、改善すべきところは改善をしていきたいというふうに思っております。

一つは、シルバーさんの回収ポイントをさらにふやしていったらどうかということが1点でございます。

もう一つは、監視カメラが今2台あるわけでございますけれども、さらにそれを増設していくということも考えていきたいというふうに思っております。

しかし、カメラでその原因というか、そういうことがわかれば、それを追跡して行って、その効果がどうかということについては、嚴重注意だけではやはり物足りないだろうというふうにも思います。そうした中での罰則規定というのが当然浮かぶわけでございますけれども、いずれにしてもカメラの設置をもう一度考えていきたい。

そして、草むらに捨てるというような状況が非常に多いかなと思っております。また、先ほど平野議員が参考に述べられました自治体においても、山中に捨てることだとか、あるいは人通りの少ないところに捨てられるという状況が多分多いであろうというふうにも思っております。そういう状況の中において、草むらの草を刈るとか、あるいは、先ほど私言いましたけれども、グリーンシートを張っていくということを計画的にやったらどうかというふうにも思っております。きれいなところにはごみは捨てづらいわけでございますので、そういうような環境整備をしていく必要があると思えます。

罰則規定につきましては、私どもとしても新たな課題という形の中で考えていかなきゃならないというふうに思っております。また、委員会等で協議をしていったらというふうに思っておりますので、そのようなことを考えながら、ごみのポイ捨てを絶滅していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長もそのように考えていく方向ということで御意見をいただきましたので、そのように聞きたいと思えます。

続きまして、条例の中における市民の定義について質問いたします。

本市のごみ散乱防止条例においては、市民の定義しかありません。他の市町の条例を見ますと「市民等」となっており、市民等とは、本市の区域内に居住し、もしくは滞在し、または本市の区域内を通過する者を言うと言定義づけをしております。これ千葉県ですが、市民等とは本市の区域内に居住し、もしくは滞在し、または本市の区域内を通過する者を言う。それからさいたま市ですが、市民等とは、市内に居住し、もしくは滞在し、通勤し、もしくは通学し、または市内を通過する者を言う、このように「市民等」というふうで定義づけをしております。

先ほどの会話の中にもありましたが、弥富市の住民でなくても、弥富市を通過するだけで

も市民等として定義しなければ意味がないと思いますが、見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

条例第2条の基本となる責務に、何人もごみをみだりに捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにしなければならないとあります。また、愛知県の条例も同じ記載となっており、整合性がとれているのではないかと考えます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、この条例を改正する気はないということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 今、市長が罰則等ということも考えるということですので、そのときには考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ごみ散乱防止重点区域の指定について質問いたします。

まず市の条例文を読みます。

第12条、ごみ散乱防止重点地域。市長は、特にごみの散乱を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をごみ散乱防止重点地域として指定することができる。市長は、重点地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。市長は、重点地域内においてごみの散乱を防止するための先導的な事業、その他有効な施策を実施するものとする、というふうに条例の中にうたっています。

ちょっと皆さんのお手元に資料を配付してあると思いますが、これが6カ所に分かれておりますが、今説明しました三稲の堤防道路上とのり面と、そして堤防下に散乱しているごみであります。一番右下にありますのは、操出の地内ですが、畑の横の排水路に絶えず置いてあるごみ、この横には弥富市と蟹江署の連名で「ごみを捨ててはいけない」という立て看板がありますが、挑発的な行為として、いつも捨てられておるといふ現状であります。

美しいまちづくりを推進することが特に必要であると認められる地域をごみ散乱防止重点区域に指定してはどうかと思いますが、見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

ごみの散乱があちこちにあるわけでございます。私どもといたしましては、それを指定して、どのような形で解決していくかということを手順を踏んでいかなきゃならないわけでございますので、いずれにいたしましても、しっかりと検討課題として、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） このごみの問題に関しては、全国どの市町においても頭を悩ます問題であると思います。基本的にはモラルの問題であり、モラルの向上を目指さなくてはなりません。それと同時に、ごみが捨ててあるという現実の問題も解決しなければなりません。私としては、本市においては条例に罰則を設け、ポイ捨てが多い地区をごみ散乱防止重点区域に指定して、罰則規定を盛り込んだ立て看板を立てることによって、抑止力を高め、一方では、ごみ散乱防止推進員の方と地域の住民の皆様が協力して監視に当たることがごみのポイ捨てを減らし、またそのごみの処理費用が軽減されるものと思います。

そして、きれいにしてある場所にはごみは捨てません。今回、私がごみのポイ捨ての問題を取り上げた目的は、美しいまちづくり、そしてきれいに輝く弥富市を目指すものであり、また、そのごみの処理費用を軽減することであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、仮称ではありますが企業立地推進課の設置についてであります。

まずこの質問に入るには、現状における弥富市の財政状況から話さなくてはなりません。

自治体の財政力を判断するには財政力指数というものがあまして、弥富市の場合、平成22年度は1.06、23年度は1.02あった財政力指数も、昨年度は単年度において1.0を切り、0.98となりました。財政力指数とは自治体の財政力の強弱を示す指数であり、1を超えるか、1に近いほど、財政力に余裕があるとされております。また、3年間の平均の値であります。

このように、弥富市においては、近年大変厳しい財政状況の中、弥富市の課題は、築47年を迎え、老朽化した庁舎の改築であります。南海トラフ、あるいは集中豪雨等、災害に対する防災拠点としての機能を十分発揮し、市民の皆様の生命・財産を守るため、本市においては庁舎の改築が喫緊の課題となっております。庁舎建築の財源については、国から有利な条件での融資が受けられる合併推進債を利用し、一日も早く進めるべきであると思っております。

また、この借金を返済する財源を担保する上でも、湾岸地区の開発を進めることが一番肝要であると思いますが、まずこの件に関しまして、市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

今、私どもは湾岸地区における企業誘致という中で、第3バースの整備計画、その背後地における企業誘致ということについても進めさせていただきました。いずれにいたしましても、弥富ふ頭分譲地の28ヘクタールがございませけれども、全て完売をさせていただいて、企業の誘致をできることになったわけでございます。

また、川崎重工さんにおきましてはボーイング787という次世代のジェット機を今つくっ

てみえるわけでございますけれども、その周辺における拡張工事もこれから進んでいくだろうというふうにも聞いているところでございます。

また、バースの問題につきましては、第3バースまで計画的になってきましたので、我々としては、第4バースの新設をお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、私たちはこの企業等における固定資産税ということについて、これから大きく期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、議員になって以来、一貫して弥富市マスタープランの中において、物づくり産業地として位置づけられた八穂、末広地区の開発を訴えてきました。1年4カ月が経過したわけでありますが、2ヘクタール未満の個別の案件については、確かに南部地区の開発は進んでおります。また、市長も一生懸命やっております。しかし、この色づけされた場所の開発は一向に進んでおりません。どうすれば、この閉塞感を打破できるのかを考えておりましたところ、企業立地推進課の存在を知ることとなりました。

そこで、市長に伺います。

他の市町村において、企業立地推進課、あるいは企業誘致推進課が設置されて、大いに役立っている、こういった事実を御存じでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの庁舎内におきまして、企業立地の推進課という形の中で横串、縦串という形の中で職員を張りつけていけば、それは大きな力になるということは認識するところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ここに、経済産業省がまとめた企業立地に頑張る市町村事例集があります。この中から、岩手県北上市の事例についてちょっと紹介をさせていただきます。

北上市の伊藤市長は民間出身でありまして、また、うちの服部市長もそうですが、営業経験があるため、率先して企業訪問を行うなど、積極的なトップセールスを行っている市長であります。立地企業に対しては、市長を初め、幹部職員が立地後の操業状態の把握に努め、従業員の住宅や生活環境に至るまで、あらゆる要望について整備した上で、その対応を公表し、市の施策に反映させております。東京、大阪、名古屋では市単独の企業誘致説明会を開き、市長みずからプレゼンテーションを行っております。また、組織としては、庁内全ての部が同じ目線で企業誘致を考えられるようにするため、副市長を長とする全庁的な企業立地推進本部会議を設け、企業誘致戦略を立案するとともに、立地企業の課題、市に求められるものなどについて検討しております。また、商工部には、企業誘致を専門に担当する部隊として企業立地課を設置し、6人の専任スタッフが企業誘致活動や立地企業に対するフォロー

等を行っております。また、工場建設の際にも、設計・建設事業者とともに許認可担当部署を回り、建設にかかわる問題点などがあれば事前に対処し、早期の操業実現に支障を来すことのないよう側面から支援を行っておりますと、この事例集の中で説明をされております。

私としては、市長はもちろん、副市長、そして全ての部課長にぜひこの事例集を一度読んでいただきたいと思っております。

この企業誘致は、各課の垣根を取り払って、全庁的の事業として同じ目線で捉えていくことが大事であると思えます。

今回、この企業立地の質問に当たりまして、近くの稲沢市と多治見市の2カ所でお話を伺ってきました。その中で、多治見市についてお話をさせていただきます。

多治見市は、御承知のように陶磁器のまちであります。名古屋市のベッドタウンとして開けてきており、人口は11万5,000人、また財政力指数は0.8であります。そんな多治見市ですが、バブル崩壊後、地場産業の陶磁器が売れなくなり、衰退してきたところあります。そんなとき、現在の古川市長が就任して、地元の若者が地元で暮らし、地元で仕事ができる、そんなまちにしたいという思いで企業誘致に積極的に取り組んだわけあります。これ、市長の考えですが、企業を誘致するには、まず企業回りのセールスを行わなければならないと。そのときに、担当者が課にも属さない企業立地担当だけの肩書では相手にしてもらえない。とにかく課をつくって、積極的にセールスを行う。そして、三、四人の優秀な人材で十分だということで、当初3人で企業誘致課をスタートさせたそうあります。この多治見市の古川市長さん、非常に個性的な市長さんでありまして、現在、岐阜県の市長会長、東海地方の市長会長を務めてみえまして、うちの服部市長もよく御存じとのことでした。弥富の高級金魚をうちの織部焼の金魚鉢に入れて、売り出したらいいねえと。服部市長に言っというと、こんなようなこともユーモアたっぷりに話してみえました。そんな中で、企業誘致に一番大事なのは、やはり担当する課をつくり、セールスをすることだよ。そして、立地後もフォローをしっかりすること。スピードをもって対応することだと言ってみえました。20分程度の会話でしたが、実に実のある話を伺い、現地も見せていただき、満足して帰ってきました。

これが多治見市が行っております企業立地ガイドです。大変立派なものであります。多治見山吹テクノパーク、これはトヨタ自動車を誘致したと。そして旭ヶ丘テクノパーク、これがアマゾンジャパンを誘致したところですよ。あと、余ったところといいますか、分譲も行っております。このように大変熱心に担当者の方も動いてみえました。多治見旭ヶ丘テクノパーク、本当に立派にやっております。それから多治見山吹テクノパーク、これはトヨタのテストコースも含めた企業誘致であります。

こんな説明をさせていただきましたが、企業立地課の設置について、最後に市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちの弥富市の発展は、南部地区、いわゆる西部臨海工業地帯の背後地における扱いというものが非常に大きな役割をするということは、平野議員のみならず十分承知しているところでございます。私たちの発展は南部地域にあると言っても過言ではないというふうに日ごろ思っているわけでございます。

平成21年第1次弥富市総合計画、並びに都市計画マスタープランを作成させていただき、今後10年でどういうまちづくりをしていくかということをご様の前に提案をさせていただきました。そういう状況において、都市計画マスタープランの基本的なゾーンを決めさせていただいてから少しも進展していないことに対して、大いに反省をすべきと私自身思っているところでございます。

かねて、企業庁とお話をさせていただきました。いろんな問題で条件というか、課題があるわけでございますけれども、企業庁の話では、今月の末に、事務レベルの話が終わりましたので、企業庁と一緒に南部の開発につきまして話をするようになっております。企業庁のほうとしても、いい感触はいただいているわけでございますけれども、まだ具体的に決定しているわけではございませんので、この場で話をすることはできません。

いずれにいたしましても、第一義的には、いわゆる八穂クリーンセンターの西側の開発について協議をすることになっております。また、具体的な項目につきまして回答ができましたら、皆様方に御報告申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、いわゆる企業誘致課を作成したらどうかということでございますが、今現在、私どもの職員も大変少ない人員で多くの仕事をこなしているのが現状でございます。私が就任してから、22名の職員の削減をしてきたところでございます。これは、国の指針に基づくものであり、大変厳しい状況でもあるわけでございます。そうした形の中で、企業誘致をつくる上においては、やはり法的な、専門的な分野にたけていないと、それはなかなかできないだろうというふうに思っております。そういう状況の中においては、私、副市長を中心といたしまして、開発部長、そして都市計画課長、あるいは商工観光課長というようなところで構成をし、企業誘致について一生懸命勉強していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、2年3カ月ほど前の東日本大震災以後、いわゆる湾岸地区が敬遠されていることは事実でございます。さまざまな南海トラフ大地震というような状況の中で、海岸地区が敬遠されるということはわからんでもないわけでございますけれども、県のほうでは、アジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター特区を形成いただきました。弥富市として、積極的にこういう場所を御利用いただきたいという形でPRしていかなくやならないことは事実だと思っておりますので、これからも一生懸命努めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長のほうからお答えいただきましたが、東日本大震災以来、弥富地区、海拔ゼロメートル、マイナスという地帯へやっぱり企業誘致ということはちょっと敬遠されていることは私も理解しておりますし、また県の企業庁のほうから出されております条件といいますか、4メートルのかさ上げというようなこともちらっと聞いております。なかなか当地域、震災以来、非常に不利な状況になっているということは私も重々理解しておりますし、その中で、担当の部署も一生懸命個別案件の開発、そういったことも進めてみえることも十分理解しております。ただ、やはりマスタープラン10年計画を出した以上、半年がもう過ぎようとしておりますので、スピードアップしてやっていってほしい、こういうふうに思っております。

昨年末に出されました今後5年間の中期財政計画、さらには10年間の財政予想を見て、10年後の弥富市の財政を非常に危惧しておるわけでありまして。弥富市も、企業誘致を進めるため行ってきました奨励金の交付も今年度は3億5,000万円でありまして、26年、27年度は1億8,400万円、28、29年度は4,650万円となります。そして、30年度からはゼロになって、5億7,500万円いただいております固定資産税は奨励金を一銭も出すことなく入ってくるわけでありまして。このように、まいた種が花開くには年月がかかります。10年後の弥富市の財政を考えれば、今積極的に企業誘致を進め、しっかりとした財政基盤を確立することが大事であると思ひ、今回の提案をしたわけでありまして。10年後の弥富市がさらなる発展を遂げていることを期待し、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、大きく分けて、弥富市総合計画と弥富市中期財政計画についてお尋ねしたいと思います。

まずは弥富市総合計画の中にある河川について、いろいろお尋ねしたいと思います。

我々の住んでいる北部地域は、土地改良事業、区画整理事業が始まる前は、川を中心に経済活動がなされておりました。荷物を運んだり、稲を収穫したり、行ったもの全てを船で移動しました。もちろん川はきれいで、魚をとったり、泳いだりして、生活の中心にいつも川が

ありました。

弥富市北部地域には、鯛浦川、中地川、市江川等、いろいろな河川が流れております。河川について尋ねたいと思います。

河川については、河川法があり、1級河川、2級河川、準用河川、普通河川があります。1級河川は河川法の第4条、2級河川は河川法の第5条、準用河川は河川法の100条の2第1項に規定され、普通河川は、市町村が条例などで河川範囲を指定する規定になっております。

弥富市に流れている1級、2級、準用河川、普通河川はどの分類に入る河川でしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 河川についてお答えをさせていただきます。

弥富市北部の河川でございますが、まず1級河川といたしましては木曾川がございます。これは国土交通省が管理しているものでございます。2級河川につきましては、善太川、日光川、そして宝川の孫宝排水機場の下流部、これが2級河川でございまして、愛知県が管理しているところでございます。次に準用河川でございまして、鯛浦川1号、2号、3号と3河川ございまして、これにつきましては弥富市が管理しております。普通河川につきましては、先ほど議員からありましたように、市江川、支川の中地川も含みます。それに鯛浦川、それと宝川の孫宝排水機場の上流部、これが普通河川でございまして、これにつきましては孫宝排水土地改良区が管理しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 1級河川、2級河川は国・県が管理し、準用河川、普通河川は市及び土地改良区が管理するということですね。どの河川がどのように管理されているかをちょっと確認したかったのでお尋ねしました。

続きまして、河川について、私の住んでいる弥富北部地域の市街化調整区域の下水は農業集落排水、これは荷之上、五之三地区でございまして、及びコミュニティ・プラントは楽荘地区でございまして、下水道整備されていますが、大半の北部地域は下水道整備がなされておりません。下水道が整備されている地域は、汚れの大半を占める家庭の生活雑排水が排水路を通し川に流れております。多くの汚水は自然浄化能力では対応できません。家庭用の生活排水はBOD（生物化学的酸素要求量）が高く、特に食品には栄養塩類の窒素やリンが多く含まれており、それが河川汚濁の原因となっております。

続きまして、質問させていただきます。

弥富市総合計画の基本計画第2章、環境自治体の形成で河川等の水質検査の実施が上がっておりますが、どこの河川の水質検査を実施しているか、また河川の水質結果をどのように

公表しているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

水質検査につきましては、毎年7月の梅雨明け時期に市内の河川や用排水路の14カ所で実施しています。主に宝川水系を中心に実施していますが、他には、筏川、芝井川等で行っています。

検査の結果につきましては、水素イオン濃度やBODが一部環境基準に満たない箇所がありました。主な原因は、家庭からの雑排水であると思われます。対策としては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及など、家庭からの生活雑排水を適切に処理することが望ましいと思われますが、経費もかかることから計画的に整備していく必要があります。水質検査の結果の公表につきましては、議員から御指摘がありましたので、昨年度の水質検査の結果をホームページに掲載いたしました。今年度につきましても、検査結果をホームページに掲載する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 水質検査については、市内の川、宝川が中心という話でございますけれども、それ以外の川というか、そういうところはやられないんですか。これ、何か基準があるんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

基準といいますか、先ほど言いましたように宝川水系が中心でございますが、そのほかに筏川、芝井川ということで大きい河川をやっておりますが、基準というものはございません。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 水質検査も、やっぱり川がどのような状態だということも皆さん知りたいと思いますので、極力もっとたくさんいろんな箇所を検査してほしいと願うものでございます。

では次に、夏になれば、河川の水位が下がり、ヘドロが堆積されたところが多くあります。そういうところにつきましては悪臭が漂っております。ヘドロのしゅんせつは河川の浄化に必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

先ほど土木課長のほうから河川区分について答弁させていただいたところでございますけれども、河川、排水路のしゅんせつにつきましては、それぞれの管理者と協議していただくこととなります。

なお、鯛浦川、中地川のしゅんせつにつきまして、横井議員が3月の孫宝土地改良区の総代会におきまして要望された折に、出席されておりました愛知県のほうからの説明では、湛水防除事業等の県営事業の中での附帯工事としては可能だが、単独のしゅんせつ工事は難しい。単営事業といたしましても単独のしゅんせつ工事は無いといったような旨のお答えだったと思います。しかしながら、議員が言われますように、夏場の悪臭ですとか、また降雨時に河川の流水が阻害される危険性もありますので、市といたしましても引き続き県に要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） しゅんせつにつきましては、市街化区域は土木の都市計画費の下水道費でしゅんせつ工事費が計上されております。500万円計上されております。調整区域のほうも今後ともしゅんせつということをお願いしたいと願っております。

では、次に移らせていただきます。

次に、私たち子供のころ、川で泳いだり、魚とりをしておりました。魚もフナ、コイ、ライギョ、ナマズ等、いっぱい川に泳いでいました。現在は、河川には亀、そして、わずかにコイ、フナが見かけられます。一番多いのは亀で、顔の横から首筋にかけて赤いラインがある外来種の亀で、ミシシippアカミミガメ、通称ミドリガメでございますけれども、これがふえ続けております。私は農家ですので、夏になると田んぼへ入ります。そうすると、大きな石を踏みつけたような感触があります。確認するとミドリガメでございます。それほど多く生息しております。

弥富市には水産物の研究を行っている愛知県水産指導所があるので、そこで指導を仰いで、害があるようであれば、何らかの対策が必要だと思われませんが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

ミシシippアカミミガメは、特定外来生物被害防止法による規制の対象外ではありますが、既に日本に多く持ち込まれ、生態系に悪い影響を及ぼすおそれのある要注意外来生物に環境省が指定しています。県に問い合わせたところ、対策といたしましては、飼育しているものを遺棄しないよう飼育者への普及啓発をしているとのこと。本市としましても、県と同様に飼育者に広報等により啓発していきたいと考えています。現在のところ、人に危害を加えることがないため駆除までは考えておりません。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、課長の話ですと、飼育者に放すのをやめてくれという注意書きだけで今やってみえるんでございますけれども、現在すごい数が川におるんですね。多分あれがふえ続けて、またすごい数になると思うんですけども、一応害がないので対策はとらな

ということですね。ちょっと確認の意味でやらせていただきました。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

今のところということで御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 多分将来的にはすごい数になると思いますので、その辺の対策を今後とも考えていただきたいと願う次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この外来種のみどりガメは非常に今繁殖が多いわけでございます。過日もある自治会のところへ出向いたときに、その対策はないかというようなことでもございました。横井議員と同じ御質問をされるわけでございますが、基本的には害がないといえども、非常に大きく成長するんですね。そうした意味においては、決して害がないというようなことは、農産物に対しては少ないかもしれませんが、今後は人だとか、そういったことに対しても影響があるかと思っております。一度県の水産試験所等にも相談させていただきまして、どのような方法があるかというようなことについてはまたお聞きしたいなというふうに思っております。

しかし、これはあんまり言わないほうがいいかもしれませんが、このみどりガメというのは、昔、そういった業者の方が販売したいきさつもございまして、我々としては少し痛しかゆしの点もあるということだけはつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に移らせていただきたいと思っております。

河川汚濁を防止するには、先ほども話がございましたように下水道事業しかございません。市街化調整区域の農村集落排水は、今年度、十四山東部が完成し、弥富市の集落排水受益区域の全域が完了します。しかし、公共下水道工事は、市街化区域、市街化調整区域とも南の地域から始まっております。公共下水道事業は、公共下水（主に市街化区域）と特定環境保全公共下水道（市街化調整区域）があります。公共下水は、市街化区域と調整区域の調整をバランスよく推進されておるということでございます。

また、幹線排水路につきましては、地下数十メートルの直径2メートルの管が埋設されております。弥富には、幹線排水路は1号幹線排水路、これは処理場まで伸びておる真ん中の幹線排水路でございます。7号幹線排水路、これは未整備で、佐古木地区へ行く予定のやつでございます。9号幹線排水路、これは整備中ございまして、五明、海老江へ向かう幹線排水路でございます。これが通っておる北部地域の市街化調整区域には大きな団地が多数あります。市街化調整区域の南部地区もある程度下水の完了の見通しがついてきており、次は

北部地域であると思われます。公共下水道事業を一日も早く実施してほしい。今後、どのような計画で進められるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三輪下水道課長。

○開発部次長兼下水道課長（三輪眞士君） それでは、横井議員にお答えいたします。

公共下水道事業につきましては、平成15年度から平島、前ヶ須周辺地区、並びに鎌島、操出周辺地区の整備を進め、平成22年3月31日に第1期分の125ヘクタールを供用開始いたしました。

現在の全体計画といたしましては867.4ヘクタールで、認可面積449ヘクタールのうち、平成25年6月末には供用面積が170.7ヘクタールとなります。

議員御質問の北部地区の事業計画でございますけれど、昨年度に荷之上、ポプラ台、西中地、下之割、海老江南の認可の拡大を行いましたので、今年度に、かおるが丘、ポプラ台、栄団地の詳細設計を発注いたしまして、来年度以降工事に着手してまいります。

また、愛知県におきましては、先ほど議員が言われましたように鯛浦地区の日光川下流9号幹線でございますけれど、愛知県におきまして今年度から工事に着手するとお聞きしております。この事業の進捗に合わせて、市といたしましてもイオンタウン付近の整備も進めていく考えでございます。

先ほど議員も言われましたように、最後になります流域下水道幹線の7号幹線でございますけれど、平成27年度当初を目標といたしまして、今、愛知県で事業の計画の変更が進められているところでございます。市といたしましても、同調いたしまして計画を進めていく予定でありますので御理解をお願いします。

また、この下水道事業につきましては、生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため整備を進めているところでございますので、供用開始されている区域の皆様方には早期に下水道へ接続いただくことをお願い申し上げて、終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 地域の河川がきれいになって、昔のように川で魚をとったり、遊んだり、蛍が飛び交うような地域にしたいと願うものであります。

続きまして、総合計画の道路整備についてお尋ねしたいと思います。

道路整備は、市民生活やあらゆる社会経済活動を支える最も基本的な資本整備であります。どこの都市、どこの市町村でも道路が整備され、地域が発展してまいりました。弥富市内でも平島地域が発展したように、道路の整備がされてこそその地域が繁栄すると思っております。

では、質問させていただきます。

総合計画の実施計画に上がっている南北に広がる弥富地域の生産から集・出荷までの一貫

した広域営農団地農道整備事業の北部地域の道路計画についてお尋ねしたいと思います。

現在この道路は東名阪高速道路の北の愛西市まで開通しております。この道路計画は何年より実施し、道路幅員、どのような地域を計画されているか、お尋ねしたいと思います。

また、この広域農道に進入するためにどうしても必要な街路、弥生通線の一部でございますけれども、155号の西中地の交差点から北へ、名阪の側道までの区間でございます。この間も交通量も非常に多く、歩道がないので大変危険であります。ですので、この整備も同時にさせていただくよう御質問したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、横井議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、愛知県が施行しております広域営農団地農道整備事業、尾張西南部地区でございますが、平成5年に着手し、法手続では、愛西市川北より飛島村新政成までの延長約28.6キロメートルが全体計画として行われております。そのうち約13.8キロメートルが本地区での施行区間となっております。道路幅員につきましては約11メートル、総事業費117億円の事業でございます。

弥富市内において計画施工延長約5.6キロメートル、供用済みの延長約4.8キロメートル、進捗率約86%で、JR横断から愛西市接続までの区間が未採択となっております。

また、議員御質問の、どのような地域が計画されているかということでございますが、愛知県と弥富市において複数の路線案の検討をしております。昨年度よりこのうちの一つの案であります西中地町の新平から五右を通ります排水路に沿った路線にて地元調整を行っております。また、この案の路線上には、五右工区の圃場整備の課題がございます。地元の諸事情もございますが、路線確定に至っておりません。引き続き調整を図り、今後の方針を決めていただきまして、進めていきたいというふうに考えております。

また、弥生通線の整備につきましては、広域農道の整備に合わせて進めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げますけれども、いずれにいたしましても農免道路、そして弥生通線の整備でございますけれども、今、弥生通線の整備につきましては、いわゆる155号への進入道路という状況の中で、非常に交通量が多くなってきたなというふうに思っております。議員御指摘のように歩道もないものですから、大変すりかわるのも厳しい状況であることは私も理解をしているところでございます。地域の皆様の利便性、あるいは安全ということを確認する上においても必要だろうというふうに思っております。

今、担当部長のほうからは、広域農道の整備に合わせてということをおっしゃっておりますけれども、少し早めていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

来年度、その道路における測量等が実施できればというふうに思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に、白鳥地区、これ十四山地区も含めてでございますけれども、出前講座の開発部長の説明で、白鳥学区の住民が待ち望んでいる弥富名古屋線が実施されるように私は聞こえました。耳が悪いかどうかわからんですけど聞こえました。弥富名古屋線の事業中間区間、これ市江川でございますけれども、かかる道路工事はいつ実施されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

御質問の弥富名古屋線につきましては、海部土地改良会館から県道子宝愛西線までの約450メートル区間ではありますが、県道予定地は軟弱地盤であり、県道の築造に伴い鉄道敷地の沈下が心配されておるところでございます。また、沈下量を最小限に抑える工法の選定や、近接工事になる関係上、現在、愛知県とJRとの協議が進められております。

今後は、一部の未改修部分の用地取得を進めるとともに、JRとの協議が調えば市江川の橋梁工事を進めていく計画でございます。

地域住民の利便性の向上が図れるよう、主要幹線道路でありますので、引き続き本路線の事業促進を要望してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今話を聞きますと、JRとの協議が調い次第と。大変時間がかかると思いますので、極力早くやっていただくように、緊急車両がとにかく市江のほうへ入るのにぐるっと回っていかなきゃいけませんもんで、それだけでも大分違うと思います。ですので、なるべくなら早く実施していただけるよう、県のほうへも要望していただきたいと思えます。

では次に、日光川西線、要するにこの前の道ですね。日光川西線と十四山名古屋線、名古屋から来ておる競馬場の前の通りの接続点の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思えます。

これは、旧弥富町と旧十四山村の中央の道路をつなげることで、本当に合併するときの懸案事項でございました。旧弥富町と旧十四山村の合併のシンボルとして、この10年以内、もうあと3年か4年しかないんでございますけれども、通行できるように急いでもらいたいが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

御質問は鍋平4丁目から六條町のところだと思いますけれども、現在、210メートルの区

間については、議員指摘のように愛知県に合併支援として事業着手をしていただいております。平成21年度に一部用地取得がなされております。昨年度より国庫補助事業に切りかえて、関係地権者と用地交渉を行っております。物件補償及び用地取得の進捗を図るとともに、管渠を含めた詳細設計等を進めていく計画でございます。

また、議員御質問の合併10年以内に通行ができるようにでございますが、これにつきましては、完成については未確定ではございますが、当路線の整備により広域交流機能が一層強化されますように、愛知県と協力して早期完了を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 道路整備も弥富市の発展に必須なものでございます。また、市民も待ち望んでおりますので、早く実現の努力をしていただくようお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、弥富市中・長期財政計画についてお尋ねしたいと思います。

弥富市は、地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造、経営していくために、さらなる行政改革を推進する必要があります。

今年度に入ってから、弥富市中・長期財政計画と弥富市総合計画実施計画がともに発表されました。これは、今後の弥富市の将来を見る大変重要な計画であります。

まず、財政計画の歳入について見てみます。

長期計画（平成25年から平成34年まで）の歳入を見てみますと、歳入の根幹である市税を73億5,000万で固定し、次に地方交付税は、十四山、弥富の合併前の交付算定を基礎に10年間交付されております。また、28年以降、地方交付税の合併算定がえが徐々に減り、平成33年でなくなる計画でございます。市債については、起債対象事業が減りますので、市債は減らした計画であります。例えば市税は平成23年度決算で75億2,700万ございました。25年度予算で74億8,900万であります。

最初にお尋ねしたいと思います。

平成24年度出納閉鎖が5月で終わりましたが、平成24年度の税収はどれくらいあったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

平成24年度の税収はどのくらいかとの御質問でございますが、市税の歳入につきましては、現年課税分が73億8,691万円、滞納繰り越し分が1億85万9,000円でございます。合計で74億8,776万9,000円ございました。

なお、先ほども議員がおっしゃられましたように、平成23年度は現年課税分が74億3,480

万7,000円、滞納繰り越し分が9,247万6,000円で、合計金額が75億2,728万3,000円でございます。前年比といたしましては、合計金額でマイナスの3,951万4,000円、率といたしましては、マイナス0.52%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今年度の税収も、昨年、一昨年の税収も75億前後の税収があると思われます。中期計画と今後の税収に多少のずれが生じておると思います。

次に、歳出について見させていただきます。

歳出は、大きく分けて3つに分けられます。最初に義務的経費、これは自治体がどうしても支払わなくてはならない義務的なもので、職員の給与等、市の借入金の市債等、扶助費等がございます。次に投資的経費、これは主に公共事業でございます。3つ目はその他の経費で、維持費、補助金、繰出金等でございます。

この3つの分野で構成されているが、義務的経費の扶助費や公債費では、今後歳出がふえる傾向で計画されております。それらの経費につきましては、補助金の見直しを掲げているにしては、企業立地指定交付奨励金、これは5カ年ですけれども、3年間全額と、あと2年間半分でございますけれども、23年度は3億6,900万ございました。一応計画では、この分だけ減らして、私はもっと補助金の減額を計画すべきであると思います。歳出で一番しわ寄せがあるのは投資的経費で、平成29年度以降7億6,800万の固定の金額で推移されております。これらの予算を財政計画の基本どおり進むと、道路や水路の社会整備資本が進まなくなり、住民のニーズに応え切れなくなります。これを計画どおり進めば、極端に言えば公共投資は下水道事業しかございません。私も過去に財政を経験してまいりましたが、財政の基本は、収支では赤字計上はできません。財政当局は、歳出を減らし、歳入の留保財源を多く保持するということを願って行っている計画だと思えます。

では次に、市の中・長期財政計画の起債の取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

23年度決算を見ると、市税の未収金が5億700万ございました。国保税の未収金が4億3,500万あります。現在の滞納金は幾らでしょうか。徴収方法はどうかと尋ねますと、多分広域連合の徴収委託の回答が出るとは思いますが、市としても何らかの滞納に対する必要があると思うが、どうでしょうか。

一例を挙げるとすれば、例えば額は少ないかわからんですけれども、職員が滞納整理を行うとかというような方法で職員も努力すべきであると思うんですが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

○収納課長（山守 修君） 御質問にお答えいたします。

24年度決算見込みでの御説明になりますが、初めに市税から説明させていただきます。

24年度課税分の未収入金は8,431万3,000円で、24年度課税額の1%強に当たります。滞納繰り越し分の徴収実績は、先ほども税務課長のほうが説明いたしましたが、1億85万9,000円でありまして、25年度に繰り越される未収入金は3億8,871万2,000円になり、前年度を1億1,904万3,000円下回る予定であります。

続きまして、国民健康保険税でございますが、24年度課税分の未収入金は8,083万5,000円で、24年度課税額の約7%強に当たります。滞納繰り越し分の徴収実績は1億157万5,000円であり、25年度に繰り越される未収入金は3億9,133万4,000円になり、前年度を4,389万円ほど下回る予定でございます。

次に、未収金対策についてでございますが、納税しやすい環境づくりとしまして、24年度より国民健康保険税と軽自動車税のコンビニエンスストアの納税を実施し、26年度から固定資産税と市・県民税——こちらのほうにつきましては普通徴収でございますが——の2税の追加を予定しております。30万円を超える税額を除き、365日24時間納税できる環境づくりを進めていきたいと思っております。

次に、徴収の強化としましては、23年度より県と市町村で組織します西尾張地方税滞納整理機構に参加し、年間約100件の事案の滞納整理を依頼して、顕著な実績を上げております。今年度も引き続き機構のほうへの参加を行っております。

また、24年度より徴収員1名を配属し、主に現年度、前年度未納者宅への臨戸徴収や催告を行っており、今年度も同様な対応を進めております。また、今年度からは、徴収グループの職員1名の増員がなされております。

以上のように、組織や人員の強化による徴収の強化を行っております。

なお、職員による滞納整理についてでございますが、実績としまして、近年においては、収納課や課税担当課職員によりまして一斉滞納整理を年1回実施しておるところでございます。今年度も引き続き実施を予定しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 滞納については、今後ともいろいろ努力をしていただきたいと思う次第でございます。

では次に、保育料の見直しが上がっているが、これは今年度の施政方針でも掲載されておりますが、現在の社会状況からすると難しいのではないかと私は思います。実施するとすれば、いつから実施されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

保育料の改正問題についてということでございます。私は、3月議会でもお話をさせてい

いただきました。現政府・与党の基本的なマニフェストの中で打ち出されているわけですが、3歳児から5歳児までの全ての保育所、保育園、あるいは幼稚園、あるいは認定こども園に通う幼児教育費の無償化をマニフェストとして出されたわけでございます。御承知のように今月の6日、一定の方向が示されました。来年度につきましては、幼稚園の5歳児にその対象を求め、第1子が小学校3年生以下であれば、第3子以降の園児は無償、そして第2子は半額という形で一定の方向が定められたわけでございます。保育所が入っておりません。認定こども園の子供が入っておりません。こういう状況の中で、私は少し憤りも感じているところでございます。やはりマニフェストはマニフェストで、なかなか実行できないというのが一つの考え方として受けとめざるを得ない一端だろうというふうにも思っております。

仮に3歳から5歳までの全ての保育所に通う子供たち、あるいは幼稚園に通う子供たち、認定こども園等に通う子供たちを全て無償化にした場合には7,900億円という莫大な財源が要ったわけでございます。そうした状況がいとも早くこのような形で方向づけされたということについては、先ほども申し上げましたように少し遺憾に思うところでございます。

しかし、保育所の保育料の問題につきましては、弥富市は17年間改正をしておりません。これは重ね重ね皆さんにもお答えさせていただいておるところでございます。

今後、政府がこの保育所等における幼児の教育費ということに対して、どのように考えてくれるかということについて、まだ一定の時間がございます。ということは、来年の保育料の問題につきましては、この秋までに決めなければなりませんので、もう少し精査しますけれども、大変厳しい問題になるというふうに思っております。

しかし、一方、社会保障・税一体改革の中で、消費税増税という考えがあるわけですが、今の方向でいきますと、来年4月から現在の消費税5%から8%ということでございます。3%分の上積みに対しては、全て社会保障費。現在では医療、介護、福祉、そして子育て支援という問題が入っております。私は、この秋ぐらいには、そういった方向も含めて、この子育て支援に対する考え方も出てくるのではないかなあというふうに思っております。いずれにしてももう少し時間をいただき、改正等につきましては注視していきたいというふうに思っておりますので、今回はこういう答弁にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、収入の中に普通財産の売却が上がってないんでございますけれども、これはどういうことか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 普通財産の売却予算計上について答弁をさせていた

だきます。

普通財産の売却につきましては、平成25年度の歳出に売却に必要な予算を計上しております。売却への調整が整いましたら公表をまいります。

なお、歳入につきましては、鑑定がとってございませんので、予算の計上はしてございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 課長、ちょっと勘違いしてみえるかもわからん。財政計画に上がっていないのはなぜかということで尋ねたんです。済みません、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 財政計画におきましては、長期的なスパンで計画を立てるものでございまして、例えば2年後、3年後にどのような土地を売るとかどうかにつきましては、そこまでのものまではちょっと確定値として上げるわけにはいきませんので、そういった意味で上げてないということでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 普通財産の売却についても今後努力されるということで、よろしくお願いしたいと思います。

次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

補助金の見直しの終期設定、統廃合はいつから進められるのか。補助金の終期とは、統廃合とは、具体的な例を挙げ、いつから実施予定なのかということで質問したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 補助金等の見直しにつきましては、補助金等の見直しに関する指針というものを策定いたしまして、見直しの視点や方向性を示したところでございます。

その中で、終期の設定につきましては、補助金について、補助期間は3年を限度とし、その3年の補助期間終了後に補助金の交付の取り扱い、延長するかどうか、これに基づいて、そこでやめるかどうか、そういったものを再度検討するということと、国や県の制度によるものにつきましては、その補助期間の終了をもって終了すること、この2つを上げております。

見直しの基準につきましては、継続、拡充、縮小、統合、改善、廃止の6つの方向性に区分しております。

その中で、縮小につきましては、一つとして、事業の公益性や必要性及び効果性に乏しく、規模を縮小すべきもの。2番として、団体等の決算における繰越金、また剰余金が補助金等の額を超えているもの。3番として、補助率、補助単価が必要以上に大きいものなどがございます。

統合につきましては、他に類似の制度があるため、統合することにより事業効果が上がるものでございます。

廃止につきましては、施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されているもの。2番として、社会経済情勢の変化に伴い、事業が市の目指す方向性と適合しなくなっており、事業の公益性、必要性及び効果が薄れているもの。3番として、団体等の会計処理及び補助金等の使途が適当でないものなどでございます。

平成24年度におきまして、具体的に商工会の補助金、土地改良区事務費補助金などを見直しましたが、今後、これら以外のどの補助金をどういった方向で見直すかということにつきましては、秋ぐらいを目途に補助金交付団体等との協議を持ちながら検討していく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ちょっと一つ飛ばしますけれども、時間がないので。民間委託等の推進は、過去にも保育所、図書館等でありましたが、難しかった次第でございます。一体何を民間委託で考えてみえるかという質問をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今までにおきまして、いろんな方面で民間委託を推進してまいりました。それで、現時点において、さらにどのようなものを民間に委託するかということでございますが、一例として、図書館に指定管理者制度を導入する。これも検討でございますが、そういうことなども含めて、今後の検討課題というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 過去に、平成17年に行政改革を行われました。歳入といたしましては、使用料、公有財産の活用を上げ、行われました。歳出といたしましては、事務事業の見直し、補助金の見直し、施設維持管理の見直し、扶助費の見直し、保育所の統廃合、非常勤特別職の報酬の見直し、改修工事、維持管理費の見直し等で、具体的に改革後の目標金額を設定して行われました。私は、財政運営の取り組みには、何々を計画しております、何々を見直しますとした総論だけでなく、きちっとした計画目標を明示する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行財政改革の目標年度と目標数値ということでございますが、平成17年度当時につきましては、当初予算の編成の時期と行政改革の実施計画の策定が二つほぼ同時期に進行していたために、行政改革の実施計画の予定年度が17年度で金額の積算可能な項目について、行政改革の実施計画に削減見込み額を記入できたものでございます。

しかしながら、現在進めております弥富市第2次行政改革大綱は、計画期間が平成22年度から平成25年度までと中期に及ぶため、全体としての目標数値や目標削減額といったものは設定することが困難であるため、設定しておりません。

次期の行政改革大綱の策定に当たりましては、平成17年度当時のようには、目標数値を詳細に設定することはできませんが、議員御指摘のとおり数値目標を持つことは必要と考えておりますので、積算可能なものを掲げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これらの結果を踏まえまして、私の要望、意見を述べさせていただきます。

このような財政計画を市民に発表し、市民に対し理解を求め、市民のニーズに応えられないと財政計画を上げ、財政が厳しいと説明されております。その財政が厳しい最大の原因の一つは、弥富市新庁舎建設の経費であると私は思います。新庁舎建設が大きな原因であるとするれば、弥富市新庁舎建設の経費をもっと縮小すべき、もっと簡素にすべきと私は思います。

今後もこの財政計画どおり実施するのであれば、市民と金銭的な、事業的な摩擦もあり、大変難しい財政運営になると思います。将来のことも考え、弥富の子供たちに市債、借金を少しでも減らせるよう、さらなる健全な財政運営を実施し、努力してほしいと願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩して、再開を4時15分といたします。きょうは時間延長のほう、御協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。

また、三宮議員の質問の参考資料の配付を認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。通告に基づきまして、2つの点について質問させていただきます。

お配りさせていただきました資料は2つ目の質問との関係でございますので、そのときに説明しながら使わせていただきます。

まず最初に、弥富市の狹隘道路の整備促進についてお尋ねをいたします。

平成21年から25年度の国の補助対象事業といたしまして時限的な制度がつけられ、人口減少に向かう時代に、国民と行政の財政負担を少なくし、再開発によらない、時間をかけた住宅地の整備手法として大変有効なものであるというふうに私は考えておりますが、実際に私どもの町内から見ても、まだ本当に緒についたところがございますが、市の実際の活用と到達状況について、まず報告いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

まず最初に、利用状況ということでございますけれども、平成22年4月1日から施行してあります弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱に基づきます事前協議の状況として、平成22年度から平成24年度までの3年間の実績を報告させていただきます。

まず、22年度でございますけれども、協議件数としましては28件、そのうち寄附ということで申し出があったのが21件、自主管理、自分で管理すると申し出があったのが7件。23年度、協議件数としましては10件、寄附が4件、自主管理が6件。24年度、協議件数が10件、そのうち寄附が4件、自主管理が6件。合計しますと、3年間で協議件数としましては48件、うち寄附が29件、自主管理が19件となっております。

このうち、先ほど議員おっしゃられましたように、国のほうの社会資本の整備交付金の対象事業ということで、弥富市の場合も23年度からその対象事業ということで補助金をいただいております。23年度におきましては、対象額として608万円、うち2分の1が304万円の国費をいただいております。24年度が676万円の対象額として、国費が338万3,000円。合計しますと、対象額としまして1,284万6,000円、国費として642万3,000円となっております。

次に、到達状況ということでございますけれども、要綱にありますように、市民の理解と協力のもとに、狹隘道路の拡幅整備を促進するというところでございまして、敷地所有者等から事前協議を受け、手続を進めることとなりますので、実際は市が計画を立てまして整備をするような事業というわけにはいきませんので、ここでの到達状況等については申し上げることができないと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ただいまの説明を聞きましたが、まだ本当に緒についたばかり。私の町内でも、24年度、たまたま妻が自治会長をやった関係でこの事業にもかかわらせていただきましたが、なかなか自治会長としても、あるいは実際に事業を申請した方も含めて、よくこの仕組みが理解してなくて、実際に着手してから相談に行ったようなことがあったり、いろんなことがありましたが、それにいたしましても、本当に特に旧弥富町の中には今さら再開発だとかという手法ではとてもできない。そうかといって放置もできない。こういうと

ころが少なくありませんので、ぜひ時間をかけて、先ほど申し上げましたように住民の安全と利便のために行政と市民が協力して進めていくという上で言いますと、しかも、国の補助もあるという、大変ある意味ではありがたい制度でございますので、ぜひ25年度に終わらせずに、県の協力も得ながら、国の制度として存続されることを強く求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

弥富市が実施しています狭隘道路整備事業につきましては、先ほど言いましたように、愛知県が社会資本整備総合交付金事業としまして計画書を作成し、平成25年度までの事業期間で、弥富市を初め14市町が実施しているものでございます。

平成26年度以降の支援につきましては、愛知県か財務省や国土交通省などへ今年度要望のほうをしているところでございます。

市としましても、まだまだ市街地において狭隘道路が多数存在することから、利便性や防災面からも、市民の皆様に対しまして今後も支援するとともに、国や県に対し、狭隘道路整備事業に対する支援の延長を要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） じゃあ、続きまして、関連した問題でお尋ねいたします。

これも旧弥富町によく見られる例でございますが、要するに建築基準法というのはそんなに大きく変わっていないわけでありまして、若干途中で変更もありましたし、ただ、実際に指導や実施に当たりましてはその時代時代に随分差がありまして、今でも公道に全く設置していないのに建築確認が通って、建っているうちがありまして、建てかえの相談を受けて、調べていただいたら、全然道路になっていないということだとか、それから、入り口のところに石垣のあるうちがあって、そこを崩さないとか一定の道路の基準が確保できないとか、とても今現状でできないようなところも間々見受けられます。先日もお伺いしたら、いろんなそのときの県の方針や当時の町のかかわり方によって、そういうところが間々ある。

私自身もこの間、何軒か実際に建てかえのときにそういう問題があって、当事者の方とも相談しながら申請をして、現在、基本的には5メートル、最低でも4メートル以上の用地の確保などが定められておりますが、実際にはそれに満たないものについても、公道としての道路認定が認められて、建てかえができたとかという事例も、私自身も直接見てきております。

かなり現在はその当時に比べると厳しくなっていて、公道に接続しているとか、中心線から2メートル以上の後退がきちんと守られているとかということが現実確認されなければ、なかなか建たないという状況になっております。

しかし、そういう過程を経てきておりますから、さっきも申し上げましたように、公道に接続していないうちというのも間々ございますが、ちょうどその世帯の世代交代の時期に入っていて、息子さんが帰ってきて、二世帯住宅にしたいということで相談を始めて、調べていただいたら、そういう状況だったということなんです。従来もいろんな形で救済をされてきたわけでありまして、特にやっぱり時間をかけないと、建っているところを動かすわけですからできないわけで、関係者等が協定をして、一定の条件をクリアすれば、公道認定するなり、早くから他の市町でも全国的に見ると建築協定というのをきちんとその関係者で結んで、建てかえるときには必ず後退するということが担保される条件ができれば、そういうところについては公道認定して、認めていくというようなことも既にされているようでございますが、ぜひ具体的な救済を行っていく。そうしないと、廃屋にしていくのか、それとも、きょうび、分譲住宅クラスでも新たに建てますと建物の固定資産税だけでも15万円前後になるわけでございますので、市の税収にとっても、それから当事者の方々が親と一緒に住むということで、また将来に向けて、少しでも落ちついた暮らしができるようにしていくというようなことでも、双方に大変有効なことでございますので、その辺について、今後、いろんな条件もありますが、可能な限り救済していくという手だてをとることをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

まず、建築物を建てる場合の一般的な道路条件について御説明申し上げたいと思います。

建築基準法では、幅員が4メートル以上の公道、すなわち道路法による道路、国道、県道、市道といったものであって、認定を受けていて、事実上通行可能なものが道路という扱いになっております。

また、特定行政庁（弥富市の場合は愛知県）が指定する道路で、建築基準法が適用される以前から、道として使用され、それに沿って建築物が建ち並んでいる、幅員が4メートルよりも狭い道がありますが、これが建築基準法による狭隘道路、いわゆる2項道路といった取り扱いをするものになります。

次に、接道義務ということで、建物を建築する場合、原則として建物の敷地は道路に2メートル以上接するように定められております。建築基準法の改正もたびたび行われておりまして、平成11年までは建築物の周囲に広い空き地があり、そのほか、これと同様の状況にある場合で、安全上支障がないときは建築基準法でいう道路に接していなくてもよいとなっていたため、建築確認申請時において、建築主事はその都度判断するということをしております。

しかし、平成12年に建築基準法が改正されまして、接道について、特定行政庁が交通上、

安全上、防災上及び衛生上、支障がないと認め、建築審査会の同意を得なければならなくな  
ってきております。

今回、議員御指摘の事案につきましては、建築時における申請内容は今の時点で不明でござ  
いまして、道路条件など個々に違っているなど、事案ごとに確認して対応する必要が出て  
きます。

今後、事案ごとに、特定行政庁となります愛知県と相談の上、進め方について協議するこ  
とになりますので、詳細につきましてはお知らせ願えればと考えております。以上でござい  
ます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ具体的に当時の資料もそろえて相談をするようにさせますので、  
可能な限り市民の便宜を図る。そしてまた、市もそのことによって、廃屋にしたり、放置さ  
れるようなことがないようにして、しかも税収の増加に貢献してもらうような方向をとって  
いただく努力をしていただきたいと思います。

次に、かなり以前になりますが、旧弥富町時代に、皆さんの協力でかなり道路を拡幅した。  
そして、分筆をして寄附採納したところもありますし、分筆していないところもあるような  
道路が少なくありません。私有地のままになっていると。結局それは、当時の町の財政対策  
として、1メートル40だか、1メートル50以上の道路については地方交付税の算定の基準に  
算入されると。それから、2メートル50以上の場合は自動車取得税交付税の算定に算入され  
るということありまして、実はそういう道路について、個々の地主たちの同意なしに、区  
長さんたちの申請によって、かなり旧弥富町で全町的に道路認定をしたという経緯がござい  
ます。

そういう中で、最近私が相談を受けておる事例では、寄附するために分筆して道路になっ  
ておるのに、どこで手続がおくれたか、されなかったかということは、昔のことですからよ  
くわからないけれども、ずっと本人も私も気がつかないでいかなければ、その固定  
資産税が請求されて、私は払ってきましたと。それからもう一つは、当然相続も、時間がた  
っていますから受けて、相続税もその評価に応じた支払いをしてきておると。こうい  
うようなところがあったり、あるいは、公道認定されているけれども、私有地のままで放置  
されているところが少なくありませんので、これは可能な限り速やかに解決していくのが市  
の責任だというふうに思いますが、そこで、以前、無償で提供した人と、それからそのまま  
にして今日まで来た人との間では、そういう方は最近なくなりましたが、結構私らは寄附し  
たのに、あいつは寄附しとらんで、絶対にそこに対して、例えば補助金を出すとか、そんな  
ことをしたら、ほかのことは一切協力せんとかというふうにおっしゃられる方もありますが、  
相当時間が経過しておると、この問題をきちんと解決するという手だてがとられなかった

こともありまして、先ほど申し上げましたように、私有地のままになっておるところは固定資産税も払う、それから相続税も払うというような経緯もございますので、こうした問題の解決のためにも、狹隘道路の整備の手法と同じような方法も活用しながら、一日も早く公道認定しているところにつきましては、そういう未整備の問題ですね。要するに区長さんの申請でやったという経緯もありますので、御本人たちもそういうことで相談を受ければということもあるんですが、町全体の方針として当時やられたというふうに私もたしか聞いておりましたので、ぜひこの問題についても合理的な解決の方法を探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

その事案の過去の経緯などを調査させていただきまして、個別に部内で協議をしてみたいと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） そういういきさつでそのままになっていることをいつまでも放置していくというのは、私は行政の側にもかなり責任のあることだと思いますので、早期に問題解決に向けて、大変な仕事为重なっておりながら、また新しい仕事がふえるわけではありますが、ぜひ基本的に解決するという方向性を持ちながら、この問題についても取り組んでいただきたいということを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

今お手元に配付させていただきました資料を使いながら質問させていただきますので、まず私の手書きでちょっと読みづらいと思うんですが、2013年6月、日本共産党弥富市議団、弥富市の予算と決算の状況という手書きの分と、一部中期財政計画をちょっと私なりにいろんな問題を整理するために順序を変えたりしたところもございますが、並べてありますもので、きょうはこれを中心にしながら、あとのものは参考資料として使いながら、その都度説明をさせていただきながら使わせていただきますので、よろしく願いいたします。

この質問は、市の財政状況の共通の理解と市民本位の運営についてというテーマになると思いますが、まず、去年の12月議会、ことしの賀詞交歓会、3月議会、こういうところで中期財政計画や弥富市の財政が25年度から不足が発生するという形で資料が配付をされたり、説明がされたりしましたし、また先ほど来も少し議論がされましたが、都市計画税を、これは合併による上乗せ交付分が6億数千万円、一定の年限が来ればなくなっていくということで、本当に大変だという認識も持たれて、その対策を立てなければならないということと、いろんなことが錯綜して説明されておりますが、やはり私は、今の財政の実際の状態が、残念ですが、市の財政当局と市長や幹部の皆さんの間でも、あるいはまた私たち議会との間でも、市民の皆さんとの間でも、なるほどというような形できちんと腹に落ちるような合意が

できていないところにまず一番問題があって、3月の議会ではなかなかその辺が私としても明らかにし切れなかったこともありまして、ぜひここは何としても可能な限り努力をして、要するに事実について共通の理解をまずすることが大事だと思って、やってみました。

それは、一番表の表を見ていただくと、単年度ごとではいろいろ差が出てきますので、既に決算が終わっております合併後の18年から23年度の当初予算と決算、平均をして、その差額を出したのが一番左側の部分です。その次に、決算が終わっております直近の23年度分はどうだったかということを示したものであります。

24年度につきましては、当初予算と決算見込みで、これは補正予算で出されたものがありますが、税収のところだけは、4月30日付で既に月例監査報告で議会にも公開されている税収の、先ほどもお話がありましたが、少しそれより少ない4月30日現在の税収を入れてありまして、ここは補正予算では73億4,600万となっております、24年度の税収だけで見ましても、当初予算に比べて3億200万円ほど、その時点でも差があります。

まず、この18年から23年の平均のところを見ていただくと全体の流れがよくわかると思いますが、一番上の二重丸してあります市税のところ、当初予算68億9,000万に対して、決算額は72億1,500万、3億2,500万、4.7%の、当初予算では税収は実際の収入より少なく予算を組んでおります。

それから、その下のほうの手書きの小計というところ、ここまでは、税金や国からの交付金、そして地方交付税、それから地方債のうちの財源対策債でリンクしているものでございますので、ここの収入をきちんと押さえるということが一番基礎的な収入になりますから、やはり市の財政当局にとっても、それから事業をしていく上でも一番根幹になるわけですが、ここが、当初予算が91億9,600万に対して、決算は96億4,500万で、4億4,900万、4.9%の差がございます。

そして、歳出のほうで見ますと、今、横井議員の質問の中でもありましたように、義務的経費だとか、その他の経費だとか、普通建設事業だとか、投資的経費と言われるところにつきましては、さきの議会のときにもここがかなり違っておるのではないかとということで私も問題にしたことがあります、どうも予算書に書いてある費目の載せ方と、ここの載せ方にはかなり差があって、なかなか忙しいときにこういう作業をするものですから、違っておって、ここのところだけではとても説明がし切れないということで、もっと落ちついて整理できるような状態にならないと、ここのところでの議論はしていただいてもなかなかいかんということで、財政当局でお話をしましたら、やはり不用額が、不用額というのは一番下の米印してあるところね。最終3月の補正予算で組んだ予算の中で、なおかつ使わずに残されたお金ですね。これが6年間の平均で4億3,900万あったということでございますので、この4億3,900万と、それから収入のほうで入ったお金との合計で、実際には繰越金はこの歳入

歳出の合計のところの7億3,800万、歳入の総額と歳出の総額を差し引くと、これは実質的な収支なんですけど、7億3,800万を翌年に繰り越しております。

さらに、今言った収入のほうで4.9%も少なく見積もっているのに対して、帳尻を合わせるために、わざわざ一般会計からの繰り入れは全部抜きまして、基金積立金も取り崩したもののだけに私のほうで勝手に変えたわけでありまして、これで見ますと、6年間の平均で8億7,500万取り崩すというふうにしておったんですが、実際には2億4,200万しか使わなくて、6億3,300万、72%が必要なかったと。このことにつきましては、さきの3月議会のときにも、通常は財政調整基金は調整のために使うけれども、使わないお金としてあることもあって、ここが多く残るようになっておるといんですが、24年度につきましても3億9,600万については財政調整基金で使わずに残るといふような仕組みになっておって、非常に多額の繰入金だとか、それから、繰越金はさっき、これは平均ですからあれなんですけど、予算は3億円ですが、実際には平均6億7,000万で、3億7,300万来ると。

これは、予算を組むときに、中日新聞なんかにも載りますが、弥富は税収のほかに、預金の取り崩しが非常に多いということで、一般の市民の皆さんの中には、財政に余り詳しくない職員の方からも、こんなに毎年積立金を取り崩しておって、うちの財政は大丈夫かなんていう話も私たちが聞いたことがありますけど、そういうような仕組みになっておまして、実際に、基本的な収入で4億4,900万当初予算で少なく組む。そして、最終見込みでも4億3,900万の、予算に組んであるけれども使わないお金を出すというふうなことが、うちの合併後の23年度までの決算のあり方なんです。

そうすると、ここで一つ質問なんですけど、その年の事業というのは、その年の収入でまずどれだけ充当されておるかということをはっきりさせることが、市民の皆さんに対しても、議会に対しても、それから当然市の職員全体についても、どういう状況の中でうちの事業がやられておるかということを理解していただく上で大事なことでありますので、やっぱりこういう基本的な収入については、可能な限り当初予算に組む。そして、不用額についても、歳入歳出同額のやり方ですが、出すなというか、極端に少なくせよなんていうことは事業がしにくいわけでありまして、かなり大きく前年度繰越金を3億と組んで、実際には平均6億7,300万になるような状態ということと、さっきの使わない繰入金を大幅に入れるという予算の組み方は私は改めるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝君） 予算の編成の方法でございますが、何か大きなプロジェクトをやるときに、それまでその目的を持ってためた貯金を取り崩すというのは、そのためにためた貯金でございますので、そういったものはやむを得ないというふうにございます。

それで、それ以外に、最終的に財政調整基金の繰入金を予算に計上しながら、結果的に繰り入れないというようなことのご状況でございますが、私ども、今までの編成の仕方、これは財政計画のほうでもあらわれていますが、要は財政調整基金繰入金と繰越金を足して、これ大体6億から6億5,000万の範囲内というふうに今捉えておりますが、その範囲内なら最終的に財政調整基金は取り崩さなくてもいいという形で考えていまして、その割り振りを財政調整基金繰入金を3億円、繰越金を、ことしの予算ですと3億5,000万という捉え方でやっております。

ただ、それだけ見ておると、毎年毎年財政調整基金から繰り入れていくという形に計画上見えますので、そうしたら、いずれ財政調整基金がなくなってしまうんじゃないかというふうな捉え方もできます。したがって、その2つ、財政調整基金と繰越金の合計額は6億から6億5,000万の範囲内で、それ以上ふやすと、最終的に財政調整基金を繰り入れてしまう結果になりますので、その上限額は守りつつ、この2つの割合ですね。財政調整基金と繰越金の割合を、極端な言い方をしますと、財政調整基金、繰入金ゼロ、残り6億か6億5,000万を繰越金という組み方も一つの方法であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が一番ここで強調したいのは、そういう組み方の問題もありますが、基本的な収入ですね。よく皆さんも言われるんですが、税収と、それから国からの交付金や地方交付税ね。リンクしておるものだと。そういうふうに見ますと、この6年間のその部分の予算は91億9,600万、決算は96億4,500万、差額は4億4,900万なんですが、ここが23年度も3億6,900万。本来は、可能な限り近いものに計上すれば、あるいはまた多少の差が出るにしたって、4億だとか3億台の後半というのはやっぱり多過ぎますよね。ここをきちんと当初予算に計上する仕組みをつくる。そして、若干の調整は、今の部長が言われた方向でやるということを基本にした予算の組み方にさせていただきたいということをお願いして、ちょっと繰り返しにらんようにするために次へ進みますが、実は弥富市にとって、この18年から23年というのはどういう時代だったかということをやっぴりきちんと見ておくことが、財源不足の問題だとか、いろんな問題を議論する上で非常に大切な問題だと思いますので、少し申し上げたいと思います。

それは、この表の中でいいますと、歳出のほうの真ん中ほどより少し上のところに投資的経費、これは普通建設事業だとか、そういうふうに言われるわけですが、これがうちの決算書から拾い出しますと23億6,100万円、平均で使っております。

2枚目の日本共産党弥富市議団と出してあります右側の一番下のところに、投資的経費、普通建設事業というふうにも言いますが、平成18年から23年度までの各年度と各市の平均、

決算に対してどれぐらいの割合で使ったかということで、弥富市は断トツの一番の17.1%なんですよね。

西尾張9市の平均に比べると、30%弥富は多いんです。それはやっぱり、この間、実際にやってきたことですね。弥富中学校、17年度からかかったわけでありましたが、かなりの部分を18年度で事業を行ったり、日の出小学校も2年間かけて、23年と24年にしたんですが、相当の部分を23年度にやっておりますし、その間に小・中学校のかなりおくらせておりました耐震補強工事をほとんどこの時期に終了させました。さらに、デジタル化だとか、扇風機だとか、この時期の特殊な問題にも随分頑張って、たくさんの事業が実施されましたし、ケーブルテレビだとか、同報無線だとか、それから弥生小学校とやよい児童館の全面改築だとか、こういうことがされて、本当に平時じゃないですよ。今の全国の市町村の財政状況からいうと、こういう支出が連続した時期だったんですね。さすがに24年度は積立金を取り崩すことになりましたが、23年度までは、歳入のところの積立金の取り崩し額が、二重丸してあります繰入金、実際には2億4,200万、平均で取り崩したんですが、下のほうの歳出のその他から上に積立金がありますが、積立金は、当初予算の平均3,500万に比べて、2億6,700万行われまして、結局、この間、これだけの事業をやって、基本的に合併時から23年度までは積立金を一円も減らさずに済んだという、本当に特別な事業をやりながら、こういうことができたというのが弥富市の財政状況であり、また尾張9市の中の弥富市の立場でもございます。

さらにこの時期に、一番下にありますが、工場立地指定企業交付金というのが、この6年間の平均で年平均1億7,400万。そして、23年度は3億6,900万、24年度は3億1,300万、25年度は、新年度予算によりますと3億5,100万というような形で出されながら、なおかつこういうことができます。

これは、要するに合併特例の6億五、六千万のお金が減るということのカバーできるほどの財政的な余力があるということを示すものであると思いますが、その辺の財政当局の見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、基金の取り崩しがほとんどないという部分でございますが、平成19年度に行いました弥富中学校の建設工事におきましては、土地開発基金から4億7,500万、公共施設整備基金から5億円という形で取り崩しております。

それで、平成24年度の日の出小学校建設工事におきましては、公共施設整備基金、先ほど19年度におきましては、そのときは学校施設整備基金という名前で行いましたが、5億円取り崩しております。平成24年度においては、公共施設整備基金から3億3,634万1,000円という取り崩しを行っております。

あと、例えば弥生保育所の建設工事もございました。これにつきましては、9割充当の合

併推進債を使っておりますので、借金はふえておりますが、現金・預金は使わないような計画で行っていったというようなものでございます。

それと、同報無線の工事につきましては、愛知県の合併の特例交付金を充当しておりますので、そういったもので、一般財源を使わなくてもいい事業が多かったという部分で、普通建設事業の大きさの割には一般財源はそんなに使わなくてもよかったということがございます。

このような18年度から24年度までの状況でございますが、これ、ずっと合併算定がえのメリットを受けておるわけです、毎年毎年。そういったものがございまして、もし合併算定がえというものがなければ、こんな事業はできなかったかわかりませんし、現金・預金の減少もかなり多かったんじゃないかなというふうに捉えています。

現実に、平成24年度の決算見込み、これ確定していませんので、あくまで見込みでございますが、単年度の収支につきましては、確かに24年度から25年度の繰越金がありますが、それにつきましては、前年度の繰越金とほぼ同額ということで、24年度の単年度収支はほとんどプラ・マイ・ゼロだと。若干のプラスはありますが、ほとんどプラ・マイ・ゼロでございます。

それで、単年度収支というのは、あくまでも基金の状況は横へ度外視した歳計現金だけの状況でございますので、基金がどういう状況になったかといったときに、学校に使った基金とか、栄南集会所に使った基金、保育所に使った基金、こういったものが目的を持って取り崩した基金でございますので、これは取り崩すのはやむを得ないというふうに捉えたときにおいても、減債基金の1億7,000万を減少させたという状況です。さらに、財政調整基金も少しばかり減少させたということで、そういった取り崩してもやむを得ない部分を除いたときの実質的な現金・預金の増減は約1億9,000万円ぐらいの赤字になってしまうという決算でございます。

それで、さらに平成24年度は合併算定がえのメリットとして6億6,512万5,000円というメリットがございまして。企業立地交付奨励金で支出した額が3億280万ほどございまして、そういったものを加味すると、もし合併算定がえとか企業立地ということがなかったとしたときにどういった状況になるかということ、平成24年度は約5億5,400万ぐらいの赤字になってしまうという現実の数字がございまして。こういった状況というのは一体何かということ、全てやっぱり今は合併算定がえというメリット、そういったことにもたれた財政運営になっておるとい、決算上ですね。現金・預金の増減だけ捉えるとそういう状況でございますので、こういったものがなくなるときを見据えた中・長期的な計画が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今の部長の説明の中で、私は基金を取り崩しておらんなんて言っておきません。平均で出しておりますから、実際に全部の基金の積立金の取り崩した額は年平均で2億4,200万で、積立金が新たにされたのは年平均で2億6,700万と。ですから、基金については、さっき言われました土地開発基金も、これは積立金ではありませんから、入れたことは私も承知しておりますが、積立金との関係でいうと、取り崩したお金よりも積み立てたお金のほうが多かったというのも事実なんです。だから、いろいろあったことは、平均してありますからこういう結果になっておりますから、一度これは後でじっくり見ていただくといいと思うんですが、問題は、平時じゃない、要するに確かにたくさんの合併の特例もあったし、いろいろあったんですが、これだけの事業を続けてやってきて、こういう運営ができたということ。さらに、平均額でいっても、工場立地の指定企業交付金が平均で1億7,400万、23年度は3億6,900万、24年度は3億1,400万、これは予算ですから、今3億ちょっとだと言われましたが、そういう形で成り立ってきておるといことは、要するに投資的経費というか、普通建設事業の支出が、確かにいろんな補助金もあったこともそうなんです。しかし、一般財源を使わなかったわけでもないし、そういう状況からいうと、工場立地の交付金という形で税金を事実上バックするような仕組みがあった中ですので、平時の財政支出になれば、まさか中期計画の29年度の7億6,800万なんていうことは考えられない額だと思いますが、そんなにばたばたしなくてもいいということと、それから、ちょっと2枚目の資料を見ていただきたいんですが、右側の中段に市税の総収入、それから固定資産税の収入という欄を設けてあります。実は、平成17年度に比べて、20年度は大幅にどこの市町もふえておりますが、これはその間の扶養控除なんかの改正だとか、65歳以上の人に対する老年者控除の廃止だとか、いわゆる庶民増税と、それから国によります税源移譲によりまして、長年の地方の要望によって市税が大幅にふえた時期であります、そういうものが重なって。

ところが、その後、結局景気の後退によって、どの市町も、弥富以外は全部税収を、これ1人当たりですから、弥富はそれでも20年度に比べて1,000円だけふえておりますが、かつて弥富よりも上位にありました犬山市は1万6,000円減収になっておりますし、それから、稲沢市も1万5,000円減収になっておりまして、全部の市町が減収になっておるんですね。うちだけが増収になっております。平成14年度に比べると、弥富市は1人当たり3万2,000円の増収になっておりますし、2番目にふえているのは岩倉市で、1万4,000円の増収になっております。

後の質問の中に持っていくんですが、固定資産税が1万8,000円、弥富は平成17年度に比べて1人当たりでふえております。犬山市と一宮市と津島市は減っております。そして、江南市とあま市は変わっておりません。あとは、せいぜいふえても2,000円程度。こういう極端な税収の差が出ていることが、さっき私が申し上げたようなことができた理由であり、他の

市町に比べて公共事業にもたくさん、補助金もありましたが、こういう状況だからできたし、そんなに借金もふやさずに済んでおるということをきちんと見ていただいて、市の財政運営に当たっていただきたいと思いますが、市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

議員、いろいろと資料を出していただくわけでございます。過去にも見せていただきました資料も多々あるわけでございます。

今までの私ども弥富市の財政につきましては、ある意味では三宮議員おっしゃるように非常に順調に来たかなあというふうに思っております。これは市民の皆様の大変な御努力ということと同時に、西部臨海工業地帯、あるいは平島の区画整理事業等々で多くの市民の皆様から、固定資産税を中心に増額をしていただいたというような状況でございます。

私たちが平成25年から29年の中期財政計画をお立てしたのは、いわゆる合併に伴う合併算定がえの特例の地方交付税がこれから減額になってくる。あるいはまだまだ、いわゆる西部臨海工業地帯から特別の奨励金を出させておいておるわけでございますが、これがある意味では回収できないというような状況の中で、税収が大変だというようなことを申し上げているわけでございます。

そうした中において、財政の健全化をどう図っていくかということがこれからの大きな課題であろうということで、財政の健全化という形の中で中期財政計画を出させたわけでございます。

さまざまな事業をやっけていかなきゃなりません。社会保障・税一体改革の中でこれから地方自治体においては多少の恩恵もあるかもしれませんが、我々としてはさまざまな事業をこれからもやっけていかなきゃならない。

一方では、先ほども言いました6億円強の税収が、合併算定がえの地方交付税がなくなってくるという非常に大きな問題を抱えておるわけでございます。この点について、皆さんとしっかりと協議をしていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 余りここで時間をとられたくないもので、最後に一つだけ申し上げておきますが、さっきも申し上げましたように、税収などの、今市長が言われました国からの交付金等も含めた、事業に関係なく基本的に入る収入を、さっきの表でも見ていただきましたように、税収を中心にして6年間の平均が4億4,900万少くなく組み、そして、最終見込みの中で、なおかつ支出を想定しておった。ある程度これは、さっき言ったようにゼロには

できんわけではありますが、それにしても4億3,900万、最終見込みから、なおかつ予算に組んでおいて使わないお金が出る、こういう財政の仕組みというのは、私はやっぱり現年度分の収入をきちんと入れて見ていただくということと同時に、今申し上げましたように、平時にはないさまざまな支出、確かに今部長おっしゃられたような特殊な条件もあつたり、だけど、もう一方でいうと、例えば23年度3億6,900万だとか、24年度、25年度と3億を超える交付金を出していきますが、この中で基本的に回っていくということは、やはり私はきちんと弥富の財政というものがどういう状況か、また他の市町に比べて、今言ったような税収の状況がかなり大きな力になっているということも御理解いただけたと思いますので、指摘だけして、次に行かせていただきます。

次に、都市計画税の問題でお尋ねをいたします。

3枚目の手書きの表をごらんいただきたいと思います。

これは、平成18年度から23年度までの、一番左側は市税の総額を100万円単位にしたもの。その隣の括弧書きは、国による税源移譲分なんです。私はちょっと、市民税が減っておるのに、こんなに税源移譲分がふえておるのはどういう理由か調べてほしいなというふうに思っておりますので、これは要望しておきますが、いずれにいたしましても、実はその次の固定資産税ですね。平成18年度に34億2,300万、これは名港管理組合なんかから来ます借地の税金分というか、市町村交付金も含めた、大きい項目、款でいいますと固定資産税になっておる総額であります。34億2,300万が平成23年には43億3,400万というふうにあふえてきております。

それから、市税全体の中で占める割合は、平成18年の53.7%から23年は57.6%というふうには、本当に弥富の税収の相当部分が固定資産税で負担をされているということが御理解いただけたと思いますが、それで、じゃあ一体どういうことかといいますと、18年度に比べて、19年度以降でふえた固定資産税の総額は、18年度比増加額という真ん中の左側のところに31億7,000万というふうにあります。それに対して、この企業立地でふえた分ですね。これは、隣の企業立地増加分で15億400万と、それから交付金の増加額の1億7,800万を足しますと、企業立地のほうが53%になりますが、これは割方短い時期ですから積み上げですよ。もう一方の総額のほうは、建物や工場なんかの評価額が下がっていきますので、それを全部吸収して、なおかつふえた分ですから、実際には臨海部よりもそれ以外のところの固定資産税がふえなければ、こういう結果にならんということは御理解いただけたと思いますが、そういうものであります。

これは、実は弥富は都市計画税がなかったということが、市街地の農地の税金が高いことや、相続税が高いこと、そしてまた農業の収入で生活できない。こういう中で、賃貸住宅を経営して税金も払う、それから暮らしも立てるということを特に弥富の多くの皆さんが選択

をされた。市街地に農地を持っている皆さんがされたことと同時に、子育て支援やそういうものによって、平島の区画整理をやっても予定地が完売されていくとか、いろんな条件、便利で子育て支援、それから都市計画税がないということがこういう状況をつくり出しておりますので、この市の土台を支えている税収をつくり出した人たちが、今は人口がふえるよりも、賃貸住宅がふえることなどで非常に苦慮している状態であります。

ここへ都市計画税を課税するというようなことは、ぜひこれは御考慮いただいて、一日も早くこの問題にきちんと市民が安心できるような決着をつけていただきたいと思います、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 都市計画税、これは非常に大事な問題でございますので、また時間をかけて、委員会等、あるいは全員協議会等でしっかりと議員の皆様と御審議をいただきたいというふうに思っております。

今までさまざまな形で、中期財政計画、あるいは財政の健全化、あるいはまちづくりという中で話をさせていただきましたけれども、これからもしっかりとしたまちづくりをしていかなきゃならない。そういう状況の中であって、一方では、税収という状況が大変厳しいということもあるわけでございます。こうした中において、新しいまちづくりをどのような形でしていくか。例えば駅前整備の問題、公共下水道事業の問題、あるいは都市計画道路における街路事業の問題等々、まだまだ私も弥富市は未整備でございます。大変税収が厳しい状況の中であって、都市計画税というのは一つの選択肢として私は考えておるわけでございます。今、弥富市、そうした形の市街化の中での目的税という形でかけさせていただくと、総額4億5,000万円でございます。そして、新たなのは、西部臨海工業地帯がいわゆる都市計画税をお願いするとするならば、約1億6,000万あります。昭和59年、60年の当時の議会のほうで御審議いただいた状況とは大いに弥富市が違ってきているということだと思っております。そういうことも含めて、次のまちづくりをするための、いわゆる資金をどう捻出していくかということをしつかりと議会の中で協議をしていきたい。私としては、いつから導入するとか、都市計画税ということに対して、市民の皆様にご理解をさせていただく以前に、これを議案として提案することは考えておりません。そうした形の中でしっかりと協議していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう最後になると思っておりますので、一言、時間がないので申し上げますが、ぜひ十分現在の市民の状況や、それから、この問題がないことが弥富市の固定資産税のこんな増額の大きい要因になっているということも御理解いただくことと、もう一つは、どんどん景気が後退し、年金も減っていくということで、賃貸のオーナーの方だけじゃなく

て、年金暮らしの人にとっても大変厳しい問題になっております。

そういう状況の中で、今、市長がおっしゃられたような形で、ぜひ十分皆さんが理解をして、この問題には対応していくように努力をしていただきたいということと、もう一つは、先ほど那須議員の質問の中で、弥富の福祉は後退させないという立場は変えないということを変更して言明されましたので、その立場を堅持しながら、こうした問題にも対応していただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

平成25年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 12番 | 山口敏子 | 13番 | 小坂井実 |
|-----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 皆様、おはようございます。

8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2点質問させていただきます。

まずは、弥富市の高齢化による認知症の実情について、つけ加えて今後の介護保険体制について質問させていただきます。

ことし3月1日、同報無線にて蟹江警察署から、市内女性高齢者の行方不明による協力願いの案内が流されました。その後、無事に発見されたとのことでしたが、その後、介護関係者から、警察にお願いすることはまれではありますが、行方不明になられる高齢者の方は珍しい話ではないという、多くの認知症の方がおられるということをお聞きされました。私は大変驚きました。この話から、認知症高齢者について少し調べることにいたしました。

日本では、かつて違う名前での症状と呼ばれていた概念がありますが、2004年に厚生労働省の用語検討会によって認知症への言い換えを求める報告がまとめられ、まず行政分野及び高齢者介護分野において認知症に置き換えられました。各医学会においても、2007年ごろまでにほぼ言い換えがなされております。

認知症とは、生後一旦正常に発達した種々の精神機能が、慢性的に減退、消失することで、日常生活、社会生活を営めない状態を言います。つまり、後天的原因により生じる知能の障害である点で知的障害とは異なります。

今日、認知症の診断に最も用いられる診断基準の一つがアメリカ精神医学会によるDSM-IVです。各種の認知症性疾患ごとにその定義は異なりますが、共通する診断基準があります。最も近年では、認知症早期診断の進歩により、こうした診断基準を満たす状態はかな

り進行した認知症であり、早期治療にはつながらないという意見もあります。

そこで、早期診断を可能にする新たな診断基準も作成されております。認知症の原因といたしまして、アルツハイマー病が最も多いとされていますが、さまざまな疾患が認知症の原因となり得ます。特に、中枢神経系に病巣を持つ疾患が代表的です。ピック病など前頭・側頭型認知症は、記憶障害よりも性格、行動面の変化が目立ちます。レビー小体型認知症は、アルツハイマー病とパーキンソン病の特徴をあわせ持つ疾患です。脳血管性認知症には、さまざまなタイプがございます。その診断には、認知症状態、脳血管疾患の存在、認知症症状があらわれることと脳血管障害発症の時間的関連性が必要となります。

治り得る認知症、つまり可逆性認知症も存在します。鬱病の仮性認知症状態と薬物による認知症様状態が有名でございます。

全国的な認知症高齢者数ですが、認知症の最大の危険因子は加齢です。65から69歳での有病率は1.5%ですが、以後5歳ごと倍に増加し、85歳では27%に達します。現時点で、我が国の65歳以上の高齢者における有病率は8から10%と推定されております。65歳以上の高齢者のうち認知症の人は、2012年時点で全国462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査でわかったということです。これが6月1日の朝日新聞に掲載されておりました。

また、軽度認知障害、MC I と呼ばれる予備軍も400万人いると言われております。我が国の認知症原因疾患は、1980年代までの脳血管性が最多とされておりましたが、近年の疫学研究では、アルツハイマー病が最も多いという傾向にあります。男女差についても、アルツハイマー病は女性に、脳血管性は男性に多いとされております。

認知症高齢者の日常生活の自立の度をあらわす日常生活自立度がございます。介護保険の要介護認定では、認定調査や主治医意見書でもこの指標が用いられていまして、要介護認定におけるコンピューターによる1次判定や、介護認定審査会の審査判定の参考として利用されております。

この自立度の判定基準、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。また、留意事項として在宅生活が基本であり、ひとり暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより在宅生活の支援、症状の改善及び進行の阻止を図れるランクⅡの方、弥富市ではこの認知自立度Ⅱ以上の高齢者がどの程度おられるか把握しておりますか、お尋ねします。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 三浦議員の御質問にお答えいたします。

介護認定、要介護認定を受けるためには、海部南部で飛島、弥富、蟹江の3市町村で海部南部広域事務組合が設立されております。その海部南部広域事務組合で要介護認定を判定するわけでございますが、その要介護認定申請書に添付されています主治医意見書は、平成23

年度の実績ではございますが、1,440件ございました。この主治医意見書の記載項目の認知症高齢者の日常自立度Ⅱ a 以上の方は、1年間で626名見えました。また、傷病に関する意見欄の診断名に認知症という記載がある方は375名となっています。

このことから、要介護認定申請者の43.5%は認知機能が低下していると主治医が判断し、26%が認知症と診断されております。

23年度末で介護保険の1号被保険者9,462人ですので、6.6%が認知機能が低下している高齢者ということになります。24年度末の1号被保険者が9,882人ということから推測すると、650人ほどが認知機能の低下が見られる高齢者と推察できるものであります。要介護認定申請を行って見えない高齢者の方を考慮すると、もう少し認知機能の低下した高齢者数はふえるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 全国推移同様、かなり多くの方々の認知症、機能低下が見られ、軽度の予備軍の方も多いと推察されます。

このように、認知症高齢者が増加すれば、その方々を介護される家族の悩みも増加するということになります。

5月16日の中日新聞に「認知症介護悩み共有」という記事が掲載されておりました。一宮市内に認知症患者を介護する家族の交流会、ききょうの会がございまして。介護の苦労や悩みを語り合うことで気持ちの整理をしたり、気力を取り戻したりするきっかけになっております。一宮市役所尾西庁舎で開かれた交流会では、参加した11人が順番に体験や介護施設での不満などを話しました。

内容としては、92歳の義父の介護をしている女性は、病院で手術を勧められたが、寝たきりになるかもしれないと言われた。1人では介護できないと不安を漏らしております。病状が進み、親をやむなく特別養護老人ホームへ入所させた自責の念を口にする女性もおりました。交流会は、認知症患者の家族を支援する市主催の講座の受講生が悩みを共有しようと2008年に始まりました。毎月1回開いております。開始当初から参加する女性は、苦しいのは1人ではないという精神的な安定が得られたと話しておるそうです。

弥富市内でも、高齢化に伴い増加している認知症高齢者を介護される家族の方々の悩みを聞き入れる所管がございまして、また悩みを分かち合える会合などを催しておりますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、認知症高齢者は、認知機能の低下に伴うさまざまな症状がありまして、徘徊や短期記憶の低下、被害妄想など、家族を混乱させてしまうようなことが多々見受けられます。家族は悩み、家族そのものが崩壊するという危険すらあります。

弥富市は、海南病院に地域包括支援センターを委託し、その事業の一環として、毎月1回第3土曜日に図書館の会議室で認知症家族交流会を開催しております。ここでは、認知症の高齢者を抱える家族同士がいろいろな悩みを打ち明けたり、専門の講習を受けた講師や、専門医の話を聞いたりしております。4月は8名で5世帯の御家族が参加されました。参加のきっかけは、やはり要介護認定申請により担当のケアマネジャーの勧めが多いようです。

この家族交流会の開催は、市の広報に掲載したり、ケアマネジャーがチラシを持っていて、介護計画のプランを作成するときに、認知機能の低下のある高齢者を抱える御家族に、この家族交流会のチラシを渡しているということで周知しているようでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症介護には、かなりの精神的な負担がかかっていると思います。悩みの共有、介護への学習と地域包括センターが支えてもらっているわけですが、より充実した介護家族への支援を市としてもお願いをいたします。

市行政支援とはまた別に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指している、ずばり認知症サポーター100万人キャラバンというキャンペーンがございます。全国キャラバン・メイト連絡協議会では、都道府県、市区町村などの自治体と全国規模の企業、団体などと共催して、認知症サポーター養成講座の講師役、キャラバン・メイトを養成しております。そして、養成されたキャラバン・メイトは、自治体事務局と協働して認知症サポーター養成講座を開催しております。

特に、認知症サポーターに何かを特別にやってもらうわけではございませんが、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいたいということ。その上で、自分のできる範囲で活動できればということでございます。

例えば、友人や家族にその知識を伝える。認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努める。隣人、あるいは商店、交通機関など、まちで働く人として、できる範囲で手助けをするなどと活動内容は人それぞれでございます。

また、サポーターの中から地域のリーダーとしてまちづくりの担い手が育つことも期待されております。なお、認知症サポーターには、認知症を支える目印としてブレスレット、オレンジリングをつけてもらいます。このオレンジリングが連携の印になるようなまちづくりを目指す意味がございます。

先ほども述べましたが、講座はキャラバン・メイトと自治体などの事務局とが協働で行うものでございます。地域や職場、学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて学びます。それぞれの自治体では、地域において何人のサポ

ーターが必要かを計画の上、メイト及びサポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組むことが必要だと思います。そのため、メイト養成研修を受講しても全く活動しないといたことがないように、実施回数を目安を設定しています。

しかし、メイト1人では継続したサポーター講座の実施は難しく、市町村などの事務局からのバックアップが必要だと思います。

弥富市としては、認知症サポーター講座の開設、またサポーターの方がいれば、その方々への支援取り組みは行っておりますか、お聞きします。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 平成24年11月29日現在ですが、弥富市では841人の認知症サポーターの方が見えます。

弥富市としては、地域包括支援センターの事業の中で地域認知症サポーター養成講座を実施しております。24年度では地域の福寿会での会合や、企業での取り組みなどで数回その養成講座を実施しました。

議員の言われるとおり、キャラバン・メイト1人ではサポーター養成の活動はできるものではございません。現在登録しているキャラバン・メイトは全て地域包括支援センターの職員と市役所の介護高齢課の高齢福祉担当ということになっています。キャラバン・メイトは弥富市では7名見えますが、うち3名は現在非活動となっていますので、今後キャラバン・メイトの登録推進を進め、数多くの認知症サポーターを養成していきたいと考えております。

認知症サポーターにつきましては、議員の言われましたとおり、認知症に対する理解を深め、地域での見守りという形で貢献していただくことによりますので、特に弥富市として大きくこの方々を支援しているという状況ではなく、皆様方がそういった温かい目でその方々をより見守っていただくということで御理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症サポーターは、いわばサッカーのサポーターと一緒にございます。多くの皆さんに認知症を理解していただき、認知症高齢者の見守りをしていただきたいと思います。

また、講師役のキャラバン・メイト、まだまだ数が少ないように思います。優秀な人材の登録をお願いいたします。

先ほどの質問に関連をいたしまして、次の質問に移ります。

厚生労働省は昨年9月6日に、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを公表しました。この計画では、これまでの病院、施設を中心とした認知症ケア施策を、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられる在宅中心の認知症施策へシフトすることを目指し、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりを目指し、具

体的な方法がまとめられました。

標準的な認知症ケアパス、状態に応じた適切なサービスの提供の流れの作成、普及を図るため平成24年から25年度に調査研究を実施、25年から26年度に各市町村でケアパスの作成を推進、27年度以降、市町村単位の介護保険事業計画に反映させるとなっております。

認知症の早期診断、早期対応を進めるためのかかりつけ医認知対応力向上研修の受講者数は、平成24年度末で累計3万5,000人の見込みでございますが、平成29年度末には累計5万人を目指します。これは高齢者人口約600人、認知症高齢者60人に対して1人のかかりつけ医が受講する形でございます。

また、認知症サポート医療研修も平成24年度末で2,500人の受講を、平成29年度末には累計4,000人とする計画です。また、全国に約10万ある一般診療所25カ所につき、1人のサポート医を配置する形とします。地域包括支援センターなどに配置し、家庭訪問によりアセスメントや家族支援などを行う認知症初期集中支援チームの設置に向けては、平成24年度モデル事業のスキームを検討し、25年度では全国10カ所程度で、26年度には20カ所でモデル事業を実施します。27年度以降は、モデル事業の実施状況などを検証し、全国普及の制度化を検討しているそうです。

認知症の早期診断などを担う医療機関は、平成24年から29年度に約500カ所整備をします。認知症疾患医療センターを含め、2次医療圏に1カ所以上という考え方だということです。このほかに、他職種共同で実施される地域ケア会議の普及・定着、地域での生活を支える医療サービスの構築のため、認知症薬物治療ガイドラインの策定。地域での本人、家族の日常生活支援を強化するため、認知症地域支援推進員の増員などなど、ほかに数点計画がこの5カ年計画で示されております。

弥富市は、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）、今年度始まったばかりではございますが、どの程度進捗をしておりますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 厚生労働省は、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）を25年度から29年度までの計画として、昨年24年9月に公表したものであります。

この計画は、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指し計画されたものであります。

25年度からの新規事業については、まだ国のほうからその概要が届いていないと、要綱が届いていないということで県にお聞きしたら、まだ届いていないということでございました。従来から行われている事業で、弥富市の実績がある部分についてお答えいたします。

早期発見、早期対策事業というのがそこの中にございまして、かかりつけ医認知症対応力

向上研修というのがその中にも含まれております。この国の計画では、29年度末までに全国で5万人を目標にしておりますが、愛知県では、愛知県医師会にこの事業を委託したものであります。弥富市では、この研修に対して6名の方が研修を修了されております。

地域での日常生活の家族支援の強化という事業もございます。これは、先ほど議員が言われました認知症サポーターの養成というのがこの事業の中に含まれるわけですが、この計画では29年度末までに、全国で600万人を目標としております。弥富市では、現在、先ほども申し上げましたが、841人となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この計画については、まだまだこれからということで、進捗状況はこれからも見守っていきたいと思っております。

次に、ここで新しく改正された成年後見制度についてお尋ねします。

判断能力の不十分な成年者、成人を保護する制度だということですが、この中に認知症患者の方々が含まれると思います。従来制度では、主に禁治産、準禁治産者、心神喪失の状況の方を対象とした制度でありました。これが見直され、新しくなりました。この制度は、判断能力の不十分な方、認知症高齢者の方々に財産管理や契約、悪徳商法などにかかわるトラブルが発生したとき、これに対処できる一つの方法になるかもしれません。

例えば、認知症患者の方などが金銭的なトラブル、何も考えずに車を契約してしまった、悪徳商法によって高額な商品の購入手続をしてしまったなど巻き込まれたときに、その契約を無効にすることができる可能性がございます。新しい制度には大別して法定後見制度と任意後見制度がございます。法定後見制度は、既に判断能力の不自由な状態にある人に対して、家族や本人が今の状態では適切は判断ができないから、財産管理や遺産分割などの法律行為を任せますと登録する制度です。

一方、任意後見制度は、今現在判断能力があるのだけれど、本人がこの先何も判断できなくなったら困るから、そのときは財産管理や遺産分割などの法律行為を任せますと前もって登録しておく制度でございます。これが法的に完全に正しいかという点については、私まだ理解しておりませんが、わかりやすさを優先して、弥富市の成年後見制度の利用について、またこの制度の後押しについてお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 成年後見制度のことですが、被後見人や成年後見人は、後見開始の審判に基づく登記をしたとき、被後見人の本籍地の市町村に東京法務局登記官からその旨が通知されます。

弥富市に本籍のある被後見人は29名で、弥富市に住所はあるんですが、本籍が弥富市以外の方は42人見えます。24年4月1日に老人福祉法が改正されて、新たに後見人に係る体制の

整備等を市町村がすることになります。その市町村は、後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、必要な措置を行うことに努めることが規定されたものであります。内容は、研修の実施、後見人等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、その他必要な措置となっております。

後押しについては、海部津島地域の圏域で、成年後見支援センターの開設に関して、海部津島地域の市町村でまだまだ検討が始まったばかりでございます。

成年後見支援センターの主な役割でございますが、成年後見制度に関する情報の提供であったり、相談や手続の支援、それから普及啓発、市民後見人の養成活動支援が主なものでございます。

今後、この検討には、他の市町村と同様の歩調をとって対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 今の時代に即した制度だと思います。

最高裁のまとめでは、成年後見人の約8割は親族の方だと。一番多くの選任をされているということでございます。支援センターの役割はより重要になってくると思います。また、これは本人の親族以外にも、弁護士や社会福祉士などの法律の専門家や福祉関係の公益法人などが選任されることもあるということも紹介しまして、この質問は終わりたいと思います。

最後に、今後の弥富市の介護保険体制について質問させていただきます。

高齢社会白書によりますと、高齢者のいる世帯の全体の4割、そのうち単独、夫婦のみの世帯が過半数で、ひとり暮らし高齢者が増加傾向にあります。また、高齢者の要介護者などの数は急激に増加しており、特に75歳以上の割合が高く、主に家族が介護者となっており、老老介護の数も相当数存在しております。

高齢者の方の意識としては、「介護を受けたい場所は自宅」が4割、「最後を迎えたい場所は自宅」が半数を超える結果となっているそうです。

ただし、自宅に住みたいと願っても、介護の必要性、家族の状況などから、自宅を離れざるを得ない状況が見えております。こうした中から、市町村の要支援・要介護認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の3施設にみずからが入所を申し込んでいくことになります。

また、介護保険制度には、同じく市町村に要支援、要介護認定を受け、在宅サービスを提供してもらうこともできます。平成24年3月に作成されました弥富市第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を参考にして、我が弥富市では介護保険サービスは市内介護保険事業所も含めて整っているように思われます。

しかしながら、高齢化が急激に進む今日、サービスに携わる人材が追いついているのか非

常に心配でございます。市としては、どのように考えておりますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護の取り組みでございますが、今後の弥富市の介護保険体制については、現在平成24年度から26年度までに対する第5期介護保険事業計画に基づき介護保険事業を推進しているものであります。次期計画の平成27年度から平成29年度までについては第6期介護保険事業計画として、介護の必要な高齢者の方の増加を見込み、適正な事業計画を策定していく必要があると考えております。

御質問の介護に携わる人材は追いついているのかという御質問でございます。

介護に携わる現場では、他の業種と比較して、かなり離職率が高いと聞いております。今後ますます高齢化が進み、介護が必要な高齢者や認知症高齢者も増加することが予測されるため、その対応をしていく必要があると考えております。人材確保については、十分に対策をとる必要があると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） マンパワー、人的資源の確保には、関係団体を中心により一層の努力をお願いいたします。また、人材育成事業も大切な対策となつてきております。同時並行して行っていただきたいと思っております。

それからもう1点、厚生労働省が介護保険制度を見直すと相次いで報じられておりますが、受給者には要支援1、2、要介護が1から5に区分されております。比較的軽度とされる要支援1、2への給付を介護保険の対象から除外するという案でございます。2010年度において介護が必要とされ、認定された人の中で、要支援者は全体の26%に当たる133万人とのことで、要支援に対するサービスの費用は4,000億円で、全体の費用78兆円の約5%でございます。これが全国でございます。

しかし、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、全体の費用は約21兆円へと膨らみ、全国平均月5,000円の介護保険料も、月8,200円まで上昇する見通しであります。わかりやすく言いますと、団塊の世代が介護保険制度を利用するに当たり、莫大な費用がかかるのを阻止するために要支援者を切り離すということだと私は感じます。政府が示すような介護保険制度からの切り離しが市町村事業へ移行した場合、市町村格差はさらに進んでいくと思っております。

仮に見直されるとしても、完全実施に至るのは2年後ということですが、弥富市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 要支援認定者と要介護認定者の切り離しにつきましてお答えいたします。

要支援認定者と要介護認定者のうち、要支援認定者のサービスを介護保険から切り離すと

いう議論、これは5月15日に厚生労働省の社会保障審議会で議論をされたと新聞報道されました。

要支援認定者の介護は予防的介護でありまして、この部分が介護保険から切り離されますと当然介護保険を受けられないものですから、実費という形になってしまいます。今後この部分がこの部会で検討を進めてくることになると思いますが、十分その動向には注意してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 先ほども申しましたが、介護保険は3年ごとに法改正が行われ、前回は昨年でございました。切り離しが見直されるにしても、実施には2年後ということになります。厚生労働省は決定していない事項について、市としても即対応というわけにはいかないのは重々理解しております。

それでは、ここまでの質問をしてきました少子・高齢化で弥富市だけを見ていっても、人口減少傾向だと思えます。高齢化率も高くなっていきます。介護関係者の中では、この要支援者と要介護者の切り離し、恐らく実施されるであろうとささやかれております。そうなれば、市民の皆様同士が助け合っていかななくてはなりません。

それでは市長に伺います。

現状では、仮としてですが、市町村に要支援者の支援が回ってきた場合、どのように対応していくお考えでございますが、また通告外でございますが、3月に予算承認をいたしました地域生活支援センター（仮称）について、施政方針演説での説明は聞いておりますが、このセンター事業、直接今回の切り離し問題とは関連はございませんが、高齢者の方々などの援助をしていくという内容であわせてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三浦議員には、認知症患者、あるいは成年後見人、そして介護保険制度等々について幅広く御質問をいただきました。

先ほど、課長が少し答弁をさせていただいた要支援、要介護のいわゆる切り離しの問題につきまして、少し私の意見も述べさせていただきたいと思えます。

現在、弥富市は第5期の介護保険事業計画、そして高齢者福祉計画を策定し、その中間地点、平成25年を迎えておるわけでございます。

その要支援、要介護認定で全体の数は1,500人を平成25年は予測しているところでございます。毎年5%の伸長ということで、まさに高齢化社会を物語っているというふうに思っております。

この要支援・要介護の人たちにかかる給付額、いわゆるかかるお金は総額で弥富市だけで

22億円でございます。そして、そのうちの市の負担は12.5%ということで決められておりますので、約2億7,000万円かかっているわけでございます。国の負担は25%ということで、約7億円になろうかと思っております。先ほども担当課長からお話をしましたように、財源が足りないということの中で、いわゆる要支援の認定患者に対して切り離していくということについては、あってはならないというふうに思っているところでございます。

現在の政権与党である自由民主党がマニフェストとして、来年4月から、消費税増税の一環の中で、社会保障税一体改革ということが3党合意で結成されたわけでございますけれども、この消費税、現在の5%から8%に対して、その3%分の上乗せ、約7.5兆円については、いわゆる社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援に充てていくということが約束されたではありませんか。そういう状況の中において、要介護認定を受けた要支援を切り離していくということについては、何をか言わんというような状況に私自身考えております。もともと25%という国の負担は、少し低過ぎるという嫌いがありました。

また、5%の調整額がその中にもあるという状況の中では、やはり25%丸々国が負担していないという状況もあるわけでございますので、しっかりと国の役割を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかし、この負担が切り離された場合においては、丸々その負担を私たち市町村のほうへ多分おろしてくるということが予測されますので、今後の成り行きについては特に注視していかなきゃならないというふうにも思っております。どうか、皆様方に対しても、議員の各位に対しても御理解をいただくところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど、平成25年度の当初予算で認めていただきました地域ささえあいセンターの件についての御質問でございます。

これは、ひとり住まい、あるいはお年寄りだけの世帯、あるいは体に障害のある方に対して、いわゆる介護給付サービス以外のサービスをお手伝いしていこうという制度でございます。例えば掃除、洗濯、あるいはごみ出し、あるいは病院への通院の付き添い、あるいは買い物の付き添い、あるいは行政等への代理手続、こういったことに対してお手伝いをさせていただこうということでございます。

ささえあいセンターにおいては、社会福祉センターの中に位置づけし、そしてその制度を利用される方、そしてその制度に対して協力をしていただく方という形の中で、利用会員と協力会員が、いわゆるささえあいセンターのコーディネーターを中心として連携をしていく制度でございます。

弥富市としては、弥富市ささえあいセンターという状況の中で、この10月から目途にして運営を開始したいというふうに思っておるわけでございますけれども、さまざまな手続、あるいは法的な問題を整備していかなきゃならないということの中で、少し10月のスタートが

おくれるかもしれません。

いずれにいたしましても、今後、議員の皆様方には全員協議会等々で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

最後でございますけれども、先ほどもお話がございましたけれども、新たに私どもは県のほうに要望をさせていただいております、平成25年から26年の間に高齢者健康福祉計画ということが県のほうでも策定されておるわけでございますが、新たにかねてから要望しておりました特別養護老人ホームが1カ所、弥富市で施設整備していただくことができました。そしてまた、老人保健施設も新たに1カ所整備が承認されたわけでございます。26年までには完成されるというふうに思っておりますので、いわゆる介護を必要とする人に対しては利用していただけるというような施設が整いますので、あわせて説明させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これからの支援もまたよろしくお願いをいたします。

最後に、このような介護支援、地域や自治会単位でも行えないかと思っております。自治会で介護の支援に対する研修、勉強会など、市の助成を要望して1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市における新しい農地・水保全管理支払交付金について質問をいたします。

平成19年度から全国の集落で、高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る、地域のまとまりを強めるとともに、国民の環境への関心が高まる中、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産や取り組みを求めて、国は農地・水環境の良好な保全と質的向上を図る地域協働の取り組みを支援するため、農地・水環境保全向上対策が行われておりました。この対策制度は、協働活動への支援と、営農活動への支援の二階建て構造になっておりました。しかし、営農活動への支援は協働活動への支援の実施地域において、計画的に環境保全に取り組もうとする区域を対象としております。

農林水産省は、農地、農業用水などの資源や環境は国民共有の財産であり、これらの子や孫の世代に良好な状態で引き継いでいくことが必要としております。このため、農業者だけでなく、地域住民などが一丸となって資源の良好な保全や環境の向上を図るため積極的に取り組むことが期待されておりました。皆さんの地域、農地、農業用水などの資源やこれらの上に形づけられた環境について、地域のみならず考えましようと呼びかけておりました。

こうして、平成19年から23年の5年間に行われた対策は、平成22年度3月の時点で全国で1,251市町村において1万9,514の活動組織が、農地143万ヘクタール、排水路24万キロメートル、農道16万キロメートルなどの施設を市町村の協定に位置づけ、地域ぐるみの協働活動に取り組みました。対象面積に対する取り組み面積のカバー率は35%に、地域によって取り

組み状況に差があるものの、水を通した保全管理のつながりがある水田地域を中心に、全国的に相当な広がりとなっております。

それに比べ営農活動は、平成21年度における取り組みになりますが、協働活動支援取り組み面積の約5%、延べ作付面積の2%にとどまっており、十分な広がりには至っておりませんでした。実施主体についての課題・問題点といたしましては、1番、過疎化、高齢化が進む地域を中心にしてリーダーの確保や多様な主体の参画が困難である、リーダー育成が必要であるということ。2番、畑地帯で実施できる活動項目が少なく、取り組みが困難であったということ。3番、本対策の事務手続は複雑かつ膨大であり、市町村、行政の人員が削減される折、活動組織の設立支援にかかわる市町村の負担が大きく、支援体制の強化が必要であるなどが上げられておりました。

弥富市としては、農地・水環境保全対策の課題は、5年間の評価を含めて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 三浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成19年度から5年間実施されました農地・水環境保全向上対策についてでございますけれども、活動の内容といたしましては、水路の清掃、草刈り、ゲートの補修、花の植栽といった共同活動に対する支援と、それから化学肥料、化学合成農薬5割低減の環境に優しい農業に取り組む営農活動への支援でございます。

この事業の交付の基準でございますが、共同活動においては水田が10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2,800円、営農活動支援につきましては10アール当たり3,000円から4万円で、作目によって異なっております。この事業に、弥富市では共同活動に14組織45集落、営農活動につきましては2集落が取り組んでいただいたところでございます。

御質問のこの5年間の評価と課題ということでございますが、これは多少地域によって異なると思いますが、個々の農家では対応困難な資源の保全管理活動が可能になった、また地域のつながりが強化され、特に景観形成、生活環境保全活動により、地域での環境等がよくなったと言われております。また、非農業者の人々にも、農地に対する理解が深まったという御意見もいただきました。

課題といたしましては、議員も言われましたように、各集落で高齢化が進んでおり、リーダーの育成・確保が難しいことや、また提出書類が複雑多岐ということがございまして、今後事務手続の簡素化、効率化といったものが大きな課題ではないかと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに環境保全に関しては、充実はいたしました。それよりも、地域集落のつながりがますます強くなったということが、最も評価された部分ではないかと思

ます。

そして、昨年平成24年度から平成28年度までの対策として、農地・水保全管理支払交付金と名前を変えて、第2期の事業を継続しておりますが、内容についてどのように変わったのか、聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 1期の対策との違いということでございますけれども、事業の内容といたしましては、共同活動支援と、それから向上活動支援がございまして、共同活動支援につきましては、第1期の対策を継承するものでございます。

また、向上活動支援につきましては、施設の長寿命化のための活動といたしまして、道路のアスファルト舗装、農業用排水路等の補修、更新などに対する支援が追加されております。また、グリーンベルト設置による土壌流出防止活動や水田魚道設置による生物多様性の保全活動など、高度な農地・水の保全活動が拡充されております。

共同活動の交付基準でございますが、第1期からの継続地区におきましては25%軽減されておりました、水田が10アール当たり3,300円、畑が10アール当たり2,100円でございます。

また、向上活動支援交付金につきましては、田が10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2,000円となっております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 交付金が継続地区に対して減額されたということは非常に残念でございます。その影響も踏まえて、弥富市としては新しい対策、制度になってから、活動地区の変動、内容変化、課題などはございますか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 市内の活動地区の状況ということでございますが、第1期の対策におきましては、先ほど言いましたように共同活動に14組織45集落が取り組みしていただいておりますが、第2期では14組織43集落で、高齢化が進み役員の選出ができなかったということで、2つの集落が離脱されております。

向上活動につきましては、9組織22集落が現在取り組まれております。各集落からは、事務処理が煩雑で、書類作成者の負担が大きいということを聞いておりますので、市といたしましては、引き続き県には事務の簡素化を要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 思ったよりは離脱をした集落が少なかったということは安心しております。

安倍総理は5月17日のみずからの経済政策、アベノミクスで3本の矢の一つと位置づけられる成長戦略の第2弾を打ち出されました。その中で、農業関連では農地の集約などにより、

今後10年で農家の所得を倍増させるほか、海外へ農林水産物の輸出額を1兆円規模とするということを発表されました。

この小規模の農地を集めて生産コストを減らす取り組み、トラクターで一気に耕せる新しい農地に区画整理を目指すということでございますが、かけ声倒れにならないかと非常に心配をしておりますが、今回の質問の表題にさせていただきました農地・水保全管理支払交付金につき、地域共同、非常に希薄になった時期ではございますが、近所つき合いに一石を投じる役割を持っております。今回打ち出されたアベノミクス、農家同士が話し合う機会もつくられております。さまざまな課題が残る交付金ではございますが、平成29年度以降にも、第3期の対策が行われますよう、市からも要望していただきたいと思います。

それでは、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして質問をしたいと思います。

今回の質問内容も、弥富市のために服部市長の政治姿勢にかかわる問題でもありますので、どうぞひとつ慎重に御答弁をいただきたいと思います。

最近、弥富市民から私のところに寄せられた質問、意見、要望等の中に、海南病院に関連した問題が大変多いのであります。私が昭和50年ごろ、当時の下村院長の提案、要請を受けて、隣接町村長の理解・協力をいただきまして、海南病院運営協議会を発足させ、私が会長となって、在任中、海南病院の施設、医療機器等の整備・充実に努力をしてまいりました。そのために蟹江、飛島、十四山、佐屋、弥富の5カ町村でもって財政支援をする制度を確立してきたのであります。現在に至るもこの体制が引き継がれまして、海南病院の整備事業が進んでおります。それだけに、私は海南病院に対して愛着もあり、関心も高いのであります。

このような歴史的背景からいたしまして、海南病院に対する意見や不満、あるいはまた指摘しがたいような問題等が今もって私に寄せられてくるのであると思います。かといって、私は海南病院の内部運営上の問題まで介入するつもりは毛頭ありませんが、財政支援している弥富市との関連するような市民の声には、謙虚に耳を傾け対応することは重要なことであると考えております。したがって、海南病院運営協議会の会長であります弥富市長に見解を

求めていきたいと思いをします。

まず、その1つは海南病院が弥富市五之三において一括借り上げしている24戸の木造建築マンションの問題であります。近隣の五之三の市民の方から、あんなうまいことができるならわしもやりたいといった話題がもとになりまして調査した方の話によると、21年度に新築された木造マンション24戸を海南病院が月額125万円で一括借り上げをしているわけですが、最初からその半数ぐらいが入居された形跡がないという指摘であります。隣接市町村から多額な助成を受けながら、入居者のいないマンションに家賃を支払っているということは無駄遣いではないかと、助成金を見直すべきではないかと厳しい意見が寄せられたのであります。

確かに弥富市としても、毎年多額な助成をしております。25年度も5,294万円が予算計上をされ、助成をしています。これは大変重要な指摘であります。少なくとも市民からの税金という公金でもって助成している以上、公正、効果的に助成金は活用されなければならないと、特定の人々の利益につながっているような財政支出は慎むべきであり、運営協議会長は弥富市長でありますから、弥富市長のみならず、関係市町村長の対応も問われているのであります。

前にも述べたように、私は海南病院の運営協議会を発足させた責任者でもあり、私が公の場でこうした発言をすることは影響が大きいと思ひまして、昨年9月厚生文教常任委員会で内々に善処するように指摘をしておきました。

しかし、昨今になっても多少入居者がふえたようではあります、今もって最初からの空き家が数軒あり、根本的に改善がされた形跡がないと考えられ、市民の方から再度厳しい指摘を受けたのであります。私が以前から提案しているように、入居者分だけの家賃を支払う方法が私は適当であり、こうしたことが改善できないのか、海南病院運営協議会長であります服部市長の所見と対応を尋ねたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

御質問の件に関しまして、私が最初にこの事実を知ったのは昨年8月でございます。そして、8月の後半、たしか8月24日だと記憶しておるわけでございますが、海南病院の運営協力委員会が開催をされ、そしてその場で私はやはりこの一括借り上げは早く全室利用すべきであるという形で海南病院のほうにも申し上げたところでございます。

そして、昨年9月、佐藤議員がおっしゃるように厚生文教常任委員会の中で、議員のほうから御質問があったわけでございます。昨今では、各企業、あるいは事業所等が事前での住宅は土地の取得も含め多額な投資が必要となることから、いわゆる住宅オーナーから一括の借り上げ方式が多いわけでございますが、今回の件は佐藤議員の御指摘のとおり、弥富市

はもちろんのこと愛西市、蟹江町、飛島村、木曾岬町という状況の中で、2市2町1村から多額の助成をいただいているわけでございます。そういう観点からも、やはり全室利用ということが望ましいということで改善をしていかななくてはならないというふうに考えております。地域医療をしっかりと支えていただく海南病院ではございます。しかし、無駄遣いはやはり許されません。そういう状況の中においては、佐藤議員と同じ考え方をするものでございます。

その後、改善が進み、平成25年当初からは新たに5名が入居され、また病院の改築工事が現在進んでおるわけでございますけれども、医学生の長期研修用の住宅として2室が使われており、あと残りの空き室は5室という状況でございます。先ほども言いましたように、早く全室が運用されることを望んでおるわけでございます。

しかしながら、議員にも御理解をいただいているわけでございますが、一括借り上げの不動産の契約においては、1室1室を解約することは基本的にはできないだろうというふうに思っております。この住宅に関しては2年契約ということを知っておりますので、今度の契約は来年の3月末という状況でございます。昨年同様に、ことしも8月に運営協力委員会が開催されますので、次の点について私は海南病院のほうに申し上げていきたいというふうに思っております。

平成25年度末、来年の3月31日には全ての部屋が空き室のないように利用していただきたい。医師及び研修生の、いわゆる正規の取り扱い職種から他の職種へ拡大してでも利用すべきであるというふうにも思います。また、入室が困難と判断された場合には、契約の見直しをすべきであるということについての3点を8月の委員会で申し上げていきたいというふうに思います。

また、この運営協力委員会においては、佐藤議員もおっしゃったように、弥富という形の中で海南病院があるわけでございますが、ずうっとそういう状況の中で弥富市が座長をしてこの運営委員会を開催しているわけでございます。どうぞ、私も一度佐藤議員、院長とゆっくり時間をとってお話をされて、さまざまな問題点について共有化されてはいかがでしょうか。そんな思いも一つの方向としては持っている次第でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 今、服部市長の御答弁は、大変私は適切な対応だったと思っております。

しかし、そこで私が申し上げたいのは、本年2月に改善がされていないということで、市民の方が直接愛知県厚生連本部へメールで、この実態について見解を求められたそうであります。その回答には、地域医療を守るという本会使命実現のために、医師確保が極めて重要な課題であります云々と回答があったようでありますが、全く検討、改善の意思のないメー

ルだったというように聞いておりますし、事実そのメールの返信は市長にもお渡しがしてあるわけであります。

そういうことから判断をされますと、調査された市民の方の意見として私は申し上げたいと思いますが、海南病院に近い場所で徒歩で通勤できるような、しかも生活をするのに便利なところに値打ちなマンションが多くあるではないかという指摘であります。まさにそのとおりだと思います。市街化調整区域である五之三にあのようなマンションがつくられ、しかも、家主が厚生連に関係する有力者であり、最初から疑問があると指摘をされておるのであります。この実情を知り得た市民の方々は皆同様に疑問というか、疑惑とは言いがたいとは思いますが、この疑問を解消することはやっぱり市民に対しても重要なことであると私は考えるのであります。

したがって、多額の助成を見直すか、一括借り上げ制度を解消、入居者分の家賃を支払う方法に改善することではないかというような指摘を受けております。むしろ私はここで申し上げたいのは、厚生連本部の回答にも私は今申し上げたように疑問を感じておられる以上、このような指摘に対して、運営協議会長である服部市長は、厚生連に直接改善を求められるべきではないかということも考えております。今、市長から私にという指摘もありましたから、私ももし何だったら同行して、厚生連の本部なり、きちっとこうした過去の経緯も申し上げて改善をし、市民の疑問を解いていくようにしたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

厚生連のほうに直接改善を求めるべきではないかということでございますが、先ほど質問の中で、市民の皆さんの疑問、あるいは疑惑ではないけれども、疑わしい、私は何をもちってそのようにおっしゃるのか少しわかりませんが、いずれにいたしましても、当該マンションのオーナーがいわゆる厚生連とのかかわり合いを否定することはできませんので、このような契約をされるということについては避けられたほうがいい。また、今年の厚生文教常任委員会でも申し上げましたけれども、むしろあるべきではないというふうにも思っております。

そうした状況の中で、先ほど最初の質問に対して私は改善を求めていくということを申し上げました。平成25年度末までに全室を利用され、空き室のないように改善、善処されるということが1点。あるいは利用されない部屋があるならば、運用自体を考えなきゃいかんということを申し上げました。それで、3月の末までに改善されなければ、私はいわゆる行政支援をしている2市2町1村の自治体の首長ともども協議をしてまいりたいというふうに思っております。よって、今のところでは、いわゆる厚生連本部に対して直接お伺いをしてど

うこう言うことは思っておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 昨年9月に私が申し上げたときに、市長側の答弁ですから、これは誰だったかちょっと記憶がありませんけれども、来年の4月までには全部入居ができるようにするという回答だったというように聞いておるんです。これは間違いないと思います。厚生文教常任委員の方はみんな聞いておられるんですね。

しかしながら、その契約期限が2年とかそういうような話は聞いておりませんでしたから、ここはやっぱりきちっとすることが大事だと思いますよ。ですから、これはやっぱり市民の中に、こういう疑問を感じておられるということがある以上は、速やかにやることが私は大切だと思っております。契約はたとえ2年なり、あるいはこれからあと1年あるかもしれませんが、そういう事態であっても、速やかに改善をされるように要望しておくべきだと思っております。

海南病院自体が処理ができないということであるから、厚生連の本部にメールをされたということでもありますので、やっぱりこの点は慎重に受けとめて、何だったら私も同行して、堂々とこの厚生連7病院のうちの、この弥富の海南病院が一番初めにこういう助成制度をつくって、あとのところが倣ったわけでありますから、私はその責任者でもある以上は、堂々と私は物を申し上げますので、いつでもそういうことがあれば私はいつでも赴きますので、そのつもりをして対応してください。

続いて2点目として、最近弥富市民の中で問題となっているのは、要するに5カ町村以外の救急患者が非常に多過ぎるんじゃないかというような指摘があることであります。

また、そのためにかどうかは知りませんが、他の病院へ救急患者が弥富の方だそうなんですけれども、他の病院へ転送された方があったというようなことを聞いておるわけでありまして。これは私はまだ確証をとっておりませんが。

言われることは、今度救急救命病院になると、さらに増加するのではないかといった心配がされております。事実、搬送患者件数の一覧表を見ても、5カ町村以外の患者数が多くを占めております。海南病院を整備、充実させればさせるほど5カ町村以外の患者がふえて、市民が不利になるのではないかといったような不安も指摘されております。排除することはできないと思いますが、やっぱり市民が不利益にならないように、助成していることから、安心できるように考えることも重要なことであると思っております。

聞くところによると、最近では医師、看護師等の方が退職される方も何か多く出ているようだというような話も聞こえてくるわけですが、その点の対応、すなわち医師、看護師等医療スタッフ、あるいは病室等について、市民が安心できる体制はどのようになってお

るのか、この点については事前に通告もしてありますので、調査された結果をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

現在の海南病院に救急搬送されるのが年間5,000台を超える救急患者でございます。この件に関して、私も市民の多くの皆様から弥富に住んでおって海南病院へ連れて行ってもらえんではないかということをお聞きするわけでございます。非常に胸の痛い思いをしているわけでございます。このことにつきましては、ほかの行政支援をしている2市2町1村の首長もこぞって同じ意見を述べられるところでございます。

そういう状況の中であって、今、海南病院の整備計画が進められておるわけでございます。この整備計画におきまして一つの大きな考え方としては、救命救急センターということの構想でございます。いわゆる3次病院というような位置づけをし、しっかりとしたドクターをそろえ、そしてベッド数をそろえ、そしていわゆる医療の恒久的な高度な医療技術を発揮できるような機械をそろえというようなところで、2次病院から3次病院への転換を海南病院が図られるわけでございます。

そういう状況の中にありまして、いわゆる救命救急センターの指定を最優先という状況の中で、この7月31日に第1次の工事の竣工を迎えるところでございます。こういう状況がそろえば、現在5,000台の救急搬送ということに対しては8,000台まで受け入れることができる、いわゆる医療スタッフ、ドクター、看護師、そういうものをそろえながらしっかりと対応していくということになっております。

佐藤議員御心配のように、こういう状況がそろうとまた同じことの繰り返しが加速的にふえるのではないかと御心配でございます。私は、やはり今現在がそれぞれの行政支援をしている2市2町1村の多額の補助金をいただいているわけでございますので、この点についても、今度の8月の末に行われます運営協力委員会の中で、1つの項目として申し上げておきます。また、多くの首長は同じようなことを意見としておっしゃると思っております。

いずれにいたしましても、その救命救急センター構想の中がスタートしていくわけです。具体的には9月ごろから対応できるという状況になってまいります。医師、看護師、病室等につきましては、その具体的な数字について担当課長から報告をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 先ほどの医師、看護師等、医療スタッフや病室等について、市民の方が安心できる体制との質問でございます。

平成25年9月に1期診療棟のオープンに伴い、第3次救急医療として救急病棟を2階に開

設いたします。医療体制の取り組みとして、医師は昨年から正職員の医師5名を増員し、128名体制にて取り組んでいます。また、4月より日本救急医学会認定専門医資格を持つ救急外来の専従医師を配属しております。看護師は、救急外来、救急病棟の医療スタッフ用として、現在救急外来及び救急病棟勤務の看護師39名を確保しております。病室につきましては、救急外来、救急病棟20床が新たに9月から稼働いたします。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それぞれお互いに努力をしていただいておりますことはよくわかるわけでありませぬ。

そこで、私は1つの、ただ弥富市民がこの海南病院へ入りたいといっても入れんというようなことだけを議論しておっても始まりませぬので、私は1つ提案として申し上げたいと思います。

この中核病院として海南病院は24時間体制で体制を整えて対応されております。医療スタッフの方々は大変なことであると私は常に感謝をしております。地域には、多種にわたって開業医療機関がたくさんあります。特に、海南病院から退職されて開業された医療機関もたくさんあります。海南病院の本来の医療機関としての業務を発揮していただくためには、市民が病状によって正しい医療機関を選択することも重要なことではないかと思うのであります。

医師会ではすみ分けがされているようですけれども、市民の中には理解ができていない人が多いように感じます。例えば、ちょっと風邪を引いてもすぐ海南病院へ行くと、これは従来からの海南病院へ通院しておられた方はこういう考え方がまだ多くあるわけでありまして、多くの患者が内科の診療室前で待っておられる姿を私は見受けます。したがって、何でもすぐに海南病院へ行くということではなくて、病状によってはそれぞれの医療機関を選択することを弥富市として指導していくことも重要ではないかと私は考えるのであります。

一度市として、あるいはまた関係の今の市町村も同じように、こうしたことについて議論をされて、どのような方法でそれぞれ地域の住民の皆さん方にこういうことを指導していくべきか、医師会はもちろんのこと、区長会だとか福寿会とかPTAとか女性の会とか、あらゆる組織団体を活用して、こういうようなことをみんなで考えていけば海南病院が本来の救急救命センターとしての第3次病院の使命が十分果たしていただけるのではないかと、こういうようなことも考えるわけでありまして、何でも海南病院という考えではなくて、やっぱり地域の医療機関で十分機能が果たしていただけるものは、そのようにしておくことを私は一遍それぞれ関係市町村で十分協議をしていただいたらどうかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えします。お答えするというか、私の意見という形の中で述べさせていただくわけですが、基本的には今佐藤議員がおっしゃったように全く同感でございます。

現在の医療機関というのは、1次病院、いわゆるまち開業医の方、そして2次医療という形の中で、検査、手術をしっかりとやっていただけるような病院という形のことでございます。あるいはICUであるとか、MRIというような検査をしていただく。そして、今度海南病院が目指される3次医療、いわゆる救命救急センター構想を取り入れた病院、そういった形の中で、それぞれの医療機関の分類はあるわけでございますけれども、やはり本人、自分が病気になった場合において、患者の立場からすれば、しっかりと検査をしていただいて、その病院のドクターに診ていただき、そして納得のいく自分自身の治療を重ねていくということが私は患者の立場からすれば望ましい、そのようにお考えになるのは当然であろうというふうに思っております。そういう状況から、総合的な病院に皆さんが足を運ばれるということがやっぱりこれからも続くでしょう、そういうことを思っております。

しかしながら、最近では海南病院のほうから、いわゆる開業医のほうへ逆に紹介をされるということが非常に多くなってまいりました。そういう状況の中で、少しでも病院の患者さんの緩和を図っていききたいというのが海南病院の姿勢でもあろうかなというふうに思っているところでございます。

また、私どもといたしましては、さまざまな団体、例えば民生委員の団体、あるいは女性の会の団体、福寿会という団体、そういう状況の中に海南病院のドクターに来ていただきまして、さまざまなお話をさせていただいておることも事実でございます。私たち行政からは、こういう病院がありますよということについては、いわゆるホームページであるとかいったことで御紹介を申し上げますけれども、患者さんに対してほかの病院へ行ったらどうですかということとはなかなか言えるものではありません。やはり、患者さんの立場を尊重していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、それぞれの団体において、海南病院のドクター、あるいは医院長から出向いていただいて、そういう講話をしていただくとありがたいなあというふうに思っております。今の回数よりももっともつとふやしていくことにおいて、市民の皆様が納得していただけるようなお話が聞けるのではないかなあというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ぜひ3次病院としての、救急救命センターが有効に活用できるような方策はお互いにみんなで考えていけるように、市長がリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

続きまして2点目は、弥富駅及び周辺整備計画の取り組みについて、私の意見も述べながら、市民の声も尊重しながら質問していきたいと思っております。

昨年来も、JR及び名鉄駅について、北側からも利用できるように駅及び周辺の整備はできないかという質問がこの議会でも二、三回あったと思っております。

しかしながら、市長の答弁を聞いておっても、なかなか期待に沿うような答弁ではなかったと私は思っております。市長は、常に総合計画、総合計画ということと言われるんですが、弥富においてやらなければならない重要課題について、もっと順序立った事業展開ができないかという市民の指摘もあります。

また、総合計画の中でも、JR、名鉄弥富駅の橋上駅舎化、駅周辺の道路の整備及びバリアフリー化、商店街の環境、景観整備を含め駅周辺市街地のまちの顔としての一体的な整備を検討・推進しますとこの弥富の総合計画の中にも書いてあるんです。平成21年にできた総合計画の中に書いてあるんです。

ところが、具体的にこの総合計画の中の内容が位置づけられているのか、またどのような検討・協議が進んでいるのか。先日出された評価報告書によると、達成度は50%とあるわけです。直接JRや名鉄の関係機関、あるいはまた地域の住民の皆さん方と、どの程度協議がされているのか、明確な進捗状況をまず尋ねたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

市民の皆様方の御意見は私も真摯に承って、これからの行政の大きな志にしていきたいというふうに思っているところでございます。

私のみならず、元町長さん、あるいは元市長さんというような状況の中で、恐らく戦後の形の中で担当された全ての弥富町の首長さんに共通して言えることとございますが、弥富駅前の整備計画については、その重要性を認識していただいているところではないかというふうに思っております。

しかしながら、さまざまな整備計画の途中の中で、土地区画整理事業、あるいは橋上化等において、地域の皆様の賛同が得られなかったということが今までの経緯でもございます。少しひもといてみましたら、昭和53年には町政の最優先課題として協議会が発足し、それが10年間協議がされ、しかしながら、昭和62年には土地区画整理事業の基本計画までできたわけとございますが、継続されなかった。あるいはその後平成4年、いわゆるなぎなた国体と言われる国体開催のために近鉄の駅の橋上化が進み、駅前整備ができたわけとございます。これにとっては大変市民の皆様も喜ばれたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、この計画をもっと伸ばしていきたいという状況の中では、残念ながら平成16年に区画整理事業を中止すると、駅前の整備が断念されたわけとございます。

こういった形の中でなかなか駅前整備が進まないということについても、今までの経過ではなかったかというふうに思っているところでございます。

現状の進捗状況でございますけれども、弥富駅の周辺整備につきましては、市の玄関であり、市の顔となる場所でもありますので、駅利用者の利便性を確保するなど、駅前整備を重要な事項であると考え、私は第1次総合計画、平成21年から向こう10年のまちづくりをどうしていくんだという形で取り上げさせていただきました。そして、平成19年にはその開発の関係プロジェクトという状況の中で、いわゆる外部の先生も招きながらJR、名鉄、近鉄の将来構想を立て、庁内で協議を持ったわけでございます。そして、平成22年からはJR、名鉄、近鉄駅周辺のまちづくりにおける課題をきちっと整理するとともに、周辺の道路、あるいは交通状況の変化、あるいは市において予定する事業進捗等を勘案しながら、概算の事業費を立てたわけでございます。その総額は三十数億円になったところでございます。

また、こういったような問題に対して私どもは職員を中心として、JR東海に延べ11回足を運びました。また、名鉄さんにも8回行っているわけでございます。私もJR東海等におきましては、一緒になって行っているわけでございます。

しかしながら、このような鉄道事業者との協議について、これからも継続的に行ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、平成23年3月11日、東日本大震災から、市のいわゆる公共事業等における最優先課題は何だということについて、私自身、特別職と一緒に考えてきたわけでございます。

また、平成25年から29年の中期財政計画というようなところにおいて、これから将来にわたって市の財政については健全化を保っていかなきゃならないということに、皆様方にも御紹介をしているところでございます。

そういう状況から財源不足が、例えば庁舎の建設、あるいは白鳥保育所の建設、そして駅周辺の整備をやりますと100億以上のお金がかかるようになってまいります。そういう状況の中で、あれもこれもという形の中ではできないと判断し、最優先課題は防災・減災であろうという状況の中で、庁舎の建設にこれから取り組んでいくということを議会の皆様にも御理解をいただきたいということをお願いしているところでございます。

そういう状況の中から、いわゆる財政不足が発生するというのも踏まえて、一時的な凍結をさせていただいたといういきさつでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 市長、今の財源の問題、これは確かに大事な問題なの。あしたまた庁舎の問題で私は質問していきたいと思いますが、財源の確保は当然なんだけれども、財源の効率的な支出というのはそれ以上に大事だということをおまじゅう最初に申し上げておきます。

そこで、私はこの駅周辺の整備計画というのは、当初建てたものから順次変わってきてお

と思います。昭和53年の計画から、57年、あるいはまた平成になって変わってきておると  
思います。しかし、これはどういう形にしろ、弥富のまちづくりの中で一番大事な基本であ  
ります。

先日も、これは実話でありますけれども、今のJRの北側にありますJAの葬祭場で多治  
見のほうから葬儀に参列された方、この方が多治見ですからJRで弥富まで通し券で来られ  
た。しかし、JR弥富駅から今のJAの葬祭場までは目と鼻なんだけれども、ぐりっと回っ  
ていかんなん。しかも、雨降りだった。不便なところだなあという話を私は直接聞いたん  
です。いや、そのうちに北側からの乗降口もできるようになりますからねと私は言うておい  
たわけではありますが、何もかも全部を完成させるということは難しいということであつても、  
それぞれ必要に応じた計画を立てるということは大事じゃないでしょうかね。私はそういう  
ように思うんです。

ですから、財源が多くかかるからできません、計画が大きいかからできませんということ  
ではなくて、やれることからやることも大変大事なことだと思いますよ。

そういう意味で、できないからやらんというんじゃなくて、いかにして便利になるよう  
にするかという考え方をしっかり持っていたいただきたいというように思います。

そこで、私はちょっと申し上げておきますが、これは過去の経験からです。昭和57年ごろ  
から本格的にこの整備計画案をつくりまして、協議会でも議論をしてきたわけであります。

しかし、今、市長の述べられたように、財源の問題が非常に大事なんです。ですから、昭  
和59年6月議会に新たに都市計画税を提案したわけであります。都市計画税は60年からとい  
う予定で提案したんでありますけれども、継続審議となり、半年後の12月議会で3分の2の  
反対で否決となったわけであります。そのため、まず乗降客の一番多い近鉄弥富駅の橋上駅  
化と周辺、特に南側広場の整備を先行させる方法に切りかえて、まず近鉄駅の南側の水路を  
取得して、その水路を暗渠にしてロータリ一道路計画まで進めてきました。

一方、駅橋上化のための多額な応分の建設負担金のために、補助事業以外の事業は一旦凍  
結をして、そしてまた大原処理場の受け入れによって、計画をしておりました総合体育館、  
中央公民館建設のための財源が幾らか余裕ができたわけであります。こういうものを約30億  
円だったと記憶しておりますが、財政調整基金を積み立てて、そして私は平成3年1月の選  
挙で敗れたわけでありますけれども、その多額な建設負担金を用意しておいたがために、当  
時の開発部長を中心として近鉄弥富駅の橋上化、そして現在のあのような近鉄の弥富駅はで  
きたわけであります。

そうしたことから、一応近鉄についてはまあまあ解決したわけであります。しかし、この  
近鉄だけでなく、最近ではJRの利用者も非常に多いし、これは名鉄の駅と競合しており  
ますから、津島高校等へ、あるいは津島のほうへ行く高校生もたくさんあります。三重県か

ら来ておる人もありますし、他の市町から来ておる人も弥富の駅を利用しておるんです。ですから、こうしたものをやっぱり弥富JR・名鉄駅をどのように便利にするかということは大きな総合計画ではできないとしても一遍真剣に考える必要があると、これは私の意見であります。恐らく市民の皆さん方も、この考えには賛同していただけると私は思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど、私ども駅前整備については一時的な凍結をといるお話をさせていただきました。

しかしながら、いわゆるJR、あるいは名鉄という形の協議の中で、平成32年度までにいわゆるバリアフリー化ということがされていきます。こういった状況の中においては、いわゆる周辺の皆様方には大変な不便を与えているわけでございますので、自由通路等という形の中で、北から、いわゆる線路を高架で渡っていただいて、その自由通路というような状況のものにつきましては、この第1次総合計画の後期の計画の中に入れていきたいというふうに思っております。そして、地域周辺の皆様方の便宜を図っていきたいというふうに思っております。

都市計画税の問題をお話しされたわけでございますが、これは極めて慎重に協議をさせていただきなかならぬというふうに思っているところでございます。いわゆる市街化地域にお住まいの方、そして目的税として駅前の整備、あるいは公共下水道事業に対する整備、あるいは街路整備に当たっていくというような状況での目的税でございます。そして、仮に満額というような状況になりましたら、いわゆる固定資産の評価額の100分の0.3以内という状況になっております。昭和59年、60年に対して佐藤町長のときには、不退転の決意でこの都市計画税を導入されようとしたわけでございますけれども、その努力には心から敬意を表するわけでございますけれども、残念ながらできなかった。反対という形でございます。私も、この都市計画税ということにつきましては、昭和59年、60年のいわゆる時代の背景と少し違ってきているというふうに思っておりますけれども、いずれにしても増税という状況の中で御負担をいただきなかならぬということがございます。100分の0.3、仮に固定資産税をお預かりするということになると、弥富市では4億5,000万の数字になるわけでございます。その当時と違うのは、西部臨海工業地帯での工場分から固定資産税として、その3分の1、1億5,000万がお願いできるということでございます。

しかし、都市計画税についての増税ということにつきましては、今後も全員協議会、あるいは常任委員会等でしっかりと議会の議員の皆様方の御意見を拝聴していきたいというふうに思っております。そうした形の中で、次のまちづくりのためにどう資金をやはり捻出していくかということにつきましては、また御協議いただきたいと思います。以上でございます。

す。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 先に都市計画税の問題を市長のほうから答弁いただいたわけでありませけれども、私は都市計画税の問題は次の問題として、若干経過を申し上げますと、関西線の複線電化のために、複線化用地の取得に弥富町は積極的に協力をしてきたわけでありませ。したがって弥富町内、木曾川の左岸から楽平までの約2.5キロメートルは今でも複線化しております。残念ながら蟹江町と佐屋町においては、鉄道高架を条件として複線化用地取得に協力していただけなかった。したがって、今では蟹江・永和駅間は複線電化のための用地はありませんので単線です。だから、楽平のところでJRの電車が時々とまってすりかわりをやらなきゃいかんという状況でもあるんです。

だから、私が今から申し上げたいのは、複線電化を進めれば名鉄の乗り継ぎも便利になりますし、さらに利用者は多くなり、両駅の整備が重要だと私は思っております。ですから、3市町で、弥富、愛西、それから蟹江の3市町でJRの北側の乗降客の利便性について一遍しっかりと議論をしていただいて、蟹江も随分この問題も困っておるようでありますから、お互いに愛西市も蟹江町も、こういう用地の協力を積極的に進めて、そしてもっとこのJRが有効に活用できるようにし、そして今の便利な駅づくりを考えていただくことが必要ではないかというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

JR関西線の複線化ということにつきましては、関西本線の複線電化促進連盟というのが現在でもございます。そういう状況の中において、この促進連盟のそれぞれの協議内容の項目について、私もしっかりと勉強させていただきたいというふうに思っております。また、他の首長、愛西市、あるいは蟹江町の首長についても御相談を申し上げていきたい、話をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、結論を先に言うわけじゃないんですけれども、多額の費用がかかってくるだろうということの中で、どのような形で負担をしていくということについては大変難しい問題があるということが想像をされます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは、かつてそういうような時期があったんですよ。それを蟹江、それから当時の佐屋ですが、高架にしてもらわなきゃ、今の複線用地は協力できんといって拒否し続けてきたんです。今になると、蟹江町も北側の開発を進めて、北側からの今の乗降客を何とかできるようにやりたいとやっておるわけです、みんな。だから、協力するところは大いに協力せないかんのです。これが私は政治だと思っております。ですから、一遍その点

も3市町でよく相談をして、JRと協議されることが必要だと思います。

最後に、都市計画税の問題ですが、今市長が先に都市計画税を言われたんですが、むしろ最近の市長の発言の中に都市計画税がどんどん出てくるから、市民の中にはどうなっておるんだと、こういうことなんです。私が申し上げたのではないんですよ。三宮議員も取り上げておられるわけですが、だから市長が都市計画税というのを本当にやるのか、ただ呼びかけをしておるだけなのか、この点に私は非常に市長の政治姿勢に問題を感じておるんです。これは相当の覚悟を持ってやらなきゃいかんのです。ただ、ジャブを送るだけの問題ではないんです、これは。私はそういう経験をしておりますから、今の簡単に都市計画税都市計画税と、そんなものではないんです。だから、都市計画税をするといったら、それこそどういう事業をやるためにどれだけの今の金が要るんだと、そのためには都市計画税という目的税がどうしても必要なんだということを私はしっかりと市長が示した上で、議会でも議論すべきだと思うんです。

ただ、都市計画税を議会で議論してもらおうという、そんな簡単なものではありませんよ、これは。その点は、私は市長がもし本当に都市計画税を必要とするなら、例えば今の駅周辺の整備に30億なり40億かかると。だから、これはどうしても弥富のまちづくりの基本だからということで考えられるならば、またこれは話は別だと思っておるんです。そういう点で、都市計画税については、私は時間もありませんので私の意見を述べておきますと、今申し上げたようなことなんです。

ところが、先日、去る5月13日に高山市、この高山市は駅舎の改築と駅周辺の再開発事業を進めるということを決めて43億円、そのうち高山市が41億円を負担して駅周辺のまちづくりを発表しておるんです。これは高山市ですよ。

弥富も、JRと名鉄駅舎の橋上化、あるいは周辺の整備等も計画と財政負担をしっかりと検討した上で、これは一遍考えるべきじゃないかということも私は考えたことがあるわけです。ですから、そういう点もしっかりとよく、よそのまちがやっておるからということをよく言うんですが、よそのまちがやっておっても弥富はやらんということもあるわけでありますから、むしろ、私はよそがやっていないなくても、弥富ではこういうようにやるんだというような誇れるまちづくりをやっていただくことを要望して、私の質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者の川瀬議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。通告に従って質問します。

多少佐藤議員と重複があることがありますが、よろしくお願いします。

昨年の国の税収入は約35兆円です。バブルの絶頂期でさえ、約60兆円ほどでした。それに対し、国と地方が抱かえる借金の合計額は1,000兆円以上です。物価と金利は基本的に連動するので、アベノミクスが目指す2%のインフレ率を合わせて金利も2%ぐらいになるので、単純計算で日本の利払い費は数年で20兆円にもなる。ここに国債の償還費も10兆円以上加わります。もし経済成長が頓挫すれば、日本は借金の利払い費と国債の償還費だけで30兆円以上もの歳出が必要となります。

しかも、必要なお金はこれだけではありません。さらに、社会保障費の公債負担額は約40兆円で、これは毎年約1兆円ずつ増加していきます。つまり、借金の返済費と社会保障費だけで70兆円を超え、バブル期の税収入を大きく上回ってしまうので、このギャップは経済成長で埋めて財政赤字を解消できる可能性は極めて低く、歴史から見ても貨幣価値を徐々に減らすこと、いずれハイパーインフレを引き起こしてこの問題を解決していくのでしょうか。したがって、ますます財政状況の厳しい中でも、これからの市町村は住民と行政とがパートナーシップを確立して協働のまちづくりを進めながら、人、企業を育み、そして市の機能、市民、市内の企業、土地を含めた市全体の価値を高めるまちづくりを考えて、できるだけ国や情勢に影響されない持続的な行政経営をしていかなければなりません。

市民との協働はさほど新しいことではなく、過去において、この平島地区の土地区画整理事業は、既にあった庁舎、病院、学校の配置を念頭に入れて、ショッピングセンターを中心にまちの利便性を考えたまちづくりを関係者の並々ならぬ努力のおかげで成功に導いてこられました。今は、インターネットの普及とその無線化、スマート化が進み、自宅にいなくてもどこにでも買い物や行政手続きができるようになりつつあります。そのニーズに応えるべき商品の販売は、無店舗化、自治体は行政情報を一元的に蓄積し、24時間アクセス可能な行政情報提供システムの構築だけではなく、行政手続業務を電子化し、市民の問い合わせを部署ごとに対応するのではなく、行政の中で共有し、適切に応答できるコールセンターの仕組みへと随時変える必要があります。

国の政策である日本再興戦略の4の2では、公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築とあります。また、お年寄りの方々などのIT機器を扱うのが苦手なの方々に対しては、よろず承り係、すなわちコンシェルジュが現場近くの支所や公共の施設で行政事務手

続、行政に対する相談や要望のほか、市の観光案内、公共施設の利用状況や予約、市内の病院の手配に至るまで、市民一人一人に応じたきめ細かいサービスを提供することになります。そのため、本庁舎の役割は次第に薄れていきます。

一方、ショッピングセンターは、甚大災害緊急時には食料倉庫、非常用トイレの機能を兼ね備えた避難所になるとか、さまざまな社会問題の解決の一翼を担う店舗へと変貌していきます。今後は少子・高齢化が急激に進むことから、ほぼまちづくりを整えたこの地区の住民にとっても、市民にとっても、特に医療、介護を最重要課題として充実させる必要があると考えられます。したがって、今から市の機能、市民、市内の企業、土地を含めた市全体の価値を高めるまちづくりを行政と協力して進めるために質問をさせていただきます。

中期財政計画による弥富市総合計画。1. 中期財政財政計画決算額の推移表において、実質収支、単年度収支、実質単年度収支の計算式、算定根拠について説明ください。

疑問に思ったのは、平成25年度では、実質収支Eイコール歳入引く歳出でやると4億5,411万7,000円ですが、平成20年度では、実質収支Eイコール歳入引く歳出、6億1,144万8,000円だけど、この表では4億5,250万5,000円になっていました。これはおかしいかなと思ひまして調べまして、実質収支の計算式をお教えてください。

2番目、平成19年度では単年度収支Fイコール実質収支Eイコール繰越金マイナス3億4,885万3,000円ですが、平成20年度では単年度収支Fイコール実質収支引く繰越金を行ったらマイナス151万2,000円ですが、平成21年度では単年度収支Fイコール実質収支Eイコール繰越金と計算してみたら7,772万2,000円だったんですが、この表を見ると2億3,666万5,000円と書いてありまして計算が違うんです。それで、計算式を教えてくださいたいのと、実質単年度収支の計算式を教えてください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まずもって、きょうお配りした議員の資料についてですが、先般私どもがお出ししました決算額の推移の表についてですが、今回の議員の提出のところにはAとかBとか、そういう記号が振ってございますので、これで算式的には表現できるかと思ひますので、まず質問に対してお答えさせていただきます。

実質収支とは、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、歳入から歳出を差し引いた額を形式収支と言います。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額を言います。ここでいう翌年度へ繰り越すべき財源とは、繰越明許費、繰り越しなどの財源を言います。記号でいきますとD欄のことを指しておられると思ひます。

次に単年度収支とは、当該年度だけの収支を捉えるもので、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を言います。ですので、記号でいきますとC引くDという計算式が成り立つと思ひます。

次に実質単年度収支とは、単年度収支の中には実質的な黒字要素、黒字要素とはここで言う基金の積立金を指します、とか赤字要素が含まれております。これらを控除した単年度収支の額を言います。算式で申し上げますと、実質単年度収支に財政調整基金積立金と地方債繰り上げ償還額を加えて、そこから財政調整基金取り崩し額を差し引いた額を言います。ですので、実質単年度収支は記号で申しますとF足すG足すH、そこからマイナスI欄ということになります。ですので、算定根拠についての説明ではございますが、実質収支、単年度収支、実質単年度収支については、このような算式で出されるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは質問しますが、私も調べまして、計算式、実質収支Eイコール形式収支マイナス翌年度に繰り越すべき財源。単年度収支Fイコール当該年度の実質収支引く前年度の実質収支。実質単年度収支Jイコール単年度収支プラス財政調整基金積立金プラス地方債繰り上げ償還額マイナス財政調整基金取り崩し金額です。

そこでお聞きしますが、この弥富市中期財政計画には、ここの計算式なんかは全て書いていないんですよね。表記されていないですよね、公表されているものに。この計算式の内容だとか説明が全然されていないですよね。

もう一つお聞きしたいのが、どうしてこれは計算式とか根拠の説明を入れていないのかと、あと翌年度へ繰り越すべき財源があるんですが、この表を見ますと19年度はゼロ円、20年度は1億5,894万3,000円、21年度は4,884万4,000円、22年度は2,528万2,000円、23年度は2,493万円と書いてあるんですが、例えば、この数字が上の表から差し引きしてどうやって出てきたのか教えていただきたいのと、もう一つ、財政調整基金積立金もここにある表、1億6,712万1,000円、20年度695万4,000円、21年度693万6,000円、22年度424万円、23年度293万4,000円、これも上の表のどこから数字が出てきたのか、計算方法を教えていただきたいということです。

計算式とか収支とかいうのは調べたんですけど、この数字の根拠が、例えばこの表から算出できるならいいんですけど、もとの表から。ほかから出てくるんだったら、この表に明記しないといかんのではないかなと思うんですが、回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、実質収支とか単年度収支とか実質単年度収支の計算式が私どもの策定した中期財政計画に表現されていないという件でございますが、これにつきましては、こういった表をつくるときに計算式をきちっと載せるような作り方と、単純に答えだけ載せるやり方があるという中で、昨年度つくった中期財政計画におきましては、計算式まで載せずにつくったということでございます。

それと、翌年度に繰り越すべき財源につきまして、この上の表からどうやって出すんだという部分でございますが、これにつきましては当該年度に予算を編成したんだけど、当該年度で事業を行えなかったという部分を繰越明許費と申しまして、そういったのを翌年度に繰り越すべき財源というふうに言うわけでございますが、これにつきましては上の表からある数字を足したり引いたりして出てくるようなものではございません。

それと、財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金から生み出された預金利息を積み立てたり、それとか財源を調整していく中で剰余金が出たものを積み立てていくという事で毎年度計上されるわけでございますが、これにつきましても上の表のところからある一定の計算をして、そこから出てくるようなものではございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 根拠を示していない表を出して、これって中期財政計画と財政が厳しいことを説明されると思うんですけど、この表はどうしてそういうことを平気で言えるんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 計算式につきまして、事細かく計算式を表現する場合としない場合があって、昨年度つくったやつに関しては計算式は示していないという部分でございます。

今後につきまして、計算式を入れるかどうか検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） よく理解ができないんだけど、これは決算後の結果なんですよ。予想じゃないもので、予算じゃないもんだから結果ですよ。我々が会社経営をしておると、収支って損益計算書とか全部計算が合わないと思えないんだよね、税務署や何かに。これって、自治体の場合は別に計算が合わなくてもよろしいのかな。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 足し算とか引き算の計算式が表であらわされていないというだけで、計算は合っています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） だから、表記をするとか説明をするとかないといかんのじゃないかなと思いますけど、普通こうやって表を公表されれば、ちゃんと説明をしないと、計算方法とか。お願いできますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） こういった表をつくる上におきまして、どこまでの計算式を載せるかどうかというのはいろんな表の作り方がございます。国のほうへ出す報告物にしても、

それを集計した結果につきましても、中の計算式を事細かく表現する場合がありますし、表現しない場合もあります。

昨年度つくりました中期財政計画につきましては、中の計算式を省略して出した部分でございます。今後、この中期財政計画も改訂版をつくらせていただきますので、そのときにどこまでの計算式を入れるかどうかについてはちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） これって、表って実質収支とか単年度収支なんですけど、これって単年度収支とか実質収支って財政状況を調べるための数字だと思うんですけど。それは数字が表記、この19年度の歳入と歳出に書いていないところの数字が出てくるということ自体が私どもはよくわからないんですが、それで平気なんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 何回でも同じ繰り返しの答弁になってしまいますが、どこまで細かく計算式を表現するかどうかという部分のところだと思いますので、それにつきましてちょっと検討させていただくということでございます。同じような答えになってしまいますが、そういうことでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） これから表記してもらえますかね、お願いします。誤解を招くようなことはないようにしてもらえばありがたいんですけど。

2番目、中期財政計画表において、繰越金、繰入金、市債、積立金の算定根拠について説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） では、議員にお答えさせていただきます。

繰越金は前年度決算の剰余金でありまして、これを正確に見込むのはなかなか困難であることから、平成24年度当初予算額の3億円で固定して推計しております。

繰入金は、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金や庁舎建設事業のための公共施設整備基金繰入金、新白鳥保育所建設事業のための地域福祉振興基金繰入金などを見込んで推計しております。

繰越金と繰入金は表裏の関係にあつて、繰越金が多ければ財政調整基金からの繰入金は少なく済むわけですが、不測の事態に備えて、なるべく基金残高を減らさないような財政運営を考えています。

市債は、臨時財政対策債、庁舎整備事業債、保育所整備事業債などの合併推進債及び通常の農林水産事業債を見込んで推計しております。

積立金は、平成24年度当初予算額を参考に増減がないものと見込んで推計しております。  
以上です。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 時間がないので次に進みますが、3番目、合併算定がえとはどのような制度ですか、説明ください。

もう一つ、市町村合併はスケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるために合併したはずですが。このような施策が弥富市総合計画ではどの施策になるのか、また実際の効果を説明ください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まず、最初の合併算定がえについてお答えさせていただきます。

合併算定がえとは、合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益をこうむることのないよう配慮した制度です。合併後の新市町村としての算定額と、合併市町村がそのまま存続したものとしたときの算定額とを比較して、交付税が多く交付される有利なほうで算定される特例でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） それでは、4番目の市町村合併やスケールメリットによりという質問についてお答えいたします。

第1次弥富市総合計画は、合併に際しまして、弥富町・十四山村合併協議会で策定いたしました新市基本計画や直近の市民ニーズの動向や社会・経済情勢の変化を十分に踏まえ、市民のまちづくりの共通目標として自立したまちづくりのための経営指針として策定したものであります。

地方分権のもと、行政の権限は住民にとってより身近な市町村に移っております。地域の実情に即した行政サービスを展開するためには、より高い専門性が求められています。このような情勢の変化を踏まえまして、新たなまちづくりに向けて平成21年度に総合計画を策定いたしました。

スケールメリットを生かす経費の節約なども包括いたしました計画内容でございます。施策がどのような効果があるかという御質問ではございますが、個々の施策ごとではなく、全体としての本市が目指す将来像としての計画でございます。

平成21年度から前期基本計画に掲げました第1章から第6章でのそれぞれの施策における土地の有効利用、道路交通網の充実、情報化の推進、港湾地域の整備・促進、下水道の充実、消防・防災の充実、地域福祉の充実、子育ての支援の充実など多くの施策を進めております。この施策を進めていくことが合併によるスケールメリットも含めたまちづくりでございます。

本年度26年度からの5年間の後期基本計画を策定してまいります。弥富市の将来像に向け、みんなで作るきらめく弥富、自然と都市が調和する元気交流空間を目指してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 合併算定がえというのは猶予期間があつて、その間合併しなくてもよろしい、していなくても同じ予算が使えるように交付税が来るというのはわかるんですが、それは合併算定がえの、合併してから10年ぐらいたつと合併算定がえによる特典がなくなるみたいなんですが、その間に国はスケールメリットを生かして節約が可能になるために合併したはずですから、そのために経費削減をしたのではないのかという質問なんですけど、それに対する回答ではないんですが、それについては回答できますか。

猶予期間が10年間あるとすると、それまでに国はスケールメリットに経費の節約を可能にするために合併したはずなんですが、それができない理由はどうしてか説明を願えますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 合併して、合併算定がえがあると。それで、一定の時期から経過措置期間になって、それがいずれなくなってしまうと。その間に経費の節減を市町村のほうで考えてやるという部分でございますが、一番極端な例につきましては、例えば2つの町があつて、それぞれ別々だったら市長もそれぞれ要するというのが一番極端。一般行政職につきましても、ばらばらであればそれぞれに配置しなければいけない職員が1人で済むというような部分があります。

ただし、一般職につきましては、合併したとしても一般職についてはそのまま引き続き身分がありますので、急激に減らさないと。時間をかけて徐々にそういった部分を減らしていくということで、すぐには効果があらわれないかもわからんけど、時間をかけて職員数を削減することによってスケールメリットを生かすという部分が一番大きな部分であると捉えております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それが合併算定がえで10年間の猶予があるんじゃないんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 合併算定がえで合併して、しばらくは従来の市町村が存在しているかのごとく交付税をいただけるという部分はそういったことでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） だから、それまでに経費削減とかして、余分にかからないように努力すべきための合併算定がえなんではないですかね。私はそう思うんですけど、どうも合併してから10年後より15年度、合併特例措置がなくなったところに、調べると混乱するようです。

合併した自治体の地方交付税は、合併15年後に少なくとも3割程度は減額されるようで、その時期は合併特例債の償還時期のピークに当たり、このころに残されたものがその重荷を背負うことになるでしょうということらしいですが、次の世代の人に頑張ってもらえばよろしいかなと思います。

次に5番目、将来転入が見込まれる人々、弥富市に通勤、通学、通院、買い物をする人々を増加される施設が必要かと思います。弥富市ではどのような施策がありますか。また、その施策の実際の効果、目標を説明ください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 市の人口を増加させるという施策ではございますが、まず第一に、弥富市が安全・安心で住みやすいまちづくりを進めていくことでございます。このことから施策としては、弥富市第1次総合計画に掲げられた弥富市が目指すまちづくりが人口の増加につながるものだと思います。

第1次総合計画では、平成30年度に4万6,000人を目標として掲げております。計画の政策目標第1章から第6章でのそれぞれの施策を進めていくことが重要であり、具体的には子育て支援の充実、高齢者支援の充実、道路交通網の充実などであります。

また、人口データを過去の国勢調査から見ますと、国勢調査人口で平成12年度の国勢調査時では4万2,179人、平成17年度の国勢調査におきましては4万2,575人、平成22年の国勢調査におきましては4万3,272人と増加を続けており、平成22年度の国勢調査の全国平均増減率0.23%を上回る本市は1.64という数値となっております。

今後、長期的には我が国は少子・高齢化、人口減が見込まれ、国、地方自治体にとっても大変な重要な問題であり、避けて通れないものであります。危機感を持ち、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちょっと回答が私のと違うんですが、観点を変えて質問をさせていただきます。

今の弥富市の観光課は、行政、市内の法人、市民の交流事業が主目的であるが、市内商品の販売促進、国外を含めた企業誘致や人材交流等についてはどのように対応しておられますか。

もう一つ、弥富市は名古屋市との行き来に便利な地域として、鉄道駅周辺を中心としてベッドタウンのように住宅開発が進み、人口が大きく伸びました。周りの市町村である蟹江町、桑名市との差別化を図る施策がありますか。

また、近隣の市町村と連携して、名古屋市東部との差別化を図ろうとする施策がありますか、説明ください。

もう一つ、昼間の人口をふやす施策がありますか、御説明ください。

〔「事前通告にないもん、そんなもの」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） J R、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の凍結前の計画と凍結後の考えについて違いがあれば説明ください。蟹江町は、J R駅の橋上化と駅前開発の方向性が示され、周辺のまちづくりが進んでいます。弥富市総合計画でのJ R、名鉄弥富駅の橋上駅と駅前開発の周辺の開発は進まないのはどうしてか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、J R、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の凍結前と凍結後の考え方の違いについて御説明申し上げます。

今までも議会の中でもお話ししておりますように、中期財政計画の長期財政見通しにおいて、諸事業を優先的に進めることにおいて財源不足が見込まれるということで、事業凍結ということで判断をしたところでございますけれども、J R、名鉄弥富駅周辺整備につきましては、凍結前の判断として事業化を進める内容は橋上駅舎化、自由通路と北口広場、南口広場を整備し、鉄道利用者の利便性を改善するという計画で事業推進を進めてまいっております。事業凍結の判断後におきましては、やはり鉄道事業者において、平成32年度までに地域の支援のもと、鉄道駅のバリアフリー化の整備を実施する対象駅となっていることから、鉄道事業者とバリアフリー化の整備を進めるということで、自由通路にかわる安全に鉄道を横断することができるような、人が通れるような人道橋のようなものをつくって利便性を図っていくということが必要になるのではないかと考えて、今年度策定します総合計画の後期基本計画の中に取り込んでいきたいと考えております。

それと、先ほど蟹江町との違いといいますか、蟹江町においては整備が進んでいるがということでございますけれども、まず蟹江町の現状についてちょっと説明申し上げます。

蟹江町におきましては、J Rの北側の地区におきまして、優良な立地条件を整えながら、住宅地の整備といった面から極めて開発がおくれているということで、J Rの蟹江駅の重要な拠点となる北側地区を土地活用の実現に向けまして、平成13年から土地区画整理事業が始まっています。蟹江駅におきましても弥富と同じように南側しか改札がないということから、昨年度からJ R蟹江駅を南北に結ぶ自由通路と橋上駅舎化に向けて事業計画を今蟹江町は進めているところでございます。

弥富市におきましては、やはり国道1号、近鉄名古屋線、J R関西線、名鉄尾西線により分断されているということで、それらのJ R弥富駅、近鉄弥富駅に続く県道が未整備、それと生活道路も狭いということで、防災面からも改善が必要になっているということでございます。

そして、弥富駅周辺におきましては、昭和53年から駅周辺地区で区画整理事業を検討するというので、平成7年に事業化の機運が一番高かった駅中地区、JR線と近鉄線間の区域ですけれども、そこを優先して進めるということで地区の役員会などを開催しながら、事業推進を図ってきておりました。しかし、土地区画整理事業実施に向けた地域、地権者の合意が得られないまま、平成16年に事業の中止ということになっています。これが整備が進まない要因になっていると考えております。

その後、平成18年4月に町村合併により弥富市になりまして、平成21年3月に策定しました総合計画の中に、JR、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の促進ということで、主要な取り組みという位置づけをしまして事業推進を図るということで今までやってきたところですが、やはり事業の凍結ということで判断をしたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 先ほど市長が言われたとおりですが、バスなどの交通結節点である駅前には市の顔になり、市の玄関です。また、ほとんどの市は土地利用場所、すなわち空間を確保してからまちづくりを考えております。

それでは、ほかの市町村のまちづくりの方針、土地利用地区計画などについて少し御紹介させていただきます。

一宮市は、市民の皆さんの交流を促進し、市民活動、文化活動をもとに歴史文化を伝承し、新たな市民文化を創造する交流文化拠点として、都市機能、集客機能を強化するために、中央図書館、中央子育て支援センター、市民活動支援センターなどの多様な機能を兼ね備えた複合ビル7階建て、延べ床面積約2万1,400平米の尾張一宮駅前ビルiビルを完成させました。このビルが起爆剤となり、今まで中心市街地を訪れなかった多くの方を集め、さらに周辺の中心市街地の魅力を高めることで多くの方が回遊し、中心市街地全体が活性化するように整備を推進しております。

一方稲沢市は、昭和60年に国鉄民営化に従う操車場の機能縮小の方針が出され、大規模な遊休地が生じたため、周辺を含めたエリアを稲沢駅開発グリーンスパーク稲沢21として計画をしております。開発地は、旧国鉄の操車場跡地約28ヘクタールを含むJR稲沢駅の東側約63.3ヘクタールで、立地条件を生かした基盤整備が進み、尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業と下津陸田土地区画整理事業において取り組んでいます。

熊本市では、九州各県からの来訪者も多く、飲食や宿泊などさまざまな波及効果が見込める国の熊本地方第1合同庁舎を移転、建てかえを進めております。この新しい合同庁舎は約2,000人が勤務する予定で、熊本駅周辺整備の核施設の一つとして位置づけています。

以上のことから、東北大震災がなければ弥富市の先輩方が成功に導いた平島地区の開発や蟹江町のJR駅前の開発等の成功例から、土地区画整理やまちづくりについて市民との協働

による仕方やプロセスを見習い、近鉄弥富駅西から弥富北中の南側の市街化調整区域を利用し、現庁舎周辺と弥富駅前周辺整備を一体で考え、現庁舎の中心部を広げるよう再配置、再開発に取り組むべきであったと思います。今後に生かしてください。

次の課題に移ります。

多様化した社会問題を包括的解決へと導くためには、21世紀は環境の世紀であると言われています。これは言うまでもなく、地球環境問題の深刻化や地域における生活型の公害問題等を背景に、世界、国、地域のあらゆる主体が環境問題の解決に向けて具体的な行動を起こす時代にしなければ、やがて人類そのものの存立が脅かされるという認識のもとに呼ばれている言葉です。このような中で、地方自治体はその地域に生活する人々に対して、具体的な環境改善に向けてどのような行動を起こすべきかについて、住民との協働作業を通じて示していく必要があります。

最近、環境白書では地域環境力という概念が大きく取り上げられました。地域環境力とは、住民や事業者、行政などの主体が連携し、自分たちの地域にある資源を把握、活用し、望ましい目標を共有しながら取り組んでいくという地域の意識、能力のことを指します。この地域環境力があって初めて地域全体として環境保全の取り組みを効果的に進めていくことが可能となります。

そこで、安倍首相も言っているんですが、今、日本はいずれ世界の国々が直面することとなる少子・高齢化、資源、エネルギー問題に真っ先に取り組まざるを得ない課題先進国の立場に置かれています。これは、世界に先駆けて課題を解決することができれば、新たな成長分野で一躍世界のトップに躍り出るチャンスを前にしているということでもあり、日本再興戦略で説いています。この方針に従って、弥富市でもたくさんのビジネスモデルを構築、ビジネスチャンスの創出のお手伝いができればと思います、質問をさせていただきます。

1. 多様化した社会問題を包括的に解決しておるならば、どの問題とどの問題をどのようにして同時解決、改善していますか、説明ください。

新たな市場の開放、ビジネスモデルの構築、社会改革を目指す社会的企業の誘致、社会企業家の育成と弥富市ではどんな施策を考えていますか、説明ください。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 1番目として、行政運営におきまして、複雑多様化した問題が数多く発生し、その対応に苦慮しているところであります。議員のおっしゃられる包括的解決策として、近年、ソリューションと言われる、あらゆる方面、方向からの課題の洗い出しによる解決手法として注目されております。

このような中、本市においても、複雑多様化した問題解決のために、一担当部門だけではなく、他の部門とも共同で問題解決に当たっていくよう努力しております。今後も、縦割り

行政ではなく、横との連携を深めて課題解決を進めてまいります。

また、多様化する市民ニーズに適切に対処するためには、市民の参画と協働がこれまで以上に重要になるものと考えております。市民と行政の協働のまちづくりの推進を図るため、審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、政策形成過程から市民の参画、協働に努めているところであります。今後もさまざまな行政課題に対処するに当たっては、市民目線での市民とともに問題を解決する姿勢に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、新たなビジネスモデルの件でございますが、近年、福祉や環境、教育などさまざまな社会問題について、民間の収益事業として解決策を提供するソーシャルビジネスというものが、ビジネスの先進国である米国で活動が行われています。我が国においても、若者を中心に社会企業家と呼ばれるその担い手がふえてきています。

本市において、これからは行政だけの力では解決できない課題に取り組む社会企業は必要なものであると考えていますが、このような社会企業の育成、誘致など、支援につきましては、国や他の自治体の動向や施策も注視しながら調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ありがとうございます。

多様化した社会問題を包括的に解決し、公共サービスを効率的に運営するためには、このような社会的企業、社会企業家を育てることが鍵になります。

社会的企業とは、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体のことであり、例えば建設会社ですと、地域密着型ライフサイクルサポートを事業理念にするとか、お客様に企画、設計、施工、メンテナンス、更新という建設のライフサイクルを通じ、まちづくり、地域社会の発展に貢献するとなり、このような形で行政の役割の一部を民間企業に担ってもらい、そのかわりに企業は販路を広げやすくなります。

社会企業家とは、社会変革の担い手として社会の課題を事業により解決する人のことを言います。行政は、このような社会問題を認識し、社会変革を起こすためにベンチャー企業を創造、組織化、経営する社会企業家や社会的企業へ市場の開放や外部委託等による支援をすれば、行政の役割を自動的に肩代わりしていくことができます。

では、社会問題の一つである農業問題についてお聞きします。

人・農地プランでは、農業の6次産業化、農地集約化を進めようとしております。弥富市ではどのような問題があり、どのようにその問題解決、改善に向けた施策を実行していますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） では、お答えさせていただきます。

人・農地プランに位置づけております6次産業化、農地の集約化についてでございますけれども、弥富市におきましては、平成24年度に人・農地プランを作成いたしました。このプランでございますけれども、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、人と農地の問題を解決し、地域に活力ある農業を見出すためのプランでございます。本市が作成したプランの中にも農地の流動化、6次産業化の推進についても位置づけております。

また、このプランの実現のため、さまざまな施策がございます。農地の集約に協力する農地の出し手に対しまして、農地集積協力金、新規就農者への青年就農給付金、新規就農を目指す研修生を受け入れする農業法人等に対する助成金、農地利用集積円滑化事業により面的集積した地域の中心経営体に規模拡大交付金などの支援がございます。

農地の集積が進まないと言われておりますけれども、その理由といたしましては、後継者不足や入り作の問題、納税猶予の適用を受けている、小区画の農地が多いなどといったことが考えられております。このための対策といたしまして、国では狭い農地や耕作放棄地を所有者から借り受けて、農業に参入した企業や経営拡大意欲のある農家に貸し出すといった農地中間管理機構を各都道府県に設置するということが検討されております。これにつきまして、詳細についてはまだ通知されておられませんので、市といたしましては、今後の情報収集に努めたいと考えております。

また、6次産業化についてでございますけれども、先日閣議決定されました政府の新成長戦略で、6次産業の市場規模を現在の1兆円から2020年には10兆円に拡大すると示されたところでございます。

そんな中、弥富市の人・農地プランの中では、現在3軒の農家が位置づけられておりますが、市といたしましては、今後取り組み農家の拡大に向けて、県やJAなど関係機関と協力し、事業の推進に努めたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） わかりました。

4番目、丸紅による木曾岬干拓ソーラー発電事業、総面積78ヘクタール、総事業費約160億円、年間予想発電量5,334万キロワット時、一般家庭約1万4,500世帯分の年間消費電力量、売電単価がもし42円であれば、予想売電料は22億4,028万円なんですが、公表では20億ぐらいだということを言っております。この事業において、弥富市の収入としての借地料、法人税、固定資産税はどのくらいになりますか。また、もし弥富市内でこの事業をし、この発電会社が弥富市内に本社を置いた場合、法人税、固定資産税はどのくらいになりますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 川瀬議員にお答えをいたします。

丸紅による木曾岬干拓ソーラー発電事業において、弥富市の収入といたしましての借地料、法人税、固定資産税はどのくらいになりますかとの御質問でございますが、木曾岬干拓地につきましては、愛知県、三重県と丸紅との間で借地料が発生いたしますが、弥富市との間では発生いたしません。固定資産税のうち土地につきましては、国有資産等所在市町村交付金という交付金で交付されます。交付額につきましては、木曾岬干拓地内の路線価格が決定されておりませんので、確かな金額ではございませんが、鍋田干拓地内の価格を参考に積算いたしますと約1,550万円という金額になります。両県にまたがることから配分が生じますので、面積配分をいたしますと約5分の1と考えれば交付額は約310万円となりますが、これは弥富市が積算をすることではありませぬので、あくまでも仮の数字ということですのでよろしくお願いをいたします。

また、再生可能エネルギー、発電設備の償却資産分につきましては、償却資産により弥富市として配分があれば、地方税法第389条によりまして愛知県から通知がございます。その後、丸紅さんのほうに請求をさせていただくこととなりますが、これも仮に償却資産の価格が160億円といたし、償却年数を20年といたしますと、金額につきましては約1,400万円となります。これは、配分を12分の1ということで考えますと、交付額は約120万円となります。まことに申しわけございません、この数字につきましても、あくまでも仮の金額ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、法人市民税につきましては、御質問のほうは法人税ということでありませぬけど、私どもの税金につきましては法人市民税になりますので、法人市民税につきましては木曾岬干拓地内はいろいろ制約があり、事務所・事業所を設置することはできなかと考えておりまして、現在のところ課税することはありませんので、よろしく御理解をお願いいたします。仮に、弥富市に事務所・事業所を設置することになったとしても、法人市民税の法人税割額につきましては、国の法人税額から法人税割額を積算することになります。

また、従業員数によって均等割額が決まりますので、額につきましては申告があつてからのこととなりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について、農地転用許可制度上の取り扱いについての対応は、24農振第2657号で農地が太陽光発電にできるようになりました。

そこで、弥富市で市街化調整区域3,806ヘクタールで、仮に10%を営農しながらソーラー発電事業を行った場合、土地所有者の借地料、弥富市の法人税、固定資産税はどのくらいになりますか、説明ください。

今、木曾岬干拓のことで私が積算しますと、本当は調べれば県から出てくるとは思うんで

すが、大体160億掛ける0.732掛ける0.014、もし弥富市に木曾岬干拓と同じように発電所ができた場合は、償却の法人税は1億6,000万ぐらい入ってきます。事業用としては、売電が160億に対して20億ぐらいの売り上げがあるものですから、大体利回り13%の事業になります。

そこで、弥富市が市街地調整区域の3,806ヘクタールが10%営農したならと計算すると、固定資産税は780億掛ける0.732、779億掛ける0.732掛ける0.014、7億9,831万円の半分として大体年間3億ぐらい税収が見込めます。

そこで、時間が長くなるといかんものですから、例として国内外でメガソーラー発電所を開発する日本アジアグループは瀬戸内海に面した500ヘクタールの広大な塩田跡地に日本では圧倒的な230メガワットの巨大なメガソーラーが計画されています。総事業費は550億から820億円、金融、プラント、電力、IT、都市開発といった各分野の有力企業が集まり、再生可能エネルギーによる地域の再開発プロジェクトにさまざまな英知を駆使して取り組んでいます。巨額を要するプロジェクトでは、事業の破綻が心配されますが、資金調達は証券化の手法をとり、安全・安全なサステナブルなまちづくりの計画が進められています。さらに環境への配慮から基本計画の中では、太陽光パネルを設置するエリアも限定し、自然環境に恵まれた瀬戸内海に面した場所に建設するため、異例とも言えるほどの環境保全対策を実施しています。

それでは、次世代エネルギー社会システムによるスマートコミュニティについての対応はどのように考えていますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

もう時間がないから簡潔に。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

次世代エネルギー社会システムとしてのスマートコミュニティについてということですが、スマートコミュニティ、エネルギーの供給側と需要側、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげて、地域でエネルギーを有効活用する次世代送配電網と呼ばれるスマートグリッド、次世代の社会システム。これらを基盤とするまちづくりをスマートコミュニティ、環境配慮型の都市であるというふうに考えております。

国では、国内の4つの地域において実証事業を展開し、スマートコミュニティを構成する情報通信技術や蓄電池等の技術の確立、ビジネスベースで回るモデルの確立を目指しております。この4つの地域の中には、この地域であります愛知県豊田市が実証事業を実施しております。経過及び近隣市町村の取り組み等の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 国の政策である日本再興戦略では、農業について農地中間管理機構を整備活用し、農地集約を加速化した上でリース方式による企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。また、官が担ってきた社会資本整備にコンセッション方式等によるPPP、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営すること、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれます。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは公共施工等の設計、維持管理及び運営に民間の資産とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考えです。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員、まとめてください。

○2番（川瀬知之君） わかりました。

このように民間の活力を最大限に引き出すことを目指して新陳代謝とベンチャーの加速、規則・制度改革と産業の解放を断行することでグローバル競争に勝ち続ける製造業の復活、付加価値の高いサービス業の創出を図るとしております。弥富市も積極的にその補助事業を取り入れ、市の経済の活性化につながる事業を構築するようお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いをいたします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、3点ほど通告により質問をしていきたいと思っています。

先ほど川瀬議員、大変高度ないろんな議論の経過がありました。私は全く庶民的かもしれませんが、でもやはり行政というのは市民の税金を預かって、それを市民が安心して安全に、そして危機管理をどうしていくかと、こういうことが行政のあり方だと思っています。

そんな状況の中で、行政運営の一課題でありますけれども、この行政を運営するに当たって、幾つかの組織が市の中に設立、また運営がされています。そんな状況の中で、きのうだったか、那須議員も、どんな形の委員会ですかという質問がありました。私どもは、やはり行政がこの町や村から、さらには市になる場合においては、行政運営のあり方そのものにもいろんな形で変わってきていると思っています。市民のニーズに合った市税、行政がやはり求められる。そのためには、議会なり行政、しっかりと市民に伝えていくということが求められるだろうと思っています。

そんな状況の中で、まずはこの組織のあり方といいますか節度、どういう組織をどんな形で、例えば協議会だとか、推進委員会、運営協議会があります。その形の中で、とりわけこうであるという組織づくりではないかもしれませんが、私は3点ほど市側の考え方があろうかと思っていますが、一度その内容について、御説明を願えたらと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 行政の組織のあり方、委員会等々についての答弁をさせていただきます。

本市には各種の審議会、協議会、運営委員会など、行政における新たな政策課題等の対処に際し、外部の専門的な知識や経験等を活用する、利害関係者の参加による公正かつ適正、妥当な結論を導く、及び市民の参加により広く民意を反映するという機能がございまして、行政の機能を補完するものとして大きな役割を担っていただいております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） いや、私は、今、包括的というか、そのように答弁がありました、行政の顔の見える充て職が一つあるような気がします。

2つ目には、積極的な参加のために公募、そして声なき声の住民、サイレントマジョリティーという考え方、これが組織のあり方だろうと思っています。まあ、私のこれは考え方で

す。

総務課長がおっしゃったように、経験者、あわせて学識経験者、多くの皆さん方の意見を取り入れていくときに、要は市民の皆さん方からの声なき声といいますか、いろんな形で、どうしてこの市の中でこの委員会が運営されているのかという意見もありました。

私は私なりに、少し多くある組織を検討してみました。そうしましたら、これは、きょうまでのことはきょうだというふうに私も理解しています。市民も皆さんもそうだろうというふうに言っていますが、いわゆる最初に申し上げました行政から見た顔の見える人、この人が物すごく数が多い。同じ人たちが幾つかの組織の中選ばれているということが一つあります、これ。やはりもう少しこの辺において、一体どうなのかなあという。

もう1つは、学識経験者という人たち、特に農業関係を見ますと、はっきり言って発言のない人、何々委員会何々委員という、失礼な言い方かもしれませんが、その人たち、学識経験者。

今これだけ、半田農政課長も農業施策の中で幾つかのお話をいただきました。本当に農家の皆さんが、この施策を知っている人がいるでしょうか。

〔「おらん」の声あり〕

○17番（伊藤正信君） 今、声なき声、おらんという話がありました。事実だと私も思っています。ですから、やはりいろんな農業委員会も女性を登用したり、いろんな形でされてい

ます。しかし、組織の運営というのは、組織が議論をしたことを大筋、市民の皆さんに御理解をいただく方法と中身を知っていただくことじゃないですか。議論をすることじゃないんですか。

あるとき私も議長をやらせていただいております、こんなことを言ってなんですけれども、農業の問題で出席をしました。法案が3月に出て、4月から実施だと、翌年の。それを2月になってから、この問題はどうかと言われる。これは一つの批判的なことかもしれませんが、しかしやっぱりいい施策、いいものを実行させていく、していく。お互いに共有、協働をしていこうと思えば、そのことを伝えていく期間が必要じゃないですか。私は、このことを一つは、今、市民の声の中からも重要な課題じゃないのかなあと。

もう1つは、失礼ですけれども、補助金を出している団体で、まさに役員が見えるか見えないような組織がありますよね。これも少し打ち合わせの中、今回、特に原稿を打ち合わせするときに。プライバシーの問題等もあります。しかし、率直に言って補助金を出している以上、行政としてしかるべき措置、しかるべき指導という部分についての判断というものも、市民の声があるということも御理解いただきたい。ということで、私は行政運営において、公正で公平な立場を通して、お互いの議論を市民のものにしていくために、今回この問題はどうかということをお願いしておるんです。

それで、私も経験があります。農業推進協議会の関係でもそうなんですよね。議長は正・副議長の中で正なんですわ。市長も御存じですが、それを審議する前に判断を市長が諮問をして、議長が正・副で判断をし、委員会にかけた。委員会にかけたら、今度はそれが反対になったと。後で反対になった。これ組織じゃないですわ。それは、少なくとも手続上の確認をしながら判断をし、それぞれ議会へかけていくわけですよ。そうすると、委員会等で出たときに何が出てくるか。確かに、地元住民の皆さんの意見等における指導性というものは、あるべき主体性を持った行政の指導と同時に、附帯事項であつたら、あつたように改善を求めていく、そういう組織がお互いが認識できるものじゃないのですか。それがいつの間にかわからなくなっちゃったと。こういうことのあるようなことは、やはり私は改めるべきだと。そういうのは、行政運営のしかるべきことの中で確かなまちづくり、確かな市政をつくっていく。このことを私は思い、市民の皆さん方の意見を少しきつく申し上げますが、この私の考え方について、市側の今後の対応についてお聞かせをください。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

いろんな審議会、あるいは協議会、政策委員会等々があるわけでございますけれども、私どもとしては、その人員構成の中にはいわゆる条例、もしくは要綱、要領という形の中で定められている充て職的などところもございます。そういうような状況の中においては、例えば

何々団体のという形の中で御案内を申し上げるわけですが、決して会長であるとか、あるいは副会長であるとかいうことを具体的にお願いしているわけではございません。

例えばそれが民生・児童委員という形の中においては、多くの役員の方がお見えになるわけですが、その中で御検討いただければいいわけですが、従来は慣習的に会長であるとか、そういった形の方がお越しいただくということですが、

この辺のところにつきまして、一つは徹底さがなかったかなあというふうにも思っております。そういった形の中では、一度またそれぞれのところの団体へ御案内をさせていただきたいなあというふうにも思っているわけですが、

また、行政のほうから顔が見えるということに対して、いいお言葉をいただきました。そういう状況の中で、私どもとしては、私、以前は公募という状況の中で調べましたけれども、ほとんどございませんでした。ほとんどございませんでした。そういった形の中では、ある意味では私が担当させていただいてから、この公募という制度を市民の代表という形の中でお願いをしているわけですが、そのときに、もっと多数の方が御応募いただければというふうには思うわけですが、枠は2名、3名というような状況の中において、ほぼ同数的な応募しかございませんでした。そういった形のものをどう改善していくかということが、一つは課題かなあというふうにも思っております。

また、協働の精神という形で、協働のまちづくりという形の中でお話をさせていただいておるわけですが、そうした形の中で多くの市民の皆様が、それぞれの分野で御活躍をいただいているということが、私たちがまだ把握し切れていないというようなこともございます。そうした形の中において、やはり職員が幅広く自分たちのネットワークを広げて、こういったことにたけている人がたくさんお見えになるということをもっと私たちはいろんなツールで調べながら理解をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そうしたところで、今回いい御意見をいただきまして、我々がさらに改善をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私は声という形で発言をさせていただきました。今、今日までの行政運営においての皆さん方の御協力は御協力として、市政運営については、議会も私自身も理解はしなきゃならないし、しかしやはり発展をしていく市政としての考え方、今、市長が御答弁いただきましたが、その状況の中を今後一層鮮明にさせていただきながら御指導いただきたいことを申し上げて、次の私の課題を伺います。

今後の防災・減災の関係であります。

防災・減災は大きくの議員から質問がありまして、それぞれ内閣府の今回の東海地震、南海地震等の予測問題等ありました。しかし、やはり今まで私どもも弥富市の中で激震地指定

を受けながら、いろんな形でその取り組みは行政として精いっぱいそれぞれ歩いてこられたというふうに理解し、自主防災も50の団体もできてきている状況だとは認識しています。

しかし、私は今回一番肝心なことが一つあるんじゃないかなあという気がしてなりません。今回、失礼けれども、防災のほうからは何も私の質問に対して御質問はなかった。で、改めて私の原稿に対しては、即答がしていただけるのかなあと思っていますことを冒頭申し上げながら、私は申し上げたいと思います。

1つは、やはり行政の立場、国の立場、県、それぞれの立場からの今日までの防災関係、減災関係があったと思います。しかし、私たちが今本当に自主防災の中で防災訓練をするとき、市民の中から、どこへ逃げたらいいのかという声がいまだに聞こえるんですよ。津波があったらどうするの、地震があったらどうするのという。

今まで私たちは、行政の中でもいろんな行政の立場のそれぞれの対応はあった。しかしながら、みずからがみずからの命を守ってほしいと言われたが、みずからの命を守るのには、おぎゃあと生まれた子供から100歳になる人まで、人生経験が幾つかあるわけだ。みずからの命をどう守るのか。

私は、伊勢湾台風の経験をしています。本当に。じゃあ、弥富市の中で、今、伊勢湾台風をこの行政執行者の中に何人あるか。失礼けれども。そのとき私たちが言われたことは、私は覚えています。過去の水難に、30センチ我が家の家を上げれば、一旦水がつくけど、水からは何とかなつたよという話。もう1つは、家の裏の大きな松の木にひっかかったわという話。もう1つは、水が来たときにどうしたかといったら、玄関へ出たら、前の戸が開く開かんうちに押し流された。これは鍋田地域の皆さんの話なんですよ、実際。本当に。そうしたときに、そういう経験などを語り合う場所があったでしょうか。それは、語り部などでいろんな形のお話があります。私も、前に液状化のときにお話し申し上げたことがあります。五之三地域に、いわゆる湧き水のあるところに液状化があると。だから、そこは行かないほうがいいよ、こんなことを申し上げたことがある。

私は、この防災の関係でどう取り組んでいただくかということは、今までの行政のそれぞれの自治防災組織のつくり方と同時に、みずからの命をどう守るかということの中で、今、経験を学校で、地域で、防災訓練のときの中で語り合う、経験者と語り合ってみずからをどう守るかということを進めるべきではないかということを含んで、私自身は今回質問に立ったんです。だから、私が申し上げたいことは、もう方向性の内容は申し上げました。どうしていただけるか、御答弁願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

今回発表されました南海トラフの巨大地震の最終報告では、公助の限界と自助・共助の重

要性が報告されております。

その中で、議員御指摘のとおり、先人の知恵や過去の経験を学ぶことは極めて重要なことであり、避難場所や安全な地形などは大変参考になることと理解しております。

今年度の愛知県の地域防災計画の修正においても、過去の災害教訓を伝承として、県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝授するよう、その重要性について啓発を行うこと記載されております。

今回発表されました地震の想定につきましては、記録に残っていないような強い強烈なものを想定しております。市としましても、十分ではございませんけれども、津波・高潮緊急避難場所の指定など、避難先の確保に努めております。

その中で、前年の話になりますけれども、国のモデル事業ということの中で、6つの字ではございましたけれども、津波に対する避難訓練といったものをさせていただいております。これによって、その地域の方につきましては、どこへ逃げようかといったようなことも考えていただいております。こういった動きを、また今後も広めていくことが必要だと思っております。

また、みずからつくるプログラムという形の中で、これは市のほうで主体的にやっているのではございませんけれども、県の河川課のほうでやっておりますけれども、そういったところで、実際に避難する場合に、水没する等の恐れがある低いところというものを選んで、そこを避けながら、いかにして避難所まで逃げるかといったような地図の作成ということも行われております。

いずれにいたしましても防災・減災につきましては、科学に基づく準備、これは当然でございますけれども、やはり過去の経験と融合しながら進めていくというのは必要なことだと思っております。今後ともそういったことも含めながら、防災対策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 失礼ですけれども、内閣府のそれぞれの指導要綱、それぞれの対応の仕方というのは、新聞などで私ども知っているわけですよ。失礼だが、私が申し上げておるのは、自主防災組織の中で自主防災計画を立てながら地域でやっているわけですよ。月に1回なり2回、あるところは、2カ月に1回として、対応が。そういうところの地域性の中で、市も、課長、申しわけありませんけれども、あなたもお忙しいでしょう。月曜日に休んでもそういう日曜日、土曜日にやるときには出て、中心になって、リーダーになって、そのトークを、やっぱり計画的にどうあるかということを年間つくるべきですよ。今、それが自立と自主と自分で守っていく経験をつくっていくことやろうと思う、失礼やけど。そのことによって、幾つかの生命、財産が守られるんじゃないですか。私たちは、今それぞれの

行政の指導だとか設備、それらについて協議をしてきておるんです。しかも、私が今回一番、特に防災で感じて、皆さんから話を聞いておる。私も悪いですよ、それは。きちっと言わなきゃならんと。私は私の近くでそんなことを言ってなんですけれども、例えば言いました。名鉄電車の線路に綱つけて自分を縛っておれば流れないよと。線路が必ず続いておるんだから。例えばそれは命を守る方法。だけど、家の食料が1日か2日もったって、まず水がいたらだめなんだよね。だけど、北のほうの地域だったら、伊勢湾台風のときは翌日水が来たんですよ、伊勢湾台風のとくに。そうしたら、1食や2食持っておらなくたって、ああいう大きな津波でも北のほうはそれでよかった。じゃあ、なぜかという、近鉄、国鉄があって、1号線があったから水が来なんだ。だけど、鍋田の干拓の人たちは、あつという間に表へ出たら裏におったという。松の木につかまっておった。堤防につかまっておったと。こんな話は、経験した人じゃないと、子供さんたちはわからんでしょう、まず。だから、そういうことを一遍総合的にシナリオをつくって、地域別に。私は、きょう御回答をいただいて、市民と議会も行政も共有ができるのかなあという立場で質問しております。ですから、課長、私の質問、答弁を求めたことについて、きついならきついであれですが、私はそんなような計画を立てながら、今こそ防災に対して、減災に対して対応すべきでないのかと。そして減災、液状化なんかでもそうでしょう。市長も浦安へ、私もお邪魔しました。実際にどういうところが液状化にならないかといえば、基礎のしっかりした学校だとか、保育園だとか、そういうところは液状化があったとしても崩れていないじゃないですか。道路は、液状化によっていくが、1号線、県道、国道は基礎がしっかりしているからなっていない。そうすると、避難道路などについても、地域の人たちが聞くんですよ。この田んぼの中の道路でいいんですかと。そんなことを含みながら、語り合っただけこそ命がある。私は、そのことをきっちりときょうお約束していただきたいなあと思っています。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私は、先月の職員の全体的な朝礼で今の話をしていただきました。もっと職員がそれぞれの自治会のいわゆる自主防災組織の避難訓練等に出ないとだめだということをお話をさせていただきました。何かと忙しいことはよくわかる。しかしながら、それぞれの課のほうで面談表をつくってでもいいから、みんなが体験をしながら、いわゆる自治体と一体となった行政の仕事をしていかなきゃならないということを強く思っているところでございます。

今、多くの自治体の中では、防災訓練で土のうをつくったり、あるいは基本的な訓練の知識を得たりという形の中で、いざというときに職員がリーダーシップを発揮していかなきゃならない、そういう状況のときは絶対ある。そういうことの中において、もっと自治会の中で行われる、自主防災組織の中で行われる、いわゆる避難訓練とか、さまざま防災・減災に

対する、みんなと一緒にやっということを職員のほうから求めていかないとだめだという話をさせていただきました。また、もう一度しっかりとしたフォーメーション等が必要かと思っておりますので、今、伊藤議員のほうからさまざまな所見についてお話を伺いました。体験にまさるものはないだろうというふうにも思っておりますので、今後の課題にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、力強く今後の対応の仕方について御答弁ありました。ひとつ実行のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

3点目に、私は、道路の維持と改善の管理について質問をしたいと思います。

狭隘道路の問題だとか、道路のあり方などについて、いろんな角度から多くの議論が議員の人から出ています。

私は、道路というものの定義について、土木課長さん、一度お伺ひしたいんですが。道路。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず道路の定義でございますが、道路につきましては、一般の皆様方が通っていただけるように安全に管理して、道路管理として十分やっていくものと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 簡単に道路法第1条を解釈すればそうかもしれません。

安心・安全、特に市長も道路については、減災、そして防災、これも大きな課題だというお話をいただいております。

道路法ができて、昭和27年ですか、それ以降からずっと道路法の目的は変わっていないと思っています。しかし、この道路自身が、やはり社会資本の中の大きな役割をしているということなんですよね、大きく言いますと。その中に弥富市が道路として歴史的に大きく変化をしてきている。それは、市の発展と同時に、幹線道路の発展と同時に、いわゆる市道そのものに対する役割も大きな変化をしているんじゃないかなあとと思っています。

それで、私は、時間の都合もありますので、それぞれ二、三点の例を申し上げて、対応の仕方、市道の管理の仕方について質問をしたいと思います。

とりわけてこの155号線バイパスができました。東名阪とのつなぎの道路で、前にも横井議員からも道路拡幅と安全問題が出ていました。私も関心を持っていましたが、その道路について、過日ちょっと眺めておりました。全く大きなトレーラー、牽引車が走っています。そして、道路の標識は傾いています。斜めになっています。使えるかどうか知りません。そうしたときに、住民のある人から話がありました。家が揺るが、何とかありませんかと、

こういう質問がありました。さて、この住民の方に、どう市は管理者としてお答えになるでしょうか。ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） お答えをします。

広域的な幹線道路につきましては、議員おっしゃるとおり、大型トレーラー等が走る。それに準じまして、振動等も生じるというような状況が生じております。皆さんに安心して安全、または快適な生活を過ごしていただくためにも、まずそういうようなところは調査をさせていただきまして、その対応を今後考えていく、そんなようなことで詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、道路の定義からいきますと、例えばこれは道路法にきちっと書いてあるんですよね。そういう道路は通ってはいかんですよ、大型車は。住民の環境を守り、道路を守るために道路法が設定されておるんですよ、道路法というやつは。1条から106条まで。それは知ってみえると思う。課長なんかは六法全書を持っておったんだから。

だからということじゃないんです。今そういう急激な変化をしてきておるんだから、住民の方が、例えば揺れているがどうしていただけますかと言ったら、大きい自動車を通りますから仕方ありませんと、この答弁では成り立たんのですよ、道路管理者は。いいですか。私はそう申し上げておりませんが、その人に。

ということは、道路は車が通るべき道路であるのかどうかは、管理者が確認をすること。改善をすること。道路標識、側溝そのものは道路の一環です。道路法による道路。だとするならば、多くの市町では通行制限をやっているんですよ。時間制限をやっているんですよ。ですから、例えば大型車がどうしても必要な引っ越しがあったり、地域の皆さんが必要があったり、観光バスを入れるときには、警察の許可を得て、その時間帯は通ることができる。そういう細部にわたるところの指導が求められる道路が幾つか今市内にできてきました。それは、幹線道路ができることによって、幹線道路は30トンでも20トン以上でも通れる道路設計になっておるんですよ。農道や市道はそういう形ではない部分があるんですよ。それはそのように道路法に定めがある。ですから、今、土木課長は過日も原稿のときに言われました。今後努力しますと言われた。だけど、本当に今市民の皆さんに伝えていただくことは、行政の道路管理者として地域の問題点をきちっと把握をしながら、例えばそこは大型車が通ってまずいなあと思ったり、例えば流通の企業を誘致されたときには、展開をする県道や国道に対して、道路改善を例えば求めてあげないと、私は過日、はっきり言ってかおるヶ丘の横のサークルKか何か知らんところで、大型のいわゆる牽引車がだあつと信号機のところで回れんから、中を回っていつている。だから、交差点を横切って、中で回ったり何かしたら、交

通事故がふえるんですよ。それから、例えばイオンタウンでもそうですわ。あそこに流通センターが幾つかできました。そうしたら、そこへ入る車は1日何千台かもしれないくらい多いですね、今、見ておると。何千台かもわからん、何百台かもしれない。しかし、その車がいわゆる細い道路をくるくる回り出した。だとするなら、企業に対して、そこはやっぱり遠慮してほしいと。8時までは子供さんが、通学隊が、弥生小学校があるんだから、そういう企業への例えば確認事項だとか、道路管理者としてなすべき安全問題を考慮すべきことが道路管理者じゃないですか。だから、そこが一例です。

もう1つは、あるところで都市開発をしてきた。そうしましたら、側溝、いわゆる下排水を流しておる。都市下水ができない。いわゆる合併浄化槽からの水が流せないようになったら、新しいところの家の人は側溝を上げた。この側溝を上げる権限を与えるのは道路管理者ですか。もとの設計変更などを含みながら道路管理者がなすべきことは一体、そういうことに対して、1人、1軒だけの話じゃないわけですよ、側溝が冠水をしている場合は。だとするなら、地域の生活環境を守るために、道路は生活を支える道路なんでしょう。支える道路が支えられなくなったら、行政として対応はしていただかなきゃいかんわけでしょう。そんなことを含みながら、いわゆる地域におけるところの工事変更などにおける問題の課題は、受けとめ方をしていただけだと思うんですが。

もう1つついでに申し上げておきますけれども、加稲地域であの大きな、いわゆるリフトを使ったような大きなローラーなんか走っていますね。そうすると道路が、例えばそこへ入っていくことによって、舗装が市道としてしてあるから、何遍も剥がれています。そうしますと、それは余り早い機会に道路舗装の補修をしなければならぬのであったら、いわゆる抜本的な道路設計を、大型車の通れるものを考えなきゃならぬのじゃないですか。私が見ていても、補修、補修が余りにも近すぎます。ですから、経費を無駄にしないことと安全に通行させること、そういう車に対しての速度だとか制限、生活の環境を守るために、そういうところは調査をしていただけのことですから、改めて私も申し上げることにして期待をします。もう1点、道路の工事。これも申し上げてきました。道路を土地改良さんがめくって、そのままになっちゃっておる。それで、道路のいわゆる完成検査、例えば指示、この辺の範疇というのはどの程度をいいますか、道路管理者の責任。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

いずれにいたしましても、安心して毎日の生活を送っていただくというのが、住民の皆様にもそういう生活を送っていただくのが私たちの大きな役割だろうというふうに思っております。

多くの区長さん、あるいは区長補助員さんから危険な箇所であるとか、あるいは振動云々

というような問題について、あるいは大型車の通行規制ができないかというようなことについては、その都度、御案内をいただきます。また、そういった箇所につきまして、伊藤議員のほうから具体的なお示しをいただければ、我々としてはそちらのほうへ向かい、時間的な調査をしながら、警察との連携をとっていきたいというふうに思っておりますので、また具体的にお願いをしたいというふうに思っております。

側溝等の冠水につきましては、これは基本的にそういう基礎が変わってきているというか、壊れているというふうに思っておりますので、これは直していかなくちゃならないというふうにも思っております。

それから、剥がれ等の問題につきましては、これも相当な道路の材質と、いわゆる車の台数とのバランスが崩れているというような状況だろうというふうに思っております。

実は、取ってつけたようなことで聞こえるかもしれませんが、私、来月、千葉県浦安へ参ります。松崎市長と復旧後の液状化の道路について、どのような形で直されたのかということについて、松崎市長とその辺のところを勉強してきたいというふうにちょうど思っていたところでございます。

そういった形の中で、防災・減災という状況も踏まえて、私たちは道路ということに対しては考えていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。剥がれるようなところについては、基本的な設計を変えていかなくちゃならない、材質を変えていかなくちゃならないというふうに思っております。それほど頻繁にやっておると、そのほうがかえってコスト高になるというようなことにもなりかねないと思っておりますので、またその辺の箇所につきましても教えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、御答弁をされました。私は、たまたまけさ、いろんな資料を見て、私ごとですけれども、平成12年に議員になったときに、道路問題の質問をしました。そのときにも市長がおっしゃったように、ごめんなさいね、市長。おわびするわけじゃないですけれども、区長を通してという答弁をいただいておりますわ、実際。だけど、道路は区長さんの御理解をいただきながら申請をしていくことなんですけど、生命、財産にかかわる通常の市民の立場からすると、即対応をしなければいけない課題も幾つかありますね。ですから、私は区長だとか地域の役員の方を否定するわけじゃありません。ですから、これは広く市民の皆さんから、道路管理者の役割ということについての受けとめ方だけはしっかりしておいていただかないといけないと思いますよ。どんな変化があるかわかりませんから。雨が降った明るく日でも穴があく場合もある。区長さんの目が届かない場合もありますからね。

私たち議員も、時々私自身もこんなに話をしているのかなあと、区長、区長補助をどうさ

れると思うことがある。だけれども、基本的な考え方だけは一致できるかどうかということですね。突発的に発生することと、いわゆる拡幅・拡大、新設ですね。通常的な行政の予算化をされる場合、応急処置をされる場合、この辺の部分的なことについての答弁、ちょっとしていただけないですか。誰でもということじゃないですが。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

市民の皆様方から御連絡をいただきました軽微な修繕や緊急的な修繕でございますが、これにつきましては、できる限り早く対応をできるように心がけているところでございます。私どもも道路パトロールは毎日やっているところではございますが、なかなか目が行き届かないところも十分ございます。そんなような関係で、市民の皆様、また議員の皆様から御連絡等いただければ、現地のほうを確認して、できるだけ早く対応してまいりたいとは考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私、質問の最後になりますけれども、先ほど申しあげました道路の保守管理、工事関係、やっぱり失礼やけど、土地改良さんに任すような市道ではいけませんので、工事完了、例えば工事を起こすとき、これはやっぱり現地確認をしながら対応してください。そんなことがあったことをきちっと申し上げておきたいと思います。

私どもの地域として、やっぱりその食い違いは、普通、道路法に定めもある、道路法だけの定めじゃない。生活を守っていく市民との市側のいわゆる対応になりますから、間違いがあつてはいかんとしますので、その点はよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、道路、例えば水道管の埋めかえというか、いわゆるその更新事業であるとか、あるいは今さまざま公共下水道事業等々もやっておりまして、もとの配管を埋設しているというような状況がございます。そして、また埋め戻しをするわけでございますけれども、ある一定の期間を置かないと、土そのものが安定してこないというようなことがございます。それぞれの地域でそういうような、ある意味で極力段差がないようにという形で指示をしているわけでございますけれども、一定の期間を置かせていただかないと、その上から張っても、また下がってしまうというような状況がございますので、一定の期間、大変市民の皆様方には御迷惑をかけるというような状況がございますけれども、必ずそれはきちっと整地をしていくということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（伊藤正信君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

初めに、南海トラフ巨大地震、津波災害の備えについて。

初めに、弥富市南部地区防災センター及び市内の避難所に備えてある備品、特に非常用備蓄食品の改善について御質問いたします。

南海トラフの巨大地震について、5月30日に県より公表されました市町村別の被害想定として大変心配な数値が新聞などで発表されました。この数値は、防潮堤で守られ、浸水被害がなかったことを前提としたものとして書かれておりました。この出された数値が限りなくゼロに持っていきたいものです。

弥富市では、稲狐町につくられた南部防災センター、これはこの地方で初めての建物です。そのためにテレビなどで取り上げられました。倉庫兼一時避難場所に保管されている備品、非常食がテレビの画面から映し出されております。その中で一番目立ったのは、乾パンと書かれた段ボールの山積みでございました。

現在、市の避難所に保管されている非常食のリスト表は、乾パン、アルファ米が主になっていますが、今後どのような食品が予定されているのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問に対してお答えいたします。

現在の備蓄品、食糧でございますけれども、これは原則として火気が使えない、火が使えないということを前提に備蓄を選定させていただいております。

現在、議員御指摘のとおり、乾パンとアルファ米、アルファ米につきましても水で戻せるといったことがございますので、その2つのものを引き続き備蓄していくということを考えております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 先月24日から26日で、名古屋の港のほうのポートメッセ名古屋というところで、防災・減災・危機管理展というのが開かれておりました。ここの中のブースでは、非常食の展示コーナーでは、現実には乾パンとかそういうものはだんだんと展示がなくな

ってございます。歯の弱い方や子供さんにも食べやすい缶入りのパンが主になっておりました。お水も10年という本当にロングライフ、長期保存のできるお水、それから野菜不足を補うための野菜ジュースの缶などもございました。

現在、弥富市にもありますホームセンター、スーパーの防災コーナーでは、長期保存ができる結構甘いものとか、そういうものもあります。本当はあってはならない避難生活の中でこそ必要な食品だと思いますが、今後このような備蓄をリストに入れる予定はございませんでしょうか。

今ちょっと私が持ってきておりますので、出してみます。

一応、私が今備蓄しているものをちょっと家から持ってきたんですけれども、こういうようかんですね。それから、これはパンなんですね、やわらかくて、こう入っております。こういうのも保存用で、ミルクキャラメル、こういう子供たちでもいいかなあということで、ビスケット、それからクラッカー。で、昔からあるのは乾パンなんですね。このかたいかたい乾パンなんです。これだったらお水もたくさん飲みますし、これはちょっとこれからも必要かもしれませんけれども、こういうやわらかいパンとか、そういうものもいいんじゃないかと思って、お知らせさせていただきます。

これからはどのようなことが市のほうではあるでしょうか。ちょっと御参考に御答弁願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、議員もお示ししていただきました。こちらにちょっと防災カタログがありますけど、このかなりのページを割いてそういったものが記述されております。

そういったいろんなものが販売されていることは、御指摘のとおりでございます。しかしですがとなってしまうんですけれども、市で保有している備蓄食糧というのは、人口に対して約1食程度ということになっております。何食も提供できるという状況にないのが現状でございます。いろいろな種類のを備えるということも必要かと思っておりますけれども、現段階ではいろんな種類をそろえるというところまではなかなかいかないのかなあというような感想は持っております。

また、非常食の賞味期限は3年から5年という形になっております。入れかえの経費を考えても、大幅にその量をふやすといったことも難しいことかなあと思っております。

歯の悪い方等に、乾パンに比べかなり食べやすいパンを備蓄するというのも一つの検討課題かと思っております。今後また考えさせていただきたいと思っております。

また、今回の国の最終報告でも、やはり自助の必要性というのが大きく取り上げられております。家庭内での備蓄についても、7日分以上の家庭備蓄を呼びかけております。また、

避難所へ避難する場合には、非常持ち出し袋などに必要品を持って避難していただきたいというのがお願いでございます。こういった備蓄等の啓発につきましても、従来から行ってまいっておりますが、今後も一層お願いしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 5月の29日の中日新聞だと思えますけれども、こういうところもございました。

地震対策最終報告で、1週間分の備蓄を必要ということが報道されておりました。以前は3日分あればと言ってきましたが、3日分でもかなりの量です。今回はその2倍以上です。

新聞の記事によりますと、日常食品のレトルト食品や缶詰を利用してはという内容でした。いつもより多目に購入し、食べたらず補充して一定の備蓄を確保する、ローリングストックという方法です。それが8日分あれば24食、保存食を半月に1食ずつ順番に食べれば、1年後には全ての備蓄が入れかわるといふ、そういう内容でした。

こういうような方法もあるということで、市民の皆さんにそういう形でやったらどうでしょうかというか、そうすると期限切れということがなくなると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほどカタログもお見せしたわけでございますけれども、たくさんの備蓄品がございます。ただ、実際にこういったものはかなり割高になるといふのは確かなことでございます。

その中で、先ほど議員のほうも10年間保存の水があるといったお話もありました。ただ、例えば水一つの備蓄の考え方としましても、例えばペットボトルに入れておいて、毎日のお風呂のときに使っていただくとか、洗濯に使っていただくとか、そして毎日入れかえるというようなことをすれば、改めてそういったものを買っていただくかなくても、それはできる場所もあるかと思っております。

それから、先ほどお話があったように、やはりレトルトとかで、そういったものについても、例えば3カ月しかもたないものであっても、それを使っていけば順番にローテーションができるということがありますので、そういったような考え方もとっていただきながら、備蓄に、たしか新聞記事では1人当たり2万1,000円とかという数字が上がったかと思えますけど、それだけのお金を使っているかなくてもやる方法はあるのかなあということは考えていますので、またそういったことも研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 次に、備品のことでちょっとお伺いします。

市の避難所備品リストというものの中で、移動炊飯器が市役所に5つ、それから支所に5つ、10個とあらわされておりました。市内の大多数収容できる避難所には、最低1つこのお鍋があれば、もし冬のときに温かい食べ物を分け合って食べることができるかなあと考えますけれども、こういう移動炊飯器というものの数は、今後ふやすことはないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 炊飯器だけじゃなくて、いわゆるハソリといったものも用意してございます。そういった中でございますけれども、現段階ではふやすという計画は持っておりません。

ただし、自主防災会の中には炊飯器の購入を行っている自主防災会もございます。これはガス等で使うわけでございますけれども、どのような災害を前提に備蓄を考えるかというのも一つの課題と思っておりますけれども、今後御指摘も含めながら、防災資機材の備蓄の見直しを考えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） あと1つ、大切な備品についてお伺いします。

簡易仮設トイレ、これは市役所に101、支所に5という数が、これは平成22年2月1日の資料ですけれども、阪神・淡路大震災、東日本大震災のときもそうですけど、トイレを我慢して体調を崩して、大事に至るといことが多くあったと聞いております。現在、このような製品がかなり改良されてきております。その非常用のトイレ袋、凝固剤、緊急ミニトイレというような備品は、市のほうでは用意されておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在でございますけれども、トイレにつきましては、既設のトイレを利用するというを中心に考えたいなあと考えております。

このようなときに使用できる便袋ですね、これにつきましては、24年度に5,000個でございますけど納入させていただいております。本年度も同数購入する予定になっております。また、今年度ですけど、和式トイレはなかなか使いにくいというお話がございました。それにかぶせるような形で洋式トイレにできるというものも、そういう簡易トイレもございます。これを今年度、50セットほど購入する予定になっております。

やはり、いわゆる臨時的なトイレですと、特に女性の方ですと、そこに行くこと自体にためらいがあるというようなお話も伺っておりますので、できれば現在ある既設のトイレの活用を中心に考えていきたいなあとというふうに思っております。いずれにいたしましても、避難所におけるトイレの問題は、最重要課題の一つかと思っております。今後も備蓄に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） あってはならないことですがけれども、備えあって憂いなしでござい  
ますので、なるべくたくさんいつもそろえていただければと思っております。

それから、避難所の小・中学校、保育所及び夜間無人になっている建物についてのことで  
ございます。

南海トラフ巨大地震がもし弥富に起きて、6強で、87分後には4メートルの津波が来ると  
新聞等で報道されております。この87分ですね。昼間ならば学校も、保育所も、中学校もあ  
いておりますけれども、それに87分という時間が長いか短いかといえば、落ちついて行動す  
れば、かなりのことができる時間じゃないかと思っております。

市内の避難所になっている小・中学校、先ほど言いましたように、昼間ならば、鍵は閉ま  
っていても、そういうときは管理者の先生方があけてくださると思っておりますけれども、これが  
早朝と夜間になった場合のことを考えますと、その場合は、鍵の管理はどういうふうは今現  
在はなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在の被害想定でございますけれども、弥富市  
におきましては、居住地域における津波被害はないという想定になっております。これは見  
直しの可能性が多少ございますけれども、そういった形になっております。

まず地震の場合でございますけれども、屋外避難が基本となっております。浸水の被害が  
ない限り、地震の余震というのを考慮いたしまして、雨のとき、それから夜間と、いろいろ  
難しい問題もあるかもわかりませんが、広場等に避難することが原則というふうにな  
ま考えさせていただきたいと思っております。

また、風水害でございますけれども、これにおいては、事前に職員を派遣することができます。  
職員において施錠を解除するといった形になっております。

したがいまして、議員の御心配のケースといたしましては、巨大地震が発生して、万が一、  
堤防が機能しない場合に、津波が来る場合ということでございます。この場合は、非常に大  
きな地震が来るといったことがまず大前提になるかと思っております。そういったときで、  
津波の被害を考える場合につきましては、建物の一部を破壊して、建物の中に入らざるを得  
ないことも考えられるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 私は、昨年ですけど、大藤学区で避難訓練ではないですけど、どこ  
に避難したらいいかということで、皆さんで相談しましたときに、やっぱり私の地区だつた  
ら弥富中学校が一番近くて、5分で避難ができる。台風のときでもそうですけれども、鍵の  
問題なんですね、今、本当に管理されておりますので。

この鍵の管理なんですけども、この地区に一番近い自治会長さん、要するに区長さん、

区長補助員さんのお力でその鍵の管理はできないものではないかと思っ、ちょっと御相談しながら、御答弁いただけたらと、そういう管理の方法はないでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この問題につきましても、過日、私どもは職員と基本的な話をしながら、一定の方向を見出しておるわけでございますが、区長さん、区長補助員さんに私たちの公の施設に対して鍵を持っていただくということは、これは大変責任感を感じていただくということにもつながるわけでございます。全て職員がやろうという形で決めたところでございます。それぞれの自治会、それぞれの地域において、私どもの公の施設がたくさんあるわけでございますけれども、複数の職員が鍵を持って、そして走る。そして、施錠を解除するというような方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） では、こういうことは職員の方が事前にやっていたかということ、そのように皆さんにお伝えさせていただきます。

では次に、弥富高校の件でちょっと、今までにもこういう御質問は、先輩議員の中からあったと思いますが、また地区の住民の方からもありましたので、再度させていただきます。

今まで弥富高校と言っていましたところが、この4月から校名が変更されました。愛知黎明高等学校ということになりました。市民の皆さんから、どうやって読むんかねえという、そういう声がたくさんありました。何十年となれ親しんできましたこの校名が、いきなり黎明高等学校になったものですから、市のほうにはやっぱり御相談があったかなあと思っ、再度御質問させていただきます。

○議長（佐藤高君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 山口議員の御質問にお答えします。

校名変更につきましては、愛西学園創立50周年記念事業の一環のものでございます。私立高校の問題でございますので、校名決定に際して、市への事前の相談はございませんでした。

公募の結果、高校側の理事会におきまして、学校法人愛西学園愛知黎明高等学校に決められたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 弥富町立鍋田中学校の跡地に高等学校が設立され、弥富の地名そのままの校名が使われ、開校当時はいろいろありましたが、近年は学校運営も、地区の住民の皆さんと交流の行事、積極的に活動されてきました。生徒さんも部活動の中では、高校野球ではすばらしい成績、女子柔道でもすばらしい。陸上競技、駅伝などでは、輝かしい記録を出されて活動されてきました。おまけに市の行事でも、春まつり、健康まつり、我が大藤学区の盆踊りでも一緒に参加して、弥富市にある弥富高校としてなれ親しんできました。

この新しい校名、愛知黎明高校に変更されてからもう3カ月になりますが、この読み方をもっと早く知っていただくためにも、学校法人という私学ですから直接お願いするのは難しいかもしれませんが、やはりいまだこの地域のつながりを思いますと、この名前を知っていただくためには何が一番いいかなあと 생각합니다。

ここの学校はスクールバスが走っております。新しい愛知黎明高等学校という名前を掲げた車もありますけれども、まだまだ弥富高校と書いたバスも走っております。この難しい黎明という字を皆さんにもっと知っていただくためには、この学校に、最初はちょっといなかかもしれませんけれども、平仮名を振って黎明だよということでも、そういう働きかけをしていただいて、皆さんに早く知っていただいて、なれ親しんでいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 愛知黎明高校のお名前でございますけど、議員ただいま御指摘のように、スクールバスに振り仮名をとというお話でございます。

学校側のほうも当初そういうことも検討はされたそうでございます。また、バランス等の問題もございまして、見送られたというふうに聞いております。

それとあと、議員も先ほど御指摘のように、弥富春まつりとか健康まつりで愛知黎明高校さん、旧弥富高校の生徒さんはボランティア等で市の行事にも参加してみえますので、そういったことを積み重ねることが市民の方に周知していただくことになるかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 愛知黎明高等学校がますます発展していただけることを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

男女共同参画基本法が平成11年に施行されてから、さまざまな取り組みがされてきました。そして、10年以上たつわけですが、まだまだ私たちの意識は薄く、先進国でありながら施策意思決定過程の女性参画の政府目標2020年30%に向け改善したものの、依然として低い水準です。男女格差を示す国際的な指標でも、日本は政治分野、経済分野における男女差が大きいため、ジェンダーギャップ指数は135カ国中101位と非常に低い順位です。ジェンダーギャップ指数とは、各国の社会進出における男女の格差を示す指標のことですが、私たち一人一人の意識の改革が必要だと思います。

そこで、第3次男女共同参画基本計画についてお伺いしていきたいと思っております。

毎年6月23日から29日の1週間は、男女共同参画週間になっています。25年度のキャッチ

フレーズとして、「紅一点じゃ足りない」が公募により選ばれました。

第3次男女共同参画基本計画の目指すべき社会として、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力のある社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会とあります。第1次弥富市総合計画第6章、共につくる自立したやとみの中で、施策項目男女共同参画の促進とあります。第3次男女共同参画基本計画の中で、地域における身近な男女共同参画の推進も基本計画されていますが、弥富市では、地域のかなめとなる区長の登用はほとんどが男性です。市として、女性区長の登用について、どのように考えているのか。また、働きかけとして、どのようなことをしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 女性区長さんの登用ということでございますが、現在、行政区長さんは各地域から推薦いただき、委嘱しております。各地域の自治会組織の中で、自治会長などの役員を決めておられるものでございます。市の行政区長に男女の制約はもちろんございません。男女共同参画の観点からも、女性の区長さんでも何ら問題はございません。市といたしましても、区長会の開催の場においても、女性区長さんの登用について働きかけてまいります。御質問の行政区長はもとより、いろいろな活動においても男女共同参画社会の実現として、広く広報、啓発に努めてまいります。

なお、実績といたしましては、平成22年度におきまして、区長さん1名、補助員さんが9名の女性がございました。23年度におきましても、区長さん1名の補助員さん9名、24年度におきましても、区長様が1名で補助員さん9名でございます。平成25年度、現在でございますが、残念ながら、区長さんにつきましてはお見えになりませんが、補助員さんにつきましては8名となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 何年か前まで、私がまだPTAの会員をしていたころは、PTA会長といえば、ほとんどが男性でした。しかし、今の時代は女性の会長さんもいっぱいふえてきています。時代の流れもありますが、そういう固定概念をなくした結果だと思えます。これから女性が活躍できる場が地域から出ることを望みます。

続いてですが、ポジティブアクションの推進についてお伺いします。

ポジティブアクションとは、男女の役割分担意識や昔からのならわしの差が男女労働者の間に生じている場合、この差をなくそうと自主的かつ積極的な取り組みを言いますが、弥富市役所での女性が占める管理職はどのくらいの割合ですか。以前、なかなか管理職になりたがらないとお聞きしたことがあります。何がそうさせているのか、周知していますか。また、その取り組みについて何か考えがありますか、お聞きします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 弥富市役所の女性が占める管理職の割合について答弁をさせていただきます。

本市の女性が占める一般行政職の管理職の割合は2.6%でございます。全職員に対する割合は22.4%でございます。

次に、ポジティブアクションの推進についての答弁をさせていただきます。

女性の躍進は、社会の目指すところでございます。女性職員の活用及び登用については、仕事上、男女に能力の差は認められないことから、女性自身の意識改革と、やる気を引き出し、その力を十分に発揮していただくことが重要であると考えております。基本的には、女性一人一人が自分に合った価値観や志によるものであると考えております。

女性躍進の取り組みについて答弁をさせていただきます。

女性が上を目指す意識を持つことは当然と思える職場環境をつくるのが大切でありますので、まずは女性主査をふやすことが重要と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 女性がなかなか管理職になりたがらないというのは、やはり職業と家庭とのバランスというか、男女共同参画ではワークライフバランスというんですか、これがうまく使われていないと、女性もなかなかなりたがらないのではないかと思います。

女性を初めとするさまざまな人々が参画する機会を確保することは、行政分野においても、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。

内閣府男女共同参画局では男女共同参画の実現に向け、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブアクションを推進しているところでございます。自民党に政権がかわり、安倍総理は戦略成長の中で、日本のこれからの成長は女性の活力が一番だと、そうとも言われております。少子高齢化が進む日本では、女性の活躍が必須であることは言うまでもありません。

男性や子供の男女共同参画についてお伺いします。

これは、第3次基本計画において改めて強調している視点ですが、現在弥富市では、小・中学生に啓発ポスターのコンクールを開催しています。子供たちの男女共同参画社会への理解はできているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 小・中学生のポスターにつきましては、次世代を担う子供たちに男女共同参画意識を持ってもらうことは、とても大切であります。男女が家庭、地域、職場など、あらゆるところでお互いに協力し合って生き生きと暮らすことができる男女共同

参画社会づくりへの理解を深め、その趣旨を幅広い層に知っていただくため、小・中学生にポスターコンクールを実施しておるところでございます。

理解できているのかという御質問ではございますが、ポスターを描くだけでは、理解できるということはなかなか難しいものであると考えておりますが、このような啓発活動をしていくことが、学校社会の中や家族、大きくは社会の中においても男女共同参画社会を浸透させることにおいて重要であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 次世代を担う子供たちが将来を見通した自己形成を図りながら、健やかに育ち、幸せに暮らせることのできる社会を目指す観点から、子供のころからの理解を促進することが大切だと思います。ポスターを描いているだけでは何の意味かもわからない、そういうポスター描きではちょっともったいないかなあとと思います。教育の中にも、この男女共同参画の意味を子供たちに理解してもらおう教育をされたらどうかなあとと思います。

続いて、男性による男女共同参画の推進についてお伺いします。

男女共同参画というと、女性のためのものだと感じるかもしれませんが、これは男性にとっても重要な問題です。例えば育児休暇をとりたくてもとれなかったとか、男だから弱音を吐くべきではないとか、男だから何々という意識が重荷になっているのではないのでしょうか。このような状態から、男性が生きづらさを感じたり、悩みを抱え込んでしまう傾向があります。市として、今後男性による男女共同参画の推進を促進する考えはありますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 男は仕事、女は家庭というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のために、女性がこのような固定的な役割意識によって社会進出を拒まれてきたということはよく言われていますが、議員のおっしゃるとおり、男性も男は仕事、男は強く生きねばならないなど、性別による役割の固定化を受けてきたといえます。

男女共同参画の目指すものは、男性にとっても暮らしやすい社会であります。男性だから、女性だからということではなく、ともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会であります。

市といたしましては、地域、家庭等への男性の参画を重視した広報、啓発活動や男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子供、若者世代に積極的に広報、啓発活動を、内閣府の施策とともに進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、地域子育て支援拠点事業を促進しています。子育て親子の交流の場を提供し、地域の子育て力を高めることを目的に、父親サークルの育成や父親の子育てに関する

グループづくりの促進に取り組んでいます。

弥富市に現在父親サークルはありますか。また、この点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、現在、厚生労働省は子育て支援センターを中心とした地域子育て支援拠点事業を促進しております。また、子ども・子育て新システムの中でも、地域子育て支援拠点の機能強化が図られるものでございます。

そこで、父親サークルについての御質問でございますが、現在、父親だけではありませんけれども、父親を含めたグループはございます。そのようなグループの活動は、男女共同参画の面から、さらに子育ての面から大切な活動であると考えています。

また、本市の子育て支援センターでは、年間5回、お父さんと遊ぼうデイという日を設け、子供が父親と一緒に遊ぶ事業を実施しております。今後はそのような場におきましても、グループづくりを働きかけしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 男性の家庭・地域への参画や、男性にとっても暮らしやすいまちにしていけたらと考えています。

次に、女性教育についてお聞きしたいと思います。

女性教育とは、社会教育のうち、主として成人女性を対象に、その資質や能力の向上を図るとともに、男女平等意識の涵養を図り、女性の地位向上を目指すための教育です。社会教育においては、公民館等において、男女共同参画社会の形成に関する課題を取り上げた講座等が開設されています。

現在愛知県では、女性教育指導者研修会や男女共同参画人材育成セミナーなどがあります。市では、過去何人かの人が受講をしています。どちらも地域活動の担い手として、社会教育活動を企画・実施する上で必要な知識や技術の習得を得るものですが、これは指導者的立場を育成する目的なので、人数も限られているんですね。このため、毎年1人か2人ぐらいしか受講することができません。

私も過去に両方とも受講したんですが、その受講内容がとても身になるというか、女性にとって魅力あるものの内容でした。これはぜひ若いお母さん方にも受けていただきたいと思っているのですが、人数も限られています。

そこで、弥富市として女性教育の場を独自に設けていただければ、もっとたくさんの人に男女共同参画社会や女性の生き方について、正しく理解していただけるのではないかと考えます。これから活躍できるよう、若いお母さん方をターゲットに、こういう募集とか企画を

してみてもいいでしょうか。

女性教育というと、例えばリーダーとか指導者といきなり言うところとちょっと引いてしまうので、女性の勉強会というのか、そういう形で持っていけたらとは思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） まずセミナーの受講につきましては、議員のおっしゃるように、受講者人数に限りがございます。市として受講の場を設けてはということでございますが、本市においてセミナーを開催するに当たりましては、講師の派遣依頼の課題等出てまいります。そこで、過去に先ほどこのセミナーを受講されました方を講師にお願いし、開催する方法なども考えられるんですけども、それも含めまして、今後検討してまいりたいと思います。今後もこれからの活躍、次代に活躍できる若いお母さん方などに広く受講していただけるよう検討してまいります。

○議長（佐藤高君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） なかなかこの女性教育といっても、どうしても年齢層が高い人に行ってもらわなきゃいけないという、もっと若い人をターゲットにということなのか、若い人に行ってもらえるためには、やはりPTAだとか、子ども会とか、若いお母さん、お子さんを持つ方にこういうことを知っていただきたいなあと思う強さがあるわけなんです。

弥富市総合計画の中で、男女共同参画事業としての施策達成度が82.1%とありましたが、これは今ある事業の達成率だと思いますが、平成22年に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、5年ごとに見直していくという中で、基本法施行後10年間の反省で、男女共同参画の推進が不十分だったと言われております。

その原因として、固定的な性別役割分担意識がまだ根強く解消されていない。男女共同参画イコール働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦など、あらゆる立場の人々にとって必要なものであるという意識が広まらなかった。施策方針決定過程における強力なリーダーシップが不足していたために、制度や枠組みの整備が進まなかった。男女のセーフティーネット（安心・安全を提供するための仕組み）や女性のライフコース、これは個人が生まれてから死ぬまでの間にたどる人生の生き筋ですが、それへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても、必ずしも成果につながらなかったと反省事項があるわけですが、弥富市として何か男女共同参画を促進していくために、反省点はありましたか。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 本市においては、平成21年3月に弥富市男女共同参画推進条例、平成22年度に弥富市男女共同参画プランを策定いたしまして、推進しておるところでござ

ございます。

男女共同参画人材育成セミナーへの受講や各種審議会、行政委員会等への女性の登用など、一定の推進効果はあったものと考えております。

反省といたしましては、先ほどの内閣府と同様、女性だから、男性だからという固定的な性別役割分担意識がまだ解消されていないということや、女性中心の支援施策だったという印象があったということでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 総合計画の中に、男女共同参画の促進の内容が1からずうっと、男女共同参画に関する指針の策定や何かでずうっと項目があるわけですが、82.1%という評価ということで、ほぼできているのではないかというふうに感じるんですが、ここで第3次共同参画の視点から見ても、ここにはない項目ですよ。子供、そして男性への男女共同参画などがここに加わってくると思いますので、またそれを見ていきたいと思っております。

最後に、今後第3次男女共同参画基本計画を主として、どのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 第3次男女共同参画基本計画は、先ほどの基本法施行後の10年間の反省を踏まえた内容となっております。また、計画の中には新設分野といたしまして、男性、子供にとっての男女共同参画や、地域、防災、環境、その他の分野における男女共同参画の推進など、新たな分野における推進が施策として掲げられております。

本市におきましても、既存の施策とともに、この第3次男女共同参画基本計画をもとに推進を行ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この弥富市が、男女共同参画社会がほかの市町よりも進んでいると言われるよう、行政も、そして私たちも含めてですが、そんな弥富市につくっていききたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。大きくは3点。

まず初めに、弥富市におけますICTの取り組みについてお伺いをしてまいります。

国におきまして策定をされましたi-Japan戦略2015で見据えました2015年まで、残すところあと2年となりました。新技術の発展やさまざまなジャンルへの普及により、デジタル技術は空気や水のように社会に介在するものへと近づきつつあります。

昨年の東日本大震災では、情報ネットワーク網が被災地でも唯一生き残った社会インフラとして、くしくもその有要性が証明をされました。

また、社会保障と税の一体改革におきまして、個人及び法人の確認を行うための基盤として、マイナンバー制度が5月の24日、参院で可決され、制度として成立をいたしました。

今や地方公共団体にとりまして地方自治の情報化は、効率、便利、安心なコミュニティー形成における必須項目として明確に認知をされております。

そうした中で、国内のパソコンの3分の1に搭載をされているマイクロソフト社の基本ソフトOS、ウインドウズXPのサポート期限が来年の4月の8日に切れることとなります。これ以降にセキュリティーの穴が見つかった場合には、修正ソフトが提供をされず、情報漏れなどの危険性が高まることとなります。

弥富市におきましても、ウインドウズXPの対策はどのようになっているのか、伺ってまいりたいと思います。

また、東日本大震災は、インターネットやそれを活用したSNSを日常的に活用しているネット社会が広く普及した時代に起こった大規模災害でありました。その意味では、不幸な災害の中でもさまざまな形でICTが活躍したのではと考えます。それらは貴重な経験、ノウハウでもあります。同時に、その際、ICTを活用可能とした要因やさらなる活用のために必要と考えられる追加的課題を整理することは、今後起こるかもしれない災害の発生時、これまで以上にICTを活用可能とするために、極めて重要な意義があると考えます。そして、今後に向けてどのような備えが必要であるかを明確化することが大切です。

さらに、国民一人一人に番号を割り当て、納税や年金の情報を一元化するマイナンバー制度が、税金の徴収や手続業務の効率化が期待をされる一方、情報漏えいや新たな犯罪の発生、個人のプライバシー保護などの問題も懸念をされます。便利になる反面、その導入維持費に巨額の費用が必要とも言われております。また、これらが地方自治体の既存のシステムにどのような影響があるのかも考えなければなりません。

以上のことから、3点にわたりお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、ウインドウズXPのサポート期限が終了を迎えますが、財政の厳しい中、OSの更新に費用がかさむことから頭を抱えている自治体も多いようであります。ちなみに、ビスタ

は2017年4月の11日、セブンは2020年1月の14日、エイトは2023年1月10日と、それぞれサポートの期限が示されております。弥富市としての現状と対策についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まず、議員の質問についてお答えさせていただきます。

本市では、4月17日にウインドウズXPなどのサポートが、平成26年4月9日をもってサポートが終了する旨を市役所の職員に通知をいたしました。平成22年度以降に導入したり、今年度に更新を予定しておりますパソコンについては、ウインドウズ7等に切りかえる予定でございます。

現在、財政課で導入しておりますパソコンは、全部で316台でございます。このうち37台については、リース期間が平成26年9月30日まででございます。ですので、このままでは業務に影響が出ると考えます。

対応としましては、ソフトの入れかえや更新時期の変更などを検討中でございますが、いずれにせよ、今年度中には対応をしないといけないと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そうしたら、ちょっと二、三、御質問をしたいんですけども、まずその費用ですね、どのぐらいかかるのかということと、市が保有していますパソコンが全てリースなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 今の御質問ですが、ソフトの入れかえと更新、2つの方法がまずとられることが予想されますが、更新については200万から250万、ソフトの更新時期につきましては、この時期をいつにするかによって違いますが、百二、三十万の経費がかかるかと思えます。

あとそれと、パソコンの関係でございますが、財政課で管理しておるのは、先ほど申し上げました316台、リースでございます。ただ、ほかの事業課では購入の形もございますし、今年度、学校等では300ほどはリースでというのもございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それともう1つお伺いしたいんですけども、弥富市のパソコンのOSは、全てウインドウズですか。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 先ほども申し上げましたとおり、平成22年度に導入しておりますとか、今年度導入する予定のものはウインドウズ7をもう導入しておるものもございまして、したがって、XPで残るのが37台になります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） というのも、316台全部マイクロソフト社のウインドウズを使って  
いらっしゃるということではないんですよね。

それと1つお聞きしたいんですけど、石田財政課長、リナックスというのは御存じですか。

○議長（佐藤高清君） 財政課長。

○10番（堀岡敏喜君） 知らなかったら知らないで結構です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何を言いたいかといいますと、今リースとおっしゃったので、どの  
ぐらいかかるのかというのは通告していませんので、お答えできなかつたらいかんのでお聞  
きはしませんけれども、今パソコンってリースのほうが高くついたりも逆にいたします。

今リナックスというお話をさせていただいたんですけど、これは知っている方はよく御存  
じだと思っておりますけど、ウインドウズであるとか、またマックであるとか、パソコン自身を  
動かすいわゆるオペレーションシステム、OSですよ。無償なんですよ、ただ。XPとか  
ね、ウインドウズなんかを普通に買うと、15万から20万円、1つかかってしまうんですけど、  
リナックスはいわゆるOSS、オープンソース、ただです。そういうことがありまして、も  
う15年ほど前から、調べますといろんな自治体や官公庁とか、また先ほどお話されました小  
学校でパソコンの授業をされる時とか、いわゆる更新に費用がかかるものですから。

このリナックスというのがすばらしいのが、古いパソコン、要はOSとパソコンというの  
は別物なんですよ。OSがあかんようになったら、普通の人はもうあかんと思って捨てて  
しまったり、買いかえたりするんですけどもったいない話で、実はそのソフト自体が使えな  
くなるだけで、機械自体は残るわけですよ。リナックスを入れていると通常に使えると。  
どっちみち自治体の業務としましては、オフィスを使われる、またメール、集計等で使われ  
ることが多いと思うんですけども、そういう業務でしたらこのリナックスで十分対応でき  
るということで、入れられている自治体も多いと思います。

このことについて、入れるか入れられへんかということに対して答弁を求めはしませんけ  
れども、今200万から250万、この37台においてそのぐらいかかるということですし、今エイ  
トでなくてセブンを入れるということですので、さっきも言いました2020年にはまた更新時  
期を迎える。そのときまたお金がかかっちゃう。そういうことがありますので、今やもうパ  
ソコンを二、三台潰した人ですと、ほとんどその新しいソフトを買うのが物すごいもったい  
なくて、何とかもうちょっと安く機能的に使えないかということで研究をし始めます。そう  
いうことができる人をぜひ市庁には1人人材として確保をしていただいて、社会インフラも  
そうなんですけど、道や道路とか修繕するのに、長寿命化をするのに部分的に修繕をしていくと  
いうこともあります。パソコンなんかもいわゆる電源であるとか、CPUであるとか、いろ  
んな部品で分かれているわけですよ。それを更新していくことで長寿命化、言うても50年は

無理ですけど、5年、10年、15年と機械としては使える。そういうことをやっていくと、本当に200万、300万、この財政が今厳しい状況で、浮かすことができるんじゃないか。そういうことで、ぜひぜひちょっとリナックスも含めて、今後検証していただきたい、そのように思います。

次の質問に移ります。

住民データを守るための対策として、遠隔の自治体などと住民データの相互バックアップを行うケースがふえております。また、業務システムが停止した場合の対策として、災害時に自治体間でシステムを相互利用するための協定を結ぶケースもあります。弥富市においては、千葉県の浦安市と災害協定を結んでおります。

この協定は、住民データをそのまま形式で利用できるよう同一ベンダー、いわゆるメーカーさんですけど、システムを採用している自治体と締結をしたり、業務の流れが類似をしている人口規模の近い自治体と締結するのが一般的であります。

さらに、災害時の事業継続を考慮して、自治体クラウドを選択する自治体もふえております。庁舎が被災をした場合でも、堅牢なデータセンターに住民データや業務システムがあれば、ネットワークを介して業務を継続できるからであります。具体的には、遠隔の友好都市と災害時に相互支援を行う協定を締結し、住民基本台帳、健康保険、税務関係などの相互バックアップなどを行っている例があります。

両自治体は遠く離れているため、大規模な自然災害発生時でも同時に被災する可能性が低いと考えられます。例を申しますと、東京都の杉並区と神奈川県藤沢市は、災害時における相互支援協定を締結し、災害時に業務システムを相互利用する体制を構築しております。人口がそれぞれ約55万人と約42万と規模が近いこと、利用している業務システムの構成が類似をしていることから協定に至っております。

しかし、災害に備えて他の自治体と連携を計画する際、使用している業務システムが異なるため、連携が難しいというケースもまたあります。北海道では次世代電子行政共通基盤を構築し、これを道内の自治体が共有できるよう整備を進めております。これを北海道自治体クラウドというそうです。この中には、データバックアップ対応の標準化や業務標準化も含まれているそうであります。

弥富市におきまして、災害時における行政システムの事業継続のために、どのような対策がされているのか、お伺いをしたいと思います。これはICTに関する事業継続ですので、後にはハードのほうも質問しますので、ICTに関してお答えをいただきます。

○議長（佐藤高君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 災害時における行政システムの対策の一環として、平成23年11月28日から、住民基本台帳、税を初めとする基幹業務につきまして、議員がおっしゃるとおり、

クラウド方式を導入し、常にバックアップをしております。

基幹業務以外の電算システムについては、戸籍のサーバーは、本年度9月中に戸籍副本データ管理システムを導入し、10月より国が管理する戸籍副本管理センターでバックアップをいたします。

また、住基ネット、LGWAN等業務によっては、データセンターの環境面の理由により、クラウドサービスを行わないものがあります。

したがいまして、今後クラウドサービスができるものはクラウドサービスを導入して、対策の一環としたいと考えております。

また、新庁舎整備計画では、津波・浸水被害対策として5階にサーバー室を計画し、対応したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今の住基基幹以外はそのクラウドということでお聞きをしたんですけど、住基関係はどうされるんですか。それは、先ほど伊藤正信議員の質問で市長が答えいらっしゃったんですけど、千葉の浦安市の協定というのは、そういう協定は結ばれていないわけですか。例えば今の住民システムの情報を浦安市にバックアップをしていただくとか、そういうものではないんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

総合的な防災協定ではございますけれども、私たちとしては、まだその辺のソフトの面については交渉いたしておりませんので、今後必要ならば確認をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いろんな災害が予想されるわけですけども、どんなことが起こっても、これだけは絶対失ってはならない一つの情報でございますので、今考えられる範囲、考えてでき得る限りのことはしていただきたいなあと思います。

時間がないので、次に移らせていただきます。

続いて質問いたします。

社会保障給付や納税に関する情報を一元的に把握をするため、全国民に番号を割り当てるマイナンバー制度の関連法が5月の24日成立をいたしました。新制度は、2016年1月に運用を開始いたします。

番号の用途は、当面年金、介護といった社会保障や税、災害対策などの公的分野に限られます。制度導入により、市町村や税務署、日本年金機構などに分散管理をされている情報を、1つの番号で集約できるようになります。徴税や社会保障給付の事務が効率化をされて行政

コストの削減につながるほか、自力で出歩くことが難しい要介護者などの名簿を作成しておけば、災害時の避難支援にも生かされます。

国民に対して2015年10月に番号が通知をされ、希望者には市町村が顔写真入りの個人番号カードを交付いたします。年金受給申請といった行政手続の際にカードを提示すれば、住民票などが不要になります。

2017年には、インターネット上で自己情報や行政からの通知を国民一人一人が確認、閲覧ができるマイポータルが開設をされます。結構見落としがちで、自分がどんな制度を受けられるのかということが、これによって自分で確認できるというようなマイポータルが開設をされます。便利になる反面、これを利用した新たな犯罪も懸念をされます。未然にどのように周知を進め、犯罪に対処していくか、考えなければなりません。制度の導入に際し、既存のシステムにより改修費用や維持費用の概算を立てておく必要があります。

御質問ですが、マイナンバー制度により、弥富市の行政システムにどのような影響があるのか、またその導入維持費に関する費用はどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） お答えさせていただきます。

平成25年5月24日に、国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や税に関する情報を一元管理する制度として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が可決、成立し、5月31日に交付されたものでございます。

弥富市の行政システムにはどのような影響があるかとの御質問ですが、マイナンバー関連のシステムと私どものシステムとのインターフェース部分の改修については、必ず必要になると考えております。

国の導入コストについては、システム構築費などの初期費用に2,700億円と、運用開始後の維持費などで年間300億円程度かかる見通しとの報道がされております。このような状況で、本市における導入維持に要する費用については、情報がまだ国から通知がございません。情報収集に努めたいと考えております。

今回のマイナンバー制度における経費については、国において全額財源措置を講じていただくよう、市長会などを通じて要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 費用もさることながら、そのシステムを動かしていくに当たっては、もうこれは25年度中ですよ。本年度中にはそのシステムの改修をしないと、実際に税関係で使うとなると間に合わない状況もあります。それに関してのその費用というのは、今年度では国からの予算で多分出ないのかな、そういう状況だと思います。

ただ、厚労省では一応その概算として、10万人以下の市町村ですと、ちょっと幅があるんですけども500万から2,000万円ほどかかると。で、今、石田課長がおっしゃったように、経費としては国の予算として来年度に計上されるようなことが、きのう調べたらありましたので、かかると思います。

ただ、システムとしての準備に関しては、本年度に市としては考えなきゃならないのかなあなんてことがあって、ぜひ気おくれのないように、また大事なことは、市民の皆さんがこの制度をしっかりと理解していただいて、通知をしないと、せっかく便利になると言っているのにわからんとかなくなってしまつて、便利も何もなくなってしまつて、逆に混乱を招くことになりますので、システムの改修には時間がございませんですけど、周知に関しては、もちろん国もされると思いますけど、弥富市として広報とか、またあらゆる場所で周知の徹底と、また考えられる、いわゆる犯罪なんていうのは先にやっぱり考えて、告知をしていく必要があるんじゃないかなあと思います。その辺、ぜひしっかりと取り組んでいただくよう、また今後も質問させていただくことになると思いますけど、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

次の質問、防災及び災害対策基本法改正案、改正案と言いましたけど、きのう実は可決をしまして、施行されることになります。弥富市の取り組みについてお伺いをしてまいりたいと思います。

3月の13日早朝、緊急地震速報が流れました。兵庫県淡路島を中心に近畿から四国まで、大きく揺れました。弥富市内にも緊急の同報無線が流れ、南海トラフ地震かと思わせました。天災は忘れたころにやってくると言いますが、最近は忘れるいとまありません。日本列島は地震活動期に入り、災害のリスクが高まりつつあるのは間違いないということであると思います。備えあれば憂いなしとも言いますが、これも言葉と現実は違います。実際には、備えあれど憂いありということになるのかもしれませんが。一番よくないのは、憂いはあるけど備えなしであります。

昨年8月、南海トラフ大地震で最大32万人が死亡をすると内閣府の作業部会が発表をいたしました。それに続いて内閣府は、ことし3月の18日、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合の経済被害の推計を公表いたしました。住宅やオフィスビルなど、建物の倒壊や企業の生産活動低下により、被害額は最大220兆円に達します。今までの答弁からも出てきております。このうち、2003年までにまとめた被害推計はマグニチュード8.7で、81兆円でありましたが、東日本大震災を教訓に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震を想定したものであり、1000年に1度、あるいはそれよりもっと低い頻度で発生する地震であります。被害額の大きさに戸惑っているだけではなにもなりません。衝撃的な被害想定ではありますが、その数字にとらわれず、できることから着実に備えを進めていく

べきだと思います。重要なのは、被害を少しでも減らすために、国や自治体、企業、そして私たち一人一人ができる限りの対策を一つ一つ積み重ねていくことが大切なのではないかと思ひます。

内閣府によりますと、建物の耐震化を100%にまで向上させるなどの対策を講じれば、倒壊死者数は8割以上も減らすことができ、施設関連の被害額もほぼ半減できます。さらに、津波からの避難を迅速化することで、津波による死者を大幅に減らすことも可能であります。多くの人が助かれば、企業の生産、サービス低下による被害額は、約45兆円から約32兆円へと3割程度軽減できると試算をされております。

やるべきことは既に見えております。自治体は、建物、インフラの耐震化や老朽化対策などを着実に進めるとともに、津波避難ビルの整備などを急がなければなりません。企業は、備蓄物資の確保などに加え、サプライチェーンの物流拠点の複数化、事業継続計画、いわゆるBCPの策定をスピードアップさせるべきであります。地域社会や家庭も防災グッズの準備や家具の耐震対策、防災訓練、避難場所や避難ルートの確認など、日ごろから意識をして備えを進めておかなければなりません。

4月の12日、東日本大震災から得た教訓を生かし、災害対策を強化する災害対策基本法改正案が閣議決定をされました。で、きのう可決をされました。改正案のポイントの一つは、災害が発生をし、自治体の業務遂行が困難になった場合、自治体にかわって被災者の救助活動や道路の障害物除去などの応急措置を、国が代行する仕組みを創設することあります。東日本大震災では庁舎が津波に流され、職員の多くが犠牲になった自治体もあり、自治体が被災したため、義援金の多くが被災者のもとに迅速に届かなかつたなど、こうした緊急事態への即応力の強化を目指してあります。

2つ目は、災害弱者、いわゆる災害時要援護者対策の強化であります。有病者や高齢者、障害のある方など、避難支援が必要な人の名簿作成を市町村に義務づけられました。本人の同意を得た上で、消防など関係機関にあらかじめ提供するとともに、災害発生時には、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしてあります。災害では、自力で避難できない要援護者が犠牲になる割合が高いのは言うまでもありません。近年の大規模災害における死者、行方不明者のうち、60歳以上の占める割合は6割以上と高くなっており、災害時の高齢者支援の充実強化は急務であることは明白であります。国は自治体に対し、平時から要援護者の状況を把握して、個別の支援計画を策定するように求めてきました。しかし、個人情報の保護の観点から、名簿作成をためらう自治体もあるのが現状で、国の明確な指針を求める声を踏まえた対策でもあります。ただ、個人情報を知り得た人に対しては、秘密保持の義務もあわせて求めてあります。個人情報を目的外に漏らす行為が許されないことは、指摘するまでもありません。厳格な運用を行わなければならないと思ひます。

また、避難所における生活環境の整備を明記したことも重要です。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供に努めるとしております。

東日本大震災では、昨年3月の31日時点での震災関連死の約9割が66歳以上でありました。死亡原因としましては、避難生活の肉体・精神的疲労が多いと指摘をされております。避難所生活が長引くと、高齢者や障害のある方はもちろん、若くて健康な人でもつらいものであります。東日本大震災の教訓を生かし、こうした点を早急に改善をしてくよう、法案で定めております。

3つ目は、災害による住宅などの被害状況を示す罹災証明書を自治体が速やかに発行すると明記した点であります。罹災証明書は、住宅が全壊や大規模半壊など、著しい被害を受けた世帯に支給をされる被災者再建支援金を受け取る際に必要となります。しかし、東日本大震災の被災自治体では、罹災証明を発行する職員が不足をしたため、手続がスムーズに進まず、被災者の生活再建がおくれました。そのため、専門的な知識を持つ職員の育成も提示をしております。

大規模災害はいつ起こるか予測は難しく、今後、首都直下型地震や南海トラフを震源とする巨大地震などの発生も懸念をされております。平時からの防災対策の強化は、待ったなしの緊急課題であります。東日本大震災から2年が経過をし、この2年間の取り組みを総括しながら、以下、弥富市の防災・減災対策について伺ってまいります。

1つ目の質問は、市内の防災組織の現状であります。昨日の小坂井議員の質問への市からの答弁で、72自治会中52の防災組織でよかったですね。

〔「50」の声あり〕

○10番（堀岡敏喜君） 50ですか。済みません、50ですね。50の防災組織が立ち上がっているということですので、2つ目の質問に移ります。

昨年の6月議会でも質問をいたしました。市内の木造住宅の耐震改修についてであります。

弥富市内に必要性のある住宅が4,000戸以上ありながら、診断を受け、耐震化を行った住宅は、平成15年から23年の統計で、わずか17件ということでありました。24年の6月時点で6件の実績があったとのことで、それ以降はちょっと足しておりませんが、その時点での合計をしますと23件であります。

市側の答弁では、防災・減災につなげるため、周知の徹底をするということでありました。学区別の防災訓練の場にも職員の方が出向かれ、啓発活動を行っていただきました。その後、どこまで進み、これからどのように促進をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

住宅の耐震化ということでございます。今の段階で申し上げられる数字でございませけれども、まず比較ということで、平成19年1月現在と平成24年の1月現在ということで、ちょっと比較して御説明申し上げたいと思います。

居住世帯のある住宅総数につきましては、平成19年が1万908戸、平成24年が1万1,194戸。これにつきましては、固定資産の課税台帳から戸数のほうを拾っております。このうち耐震性があると判断されるものは、平成19年が6,984戸、平成24年が7,647戸で663戸の増。住宅の耐震化率は、平成19年が約64%、平成24年が約68%で約4%増ということで推計されます。この中で木造住宅に限って見ますと、耐震化率は、平成19年が5,005戸で約57%、平成24年が5,498戸、約61%で、493戸、約4%の増となっております。

参考としまして、議員おっしゃられましたけれども、平成19年から平成24年の間の市の補助事業であります木造住宅の耐震診断は123戸で、そのうち耐震改修は10戸の実績ということになっております。木造以外、非木造の住宅耐震化率につきましては、平成19年が1,979戸で約94%、平成24年が2,149戸、約96%で、170戸、約2%増となっておりますけれども、やはり構造によって大きな差があるということがこれでわかるかなあとということでございます。

今後につきましては、住宅建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず住宅建築物の所有者等が地域防災対策をみずからの問題、地域の問題として意識して取り組んでいただくことが不可欠だと考えております。自主防災組織等と連携しまして、耐震化促進の普及・啓発活動を今までどおり実施するとともに、住宅の全壊防止対策としまして、簡易な耐震改修、今の評定ですけれども、そういうものについて簡易的に耐震改修をするような制度等も考えていきたいということもありますし、やはり住宅所有者等の費用負担ということも軽減が図れるような改修方法、工法等についても周知していきたいと考えております。そういったものを含めまして、耐震化率のアップを図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっとお聞きをしたいんですけど、耐震診断というのは市は無料ですよね、今。ただ、その耐震改修計画というのは有料になるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今、耐震改修に伴って計画ということになりますと、専門家の設計士等を利用してつくっていただくわけですけれども、そういったものにつきましても補助をして、使っていただいて、改修計画ということをやれる、今はなっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ということは、改修計画はしたけど、お金かかるからやめておくと

いう場合というのは、有料になっちゃうということですよ。

○都市計画課長（竹川 彰君） そうですね。

○10番（堀岡敏喜君） 今、無料の耐震診断を、こういうデータがあるんですけど、無料の耐震診断を受けた人のうち、有料の、要は補強計画、先ほどの耐震改修に進む人は約半数だと。進まないんですね。その一方で、この補強計画の策定まで進んだ人の約8割は、実際に補強工事を行っているみたいです。補強計画の無料化が耐震化を促進する鍵になっているのではないかと。実際に耐震診断、危ないですよとか、いいですよとかいう話よりも、実際にどうしたらこのぐらにかかるとかいった計画まで進まなければならないんですけど、今の市の状況では、計画をして、実際に移らないとその計画費というのは助成をされないわけですよ。それがセットになっておるものですから、なかなか進まないんじゃないかという指摘もございます。

静岡県では、高齢者世帯の補強計画の策定費用に関しては無料化をしています。特に一番向こうは厳しいですからね。

あと肝心なことは、弥富市でもいろんなお話をお聞きしておりますと、家を守ろうとするんですよ、耐震改修でも。そうじゃなくて、この耐震改修というのは、前の6月議会でも言いましたが、命を守るための耐震改修ですので、家全体を耐震するなんていうことははっきり言って無駄なんですよ。そういったことを無料診断のときにでも受けられた方にはしっかりお伝えをしていただいて、例えば大きなおうちに高齢者の方がお一人で住んでいらっしゃる。もう大きな家で10個ぐらい部屋があるけれども、使っているのは台所と居間ぐらいしか使ってないというようなことやったら、そこだけでいいわけですよ。たまに正月に孫とかみんなが帰ってくるようやったらそれは仕方ないにしても、ふだんの生活の中で、その耐震のときに命を守るということでは、そういう無駄のない耐震にすると、もっと費用というのは抑えられることもできますし、予算がありますから、もっと多くの世帯の方に市の一つの助成の制度というのを受けていただけるんじゃないか。そういうことをまたしっかり周知をしていただいて、1世帯でも多くの方に利用していただく制度にしていきたいと、そのように思います。

次に進みます。3つ目の質問に移ります。

市は現在、市内の3階建て以上の建物に住居人、または企業の協力を得ながら、津波・高潮対策として、緊急時一時避難所の指定を案内看板の設置とともに進めておりますが、一時避難所の確保はどこまで進み、また想定される避難者の充足は可能なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高次君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

津波・高潮緊急避難場所の指定でございますけれども、現在40カ所を指定させていただいております。面積としましては約4万3,000平米。この基準といたしまして、1人当たり2平米という換算になっておりますので、2万1,500名という形になります。

また、緊急時におきましては、例えば津波の避難タワーみたいなものがございます。こういったものと、1平米以下でも計算する場合があります。コンマ67とかという計算がございまして、仮に緊急時に1人1平米の換算となりますと、4万3,000人程度ということになります。それでも全員を収容する状態ではないというのが現状でございます。

今後、新庁舎、白鳥保育所の建設、また屋上への避難階段等の設置も計画されております。また民間企業の施設の活用も進めてまいらなければなりません。これにつきましては、市でお願いできなかった場所が、地元の自治会との話し合いによって、地域の避難場所になっているケースも実際ございます。今後、地元自治会と協力してこのような施策が完了すれば、1人1平米換算であります。全員が避難するということも可能になってまいります。

ただし、やはり地域によって避難する場所のばらつきというのは当然でございます。地区によっては避難場所が全てできた場合につきましても、不足する場合も考えられるということでございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 4万3,000といいますと、ほぼもうちょっとで人口をカバーできます。自宅で待機される方もいらっしゃることを考えれば、大分と埋まってきたのかなあなんてことも思うんですけれども、要は今、課長もおっしゃった、誰がどこに逃げるのかみたいなところがやっぱり明確になっていないと、特に、多分一時避難となると、もう既に水がつかっているような状態で遠くに逃げられないと。一部分にやっぱり固まってしまうようなこともやっぱり想定されるわけで、なるだけカバーできるような状況、それとあとの質問にもなりますけど、早目の避難というのが大切になってくるんじゃないかなあ。

地震云々と言っていますけど、弥富市においては、毎年台風と集中豪雨なんていうことを考えれば、この一時避難所の確保というのは非常に重要だと思いますし、進めていかなきゃならない。また、住民もしっかりそれを認知していないとだめですね。その辺の周知の徹底もまたお願いをいたします。

4つ目の質問に移ります。

平成21年の9月議会、また昨年6月議会でも質問をさせていただきました。事業継続計画の策定、BCPの取り組みについてであります。

しつこいようですが、甚大な被害を及ぼす災害が起きて、人命救助、人名救護、安否確認、そして個人においても、企業においても、なにか行政におきまして、生活再建に向けた闘いを開始しなければなりません。迅速に、また円滑に事を進めることができるかどうか

は、このBCPへの取り組みの真剣さにかかっております。

東日本大震災後、BCP専門家が電機メーカーの部品調達先1,000社以上を対象に、震災で同じ程度被害を受けた企業を比べ、事業再開の時期を左右した要因を調べました。

その結果、BCPの有無による差は、実はなかったそうです。震災時に早く再開できた企業には、3カ月以内に訓練をした。実際的な訓練だった。3カ月以内に、経営陣が事業継続の観点から、現状を点検していたなどの特徴があったそうであります。BCPの策定を行っただけでは意味がないということです。実際に機能するかどうか、訓練などを通して、一人一人が理解をすることが大切であります。

東日本大震災以後、企業での事業継続計画策定の動きも加速はしております。しかし、いざというときに使える計画になっているかが問題であります。有効な訓練を通じて、対応力高める必要が指摘をされております。弥富市における市役所、また病院、企業への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員のほうからお話がありましたように、いかに有効なBCP計画を立てるかといったお話でございましたけれども、その以前の話という形になってしまうんですけれども、事業継続計画については、愛知県ではホームページ上で中小企業向けの事業継続計画作成マニュアルを公開して、策定することを進めております。また、弥富市におきましては、弥富市商工会が策定の相談を受けている状況でございます。

市としては、策定状況や計画の内容などを把握していない状況でございますけど、たまたま去年ですけれども、名古屋港の構成市町村ということで、飛島、名古屋、東海、知多、弥富の5つのところの、いわゆる名古屋港沿岸部の臨海部のところの企業に対するアンケートを行いました。その結果がありますので、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

全体では54%の回答率でした。弥富はちょっと低くて35%という……。

〔「低いですね」の声あり〕

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 回答率でございました。

この中で、弥富ですと、回答のあった41社のうちの策定したのは4社であったと、9%ということでございます。

傾向を見てみますと、やはり知多市等、非常に大きな企業については、43%というかなり高い策定状況がございます。訓練等は当然必要でございますけれども、そのよしあしもさることながら、まずこれをつくっていただくということから始めなければいけないのかなあとという形で考えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 次の質問も関連はするんですけれども、やっぱり市外、あんだけの

災害があっても教訓として残っていないというか、そういうことが原因じゃないかなあと思っています。

5つ目の質問も同様でございます。

5つ目の質問は、家庭でのBCPであります。家具の固定や緊急避難袋、水、食料の備蓄など、弥富市民のどれくらいの方が、また世帯が備えておられるのか。啓発を通しながら、今後調査が必要なのではないでしょうか。現在の弥富市の取り組みについて、重ねてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 今回の南海トラフ地震の最終報告でございますけれども、やはり公助の限界と自助・共助の重要性が示されております。議員言われるのは、やはり自助の部分の重要性ということかと思っております。

家庭用備蓄につきましては、3日から1週間と非常に大きな数にふえているということでございますけれども、弥富市においては、きのうもお伝えしたかわかりませんが、死者については200名というのを予想しております。その中で、家具固定と、それから耐震補強ができていますと、恐らく8割、9割という人数の減少があるのではないかなあということを思っております。

ただ、なかなか取り組むのは難しいところもございまして、市のほうで、補助制度で家具固定等、条件はございますけれども、補助制度がございまして、前年度におきましては1件だけの申請でございました。いろんな機会でこういう制度がありますよということはお伝えしているわけでございますけれども、なかなかそれが浸透していかないということでございます。どのような方法ですればいいのかというのはなかなか問題かと思っておりますけれども、今後もいろんな機会を捉えまして、そういったことをお知らせしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 残念ですが、それが現実だと思えば、やはり市民の方に実際の災害についての被害の想起というものができるとような啓発活動を行っていかねばならないのかなあと思っています。

先日、愛西市で行われました防災セミナー、群馬大学の片田教授による「水災害、被災者ゼロの地域づくり」を聴講させていただきました。市長を初め、市の職員の方も聴講されていたと思います。最も印象に残ったことは、災害は正しく怖がること。そして、被害を想起して備えるということです。先ほど課長の答弁にもありました、備えができていないということは、逆に言えば、災害被害を想起できていないということではないでしょうか。正しく怖がることから自助が芽生え、共助につながります。自主防災組織にこれがないと、組織運

営は形骸化をし、本来の目的を果たすことはできません。さらなる周知、啓発の取り組みを市行政にはお願いをしたいと思います。

時間がないので次に進みます。次に、6つ目の質問であります。

災害時の情報伝達についてであります。現在同報無線、SNS、コミュニティFMなど、さまざまな取り組みがなされております。SNSの取り組みにつきましては、市は公式アカウントでツイッターのみであります。今後フェイスブックページの情報発信もぜひ開始をしていただきたいと思います。市民へのシェア率は、フェイスブックのほうが高いからであります。ツイッターの投稿をフェイスブックに連動させることができますので、今までどおりのツイッターで投稿すれば、自動的にフェイスブックのホームページに同じ記事が反映をされます。何の手間もお金もかかりません。ぜひ取り組んでいただきたいと思います、ここから声を大きくして要望をしておきたいと思っております。

また、コミュニティFMななみにつきましては、運営もとのクローバーテレビに問い合わせしましたところ、現在IPサイマル放送の準備に取りかかっているようで、今月末か7月から日本コミュニティ放送協会（JCBA）を介してインターネット放送が開始をされます。これによって、ここにありますスマートフォンなどタブレット端末、またはフラッシュプレーヤーというアプリケーションが作動する携帯電話であれば、日本中、いや世界中で聞くことができます。大事なことは、いかに有用であるか、周知徹底をすることだと思っております、弥富市における現在、そして今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、今、弥富市におきましても、いろいろな情報ツールから災害情報等を出せる形を構築してまいっております。今言われましたようなこと、FMななみの関係ですね、そういったことも含めまして、今後も行っていく必要があるかと思っております。

この中で今後行うとするならば、防災ラジオといったことが多分御指摘いただける話かと思っておりますけれども、それにつきましては、まだFMななみのほうでは発信できていない状況かというふうに私、理解しております。

いずれにいたしましても、多様な発信情報源を持つといったことが災害時の一番重要なことかと思っております。議員御指摘のように、今後もそういったものをふやしていくといったことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何せちょっと苦言を呈すれば、余りにも市からの情報発信が単一的で、本当に情報発信やる気あるのかみたいな気持ちにさえなります。こんなこともめでたいことですよ。ぜひもっとツイッター等でもいいですし、いろんところで啓発をしていただ

きたい、そういうふうに思います。

3月の淡路島の地震のときに、多分皆さんの電話も緊急地震速報がだあつと鳴りました。ああいうアプリも、要はこのタブレットを持っておればできるんですね。同報無線なんかでもデジタル放送ですから、やろうと思えばできます。そういうこともやっぱり開発されていくと、先ほど防災ラジオって、僕も去年の6月か何かにやらせてもらいましたけれども、ラジオというのがもうデジタル放送に対応してないもんですから、多分なくなっていくだろうみたいなことも言われていますので、それよりか今の緊急システムとか、ああいったことにも携帯じゃなくてタブレットを利用すると、割と有用なんじゃないかなあということもあります。これも一番最初に質問したICTに関連することですので、ぜひ市としても検討していただきたい、そのように思います。

時間がないので、7番目に移ります。ICTのところでも同様の質問をしております。もう少し深刻な場合を想定した質問です。

危惧される地震災害は、海溝型巨大地震ばかりだとは限りません。内陸での活断層地震にも備えた計画が必要です。現庁舎は、IS値0.21という信じられない、非常に危ない状況であります。通常業務中に地震が発生をし、庁舎が倒壊、または崩落した場合、多くの職員が、今ここにいらっしゃる職員の方も被災をいたします。今回の災害対策基本法改正では、自治体自身が壊滅的な被害をかぶった場合は、国が代行することを明記しておりますが、それでも業務の遂行、事業の継続を考えておかなければなりません。

弥富市は、千葉県の浦安市と災害協定を結んでおりますが、今後、弥富市自治体自身が致命的な事態に陥った場合、そのようなことも想起をして対策を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 東日本大震災の場合ですけれども、市役所等が被災して、自治体自身が被災者となり、行政機能が停止いたしました。このような事態が発生した場合、県が代行することになりますが、被害の規模によっては対応できない可能性が高いと思っております。市としまして、具体的な業務遂行、それから事業計画の対応は、現段階でできておりません。これにつきましては、建物等の問題もあるかと思っております。新しい庁舎ができた暁には、こういった心配もかなり減るのかなあということを思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ある意味そういった意味では、こちらが一つの被災先、協力先を探すということよりも、今庁舎の建築が予定されているのは愛西市、弥富市だけだと思いますけど、こちらあたりが一つのプラットフォームになって、各自治体のいろんな要請を受けなければならないのかなあ、そういう使命も弥富はあるんじゃないか、そのように思います。

8つ目の質問に移ります。実は、きょうはこの質問が一番のメインだと思っております。

8つ目の質問、次に災害弱者対策についてお聞きをいたします。

これまでも幾度となく取り上げてきた問題であります。市では災害時要援護者の登録を行っておりますが、それは、災害時、一人では避難等が困難な乳幼児やお年寄り、障害をお持ちの方への支援として取り組まれております。市のホームページには、災害発生時における立場の弱い人たちへの協力や支援体制の確立は、地域社会にとって最も重要な課題の一つです。自治会や自主防災組織などの地域住民組織が一体となって取り組む必要がありますが、まず皆さん一人一人が、日ごろから災害時に弱い立場となる人たちとコミュニケーションを図り、人間同士の連帯感を深めることが何よりも大切ですと書かれております。全く同感であります。

今回の改正案の目的は、災害時、自力で避難できない要援護者が儀性になる割合が高いから、国は自治体に向け、平時から要援護者の状況を把握して、個別の支援計画を策定することです。弥富市における災害弱者対策の強化、特に要援護者の名簿の義務化の取り扱いについて、市としてどのように認識し、取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。早口でお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 災害弱者に対しましては、事前の名簿づくり、これが一番大切なことだと思います。また、それを地元が管理するというのが最低限必要なことだと思います。しかし、個人情報保護法により、災害発生時以外に行政で持つデータを自治会、防災会などにお渡しするということができないのが現状になっております。

現在、市の持っている要援護者名簿も本人の了解を得たものです。例えば地区役員、市消防団、民生委員等に公示してもいいですよという、いわゆるお手挙げ方式といったことでやっております。市で本人の了解を得ることが困難な場合も多いのは確かな話でございます。ふだんつき合いのある自治会等で作成を進めていただきたいと思います。

このことにつきましては、防災会の中で今年度、重点的に取り組まれるというところを聞いております。そういったところと市とタイアップいたしまして、どういった方法でやればいいのかといったことも検討していくのが重要かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、課長がおっしゃった、なかなか名簿を開示できないということがありますけれども、実質災害が起きたときに、やっぱり防災組織を立ち上げて、いろんな会を進めていく中で、一番ぶち当たるのはそこなんです。で、なかなか誰がどこに住んでいるのか。やっぱり一人で出られない方ですから、なかなかコミュニケーションもとれないわけですよ。この防災の取り組みの大きな目的というのは、私は実は、もちろんその災害意

識を高めるのもそうですけど、やっぱり地域のコミュニティーを再生していく、人と人の希薄化しているコミュニティーを再生していくということに、僕は大きな要因があると思うんです。できたばかりで、形にもなっていない防災組織に要望されて、開示をするというのはよくないかもしれませんが、確実に動いている、そういうところで実際に災害が起きたときに、誰が助けるのか。多分、要援護者、その名簿でした人は、市が助けてくれるんやと思っていますよ。だけど、来ないですよ、市の人なんて誰も。終わった後に大丈夫ですかと安否確認するだけじゃないですか。これじゃあ僕は本末転倒だと思います。

ちょっと市の条例を見てみますと、例外規定というのがありますよね。先ほど課長がおっしゃった、本人の同意があるとき、これ第1章第4条第2項の2にあります。2項の4には、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。それともう1つは、公益上、特に必要があると認められるとき、とこういう例外規定がある以上は、もちろんこれは本人の同意というのが一番最低要るわけですけども、南相馬では、被災をしまして、市の役人が、助けたいから自治体から名簿を出せと言われたんですって。だけど、市が渋ったわけですよ。で、結局2週間かかっちゃった。2週間かかったあげくに、俺のところへけえへんやないかといろんな問題が起こった。要は、今、市が要援護者として得ている名簿以外に、まだ支援が必要という人はおるわけです。だけど、これを発見できるのは、要は自治会、自主防災と名簿のやりとり、これしかないんですわ。ですから、このことに関しては、名簿を再確認するとき、これ1年に1回ぐらい更新するんでしょう、しないんですか。早口でお願いします。駆け足でお願いします。

○議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません。民生委員さん等を通して確認をさせていただいている場合と、できていない場合も多々ございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やはり時期を見て一度更新をするときに、そういう動きがある自治体で把握をする際には、自主防災会に、しっかりやっておるけれども、名簿を開示していいか、それぐらいの聞くことぐらいはしていただきたいなあと思います。それで初めて要支援者の名簿というのも完璧なものができ上がるし、実際の支援にもつながっていくと思います。

自主防災会でやる、さっき市長からもいろいろありました訓練というの、この方々たちをのいて避難訓練なんてあり得ないわけですよ、実際のところ。ここを入れていかないと、結局形骸した訓練に陥ってしまって、いざというときにたくさん方が亡くなってしまう、弥富で。こういうことになって、つながってしまうことが、今いろんなことが言われていて、教訓にしてどうのこうのと言っているけども、実際に災害があったときに何の役にも立たない。で、また後悔が残るみたいなことがあってはならない。そのためにいろんな方が講演を受け

たり、またいろんな施策を打ち出しているんであって、今やっていることさえも無駄になっちゃう、やりとりだけで終わってしまったらね。ぜひ、先ほどの例規規定もありますので、ちょっとこれはもう市長の判断しかないと思いますけど、どこまでが許されるのか。もちろん個人情報を守られなければならないです。それは絶対です。ただ、預ける以上は、守秘義務を与えとか、条例を改正するとか、いろんな手があると思いますので、人命を救助するということを一目に置いていただいて、ぜひ市として考えていただきたいと思います。

時間が来てしまって、教育部長、済みません。最後に一言だけいいですか。

申しわけない、最後ですんで。本当は通告していなかったんですけども、ちょっと考えていただきたいことというのは、この間、学校公開日が中学でありました。市長にぜひ考えていただきたいんですけど、小学校はヘルメットかぶっています。靴もバレエシューズです。中学校へ行ったら、スリッパを履いていました。避難訓練するときにはスリッパで校庭へ行くようなことになっています。全部の中学校がそうじゃないかもしれませんが、避難ということを考えて、今地震のことについていろいろ考えている中で、スリッパはないやろうと、そういうふうに思います。ぜひ各中学校はスリッパから靴に変えていただきたい。これは要望として最後に言っておきます。

ちょっと時間が超過してしまいました。申しわけございません。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤高君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 山口敏子

同 議員 小坂井 実



平成25年6月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |     |     |      |
|-----|-----|-----|------|
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
|-----|-----|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）  
(追加提案)
- 日程第7 議案第41号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

まず、日程に入ります前に、昨日の川瀬知之議員の一般質問に対して答弁の訂正がありますので、訂正をさせます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 皆さん、おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

昨日の答弁の中で2カ所数字に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

川瀬知之議員の一般質問の中で、丸紅による木曾岬干拓ソーラー発電事業において、弥富市の収入としての借地料、法人税、固定資産税はどのくらいになりますかとの御質問に対する答弁の中で、仮の額といたしまして固定資産税の土地の交付金の額を310万円とお答えをいたしました。正しくは1,550万円でございます。面積配分の5分の1を2回掛けておりました。計算が310万円ではなく、1,550万円が正しい数字でございます。まことに申しわけございませんでした。おわびをして訂正をいたします。

なお、80ヘクタールが全て弥富市の場合であればとの御質問がございましたが、その場合は、約7,800万円が金額となります。

2つ目につきましては、仮に償却資産の価格を160億円とし、償却年数を20年とした場合の交付額を約120万円とお答えをいたしました。正しくは約1,200万円でございます。計算のところで160億円を16億円で積算いたしておりました。おわびして訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第36号から日程第6、議案第40号まで、以上

5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第41号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第41号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

本日提案し御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,910万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億9,520万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして新庁舎建設事業として土地購入費1億1,620万円、物件移転補償費1億530万円、衛生費といたしまして、風疹ワクチン接種委託料126万円、風疹ワクチン接種費用補助金24万円であります。

これらに対しまして、歳入といたしましては、県からの風疹ワクチン接種補助金75万円、公共施設整備基金繰入金2,220万円、前年度繰越金685万9,000円、市債の庁舎整備事業費1億9,930万円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 議案説明は省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

本日、追加提案されました補正予算第2号、2億2,910万9,000円について重要な意味があり、広く市民にも経過、状況を正しく知っていただくために質問いたしますので、市長も市

民に対して恥じることのないように的確な答弁をしていただきますように最初をお願いをしておきます。

この補正予算は、庁舎整備事業のために合併推進債である地方債、要するに借入金1億9,930万円の追加を提案しているものであります。要するに、庁舎敷地2筆分、約1,600平方メートルの買収費1億1,620万円及び物件移転補償金1億530万円の補正予算であります。これには重要な問題が秘められておるのであります。

市長に公共用地の取得及び弥富市の公共財産の処分に対して、市民の立場を尊重した基本的な取り扱い姿勢について尋ねたいと思います。

服部市長就任以来、6年半近く経過していますが、この間、重要な公共用地の取得実績は余り見当たりません。あえて言えば、今回が初めてではないかと思えます。公共用地の取得について、最も重要な基本的な交渉姿勢をどのように考えておられるのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共用地の用地の交渉につきましては、私どもは真摯な気持ちで相手方地権者と話し合いをさせていただき、この用地が資する事業の目的に対して御協賛いただき、御協力いただきたいということを基本的な考えとし、交渉をしてまいりました。

そういう状況の中におきまして、庁舎におきましては、現在の建物の底地を利用した形で、もう一回り大きい新しい弥富市の庁舎を建設していきたいという状況がございます。そうした形の中で、基本構想、基本計画を詰めてきたわけがございます。

そのことを実行するに当たりましては、2人の地権者の方の御協力をいただかなきゃならないということがございます。それぞれの地権者の立場の方を御尊重申し上げ、今まで交渉を続けてきたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まず、私たちの今までの経験から、公共事業を推進するに当たりましては、最も重要視してきたことは、場所の選定、続いて用地の取得であります。もちろん建設費用の見通し確保は当然のことです。用地の取得が実現すれば、その事業は70%から80%ほど進んだというか、完成に近づいたと考えてきたものであります。

そのために、用地取得には慎重に誠意を尽くし、全力で取り組んできたのであります。まず鑑定評価を取り寄せ、場合によっては複数の鑑定評価をとることもありました。これを基本にして誠意を持って交渉を始めるのであります。最も重視するのは、弥富市の公共用地は全て弥富市民のものであり、また支払う代金も市民の貴重な税金であるということをしっかりと自覚して交渉に当たることであります。

そのために、公正であり適正な価格であること、他に悪影響が及ばないように見きわめる

こと、この3点は絶対的に厳守しなければなりません。この人の土地は高く、あの人の土地は安く買ったというようなことが起こると信頼を失うことにもなり、他の用地取得が困難になることもあり、常に公正であり、適正な価格であることは必須条件であります。また、公共が取得する価格は、固定資産税の評価額や国の公示価格、税務署の評価額等にも影響したりする場合もあることも考えておかなければなりません。

そのような関係からも、適正な価格が重視されるのは、今後の用地取得に悪影響が及ばないようにするという考え方でなければならぬのであります。そのために税務処理においても減免措置が適用できるのであります。この点は、民間の売買とは大きく異なっているのであります。民間の場合は、市場原理が働き、必要であれば高くなるし、要らなければ安く取り引きされることとなります。このようなことは誰でも承知しておられるのであります。

問題は、このような交渉に至る常識的というか、基本的な手順が問題であります。用地取得交渉が成立して、その後、契約書を交わすとか一部契約金を支払うとか、用地取得を確実なものにして初めて設計なり建設事業に取りかかるのが当然のことです。

この手順は、一般企業についても、また民間においても当然のことであり、常識であります。したがって、手付金というか契約金が重視され、解約すれば違約金というものも法的に存在しているのであります。公共の場合は、減免措置をとるための手続が必要になり、手順の前後がありますが、それにしても地主の方と揺るぎない契約は、当然最初に重要なことでもあります。

今回の場合、この常識的というか基本的な手順がとられていたかどうか。この手順がとられていなかったことに重大な問題があり、責任があるとともに、土地取得が難航している原因の一つであると私は考えております。議会としても常識的に真面目に考えなければ、説明責任もあり、間違えれば市民に対して申しわけないことになるのであります。

今回の場合、経過を考えますと、検討委員会が現庁舎の場所で隣地を取得し、敷地を拡張して建設すると答申されたからとの報告がありました。用地は取得できるのかとたずねたところ、地主さんは協力すると言っておられるからと答弁があったため、議会は全員が用地の取得はできるものと判断したために了承したのであります。設計士も決め、議会においても建設特別委員会を設置し、基本設計もでき、一般市民にも基本設計図を配布までして、市民にもいよいよ新しい6階建ての庁舎ができると期待されるようになったところで、3月に具体的に地主の方と用地交渉を始めたというようなことでもあります。交渉の結果、難しくなったということで、4月になって建設特別委員会に報告があり、議論が始まったのであります。

問題は、口約束のみで進めたところに重大な問題が残っておるのであります。せめて単価なり、附帯内容なり、条件交渉だけでも合意しておくのが当然のことであり、事業展開の基本であると私は考えております。

用地取得が困難であれば、他の方法を検討する余地も考えながら交渉するのが当然のことです。用地交渉が難航して初めて鑑定評価、1平方メートルについて7万1,000円、坪単価約23万4,300円と議会は値段の報告を受けたのであります。

用地交渉に入った結果、1人の地主の方、Aさんと呼びましょう。Aさんの意見というか、要望が出されたと話がありました。この鑑定価格23万4,300円に対して1坪50万円であり、受け入れられないために借地問題になり、借地なら1坪1カ月1,500円、また代替地なら産業会館敷地の南の部分等を等面積800平方メートルを代替地として要求があったということでもあります。このような要求に対しては、当然受け入れられないものであります。

この要求内容は、誰が考えてみても明らかに市が基本設計まで市民に公表し、メンツ上、下がるに下がれない状況になっており、地主主導の交渉状態となっていたと考えられるのであります。市側の交渉手順の間違いによって、この要求内容が生じたものであり、立場を考えれば当然の要求とも考えられるのであります。当然この要求に対しては、受け入れがたい旨を伝えたということでもあります。私はそのとき、原点に戻り、建設場所から検討すべきであることを経験してきたのであります。

その理由の一つは、今から27年ぐらい前だったと思いますが、私が町長時代に地主のAさんのお父さんのほうから町に買ってほしいとの要請があり、鑑定価格もとり、当時、担当者は収入役の安藤さんだったと記憶しておりますが、交渉を始めたが、隣地であること等を理由になかなか価格の折り合いがつかず、誰か民間の方で交渉をされてはどうかとお断りをした経緯があります。仲介に入られた不動産業者の方が買われるといいのではないかと話したが、不調に終わったことを後で聞いたことがあります。このような経緯を承知していたために、私は用地交渉は難航すると思っていたのであります。

すると今度は、地主のAさんのほうから借地料の1,500円要求が752円との提案があったと建設特別委員会で協議されることになりましたが、当然、私は公共施設用地を借地で進めることには反対をしてきました。その後、今度は産業会館の敷地の一部800平方メートルを等面積の代替地で進めるということでもあります。鑑定評価によると、産業会館の敷地は、1平方メートル9万1,000円ということです。方法としては、市が7万1,000円で買収し、同じ7万1,000円で9万1,000円の代替地を売却するという方法が今回提案されており、1平方メートル当たり7万1,000円と移転補償が提案されております。

次の段階で産業会館の敷地800平方メートルを1平方メートル当たり7万1,000円で売却することになっているのであります。差額は1平方メートル当たり2万円、坪単価で1坪6万6,000円の上積みをするようになります。鑑定評価においても28%以上の差額があり、過去に例のない上積みとなります。その上、条件として、駐車場として使用できるようにすること。1つには、碎石を敷きならし整地すること。2番目には、駐車場の周囲にフェンスを設

置すること。南側水路沿いは、老朽化したブロック塀を撤去し、新たな塀を設置すること。

3番目は、当然であります。登記費用を市で負担すること。このような条件によって用地取得費が補正予算で提案されているのであります。

市の貴重な得がたい財産、これは市民の貴重な共有財産であります。これを代替地として800平方メートル、220坪提供すれば、今後の産業会館用地の活用計画にも影響するとともに、特定の人だけが有利になるような安い価格で売却しなければならないことに対して、市長はどのように考えておられるのか。市民にも理解されるように、明確に示していただきたい。また、行政側が初歩的、基本的な手順を踏むことなく、主導権を失ったままの交渉経過の大失態をどのように考えておられるのか、最初に尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほど、用地の交渉につきましての基本的な姿勢を伺いました。基本的には、佐藤議員と私も同じ考え方をしておるつもりでございます。しっかりとした手順を踏んで、今まで交渉に当たってまいりました。何もことしの初めから交渉を始めたわけではございません。2年ほど前から継続的にやってきたわけでございます。そして、Aさん、Bさんという状況の中で、それぞれの地権者に先ほども申し上げましたけれども、真摯な態度、そして相手の立場を尊重しながら進めてきたわけでございます。

用地の交渉には3通りの方法があるかと思っております。1つは買収、1つは借り地、貸していただく、もう1つは代替地を提供していく、この3通りだろうというふうに思っております。Aさん、Bさんが用地の交渉に応じて、買収ということに応じていただければ、それはそれでいいわけでございますけれども、それぞれの地権者の思いもございまして、なかなかまとまりません。そういうことについては、非常に時間がかかっていたことは事実でございます。

そして、次に提案されましたのが替え地というような状況でございました。これにつきましても、当初、先方のお話のように受けとめるわけにはいかないということで、私たちは、いわゆる近隣市町にございます市街地の中での借り地という条件を見つけさせていただきました。そして、その条件を相手の方におおむね話をさせていただき、御了解を得たところでございます。

しかしながら、議会のほうで、いわゆる建物底地に借り地があるということは、将来に対して遺恨を残すというようなことも考え方としてございましたので、さらに地権者の方と交渉させていただき、いわゆる今度は代替地というような条件の中でBさんの用地交渉について当たらせていただきたい。それにつきましては、評価額が今現在のところと産業会館の南のところにおきましては、1.28倍違うというような状況の中で、これは市の条例に定めると

ころの範囲ではないということでございます。

そういう形の中で、私たちも弁護士に相談をさせていただき、1.28倍という状況の中においては、地方自治法237条第2項の規定に当てていこうということで、議会の議決をいただきたいというような状況でお話をさせていただき、今に及んでいるところでございます。

そういった状況の中で1.28倍ということについては、基本的な顧問弁護士の考え方といたしましては、裁量の範囲ではないかという形の中で、しっかりと議会及び市民の皆様の説明したらという形の中でお話をいただいているところでございます。

東日本大震災から2年3カ月有余がするわけでございます。私ども現在の弥富市の庁舎は、もうその耐久性、あるいは今後予想される南海トラフ大地震というような状況の中において、その本部の司令塔というところにおいて、本当に市民の安心・安全が担保できるかというようなことを考え続けております。

そうした形の中で、多大な税を執行していくわけでございますが、それ以上に安心・安全を市民のほうに届けていきたい、そして、しっかりとした庁舎を市民の皆様に使い勝手のいいような形で行政府としていきたいというふうに思っているところでございます。

どうか議会議員の皆様方の御承認をいただきまして、この新しい庁舎の建設が前に進むように御努力いただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、2年前からこの3つの方法で交渉してきたというお話でありましたが、特別委員会をつくったときには、このような今の報告は聞いておりません。これは、後になってから出てきた話であります。最初からこういうような、今私が申しあげましたように、地主さんの要望であります坪50万とか、1,500円の借地料とか、あるいは交換地がこうだというようなことが初めから出ておったら、私は賛成はしておりません。後から出てきた話です。

だから、特別委員会をつくる時点では、私は必ず念を押しました。用地取得はできるのかと。協力すると言っておられますということで、協力するということは、みんな土地を買収できるというように判断したから、みんな進めたんですよ。そのときに、交換地だとか、こんなことがあるなら、私は当然反対をして、別の方法を提案していたと思っております。

その点は、やっぱり市民に説明責任がありますので、余り正確でないような説明をされるとかえって混乱を来すと私は思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地交渉において、途中経過が示されていないというお話でございますが、それにつきましては、まずおわびを申し上げなきゃならないというふうに思っております。

用地交渉の中で、まだまだ確定されていないような状況については、やはりその都度報告すべきというところはあるかもしれませんが、そうたびたび報告しても、何ら前に進まないわけでごさいます、そういった形の中で、この3月ぐらいに皆様方に一度御報告申し上げて、現在の進捗状況を御確認いただきたいというような形で推移をしてきたわけでごさいます。その過程において、手続の手順が違うということと言われるならば、それはそれで謝ります。そういった形の中では、大変御迷惑をかけたということでごさいます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） その点は、一番今回の用地取得の大事な問題なんです。初めから地主さんがこの3つの条件だということだったら、恐らく議会の中でも、まず進められなかったと思いますよ。どんどんと基本設計まで進めて、市民にまで報告した後でこんなことが出てきたから、今この問題で混乱しておるんです。この点は一番大事な問題なんです。

議員の中には、何でも市長が言われることには賛成せないかんといって賛成を表明しておられる方もあるようでありまして、これは重大な問題なんです。

今のAさんの産業会館の南の土地に交換地を出すということについては、終始一貫、私は反対をしておりました。ごらんとおりです。

続いて、この前の6日に初めて補正予算の予算書が出たわけでありまして、きょう提案をされたわけでありまして、続いて、隣の方をBさんと呼びましょう。Bさんについては、土地代金が、きょう初めて知りましたけれども、7万1,000円ではないということがわかりました。7万2,700円ですか。ほかに、物件、移転補償費1億530万円、この1億530万円のうちでAさんがどれだけか、Bさんがどれだけかということは、まだ聞いておりませんが、一応概算でいいですから、わかっておったら、ここで初めて示していただきたいと思います。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 全員協議会の中でお話しさせていただきましたように、総枠で出させていただきます。現在、ここでAさんが幾ら、Bさんが幾ら、Cさんが幾らということをお話するのは差し控えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） きょう、協議会の中でお申し上げたけれども、確かに用地買収というのは、難しいことであることは私は承知をしておるんです。しかし、こうやって予算書に物件移転補償費が1億530万円と出ておると、この内訳はどうなっておるか、何でこんな金の要るんだと。こういうことは、予算書で出てしまっている以上、誰でも疑問を持つのは当たり前なんです。

それが、なかなか言えないと。口頭で、きょう何々が、補償費が何なんだと。例えば建物

が何坪でどのぐらいかかるんだとか、そういうようなことも全然説明もなしで、交渉の経過があるから、とにかく言えないと。何でも県のほうに申請をするための一つの予算だ、そんな曖昧なやり方をやるから問題が起こるんです。

今まででもみんな土地の取得を確実にしてから申請を出しておるんですよ。こんなことは、今回初めてなんです。まずこの点は、私は大きな失点であることを認めた上で、今後どうするかを考えていかなきゃいかんと思うんです。

場合によっては、市民の中にも、この金額が出てきた以上、これは大変なことだと。この点を明らかにしないと、恐らく予算の執行について差しどめ訴訟もせないかんというような声も私は聞いております。場合によっては、私も参加せなあかんと思っております。そんな不明朗なやり方というのは、大問題だと私は思っておるんですよ。

そうしたことを一遍振り返りながら、この物件、移転補償費も、用地の問題も、もう少し時間をかけて議論をした上で補正予算を議決するように、場合によっては臨時議会でもいいです。やらないと、ただきょう提案して、あした委員会で協議して、26日が最終議会ですから26日に議決して、わからないものを聞いてもわからんし、採決に加わることもできません。こんなことは、まちを混乱に陥れることです。もうちょっと慎重に取り扱いをしていただくように、市長初め副市長も御苦労いただいておりますことはよくわかりますけれども、まず大きな手順の間違いがあったことは真摯に受けとめないかんですよ。

そして、これは最後に議長に申し上げておきますが、こういうような今説明の経過を踏まえたなら、そんな簡単に、これをきょう提案して、あした委員会で審査して、26日に議決をするというような議会運営は慎むべきでありますし、私は議会運営委員長としてももうちょっと慎重にやらないかんということを申し上げておきますので、議長もそのように取り計らっていただきたいと思えます。

何はともあれ、この問題については余りにも急ぎ過ぎておる。もっと時間をかけて、十分な審議と、みんなが自信を持って議決ができるようにすることが大事な問題でありますので、その点を要望というか私の意見として申し上げて、私は今回の質問は終わります。以上です。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

私は別の角度からお伺いしたいと思いますが、いずれにいたしましても、弥富市にとってこの庁舎建設事業と、それから今並行して進んでおります公共下水道、集落排水事業などが多額の財政支出を伴うものでございますし、この間、財源不足によって市民の皆さんの行政サービス、国や県の基準を上回るものについては見直しをしていただく必要があるとか、あ

るいは職員の給与についても一定のカットをせざるを得ないというようなお話もされて、中期財政計画が示されて、さまざまな議論が進んでまいりました。

そうした中で、一昨日からの一般質問の中で、市民サービスについては、弥富の福祉は後退させないという立場を市長が表明されたり、あるいは職員の給与削減については、市の独自の考え方で、今国が言っているような形での削減はしないという表明がされたりということで、一定の方向の転換が進められておりますが、いつからということではなくて、都市計画税の問題については、引き続いて議会や市民の理解も得ながらどうするかという検討をしていきたいという御答弁がされてきた中で、やはり大規模な財政支出を伴い、とりわけ借金もしていく問題について、中心적으로お尋ねしたいと思います。

平成22年度に尾張9市の地方債の支出、実際に払ったお金についての国のほうからの1人当たりの分析が、当然市町村の提出に基づいてされたものでありますが、示されておりますが、かつて総務部長と財政問題でお話をしたときに、弥富もそんなに借金をしておるわけじゃないけど、他の市町の実質公債費というか、国の交付税の算定基準を外れた自前で払わなきゃいかんお金というのが、中日新聞なんかの報道で見ても、非常によそは少ないところが多いなというお話をして不思議がっていた、私もそう思いましたので、今の9市のものを見てみますと、住民1人当たり直してありますので、比較は割り方見やすいと思いますが、弥富市は、22年度1年間に払った公債費は元利合わせて3万1,480円でございます。そのうち、交付税の計算の基準にされていない自前の分が1万4,203円であります。一番この地域で公債費が多い津島市は、公債費全体が5万1,785円、そして交付税などの算定の対象にならない自前の負担分は、1人当たり1万9,035円でございますが、津島市以外の全てのところは、この自前で負担する公債費の割合というのは、金額でいうと弥富より少ないんですね。

今、国のほうが地方交付税で本来負担するべきものを、結局臨時財政対策債だとか、今一般会計の話なんですけど、そういう格好で負担をして、市町村に借金をさせて交付税で後を考えていくという、補填をしていくというようなやり方をしておりますが、そういう中で、ここで庁舎、あるいは特別会計の事業がさらに展開されていくわけでございますので、大幅にふえていくということについて、おとといの質問の中でも、市長も国がいろいろ約束をしたこと、あるいは選挙に当たってマニフェストとして決めたことが、実際には守られていないと。

保育料につきましても、幼稚園と保育所は、3歳以上を無料にするというマニフェストが出されて政権をとって期待をしておったら、結局3人目の子供の3歳以上の幼稚園の保育料だけ無料にするということで、全く公約したことと違うとか、あるいは介護なんかの費用や負担も、税と社会保障の一体改革ということで、消費税を充てて対応していくというふうに

考えておったけれども、そういうふうになっていないということで、大変残念だという言い方をされておりましたが、実態は、そこで言うておるのは、税と社会保障の一体改革は社会保障をよくするというんじゃなくて、社会保障のお金も削るというのが決められた全体の方向なんですよね。

結局、国民にいろんな約束をしたって、残念ですが歴代の政府も、交代した民主党政権も、新たに今回また政権に復帰した与党政府も、そうした国民の皆さんの命や暮らしを守るということについて、非常に冷たい対応をする。世界一企業が活動しやすい国にするということで、中日新聞なんかの社説を見ますと、憲法を守るというなら国民の暮らしが本当に安心できるようにしていく。とりわけ少子化の問題なんかは、国の岩盤の根本にかかわる問題で、こうした問題を本当に、単に保育士やそういう問題だけじゃなくて、若い人たちがきちっと生活できる、そういう土台を確立していくことが、この問題解決の根本だということを社説の中でも紹介する。

消費税の増税についても、全国紙は賛成の立場をとっておりますが、全国で多分一番発行部数の多い地方紙の中日新聞は、消費税の値上げをすべきじゃないと、こんな状況のもとでやったら、ますます税収が落ち込んで景気も悪くなって、今の計画そのものが成り立たなくなるということで中止すべきだという社説を張っております。

こうした中で、一応この庁舎建設につきましても、国の交付税措置による支援が受けられるということで、それを有効に使うということで、ある程度のものは構わないだろうということで現在の計画が決められました。私どももこの計画の議論の段階では、数年間にわたって、大型の公共事業については建設費が実際の設計単価よりも3割を超えて安くなるような状況がありましたこともあって、余りこの単価の問題を大きい問題にしておりませんでした。が、いよいよ現実こういう状況になって、10年間で200兆円もの公共投資を進めていくというようなことや、東北の震災事業が進む中でどんどん建設単価が上がって、だからほとんど設計単価、場合によっては、今東北なんかでは不調という状態がいっぱい起こっておるという中でこういう事業をやるわけです。

したがって、他の市町もそうですが、国の支援があるからといって安易に借金をふやすというやり方については、どこも自重しておることが最近のやり方で見られますよね。

それからもう1つ、非常に私、この間の一般質問を聞いておりました驚いたことは、きのうの横井議員の質問に対して、税収はほぼ昨年と同じ75億を超えて24年度の収入があったということだとか、25年度につきましても、当初予算としては史上初めての高い税収を想定しておりますが、恐らく今公表されている固定資産税の課税総額から見ても、固定資産税だけでも、今税収を予定している額よりも、年間8,000万円ほどふえる可能性がある予算なんですよね。

そうすると、75億をかなり超えての税収になって、他の市町の税収が落ち込んでおる中で、弥富はいろんな条件に助けられて税収も確保されている中で、恵まれた条件の中で施策を進めておりますが、そういうこともありまして、多分そういう理解の上で市長は福祉を後退させないということを那須議員の一般質問の中で表明されたと思いますが、それにしても、多額の財政借り入れをするということは、私は国の今の仕組み、やり方そのものが土台から成り立たなくなるというふうな心配がされるような状況のもとでは、とにかく借金をふやしていくという計画ですから、ここは市町村としては、自分たちの力で工夫をして少なくしていくということについては、可能な限り力を尽くしていくということが強く求められていると思います。

既に愛西市におきましては、公共下水道計画について、現在の計画は、弥富も多分そうだと思いますが、合併特例の関係で町の時代の補助基準、したがって事業費の5割の補助ということで予算を組んできましたが、いよいよ合併特例がなくなるある時期から国の補助は3割に減額されるということで議会にも説明をされて、近くそうした下水道事業についての予算の長期計画の組みかえをしていきたいということが表明されております。

また、稲沢市におきましては、基本的に今市街化区域を中心に整備を進めてきたが、調整区域については、特別なことを除いては凍結をしていくという方向で、市当局が議会に報告をするというような状態も一方で進んでおります。

そうしたさなかでございまして、やはり弥富市としてもこうした流れの中で、本当に国が補填をしてくれるということを理由にして、これほどの大変立派な庁舎の計画であります。さきに私どもも申し上げましたように、犬山市などよりも大きな庁舎になるわけでございますのでという質問をしましたら、それにつきましては、市側から、別に人口規模で見合ったものというわけではないということですが、しかし、人口4万台の弥富市と7万を超える犬山市と、向こうのほうよりも弥富が大きいような庁舎というのは、やっぱり私は今の時代を考えたら十分検討していく必要があると思いますし、市の財政計画についても、さらに詰めていく必要があるというふうに思います。

それからもう1つは、今の市の中期計画そのものが、税収につきましては年間73億5,700万円ですが、既に2年連続で75億円を超えた実収入があり、さらに25年度は大幅にふえていくとか、こういう大事なところが相当違っておる状況の中で、やっぱり市長の出前講座で、このままで説明会が行われておりますので、ぜひ市民に誤解を与えないようにしていくためにも、あるいは私たち自身が弥富市の財政の実情をきちんと見ていく上でも、もっと現状を詰めていただいて、国の交付税措置等によりまして保障されている費用そのものも大幅に少なく予算化をするとか、実際に使わないことになりまして不用額を大幅に想定するとか、もともと予算の中に使わないことを想定した財政調整基金の繰入金を入れておるとか、そういう

わかりにくいやり方も改めていく。とりわけ市民の皆さんに負担を求めるときには、こうした財政問題等について、相当詰めた市全体の議論を尽くし、議会でも議論を尽くした上でやっていくというふうにされないと、今回のような形で、最終的に市長が住民のサービス、福祉を後退させないということを議会の中で表明されたわけではありますが、この間いろんな議論がされて、やはり暮らしがどんどんひどくなっているときに心配しておりますので、そういう慎重な対応をしていただきたいということと、庁舎建設に当たっては、もっとこの際こうした社会情勢も反映した上で縮小できるものは縮小するという。今のお考えや計画ですと、今の計画を多少の変更はあっても基本的に進めていくというお考えで進んでいると思いますが、これについても、こういう時代でございますので検討をする必要があるのではないかとということが1つと、もう1つは、この財政計画と一体でいろんなことが議論されておりますので、実際の市の財政的な実力を市民の皆さんにも語れるような適正な資料を用意して進めていただくということについて、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもは、平成25年から29年の5カ年間の中期財政計画を発表し、皆様方にも御理解をいただきたいというふうに御提案を申し上げておるところでございます。これは、税収という状況の中では、基本的な基幹税である個人市民税、あるいは法人税、そして固定資産税というのが、今後5年間、私どもが考えた場合においてはそう大きく伸びないというような仮定をさせていただいております。

そしてまた、特に重要なのは、合併算定がえにおける特例の地方交付税が27年までは満額として6億強あるわけでございますけれども、28年以降は減額をし、32年にはゼロになるということを中期的な視野として、我々はしっかりと頭の中に置かなきゃならないということでございます。その税をどのような形でこれから確保していくかということにつきましては、なかなか厳しい状況もあるわけでございますが、やはり財政の健全化ということを大きな柱として、これから執行していかなくちゃならないというふうに思っております。

そうした形の中で、義務的な経費とおっしゃいました。公債費も今年間10億を超える借金の返済というような状況になっております。率でいいますと8%前後ということでございます。これが10%以上になりますと、財政の健全化ということはなかなか厳しいぞという大きな黄色信号であろうというふうに思っておりますので、これ以上の公債費の返還ということは考えてはいかないという形の中でも、財政の健全化は大変重要な問題であろうというふうに思っております。

そして、今、日本政府も景気回復という形の中で躍起になっていただいておりますが、地方への影響というのはまだまだ、仮によくなるという状況の中で考えても先に

なるだろうということを考えているわけでございます。

そうした形の中で、社会保障、医療、介護、福祉、そして子育てというような、いわば義務的な歳出につきましても、我々は市の役割をしっかりと果たしていかなきゃならない。弥富の福祉を後退させてはならないということにつきましても、財政の健全化同様に、これはしっかりと頭の中に置くべきだろうというふうに思っておるところでございます。

今、そういった意味では新たな自治体間競争というのがあちらこちらで、私のところではできるけど、あなたのところではできないよねというようなことも含めて、大変自治体間競争というのが激しいわけでございます。しかし、それはそれとして、弥富でできること、弥富でもっと大事にしなきゃならないということもしっかりと考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

庁舎の建設につきましては、総事業費53億という本当に大きな金額を立てさせていただいております。また、建設費としては44億4,000万ということになるわけでございますけれども、これも決して華美なものにはしない、そしてシンプルな構造にしていく。

しかし、東日本大震災というような状況の中で建設費そのもののコストが上がってきていることは事実でございます。免震構造にしていかなきゃならない、あるいは浸水ということについても、しっかりとした機能を備えていかなきゃならないというようなことがあるわけでございますので、そうした形の中における平米の単価というのは、若干高くなってまいります。

しかし、これも新しい建設をされました他の市町村の庁舎を見せていただくわけでございますけれども、基本的には、その構造を取り入れていかないと、やはり50年、60年のプロジェクト事業であろうというふうに思っておりますので、しっかりとした基礎工事をしていくということになるわけでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな財政の健全化、そして社会保障における市の役割、あるいは義務的な経費、そういったものについて、しっかりと押さえながら市庁舎の建設に向かっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ、庁舎については一般論ではなくて、当面の一番の大型事業になりますので、経費の削減についてはよく御検討いただきたいと思いますが、いまひとつこの財政問題について、市長は合併特例の6億数千万円がなくなる問題があるということを非常に重視されてお話をされましたが、出前講座などで市民に示された市の財政計画というのは、さっきも申し上げましたように、税収について、平成23年、24年度と、実際には75億円を超える税収、ほとんど2年間変わらなかった。固定資産税なんかは落ち込んだんですが、結局これが変わらなかった最大の要因は、子ども手当を出しているということですね。若年

扶養控除を廃止して、市税だけでも税務課当局の説明によりますと、1億円ふえたことが税収が減らなかった大きい原因で、これもまた市民の負担増なんですよ。

この税収、そんなにふえないということなんですが、結局、新年度予算を決めるときには74億8,900万の税収を用意して25年度はつくられたんですが、中期計画は全部で73億5,700万ですから、ここにもかなり差がありますが、もう1つは、先日も私の一般質問の中でも申し上げましたが、この市税、地方譲与税、各種国等の交付金、地方交付税、それから地方債のうちの財源対策債、これにつきましては事業にかかわらずの収入でございますので、23年度は100億円、それから24年度は今の税収が、きのう最終的な収入見込みが発表されましたが、それを合わせると99億6,700万円で、ほぼ100億円で推移しています。

市の中期財政計画も25年度予算も、これに比べて2億四、五千万、場合によっては、もう少し24年度は私どもも最終的な決算の資料を見ないと何とも言えんところがありますが、2億円台後半から3億円近い、事業のいかににかかわらず入ってくる収入が当初予算に計上されない。その状態で収入の計画をつくり、そして実際に使わないことを想定した財政調整基金の3億円余りを繰り入れているということ。

それから、予算に組んでも使わないですね、支出が平均4億円を超えるような状態がずうっと続いておるといふ状態のもとで、これの初めの予算だけ見せて、決算になると全部すれ違う結果になってきますから、こういう形で市民に説明するというようなやり方というのは、誤解を招きますので、ここはなるべく実態をあらわしたものに、もともとの予算も組んでいくと同時に、市の方針として市長の出前講座等で説明する場合には、やはりもっと実態に近いものにしないと、もともと弥富は合併のときに、旧十四山は交付税がなくなって破綻するといふ行政をやったんです。旧弥富町のほうは、20%財政カットをしないとやっていけないと言ったんですが、全部それは事実と違ったんですよ。結果的に、今十四山の方でも相当いただき続けていますし、20%カットなんていうのはなかったわけです。また、市民の声を聞き、市民と向き合って、市民のために役立つ市役所ということで掲げた、市長が市の財政の実態についてかなり違うことをそうだというふうにお話をされると、やはり市に対する信頼が揺らいでいきますので、ここはもう一工夫も二工夫もして、実態に見合ったものにしていただくということを求めたいと思いますが、財政問題についてだけ、市長、もう一度御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成25年、今年度税収というのが対前年比という形の中で、今私の手元にある2カ月間の経過につきましては、対前年度100というような状況で推移をしているわけでございます。決して伸びているわけではございません。

議員の皆様方にも、この平成25年度、どのような税の進捗があるかということにつき

ましては、今まで以上に注視していただきたいというふうに思っております。私どもとしては、向こう5カ年の中期財政計画の税収ということは、ほぼ横一線だろうというふうに計算をしておりますので、お願いをしていきたいと思っております。

その中で、今事業をやられるのは、先ほども申し上げましたように、現在ある合併算定がえの特別地方交付税というようなものが大きく貢献をしているというところでございます。そういった形の中で、25年からは、投資的な経費という状況の中では6億円、もしくは6億5,000万円ぐらいを一つの頭にしていきたいというふうに思っております。そうでないと財政の健全化がなかなか図れないということを思っておりますので、皆様方にもお示しをさせていただいているところでございます。

税収の実態に合ったというか、実態の中では、財政の問題としてはしていかなきゃならないということで、これは三宮さんの議論の中で常にさせていただいているところでございますけれども、私どもは常に実態に合わせた行政運営をさせていただいているつもりでございますので、決して楽ではないというような状況でございます。

そういった形の中で、いわゆる財政力指数というのがあるわけでございますが、私ども弥富市は、今交付税をいただいております自治体でございます。これを何とか改善をしていかないといかんということもございまして、そういった形の中で財調の取り崩しを最小にして、さまざまな事業を推進していきたいということでございます。実態の税収に合わせた、実態の行政運営という形で御理解もいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長は25年度の税収もほぼ去年と同じだというふうに言われて、それは今入ってきているお金の話ですよね。ところが、先ほどもちょっと申し上げましたが、課税総額が4月末の段階で確定して公表されておるのは固定資産税だけですよね。固定資産税だけで、実は相当新年度増額しておりますが、その額よりもさらに8,000万円ほど、昨年と同じ固定資産税の収納率であれば、余分になる課税がされていますから、ほかのものについてはまだ調定が出ておりませんので、見込み。ただ私は、財政当局はその辺のことについては、国の地方財政計画やいろんな資料がありますので、一定の見込みはされておると思いますが、少なくとも固定資産税だけで七、八千万は間違いなくふえる。

今まで私がここで申し上げてきたことは、それよりも税収については減ったことは一度もありませんわね。この24年度末の見通しについても、少なくとも最終見込みより1億円を超えてふえるというふうに申し上げておりましたら、結局、最終見込みよりも結果的には当初予算に比べて3億4,800万、最終見込みに比べても2億円近くの増収になっていますよね。そこがやっぱり基本的なところと、それと国との関係で地方交付税なんかとリンクして出される支出が、今言ったように、毎年2億円の後半から場合によっては3億円、もっと以前は

4億円を超えて少なく計上されるというような状態が続いてきたこと。

それから、くどいようですが、今市長のほうから6億何千万、要するに合併の上乗せ分の支援がなくなるというんですが、1つは、皆さんに説明する資料が2億5,000万に3億円少ない歳入で説明されているということだとか、それから実際に予算に組んでも使われない予算が毎年4億円ほどあるということ、この説明の資料ではわからなかったり、さらに繰入金金の財政調整基金については、3億円余りは使わないことを想定して入れてあるとかということと、この間に、特に最近、23年度は企業立地交付金が3億6,900万、24年度は3億1,300万、25年度の予算は3億5,100万やってやれることですから、私はこの6億円余りが減ることについても、かなりの対応力があるまちだと思いますので、そういうことも、もう一度ごらんいただいた財政計画をきちんと皆さんに納得できるものとして説明できることを、今後も続けていただくことを強く要望いたしまして、質問とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮さんの意見について、私どもとしても理解できるところもたくさんあるわけでございます。今、弥富市が比較的健全に財政を運営させていただいているのは、平島中区画整理事業等において住宅が大きく伸長してきていること、それに対する固定資産税というものについてお願いをしている。そしてまた、西部臨海工業地帯における企業誘致、そして企業の奨励金ということについても年々減額になってまいりまして、さきには大変楽しみを掲げているということは事実でございます。

そういった形の中において、市民の皆様の御努力に対しては、行政はしっかりと還元していくということも大変大事だろうというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 最後に要望だけしておきますが、実は、きのうの質問の中でも言われました、要するに交付団体になっている。単年度、97%から98%の間だと思うんですが、実は平成17年度当時ですと、弥富市よりも財政力の高かった犬山市、それからほぼ同じだった稲沢市、ここが今90%を割り込んで80%台に落ち込んでいますよね。だから、みんな税収が大幅に落ち込んでいる中で、今市長おっしゃられたように、弥富はこの間の皆さんのいろんな御尽力によって、当然行政も随分頑張っていたいたこともありますが、ほとんど税収は減らないどころか、ふやしてきているというのは、この西尾張地方9市の中で唯一のまちですから、やっぱりこのことをきちんと見ていただいて、ぜひ市民に還元していただくこと。

ただ、こういう時代ですから、私の知り合いの中でもどんどん変化が起こっております。ある年金暮らしの御夫婦が障害者の兄弟と一緒に生活するというので、みんなで住めるところを探したら、菰野町はかなり安くて、こういう心配もないということで、ここ数年の間

に2世帯の方が、今の自分たちの収入の中で生活できる場所はどこだというのを探さざるを得ないような庶民にとっては深刻な状態ですよ。

ただ、働き盛り世代については、弥富はやっぱり通勤に便利だとか、通学に便利だとか、そういう意味では子育て支援がすぐれているとかという条件がありますので、こういうところを生かして、やはり今まで進めてきた支援を進めていく。

ただ、24年度は子供が減りましたよね。ゼロ歳児が40人近く減っていますから、今まではずうっとふえてきたのが減り始めて、深刻な庶民の暮らしになっている状態の中で、市政を担当していただく御苦勞をねぎらいながら、一層やっぱりこの議会の中で表明された立場を強めていただくことを強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。

再開を11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の方、ありますか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 那須英二議員。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二です。お願いします。

私は、追加提案でされた土地購入費や物件補償費についてお尋ねしたいと思います。

先ほど全協の中でも幾分か質問させていただきましたが、その中で確認という意味でも、再度繰り返しになる可能性もありますが、お答えいただきたいと思います。

まず1点目ですが、今までの経過の中で決まってきた、済んできた。ここの土地だけじゃなくて、もう少し拡張して、要は一回り大きい公舎をつくるために土地を買うことは決まってきたと言われるんですけども、じゃあいつ、どの時点でその土地購入をして、大きい庁舎をつくるということに決まったのか、ちょっと明確に時期のほうを言っていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

私どもは、検討委員会の結果を逐一議会のほうに御報告をさせていただいておまして、その段階において、敷地の部分については、既に地権者の方の、お持ちの方の土地を含んだ状況でお示しをさせていただいております。そうした経緯を含めて、最終的には第8回の検

討委員会の結果を全ておまとめしまして、議員の皆様にも提示をさせていただいております。

そうしたものの報告をさせていただき、お認めをいただいておりますので、私どもは、用地については、地権者の方のものを取り込んだ状況での計画をお認めいただいたものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 具体的に日付というか、月でもいいんですけども、要は基本構想を出された今年の11月、12月当たりのことを指しておられるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 一番最初の一般の方を含めた検討委員会がございまして、その中で隣の敷地を含めた中でやっていくということについては、たしかこの改築等特別委員会、議会の特別委員会をつくる前にお話をさせていただいたような記憶がございまして。

庁舎改築等特別委員会につきましては、去年の3月にスタートしておりますので、たしかその前の12月議会でお話をさせていただいたような記憶をしております。ですから、おととしの12月にまずそういった話をさせていただいて、正式には特別委員会の発足は24年3月ということですので、その時点では、もうその隣を含めてという中の計画で進めております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、おととしの12月ごろに、そういう土地購入を含めた上で一回り大きい庁舎をつくるということで検討委員会の中で話されて、結果そうなってきたという経過でございましたが、ところが、それから大幅に状況が変わってきているということがあります。

というのは、まず土地購入に関して、先ほど佐藤議員もおっしゃっていましたが、さまざまな土地購入における問題点が出てきたことと、あと合併推進債の期限が延びたことによって、そんなに今すぐにでもやっていかなければならないという状況が、少し時間が持てるようになったということがあります。

だからこそ私は、今さら戻ってと言われるかもしれませんが、少し戻って検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺に関しては見解はいかがでしょう。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 3・11東日本大震災、そういうような状況から、それぞれの地域の自治体の合併推進債が5年延長になったことは事実でございます。しかし、これは資金という状況の中では大変重要な問題ではありますが、私たちは、今現在の庁舎が、もう46年、47年経過し、いわゆる耐震性にもすぐれない、I s値で言うなら0.2、0.3の数字しかないということに対して、これは喫緊の課題だろうというふうに思っております。

もちろん合併推進債ということも大事です。それだけを上位項目に上げて、この庁舎を考  
えるということは、それは一方的であろうというふうに思っています。やはり、一日も早く  
市民の安心・安全を含めて司令塔となるべき庁舎をつくっていききたいというのが本意でござ  
います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私としましては、早急に新しい市庁舎で、市民の皆さんが防災の面  
においても安心して暮らしていけると。司令塔として發揮できる庁舎を一日でも早く建ててい  
ただきたいという願いからすれば、市長の言われることは納得できるものでございます。

だから、私としましては、2年も3年も延ばしてという話ではないんですが、ただ、今議  
会で、まだ借地問題、代替地の問題としてもなかなか解決していない状況で、今議会、要は  
26日までにどうしても決めなきゃならない問題なのかと。

この土地購入に関して、もうちょっとまとまった状況で県にも承認していただくことがベ  
ストではないかと思うので、今議会は、例えば継続審議として、もう少し私としては考えて  
いきたいと思っておりますけれども、逆に今議会でどうしても行っていきたいという理由を  
市民にもわかるように説明していただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 地権者における用地の取得の問題につきまして、いろいろ御議論があ  
るわけですが、私たちは、例えばAさんという状況の中におきましては、基本的な  
同面積の代替地をいただきたいということに対して、その評価額が違うということで、例え  
ば評価額が違って、市の条例の範囲の中であれば皆様方に御提案できて、そのままうっ  
といくわけですよ。それが6分の1以内の範囲ということが定めてあるわけですが、  
それができないから皆さんに、いわゆる同面積を要求されるものですから、地方自治法の  
237条において、こういった場合においては議会の議決が必要であると、範囲を超えている  
から議会の議決が必要であるということがあるものですから、今回の議会に定めさせてい  
ただきたい。

それは、いわゆる土地に対する単価が違うということに対する取得費を計上させていただ  
いておるわけですから、基本的には用地の売買という形になってくるわけですね。  
そういった形の中で、今現在あるわけです。

また、Bさんについても、先ほど来御説明させていただいているように、土地取得につい  
ての単価、そしてその金額ということについても出ているわけですから、そういった  
形の中で進めさせていただきたい。

また、先ほど佐藤議員のほうから、いわゆる物件補償の問題について詳細がないではない  
かというふうにおっしゃるわけですが、これは私が全協の中でも話をさせていただ

いたように、詳細について今まで議会のほうに説明したという例がございません、基本的には。だから、用地の単価だとかそういうことについては、私はちょっと間違いの答弁をしたかもしれませんが、基本的にはお示しをさせていただきながら購入してきているということでございます。

基本的には、その物件補償ということについては、大枠については皆様のほうにお示しをさせていただいているわけですが、1から10まで詳細についてお話をしているということにはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その部分においては、私としても納得できる部分もあるんですけども、そうではなくて、私が申し上げたいのは、仮に代替地ということで、今予定ではそういうふうには考えられていますよね。その想定が、例えば崩れてしまった。要するに代替地としては賛成できないよということで、仮に否決になった場合、この土地購入という計画は、一体どうしていくのかというのを想定しなければならないと思うんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いわゆるAさんにおける土地の購入の仕方が、同面積という形で評価が違うものに対する交渉事になるわけでございますけれども、それがあからこの議会にかけさせていただいておるんです。

だから、ここの議会で、例えば否決というような状況になったら、それは基本的には前に進まないだろうというふうにも思うわけでございます。

再度皆様方に御検討いただくようなことを、我々は提案をしていかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） はい、わかりました。

じゃあ、そういうことでございますので、私としても慎重に対応させていただきたいと思えます。

あともう1点、どうしても疑問が残っている部分を、どうしても今の隣地を購入しなければ建てられない。この庁舎が新しく今の規模で考えられていますから、建てられないという理由、日照権とかそういったのは伺ってきたんですけども、やはり市民が納得いく形で、理解できるような形で説明していただきたいんですが、再度よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今現在の庁舎におきましては、約6,000平米ぐらいの建物の面積になっておるわけでございますけれども、非常に使い勝手も悪い、あるいは他のフロア間との連

携ということについても、使い勝手が悪い状況もあるわけでございます。そうした形の中で、このような事業につきましては、私はこれから50年、60年のプロジェクト事業だろうと、非常に大きな事業だろうというふうに思っております。

そうした形の中で、市民の皆様にも、例えば駐車場の機能につきましても非常にふぐあいがある。100台ぐらいしかとめられないというような状況もあるわけでございます。そうした形の中で、使い勝手のいいということについて市民の皆様にも訴えていきたい。そしてまた、それぞれの機能という形の中で、市民が参加していただけるような庁舎にしていきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、この庁舎に来ると、例えばいろんな弥富市のことがわかる、あるいは新しく弥富に見えた人が、弥富ってこういうところなんだということを御理解いただけるようなものを、我々としては啓発していきたい。そういうようなことを含めて、新しい時代に即した、これからの時代に即した庁舎ということについて建設をしていきたいというふうに思っておりますので、そういったことをこれからいろんな機会に御説明させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういった交流スペースや、駐車場の観点からも広げる必要があるということでございましたが、例えば、今現状ございます保健センターに関しては、やはり老朽化も多少考えられるので改善していく必要はあると思うんですけれども、必ずしも庁舎に入れなきゃいけないというのは、私はないと思うんです。

だから、近い場所で保健センターだけ移動させるとか、仮に今ある場所で、もっと修繕していく上で老朽化対策をしていっても、私はいかなと思うんです。今ある保健センターの部分で、歴史資料館を移転させるということも伺っておりますけれども、別にわざわざ移転させなくても、あの場所でも歴史資料館は十分に賄えると私は判断しているんですけれども、そういった部分を含めて、どうしても保健センターを入れなきゃいけないとか、市民交流スペースということで、いろんな弥富市のことがわかるようなところをつくりたいということでございますけれども、それは別に市役所じゃなくても、そうした歴史資料館の中でも含めた形とか、そういったことで考えられて、何でもかんでも市役所の中に詰め込んでいかなきゃいけないというのは、やはり理解しがたいところになってきているので、そういった部分を含められて庁舎の縮減をしていただければ、逆に言えば土地購入なしで何とか建てられるんじゃないかということも想定できるんですけれども、その辺、市の見解はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今度の庁舎の基本計画におきましては、3階に保健センターを設置し

ていきたいというふうに思っておるわけでございます。これは、歴史民俗資料館が今の保健センター、いわゆる市民ホールの1階というような状況の中で持っていきたいということで、私は公共事業も大変重要だろうというふうに思っておりますけれども、やはり弥富市の、先ほども言いましたけれども、文化であるとか歴史であるとか、そういったものをもっと近く感じていただきたい。今の歴史資料館については、悪いと言っているわけじゃないんですけれども、利用勝手が悪いというふうに思っておるところでございます。

そうした形の中で、広く弥富市にお見えになった人、そしてまた、弥富の中で長年生活をしていただいている人に歴史民俗資料館をもっともっと弥富という形の中で啓発をしていきたい。そして、図書館の連動であるとか、さまざまな連動を含めて、市民ホールのほうに持っていくというようなことを考えさせていただいております。

そして、現在の歴史民俗資料館につきましては、いろんな形で応用できるだろうと、利用勝手もあるだろうというふうに思っております。まだ定めていないものですから、あれもこれもという形で案はありますけれども、お話をするわけにはまいりませんので、とにかく歴史資料館につきましても、公共事業と同じような大きな価値があるということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これ以上は繰り返しになってしまうので、深く行きませんが、ただ、市の方針として、今年度中にどうしても実施設計をしてこの先に進みたいということでございますけれども、先ほど佐藤議員や三宮議員もありましたけれども、さまざまな意見がまだ分かれている状況だと私は認識しております。

だから、こうした状況にあるので、やはりもっと時間をかけて慎重に審議していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 実施計画に移していくためには、もっと議論を尽くせということでございます。これは理解ができるところでございます。

しかし、今までも相当の時間をかけて議論を尽くしてまいりました。議会におきましても特別委員会ということを設置していただき、多くの議員の皆様にも協議をしていただいたところでございます。

私は一定の方向が出たのではないかなと思っております。そういう状況の中において、例えば今から実施設計に移り、庁舎の建設をしていくという状況においても、私たちは平成29年になるだろうというようなことを考えておるわけでございます。

そうした状況の中において、先ほども言いましたけれども、東日本大震災という状況の中で喫緊の課題は、やはり庁舎という形の中で市民の皆様への安心・安全を確保していきたいと

ということでございますので、一日も早くということはそういう意味でもございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 一日も早くというのはわかるんですけども、私としてもこれを1年も2年も3年も延ばせとは言わないですから、この追加提案に関しては、あす付託される予定で今想定されておりますけれども、きょう、あすというか、今議会ではなくて、もう少しだけ時間をいただきたいと思っているんですけども、1年2年のスパンじゃなくて、数カ月の単位でも構いませんので、もう少しだけ時間をいただけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きょう、私たちは補正予算を提案させていただきました。いわゆる土地取得費、あるいは物件補償費という状況の中での補正予算を提案させていただいたところでございます。これは、委員会のほうにおいて協議をしていただき、御承認いただきたいというふうに思っております。また、全体的な本会議の中で御承認いただきたいという状況でございます。

こういう状況の中でやってまいりましたので、また繰り返しもとに戻って協議をするということは基本的には考えておりませんし、また議会の皆さんについても、大勢の方はそのように理解をしていただいているというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういったことで、今市長のほうから言われましたが、私としては、まだ十分に納得したわけではないということをお伝えさせていただいて、質問のほうは終わらせていただきます。

○15番（佐藤 博君） 議長、関連質問。今の那須議員の質問に対して、市長の答弁について訂正をせないかんところがありますから、関連質問をしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） はい、許します。

佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

私、非常に市長の答弁が間違っておると思うんです。ということは、例えば、今、那須議員の答弁の中で、今まで詳細なものは示したことがないという答弁です。逆に言うと、今までそんな用地がまとまっていないのに予算を立てたことはないんだ。これを間違えてはいかん、いいですか。

用地がまとまっているから、こうこうこういうものでこんなけの金額でこうですとって、きちっと示しておるからみんな賛成をしてくれておるんですよ。今回は、用地がまとまってお

らんのにどんどん進んでいっちゃって、例えば用地交渉の中身がわからん、私たちは。だから、賛成できるのか、反対できるのか。これはお互いにできんと思うんですよ。わからんものは賛成も反対もできんです。

だから、今までと違ったことが今回起こっておるとというのが、今言った事業の進め方の手順が間違っておったということを私はさっき指摘したんです。だから、今の答弁、今までそういうことがなかったから、今回は詳細はいろいろプライバシーの問題ということになるのか知らんけれども、できませんという、そんなことは間違っておるんですよ。今までは、きちっと用地がまとまって、こんなけの金額ですということで、若干の誤差はありますよ、端数を切ったり。ところが、そういうことで予算を提案しておるんです。

今回は全くそういうことが示されずに、今のぱっと出して、細かい詳細は説明できませんといったら、例えば今の土地がどうなるのか。あるいは、物件補償費が妥当であるのか、詳細が何にもわからんのに議決だけせよとって、そんなことはできません。この点は、市長、間違えたらいかんですよ。手順が間違っておったということが原因なんですよ、今回。そういうことだけはっきりと私は訂正をしてもらいたい、こういうふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 確かにAさん、Bさんという形の中で土地取得に対する基本的な合意は得られておりません。しかし、基本的な形の中では、代替地という形、あるいは買収という形の中においては、今までも議会の皆様方には御報告をしてきたつもりでございます。

そうした形の中で、Aさんのほうの用地がまとまっていないということは、先ほども言いましたように、ある意味では特例という状況の中で、いわゆる弥富市の条例では解決できないから議会で皆様に諮っているわけでございます。用地がそういった状況の中において、まとまっていないといえども、基本的な過程の中で御説明させていただき、今回でこういう状況にあるということについては、前提としてはもうお話しさせていただいております。

評価額が違う土地の、いわゆる同面積交換という条件の中において、これは条例の範囲でできない。だから、地方自治法の範囲の中で議会のほうの議決をいただきたい。そういうことで、これがよしとするならば、私は土地の取得、売買ということは成立するというところでお話をさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

基本的にやり方が間違っておったということをまず考えないかんですよ。例えば、今回この1億530万か、これはどういう形で出てきたかということが、我々はわからんのに、議決だけしてくれとって、しようがないんですよ。

だから、今まではそういうことがなく、きちっとまとまったものが提案されてきておるから、これは妥当であるかどうかということの判断をして議決をしてきておるといことですか。

そういうところの間違いを市長がきちっとしないで、今のこれで1億530万を認めてくれといったって、私はその1億530万の根拠がどういうところからこういうものが出来たのか、これが高いのか安いのか、妥当であるかどうか、こういうことを判断する資料を出してもらわんことには、賛成も反対もできませんよ。

ただ、条例上からいって、この今の土地の問題が28%ということでオーバーしておるから議会の議決が要するというだけでは、そんなことは議決のしようがないと思うんですよ。まず根本的な考え方の間違い、手順の間違いがあるということだけはしっかりしておいてもらわないかん。私は別に反対のために反対はしておりません。この点が、市長のほうきちっと整理をしなきゃやりようがない。だから、私は資料を出してくれと。資料を出さずに進めていくということだったら、私は賛成はできませんから、反対をする。強行するならば、これは予算の執行差しどめをやらざるを得んということなんです。わかりますか、その点。これが理解できなきゃ、幾ら市長と議論しておったってかみ合いませんよ。市長、どうですか。

○議長（佐藤高君） 関連質問は10分とします。

大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 土地取得と物件補償と2つあるわけでありまして、土地取得に関しましては、先ほど全協でも単価を申し上げたとおりです。たまたま地方自治法の237条の第2項を使うというのが、いわゆる減額して譲渡をするということになりますので、議会の議決が要するというので進めさせていただこうという考えであります。

ですから、この減額して譲渡するという点について議会でお認めがいただければ、これは土地の取得は成立しないというふうに考えております。

それと、物件補償につきましては、全協でも言いましたように3件ございまして、今回言いましたように、執行できる見込みは時間的にはないということでございますし、今詳細をお示ししてまいりますと、それぞれひとり歩きしてしまうと。実際には来年度、新年度で予算を計上したのを執行していくということになるというふうに考えておりますので、それぞれ建物だとか、動産だとか、移転補償費とか、それぞれ名称はございますけれども、それぞれの3件の方のトータルという総額の中で現在は出させていただきます。そういった御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ここで同じことを何回も議論しておったって始まりませんので、申し上げますが、手順が違っておったことが、結局こういう問題になったということをおまず第

一番に知ってもらわないかんということ。

それと、例えば1億530万というのは、きちっと出ておるんだから市民にも公表できるわけですよ。ところが、それが妥当かどうかということが、我々は判断ができんのに、賛成だけせよ、賛成だけせよと言ったって、賛成のしようがないと、それだけのことで、いいですか。

だから、補正予算として出されておるのは、実行予算に近いものでなけりゃいかんということです。余りにも私の考え方から、あるいは市民の見方からいうとかけ離れておるものだから、きちっとせないかんよということです。

同じことを繰り返しておっても、壊れたテープレコーダーの回転と一緒になるからやめませんが、これは間違ったら、結局ますます混乱をして、今のいつまでたっても片がつきませんということだけ申し上げておきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹



平成25年6月26日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |
|-----|------|-----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 |
| 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 | 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 | 監査委員<br>局長       | 松川保博 |
| 財政課長             | 石田裕幸 | 秘書企画課長           | 山口精宏 |
| 税務課長             | 伊藤好彦 | 収納課長             | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  | 十四山支所長           | 花井明弘 |
| 保険年金課長           | 平野宗治 | 環境課長             | 鈴木浩二 |

|                |       |        |       |
|----------------|-------|--------|-------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 佐野 隆  | 児童課長   | 渡辺 秀樹 |
| 農政課長           | 半田 安利 | 土木課長   | 橋村 正則 |
| 都市計画課長         | 竹川 彰  | 学校教育課長 | 立松 則明 |
| 図書館長           | 奥田 和彦 |        |       |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書記 | 佐野 智雄 |
| 書記     | 浅野 克教 |    |       |

6. 議事日程

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2 | 議案第36号 弥富市税条例の一部改正について                      |
| 日程第3 | 議案第37号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について         |
| 日程第4 | 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                |
| 日程第5 | 議案第39号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第40号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）               |
| 日程第7 | 議案第41号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）               |
| 日程第8 | 閉会中の継続審査について                                |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 36 号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第 37 号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 38 号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第 39 号 弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 40 号 平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 41 号 平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第 36 号から日程第 7、議案第 41 号まで、以上 6 件を一括議題とします。

本案 6 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会は 6 月 20 日 10 時より開催をいたしまして、委員全員、委員外 4 名、傍聴者 4 名の出席のもとで、市側よりは市長、副市長、関係部課長が出席をし、その中で議案第 36 号弥富市税条例の一部改正、議案第 37 号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正、議案第 40 号平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 41 号平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）、4 件について審査をいたしましたので、その審査結果の内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第 36 号、議案第 37 号につきまして、2 件を一括審査を行いました。

その結果、税条例の中では特に起債に係る倉庫の減税対応するという事の中で、どのような条件をその対象にするかという質問がございました。税務課長から、名古屋港付近の税に対するそれぞれ倉庫の対応であって、個人の倉庫の備蓄に対してはこの適用がないという説明があり、それぞれ質疑はそれで終結し、討論を行いました。2 件は全員賛成ということで、審査を終えましたことを御報告申し上げます。

さらに、続きまして議案第 40 号平成 25 年度弥富市一般会計補正予算の審査でございます。

それぞれその内容について、財政課長からは、地域の元気臨時交付金についての国よりの交付限度額の内容が通知がされたので補正予算として上げましたという内容、さらに税務課長からは、土地管理システム構築業務委託料、今回、緊急雇用創出事業基金事業用補助金といったしまして、失業者の雇用を目的に、土地課税資料と登記事項要約書との照合及びデータベースの作成及び税務通知データを管理するためのシステム構築を行う委託業務としての土地管理システム構築業務委託料という予算を計上いたしましたという説明がそれぞれございまして、審査をいたしました。

委員からの質疑はなしで、討論なし、さらに採決をいたしましたところ、全員賛成ということで審査を終えました。

さらに、議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）の関係であります、本会議場の内容についても説明がされました。さらに、この提案に当たりまして、市長から、議案第41号の内容については、庁舎の検討委員会、さらには議会の庁舎改築特別委員会などの設置をして、今日まで庁舎建設に対してさまざまな意見を集約し、その必要性という状況の中で議論がされ、さらには3・11の状況の中で、今日私ども弥富市の庁舎の建てかえ問題、建築等の課題がありますという状況の中で、この庁舎についてI s値0.3という低い数値であり、今後予想される南海トラフ大地震のような状況において、庁舎が災害本部の司令塔としてその役割が果たせるかということが、市民の皆様、そして多くの関係者の方から危惧をいただいている。そのような状況の中で、市長としては市民の安心・安全を確保するという事を緊急の課題だと思っています。また、市民の皆様からは、使い勝手のよい、また気軽に落ちついて御相談ができる庁舎窓口の改善を進めていきたいということ、そのような設計をもとに、多面的な機能をしっかりと将来に向けてつくっていくという説明があり、それぞれその状況の中で、さらにはこの建物については無理のない、言うならば華やかでないシンプルな計画で、より効果的なそれぞれの庁舎を建てていきたいと、こういう説明がございました。

私どもも、それぞれその内容を受け委員会で質疑をしてみました、その内容について、委員の皆さんからの内容であります、まずは、市側からも説明がありましたが、予算が非常に高過ぎるのではないかとという質疑もあったわけですが、専門の鑑定士が鑑定したということであるのか。市の公共事業の場合、積算基準に則したものであって、市側として言われるほど過大なものではないということを考えているのかという内容であります。総務課長からは、鑑定の方法は愛知県等の基準に全てのとったもので、市の鑑定業者については入札によって選定し、補償業務の積算に関しては全て基準を満たしたものとして報告を受けているという答弁でありました。

さらには、質問者からは、市長の説明の中で、プライバシーの問題等の説明があったが、

こういう予算等については、執行前については総務課長の説明があったことが考えられるが、今の情報公開制度によって、事後に個人名義を特定しない範囲で情報公開の請求があれば当然開示される問題となってくると思われるが、そのことについてはどのように考えるのかという質問であります。市長として、そのような状況になりましたら、行政機関としてもしっかりと検討をしたいという答弁であります。

さらには、委員の中から、個々の案件については問題があるが、一般論として、こういうものについては原則としてどういうふうに対応をするのかという質問であります。総務課長からは、一般論については、この鑑定価格について取得予定価格の算出根拠であるとともに、取得金の上限を隠すものである。したがって、鑑定書となる取得金の間に乖離がある場合もある。次に、地権者が鑑定書価格を知り、主観的に上限を考えているといった取得金額の鑑定額との乖離があることが明らかになった場合は、地権者との信頼関係を損なわれないことを十分予測され、次に、地権者はできるだけ有利な条件で売却しようとするところから、売却価格のつり上げももろみ、市に対し鑑定評価額を明らかにすることを要求し、それが得られるまで用地交渉に応じないというような態度に出ることも予想される。

次に、同様の影響が今後市が行う他の用地取得事業にも及ぶことが予想されることでもあると。情報公開によって鑑定評価額と取得価格との間に乖離があることを知った地権者が、市に対し鑑定評価額を明らかにすることを要求し、それが受け入れられない場合は用地交渉に応じないという態度に出ることも予想され、用地交渉に著しく難航し、円滑な用地取得の執行に重大な支障が生じるおそれがあるということから、他市の事例を参考にすると、鑑定評価を開示することにより市の用地取得業務全般に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示としている市の事例もあるので、本市もこのことを参考にして今後も対応をしていきたいという答弁でございます。

さらに委員からは、事前はそういうことだが、事後についての公開はできないということですかという質問であります。答弁として、関係者が何百人とお見えになるときは公表があると思います。今回のケースは3人ということなので、相手の特定ができてしまうおそれがあり、個人情報が増えるという状態になる可能性があるため開示できないんじゃないかと考えています。今回のこのケースは非常に狭い範囲、関係者が少ないので、金額が特定できてしまう可能性がある。これは個人情報の公開になってしまうと思われるので、少し難しい点があるという答弁であります。

さらに委員からは、昨日の全員協議会で、市側より物件補償の開示は過去に行っていないという答弁があったが、これについて説明を伺いたいという質問であります。市側より、過去の職員や資料等を確認してきたが、県及び近隣市町村を含め多くが非公開で進められている。本市においても、過去にこのような事例はなかったとは思いうという説明であります。

さらに委員からは、今回の事案ですが、弥富市の情報公開条例、行政の情報公開を原則とするとなっているが、全部公開してしまうと個人のプライバシーの問題に係ってくるということで、市側としてはその部分を重要視し公開できないという答弁として理解していいですかという質問であります。市側として、そのとおりである。ある議員より、その内容について、我々は聞く権利がある、市民も聞く権利があるのではということでしたが、我々は個人情報を守る義務があります。今回の例は、私は守る義務があると思っている。これらの個人情報の公開については非公開とさせていただきますという答弁であります。

委員からの質問、この鑑定をとっているのは1社だけなのか、それとも数社で行ったのかという質問でございます。市側からは、判定の業者ですが、1社から判定をとって、それを積算としています。入札については、物件補償積算業務に関してこの資格を持った業者から、そのうち市の基準に沿って4社を指名競争入札し、そのうち一番価格が安かった業者と契約し、鑑定を依頼いたしましたという答弁であります。

以上、申し上げましたように、質疑はその内容であります。質疑は打ち切り討論に入りまして、反対の討論として、市側が努力をして準備していることは評価できるが、将来負担について国や地方は大幅にふえている。この国の対応について信頼できない状況になってきている。また、時代に対応していくためには、市としての将来に向けた判断が求められている問題もあり、この全体の計画の将来見込みについては、本件については同意がしがたいと、できないという反対の討論でありました。

賛成討論者からは、緊急性があり、早く予算を通して災害の対策本部ができている施設をつくらなければならないということであり、私は賛成する。さらに賛成討論者、今弥富市の一番求められているのが、行政の司令塔をしっかりとしたものになければならない。それが庁舎の改築であると常々私は考えている。財政の問題もいろいろあるが、国の支援がある期間内に利用して、うまく財政を立てていくように進めていく。マイナスゼロメートル地帯であるので、地震、風水害においてはきちんとした庁舎が今求められている。I s値が3以下という本庁舎において、一刻も早く改築することが私は賛成をするということであります。

さらに委員からは、老朽化した庁舎については、住民の皆さんからも信頼をいただいている。華美でなくシンプルで市民に使い勝手のよい市役所、また安全であることが第一で、そうした予算を立てていくことが大切であり、私は賛成をするという内容であります。

さらに委員からは、鑑定についても十分精査されていて、庁舎について、早急に庁舎の建てかえを賛成するという賛成討論がございまして、それぞれ討論を終結し、審査をいたしましたところ、賛成多数ということで審査を終えましたので御報告を申し上げます。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いをいたします。

○建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済から報告させていただきます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算の1件であります。

本委員会は、去る6月21日に、委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算について、農政課長より、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、農業用機械や施設の導入などを行う場合の経費を支援する経営体育成支援事業補正補助金など、土木課長より道路改良工事請負費、交通安全施設整備工事請負費の説明を受けました。

議員より、農業の機械に対する補助金を出し、振興のため市側も努力をしているが、その後はどのようにしているのか。例えば、補助金を出したままなのか、それとも機械の管理、減価償却などに対し指導をしているのかなどの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め4件です。

本委員会は、去る6月24日に、委員全員と委員外4名の出席により開催されました。審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、及び議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員より、条例改正前は50%軽減されていた。今回の軽減措置は、市民から見れば上がってしまうと思うがどうかとの質問に対し、市側より、今回この条例を出さないと100%の課税になってしまい、市民に負担がかかってしまうとの回答がありました。

討論では、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、国民や市民の負担がふえることに対し今の市の状況は理解できるが、さらに頑張ってくださいことに期待し反対との討論がありました。

議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

議案第39号弥富市介護保険条例及び弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第40号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、及び議案第41号平成

25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、生活扶助基準見直しに伴うソフトウェア改修及びデータ移行作業に伴う生活保護システム改修委託料、県教育委員会より委託を受けた桜小学校で実施する事業で道徳、雇用創出事業基金事業費補助金、風疹ワクチン接種緊急促進事業補助金などの説明がありました。

その後、委員より、市内では生活保護を受給しながら労働意欲がないとか、無駄遣いしているとか、何か問題があるか等の質問がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

それでは、私は補正予算第2号について、伊藤総務委員長に質問をさせていただきたいと思うのであります。

新庁舎建設事業のうち、土地購入費1億1,620万円及び物件移転補償金1億530万円について、総務委員会は賛成多数で委員会議決をされたとの総務委員長の報告がありました。総務委員会での審査をまめられた伊藤委員長に、予算額の妥当性と具体的な審査状況等を尋ねたいと思うわけでありますが、おおむね今いろいろと審査状況は説明報告がありました。

しかし、私はここでもう少し深めたいと思いますのは、大変今回のこの問題は市民感覚から考えても疑問のある問題でありますので、私は重ねて質問したいと思います。

伊藤委員長は日ごろから大変見識の高い方であり、経験も豊かであり、私は尊敬をしております。今、るる御説明もいただきましたが、事前に私が総務委員長への質問の要旨をお渡ししておきましたので、それに沿った形で説明がいただけたと思っております。しかしながら、私たちはこの庁舎建設の必要性、緊急性については誰も疑う人はいないと思っております。したがって、この問題については、私は当初から賛成をしてまいったわけであります。

しかし問題は、手順の問題、こういうことから多額な上積みと申しますか、こういうことが起こっておること、これは非常に疑問が残っておる。例えば、今の氏名とか内容は今まで報告をした、あるいはまた公開をした事例はないということでありますが、当然そうだったと思っておりますが、こんな一見して疑問が出るようなやり方をやったということに、私は大変問題を感じておるのであります。

したがって、るるこの前も申し上げてきたわけでありますけれども、言うまでもなく、今

回のこの問題は、市民に基本設計図まで行き渡っており、無関心の市民も多い反面、過去に用地買収に協力したことがあったり、行政運営に対して関心を持って経過を見詰めている市民もたくさんあり、議会としても全ての市民に対して公正に説明責任を果たすべく重要な問題と考えておりますので、質問をしたいと思うのであります。

私は反対のための反対をしたり、へ理屈を並べて質問したり、意見を述べたりしているのでは決してありません。弥富市のために、市民の感覚を重視して、全て常識に基づいて、どなたに聞いていただいても正当論であると確信を持って、私は適正な行政運営を求めるために議論を深めたいと思っております。

そこで、伊藤委員長にまず最初に質問いたしますのは、19日、市長の提案理由の説明を受けて私は質問をいたしましたので、この質問内容を真面目に聞いていただいていた方なら誰でも御理解いただけたと思っております。

今回、この土地取得に対して、鑑定価格においても今までに例のない異常な28%という高額な上積みをした、また代替用地を提供しなければならなかったと、こういう交渉経過についてどのように総務委員会は御判断をされたのか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤博議員の質問にお答えをいたします。

一般競争入札4社と、あわせて最低価格ということの中で、それぞれ質疑がありましたように、情報公開、個人のプライバシー等を含むそのことを委員の皆さん方が判断されながら質疑をされ、その結果、審査報告結果になったことであります。

ですから、それぞれ一般競争入札をされ、この手順には間違いがないというふうに委員長としては判断をいたしました。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が申し上げておるのは、まず最初に、これは議会でもいろいろと出てきたのは、名前を出すといかんということだから、Aさん、Bさんでいきたいと思いますが、Aさんの場合には、この設計ができ上がってから交渉を始めたがために、多額な要求がされたと、こういうことであります。

例えば、最初には1坪50万円とか、あるいは借地であるなら月1坪1,500円とか、あるいは今回は今の同面積の土地を産業会館のところで欲しいと、こういうようなことになったわけで、その最後のところへ来たわけであります。

こういうような交渉、もし私が担当者であるとするならば、お断りをして、もうここは取得はしないと恐らく決めておったと思えます。

しかし、それに応じざるを得なかったという経過が妥当であったかどうかということをお

は尋ねておるのでありますので、総務委員会はどのように御判断をされたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） そういう乖離が生まれないということについての努力をすることより、それぞれの情勢判断はなかったと思っています。委員の皆さん方からは、今、佐藤議員が過日から言われている手順等、金額等については、総体的な大筋の金額はいわゆる提案がされている説明があるが、具体的な内容まではあってないと、こういう状況であります。

ですから、佐藤議員がおっしゃる、その辺をどういう議論があったのかというお話ですけども、その部分ではそれぞれ市側の対応と議員の質疑の内容を申し上げたということでございますので。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 問題はここなんです、一番大きな問題は。いいですか。

私が申し上げておるのは、これは議会でも報告があったように、鑑定価格では平米7万1,000円、市の所有地は9万1,000円。鑑定評価で、同面積で交換をしても28%の差があると。したがって、そのために規制外の今の価格といいますか、差があるがために議会の議決がどうしても必要だと、こういうことは御承知のとおりだと思うんです。こういうような要求をのまなきゃならんようになった経過というのは、これはやっぱり私はしっかりと市民にも明らかにしていかなければ、この問題の解決には至らないと思うんです。

例えば、今まででも用地買収に応じられた方や、いろいろ家屋補償や何かもありますけれども、こんな28%、ただこれだけです。こんな上積みをした代替用地を出してまでやらなきゃいかんというようなことは過去に例がなかったと思うんです。

だから、例えば今までに中身の開示は例がないということですが、こんな大きな問題は起こってないから私は例がなかったと思うんです。こんな大きな格差が出たから、私はこれからきちっと開示を求めなきゃいかんと、そういうことに至ったわけであります。それがひいては次の問題にも絡んでいくわけでありますので、その点を私は総務委員会ほどの程度真剣に本質論を議論されたかということが知りたいということであります。決して、伊藤委員長に無理なことを申し上げておるつもりはありませんが、この点が一番大事な問題なんです。

だから、私はこの前のこの提案がありましたその直後にも、この問題は当局にただしてきたわけであります。伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） お答え申し上げます。

先ほどのいわゆる1.28という数、それぞれ県なり他市なり、そういう状況を含んで総務委

員会で説明があったわけですね、本会議でもありましたように。それぞれその状況の中で、今後の財政等についても、華美でなくて質的な今後は努力をする、それぞれそんな状況なども含みながら、総合的に委員会の皆さんは判断をされたというふうに私は集約の立場で、質疑がなくなって討論をした結果、賛成があったというふうに御理解いただきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この前、私が提案されたときの直後に質問したやつをきちっと聞いていただいて、そしてまた議事録等を読んでいただくと一番おわかりになると思うんですけども、まず普通、常識的なやり方でいけば、土地を完全に確保できるような状態にしておいてから事業にかかるというのは、これはもう原則論なんです。そこが逆でありますから、それは地主さんたちは、もうあらゆる要望がかなえられるように要求されるだろうと、こんな当たり前のことです。

その点が今回は大きな問題点であって、このために弥富は市民の貴重な税金を多額に消費することになるわけなんです。しかも、貴重な得がたい土地を交換地として出さざるを得んようになったと、こういうところの本質論を私はもう少し真剣に考えていかないと、この点を市民に理解していただくことは大変困難なことだと思います。伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤議員も御存じのように、それぞれ補正を組んで、早期にこの庁舎建てかえの問題について経過があるわけですね。

それで、それぞれの議員がそれぞれの判断をし、総務委員会で委員としての議論を私はしていただいておるというふうに、委員長としては思っています。

ですから、経過の流れの中では、建設委員会なり庁舎特別委員会等議論を深めながら、今日それぞれこの集約をされた委員の皆さんの意向が含まれて、きょう結果報告というように、相対的には私委員長としては判断をしていますし、委員会としてはそういう結論であったというふうに御理解がいただきたい。

今後は、市側としても努力することは、華美にならない、市民に親しまれる庁舎をやっつけようということ再度確認しているわけですので、その点だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） くだいようですけど、これは大変大事な問題なんです。

私は、こういうような高額な上積みをしなきゃいかんということが1つ。2つ目は、市の貴重な財産であるこの土地を交換地に出さざるを得んというこの問題に、私は大変危惧を感じ

じておるわけです。

委員長を責めるつもりは毛頭ありませんから、その点は御理解をいただいて、私のしっかりとした質問にできる限りお答えをいただきたいと思うわけです。それがどうしても理解ができませんから、私は初めから反対をしてきたわけです。これをまず皆さん方に御理解をいただきたいと思います。

それから物件補償費、これもそれに準じたような形で行われたと言わざるを得んのです、はっきり言って。

その一つの例を申し上げますと、例えば一般市民感情から申し上げるとどうということかという、株式会社石田技術コンサルタンツが鑑定したということであります。恐らく県は一定の基準があるわけです。ただ、基準がありますけれども、その採用方法は、例えばこのものをどのように捉えるかというのは、これはコンサルタントの捉え方の問題があるんです。例えば、価格だとかそういうやつについては規定があります。これは私はもうよく知っております。

ですから、今まででもその鑑定の捉え方、例えばこのコンサルタント4社に入札をしたといっても、これでも今の金額の高いところと安いところがあつて、安いところが請け負ったということになるわけです、はっきり申し上げて。

ところが、そのコンサルタントも慎重にやったとは私思いますけれども、しかし、今申し上げたように捉え方はいろいろあります。私はあえて申し上げますと、あの2件の建物も、私は今のあのもので新品で今の評価をされておると思うんです。それで正しいと思うんです。ただ、中身がいろいろ問題はあると思います。建物でも、杉の木で行われておるものと、それからヒノキで行われておるものとはやっぱり評価の価格が違ってきますからね。そういうような捉え方はいろいろあります。

ですから、一概に私はどれが正しくてどれが間違っておるかということはいえません。ただ言えることは、あの物件補償費が1億を超えておると、こういうことですね。一部、隣のAさんのところのフェンス等だということは聞いておりますけれども、この1億を超えるのはBさんの家屋移転等ですね。お示しをしたように、私は私なりに解体費用から全てを計算してもらって持っています。開示するものではありません。だから、私はあえて言いますのは、市民感覚からすると、あれに1億かかると。

今日の出小学校が見積額が28億500万ですか。それで28億が予定価格でしたけれども、最低制限価格が2段になっておって62.5%ということで、あの日の出小学校の校舎が、消費税から全部合わせたって19億にはなっていない。追加工事を含めても19億にはなっていないんです。あの学校と、例えばこの補償費とをぱっと見比べた市民からいうと、どういうすごい高い補償費だと、こんなことは誰でも思うんです。私も思っています。

だから日の出が、これが標準とは私は言いませんよ、これはもうむちゃくちゃ安いんですから。ところが、そういうような感覚であるがために、私は申し上げてきたのは、今の内容をできるだけ開示してもらいたいと、こういうことを申し上げてきたんだけど、先ほど来の答弁もありましたように、事例がないということとプライバシーの問題だということで開示をされない。開示をされないんならされないでいいけれども、これはお互いにみんなが見積もって見て、どうだったかという判断をするより方法がないんです。そういう市民感覚というものをどういうように捉えていくかというのは、これ大事な問題なんです。

私は、今回は積算方法の正確性をしっかりと見たいとは思ってきましたけれども、なかなか委員会もそういう内容は市側の要望を了承されたようなことで、開示しないということになってますから無理に私は言いませんけれども、そういう疑問が残ったということだけは事実であるということは、皆さん方、これは了解をしていただきたいと思います。誰が考えても同じことだと思うんです。

そこで、総務委員は、伊藤正信委員長初め横井昌明副委員長、武田正樹副議長、炭竈ふく代監査委員、三宮十五郎議員、平野広行議員の6名で審議されたわけでありますが、私は全て見識のある方ばかりで、弥富市にとっては良識的な議論をされたとは私は信じたいのであります。

しかし、三宮議員を除いてみんな賛成をされたということでありますが、それぞれ一人一人の見解とか判断というのは違うにしても、これはやっぱり市民にきちっと説明をしていくことは重要な問題だと思っております。だから、この皆さん方がどのようにして個々の方が判断をされたか、そこまで聞こうとは思いませんけれども、市民感覚の上に立って皆さん方が本当に本質論的なことから議論をされたかどうかということについては、私は極めて疑問を感じておるんですけれども、委員長は恐らくそんなぐあいには解釈ができんと思うんですね。そう思うんです。

だから、私が申し上げたいのは、もう一遍そういう点の本質的なものをきちっとして、そして理解をしていただくために市民にも説明をする、そういう機会を設けてもいいんじゃないかと。ですから、きょうここで即議決をするのではなくて、継続審議にして、そしてできるだけ早い時点でそういうタウンミーティング等、市側と議会側と両方が共催でもって、そして市民の感覚を捉えた上で方向性をきちっと決めていったほうが、より円満ではなかろうかと、こういうように私は考えてきたわけであります。

特に申し上げたのは、今まででも特定の方が特定の利益を得るというようなことをやりますと今後に影響するということをおは何回も申し上げてきたはずなんです。ですから、そういうような観点から、一遍私はどうしてもそういうような市民の皆さん方にできるだけ、来られる人と来られん人とありますからいいですが、一遍タウンミーティングをやって説明し、

そして市民の方の意見を伺ったらどうかと。本来から言うならば、このような市民全体の損益にかかわるような問題については、当然市民の意向調査が必要であると私は思うんです。

市民の大半は、新庁舎が建設される予定であることは知っておると思います。当然知っております。しかし、この一部の用地取得について、このような問題が起こっておるということは、知っておる人はまず少ないと思うんです。このまんまで進めば、結局、疑問、不信ということが残るわけでありますから、私はそういうようなことで一度、本日は継続にさせていただいて、できるだけ早いうちにそういうような市民に説明をする機会のタウンミーティングを開いて、そしてそこで意見を聞いて次に議会側がきちっと議論をして決めていく、これが一番早い近道ではないかなあというように思うわけなんです、伊藤委員長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務委員長。

○総務委員長（伊藤正信君） 佐藤議員にお答え申し上げますが、議事進行の関係は議運でも議論がされていることだと思いますし、総務委員会は総務委員会としてきちっとそれぞれ審査をしていただいた。委員長報告として、佐藤議員が言われるそれぞれの状況というのは、今後の課題は課題として、議会の取り扱いということで御理解をいただきたい。

私は総務委員長の立場で御報告を申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 要するに、私が申し上げたいのは、総務委員会で今私が申し上げたようなことがきちっと本質論から審議がされたかどうかということ、ここを申し上げておるんです。

ですから、私は総務委員会が誠意を持ってやられたとは思いますが、本質的なものの部分が欠けておると思うんです。だから、こんだけのものになったということだけから始まっておるわけですね、それが妥当であるかどうかということで。ですから、私は総務委員長の個人的な見解も今尋ねたわけですが、私はきょう議会運営委員会では、そういうことをやるべきじゃないかと、こういうことを申し上げたけれども、議長はともかくきょう採決をすると、こういうことでありますので、そういうような方法で進むとやっぱり禍根が残ると。私たちが市民の立場に立って今後対応を考えなきゃならんと、こういうことであります。

これはやっぱり疑問と不信が残るということです。そうすると、皆さん方がいつも言っておられるのは、常にガラス張りの市政を強調しておられるわけです。ガラス張りの市政であるならば、むしろそういうように、こういう問題が起こっておることは市民の理解をいただくためにタウンミーティング等を開いて、そしてきちっと説明し、市民の意見も伺った上できちっと議会としては対応することが一番私はいいと思うんです。

ですから、私は委員長の今の考え方、議論をされてきた中身は私は私なりに理解していま

すが、しかし、対応としては私は議会運営委員長の立場もありましたからこういうことを申し上げたけれども、議長はそういうようなんです。

ですから、私はあえて申し上げるならば、きょうは継続議会にさせていただいて、できるだけ早いうちに、この件だけは継続審議にさせていただいて、7月にでも臨時議会を開いて方向を議決していくと、こういうようにさせていただくことを提案申し上げたいと思うわけであり  
ます。

強行採決というような形になると後に禍根を残すということだけを申し上げて、私は伊藤委員長に対しての質問は終わらせていただきます。以上です。御苦労さんでした。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入りますが、討論に入る前に暫時休憩とします。再開を3時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時56分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

まず那須英二議員、お願いをします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二でございます。

私は日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、弥富市の健康保険税条例の一部改正案と平成25年度一般補正予算の第2号に関する予算について、反対の討論をさせていただきます。

まず国民健康保険税の件につきましては、今国民健康保険税やその他の医療機関の社会保険制度の一部として高齢者に対する老人保健制度が以前行われておりましたけれども、後期高齢者医療制度の導入によってそれが分断され、所得のない人にも新しい負担を強いるということで、過大なそういった部分においての財政負担の軽減措置が生まれておまして、それが5年間50%ということでした。

ところが今回、それを経過することに当たって、今までの50%が結局負担としては25%増加といった部分になるということで、やはりこれについては結局、国民、市民の負担が大きくなるということで、私としてはやはりこの制度の改悪に対して賛成できるところではないことをお伝えしたいと思っております。

後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書なども市議会で可決しておまして、これも政府等にも送っております。そういった経過もございますので、ぜひともそういった

部分においても、やはり賛成できるものではないということでお伝えしたいということです。

そして、一般会計補正予算第2号においては、庁舎の全面改築、1万平方メートルの延べ床面積、これが総額53億1,700万円と。そのうち約44億5,000万円を借金によって賄っていくという計画でございます。それに着手するための補正予算が今出されておるわけですが、入札等による大幅な事業費の縮減が今かなり困難な状況のもとで、過大な、次世代、今後の未来の世代に対しての負担を残さないためにも、やはり計画の見直しを私ども市議団は要請してまいりました。私の今回の質問でも、そういうふうに行わせていただきました。

それに対して、市長の答弁としては、華美なものをつくらない、身の丈にあったものにしていくと。借金の元利返済分の40%ほどは国の財政支援が今では受けられるということで、一日も早く着手したいということでもございました。

しかし、この基本的なこれまでの事業計画、要するに総額のこの53億1,700万円はこのまま行くというような方向で明らかにしております。市長は昨年、中期財政計画として5年間の計画を発表いたしまして、今後の財源の不足が心配されるということで、国・県水準を上回る住民サービスの見直し、または都市計画税の導入を考えていきたいということで表明されております。その後、今6月議会の私の質問に対して、改めて弥富の福祉は後退させないという立場をしっかりと表明され、都市計画税においても住民の理解が得られなければ、いつから実施するという事は考えておらんとということで答弁いただきました。

私たち日本共産党市議団としまして、この地域財政計画もそうですけれども、合併後の18年度から23年度の決算と、24年度の決算見込みでも、やはり税収の実際の乖離があるということで、年間これが3億円以上少ない収入で見積もって、25年度でも取り崩して予定をしている財政調整基金の3億500万円ほどは実際に使わないつもりで予算に上げていると、財政課長の答弁でもありました。

また、毎年の支出予算について、予算に組んでいても使われないままに残ったお金が毎年4億数千万円もあるという状況でございます。その一方で、建設投資に使うお金、普通建設事業費でございますが、決算支出額に占める割合は平成18年度から23年度分ではこの西尾張9市の平均を30%も上回るこの弥富市の実態でございます。17.1%ということで、かなり大きい部分です。しかも、この中に含まれておるのは、企業立地支援事業交付金などはこの18年度から23年度の間10億円以上もあるということで、年平均で23億円使っているということでもございます。

23年度には約3.7億円、この企業立地奨励金は使っておりますけれども、積立金自体は大幅に、本来でいうと市の予算でいうと取り崩す方向で検討されておりましたけれども、結局その積立金は使わず、減るどころかむしろちょっとふえているという状況でございます。

市の財政力について、客観的な事実に基づいてしっかりと周知して、市民と市長を初めと

する市職員、議会、この共通の理解を得られるような、そうした財政の本質を明らかにしていくことを強く求めるものでございます。

そして、私たち日本共産党市議団が将来の財政見通しの中で一番心配しているというのは、やはり導入されてから15年たった消費税増税に対しての問題でございます。これが年間、この間9兆円も庶民の負担増が押しつけられて、平均給与は70万、国民総生産が10%、そんなふうに落ち込んでいる状況の中で、今、先進国の中で唯一成長できない国となっております。

そうした中で、国に対して、借金は支援できるというような状況はやはり不安であるということをお伝えしたいと。その結果、この消費税増税において、国の予算、税収と借金どちらが多いのかというような問題となって、国の地方税の財政負担の一部を要は地方が負担するような今状況になっている。これが本当に今の健全な国の財政としてはあり得ない、異常な方向だと私たちは考えております。

少子・高齢化社会のためにということで消費税が導入されたわけですが、これが25年間ですね。この間に消費税分でいうと264兆円の消費税が国のために納められたということですが、ただその一方で、同じ時期に大もうけを続ける大企業を中心とした法人税減税が行われて、法人三税が逆に246兆円も落ち込んでいるということでございます。

しかも、この法人税減税においては、赤字経営やもしくは薄利、本当に利益の薄い企業においてはほとんど恩恵のない減税額ということで、一部の利益の大幅に上がっている企業においては多額の減税額ということで、そういった企業をピックアップして集めたところによると、内部留保の調査をさせていただくと、260兆円丸ごと消費税増税分が企業にため込まれていると言っても過言じゃないということになっております。そして、そういった部分において、やはりこうした一部の企業だけが有益に利益をため込む。そうした税金のもともとの本来である所得再分配の機能を損なっているということでございます。

そういった状況において、今この市でも国に対しての過大な借金はできるだけ避けるべきだと私たちは考えており、そうした意味においても、この庁舎において縮減の方向で考えていただきたいということで、今回この趣旨として申し上げたところでございます。

市長が強く期待を表明されておりました民主党政権末期の税と社会保障の一体改革においても、民・自・公3党合意や政権与党となった自民党選挙公約でも、例えば保育料の問題でいうと、3歳児以上の保育料の無料化などが検討されて、結局どうなったかということ、幼稚園だけというような限定的なものになったり、やはりこうした部分においても国民の願いを大きく裏切るものとなっておりますということでございます。

来年、皆さん御承知のとおり4月から消費税増税、そして翌年の10月にもさらに増税されるということで、13.5兆円の国民の負担があるということでございます。年金の引き下げ、医療費や社会保険料の大幅な引き上げなどで、庶民にとっては大幅に、実質お給料1カ月分

を上回るような負担増となっているんです。

そうした中で、テレビや大手メディアの新聞などで消費税増税や安倍内閣の世界一企業が活動しやすいという宣伝のもと、基本的にはアベノミクス賛成というような中で、地方紙である中日新聞が唯一消費税の中止を求め、今一番国がやらなきゃならないことは何なのかということで、国の基盤である人口問題に正面から向き合い、根本的には若者が安心して暮らせる、そうしたライフステージを用意することだということで社説を相次いで発表しております。

そんな中で、先日行われた東京都議選で、久しく前進できなかった我が党日本共産党は、消費税増税反対と雇用、正社員が当たり前という社会……。

○議長（佐藤高清君） 那須議員、簡潔に討論をお願いしたい。

[発言する者あり]

○議長（佐藤高清君） 続けてください。

○4番（那須英二君） 正社員が当たり前という社会、やはりこういうのをつくり出していくことが、皆さんのこんな政治を変えたいという思いで前進させていただいております。

そうした社会において、ここからこの地方においても社会のあり方をそうした部分においてしっかり見詰め直して、なるべく将来の負担を残さない方向で考えていただきたいというふうに強く思うわけでございます。

そうした中で、今の問題において、土地の買収価格などの差額が大き過ぎるでないかというような市民の声が寄せられておったり、先ほど佐藤議員からもそうした趣旨の内容の発言があり、やはりもっと市民の声を聞くべきだということでございました。やはり市民の役に立つ市役所、市民とともに進める市政として、一層大きな役割を果たしていくことを強く求めて、私どもとしては反対の立場として討論をさせていただきたいと思っております。

以上で、私の討論として終わりますので、どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 賛成討論の方、ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。

私は議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

新庁舎建設に関する資金計画では、多くの財源に合併推進債の活用が予定されております。そして、この期限は平成33年度までに新庁舎を完成しなければなりません。現在の計画では、新庁舎の事業費は約53億2,000万円、財源としては財政調整基金が8億7,000万円、合併推進債を利用した起債44億5,000万円が予定されております。利息2%、30年償還で計算すると、

元利償還金は約59億6,000万円になります。これに対して40%の交付税措置がなされ、その額は約23億8,000万円、したがって実質の償還金額は約35億8,000万円となります。よって、実際に市が負担する金額は財政調整基金 8 億7,000万円と合わせ約44億5,000万円となります。

これに対して、合併推進債が利用できなくなった場合、同じ条件で行うとどうなるか計算してみました。まず起債は、一般単独事業として事業費の75%しかできなくなります。25%の自己負担が生じ、約13億円を財政調整基金より支出することになります。また、実質償還金額も合併推進債を利用した場合と比べると約14億円ほど多くなり、新庁舎の建設は非常に困難となります。

現在の弥富市庁舎の狭隘化、I s 値0.21という耐震性能の不安、不十分なバリアフリーといったさまざまな問題を解消し、十分な行政サービスの提供と市民のニーズや時代の要請に応えるためには、機能性、安全性、経済性にすぐれ、市民が利用しやすい、市民に親しまれる市民のための新庁舎の建設が急務であります。

このことから、新庁舎建設に必要な予算である議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）に賛成をし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高君） 次に、佐藤博議員、お願いをいたします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。

私は、議題となっています追加補正予算第2号のうち、土地取得費及び物件補償費について、19日の提案時に、さらにまた本日の総務委員会の審議状況質問でも明らかにしてきましたように、弥富市民にとっては極めて不可解な補正予算であります。

今、平野議員が賛成をされたわけでありませうけれども、これこそまさに考えなきゃならん問題だと私は思っておるわけでありませう。何でも早くやればよいということじゃなくて、やっぱり金の使い道というのは極めて重要なんです。その点を私はしっかりと皆さん方に申し上げて、反対というよりも私は継続審議を求めるという立場で討論させていただきます。

る問題点を指摘し、継続審議と再検討を求めたい、これが私の目的であります。

第1に、新しい庁舎を建設するならば、まず土地の確保をしてから建設事業計画を進めるということは常識中の常識であります。これを見誤ったために、地主の方の過大な要望に応えなければ用地を取得することができず、貴重な財源、すなわち今までに例のない市民の多額な税金を余分に支出しなければならないという事態を招いたということをも私達はきちっと確認することでありませう。

そのために、特に規定外の問題が生じたために議会の議決が必要になっているのであります。自分の金で支出する場合なら、慎重に計算もして余分な支出は謹むでしょう。他人、いわば公金であるから、自分の腹は痛まないから、過大な支出であっても議会を通過させれば問題ではないといったような考えがもしまかり通ったとしたら、これは許されるものではあ

りません。

議会としても、充実した審議が必要であります。そのために、内容についても詳細に吟味し、急ぐだけでなく市民の反応を見きわめながら、慎重に審議することを私は提起しております。

続いて第2に、さらに弥富市にとっては二度と得がたい貴重な財産である土地を代替地として放出するという、例のない弥富市政市場に一大汚点を残すという暴挙を強行しようとしておられるのではないかと危惧をしております。

弥富駅周辺を整備しようとするならば、せつかく公共用地として所有しているあのような貴重な土地を、再び取得することができるであろうか。苦勞して土地を取得した経験を持つ者でなければ、このことはわかりません。

このような重大な事態を正しく解明することこそ、議会の使命であり、ただ了承するだけならば議会も重大な過ちを犯すことになるということをまず承知していただきたいと思うのであります。議会も機能が正常に働いているか、これが問われている問題でもあります。

思い起こせば昭和30年4月に、弥富町と鍋田村、市江村の一部が合併し新しい弥富町が誕生しました。合併条件の一つとして、融和策を図るために中学校を統合し、弥富中学校、現在の日の出小学校であります。に新しい弥富中学校が建設され、昭和33年に統合された中学校として弥富町の全中学生が通学することとなり、鍋田中学校は廃校となりました。

その後、東末広出身の飯田病院の経営者である飯田さんが、鍋田中学校の跡地に高等学校をつくりたいとの申し出があり、弥富町議会で協議がされたと聞いております。賛否両論があったとは聞いておりますが、結果的に、無償で飯田さんに寄附をし、鍋田中学校の校舎を活用して飯田学園弥富高等学校が開校されたのであります。学校経営の未経験が原因と私は申し上げますが、学園紛争が起り、教師たちのストライキまで発展したのであります。

昭和46年、私が町長に就任しました。町民の方から厳しい批判も出始め、飯田さんに事態の収束を要請しました。また、教師側の代表者の方にも鎮静を促しました。その後、飯田学園弥富高校を全て売却し、愛西学園弥富高等学校となり、新しく校舎も建設され、看護科もでき一応体制は整ったようでありましたが、以来、経営者、経営母体は数回変わっておるのであります。土地名義も移っており、弥富町は全く関与することはできなくなったのであります。ことし4月、弥富高校という名称は完全に消滅し、黎明高校となり、弥富町が土地を提供して開校できた高校であるということを知り得る人もほとんどなくなったと思います。

飯田学園が売却して愛西学園に変わったとき、弥富町議会の中では土地譲渡を議決した当時の議員の批判合戦が再び飛び交ったのであります。あの議員とこの議員が賛成したからいかんとか、中には疑惑をささやかれた方もありました。厳しい批判の中で、あの鍋田中学校の敷地が残っていたら、あのように入用できた、このようなこともできた、ここに何々がで

きたといったことを、私は当時の先輩議員から聞きました。

その中で、まとまっている町有地は絶対に手放してはならん。二度と後で手に入れることはできないという大変貴重な意見を聞いたのであります。後で後悔することのないようにしっかりやれということも私は言われたのであります。このような経験から、貴重な市有地を手放すことには絶対反対であります。したがって、土地譲渡の賛否は各自公開すべきであると私は考えております。

3点目は、服部市長は厳しい財政状況を指摘し、都市計画税の導入をも示唆し、一部商工会員の中で話題にも上がっております。

厳しい財政状況を語る前に、財源の有効活用を図ることこそ重要なことであると思えます。今回の場合を考えると、一般市民にとっては理解しがたいような度を超した上積みや、無駄とぜいたくであると考えられるような厳しい問題になっておることを私たちは考えなければなりません。

この点、特に言葉の内容と行動の不一致が目立つのではないのでしょうか。言葉はごまかすことができても、行動はごまかすことができません。国家の外交とか防衛とか、科学技術といった機密問題でもありません。予算書に金額は計上され、地主の名前も明らかになっておるわけでありまして。適正な内容であるなら公開すべきであり、公開しないために疑問と不信を招いているのであります。

4点目は、私は移転計画を提案してきましたが、厳しい財政状況を考えるとともに、現在の場所でどうしても建設しなければならないということであれば、土地を取得しなくても現在地で建設する工夫をすべきであると考えるのであります。

今まで進めてきたというメンツにこだわることなく、規模を縮小してでも、知恵を出し合い事態を収束することを考えることが重要であると思っております。

最後の5点目は、市民を侮ってはならないということでありまして。

市長も議会も、透明度を高め常にガラス張り行政運営を強調しております。今回のような、市及び市民全体の損益にかかわるような重要な問題については、当然、市民の意向調査をすべきであります。

委員長質問でも述べたように、市民の大半は新庁舎が建設される予定であることは、十分とは言いませんけれども、ほとんどの人が知り得ていると思えます。しかし、一部の用地取得について難航していることについては知られていないのであります。

このような上積み価格を税金で負担しなければならないこと、しかも二度と得がたい貴重な市の財産である土地が代替地として提供しなければならないことと、市民に堂々と説明をし議論する機会を設けてもいいのではなかろうか。市長側と議会側と共催によるタウンミーティングを早急に開催し、その結果を尊重して方向なり議決なりすることこそ、私はガラス

張りの行政運営と言えるのではないかと、このように考えるのであります。

議員は市長に対して忠実であるのではなく、市民に対して忠実でなければなりません。何も困難な問題ではありません。1カ月もすれば十分であり、臨時議会も開催して結論を出せばいいことであります。

したがって、土地取得費及び物件補償費のみ継続審議として、タウンミーティングを開催されることを要求しておるのであります。強行採決をされるという暴挙になったとするなら、市民の不信、批判を招くことになり、私としてもその対応を十分考えなければならないと、このように考えておるところであります。議員各位の賢明な御判断を仰ぎたいと、こういうふうに思います。

以上をもって討論いたします。

○議長（佐藤高清君） 賛成討論の方、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 小坂井実議員。

○13番（小坂井 実君） 小坂井でございます。

議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論を申し上げます。

弥富市役所庁舎は、昭和41年の建設以来47年経過し、施設設備の老朽化、狭隘化、耐震性の不安、防災災害対策の拠点としての機能不全、情報化等への対応の限界など、さまざまな問題を抱えています。

東海・東南海・南海地震、あるいは3連動地震の大地震の発生する可能性が高まり、膨大な被害が想定される中、木曾川河口にある本市は市内のほとんどが海拔ゼロメートル以下の地域であるため、液状化に対する潜在的危険性を持っていることを加え、南部地域は名古屋港に面するなど、地域の特性に即したきめ細かな地震対策が、また津波対策が必要であります。

特に、東日本大震災において庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対する防災拠点としての市庁舎の安全確保、及び庁舎の倒壊から来庁されている市民や職員の身体・生命を守るため、災害に強い庁舎の整備は緊急の課題であります。さらに、新庁舎建設は将来の本市発展の大きな柱であり、生活文化圏の拠点としての役割を担うものであります。

こうしたことから、早期に庁舎建設に取りかかるため、提出されている議案第41号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）に賛成をいたします。

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第36号及び議案第37号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第39号及び議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第8、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 正 信

同 議員 大原 功